

令和2年第5回小山町議会9月定例会会議録

令和2年8月27日（第1日）

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藪田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君	介 護 長 寿 課 長	山本 智春君
健 康 増 進 課 長	杉山 則行君	商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君
フロンティア推進課長	湯山 浩二君	都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君
建 設 課 長	山口 幸治君	上 下 水 道 課 長	遠山 洋行君
会計管理者兼会計収納課長	渡辺 史武君	こ ども 育 成 課 長	大庭 和広君
生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君	総 務 課 課 長 補 佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 後藤 喜昭君 議 会 事 務 局 書 記 池谷 孝幸君

会議録署名議員 5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君

散 会 午後3時07分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度小山町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第 5 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第 7 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第 8 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第 9 報告第16号 令和元年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について
- 日程第10 報告第17号 令和元年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第11 報告第18号 令和元年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第12 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について
- 日程第14 同意第6号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第78号 工事請負契約(変更)の締結について
(令和元年度 町道3975号線道路改良舗装工事)
- 日程第16 議案第79号 工事請負契約(変更)の締結について
(令和元年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 町道2316号線南の原
橋外1橋橋梁補修工事)
- 日程第17 議案第80号 工事請負契約(変更)の締結について
(令和元年度(仮称)すがぬまこども園造成工事)
- 日程第18 議案第81号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議案第82号 町道路線の廃止について
- 日程第20 議案第83号 小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
- 日程第21 議案第84号 小山町足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第85号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第86号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第87号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第88号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第26 議案第89号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第90号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)

- 日程第28 議案第91号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第92号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第93号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第94号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第95号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第96号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第97号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第98号 令和2年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）

（追加日程）

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第100号 工事請負契約の締結について
（令和2年度 社会資本整備総合交付金事業 町道大胡田用沢線道路改良舗装工事）
- 追加日程第3 議案第101号 工事請負契約の締結について
（令和2年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 町道1181号線（坪入橋）橋梁補修工事）
- 追加日程第4 議案第102号 工事請負契約の締結について
（令和2年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線道路改良舗装工事）
- 追加日程第5 議案第103号 工事請負契約の締結について
（令和2～3年度 社会資本整備総合交付金事業 須走浄化センター長寿命化対策電気設備工事）

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和2年第5回小山町議会9月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 遠藤 豪君、6番 佐藤 省三君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの23日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの23日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第10号から議案第99号までの46議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。令和2年第5回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席を賜り大変ありがとうございます。

今回提案をいたしましたのは、専決処分の承認1件、報告7件、同意3件、工事請負契約（変更）の締結3件、町道路線の廃止1件、条例の制定2件、条例の一部改正3件、補正予算12件、決算の認定13件、水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計46件であります。

初めに、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町一般会計補正予算（第5号））についてであります。

本件は、7月17日付で、ふるさと納税の対象となる団体として、総務大臣から指定されたことを受け、ふるさと納税を速やかに再開するため、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、予算の総額を131億9,424万1,000円とする、令和2年度小山町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第12号 専決処分の報告についてであります。

本案は、令和2年5月1日に、町道管理の瑕疵によって発生した自動車損傷事故の損害賠償の額について、地方自治法の規定により決定し専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第13号 専決処分の報告についてであります。

本案は、令和2年7月11日に、町道で発生した自動車損傷事故の損害賠償の額について、地方自治法の規定により決定し専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第14号 専決処分の報告についてであります。

本案は、令和2年7月11日に、町道で発生した自動車損傷事故の損害賠償の額について、地方自治法の規定により決定し専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第15号 専決処分の報告についてであります。

本案は、令和2年7月12日に、町道で発生した自動車損傷事故の損害賠償の額について、地方自治法の規定により決定し専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第16号 令和元年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

令和元年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第17号 令和元年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第18号 令和元年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

本件は、本年12月31日で任期満了となります委員の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、同意第6号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第78号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和元年度町道3975号線道路改良舗装工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第79号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和元年度町道2316号線南の原橋外1橋橋梁補修工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第80号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和元年度（仮称）すがぬまこども園造成工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第81号 小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策及び総合文化会館の雨漏り修繕を速やかに実施するため、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億441万9,000円を追加し、予算の総額を133億9,866万円とするものであります。

次に、議案第82号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、小山町生土地内に認定されている既存の町道路線を廃止しようとするもので、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第83号 小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症への対策として、感染予防対策、生活支援対策、地域経済対策等を実施するための基金条例を制定するものであります。

次に、議案第84号 小山町足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、小山町足柄駅前広場の設置及び管理につきまして必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第85号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、いわゆるデジタル手続法の施行に伴い、通知カードの再発行等の手続の廃止が行われたため、通知カードの再発行に係る条例の規定を削除するなど、小山町手数料条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第86号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、一定の要件を満たす第1号被保険者の

介護保険料の減免に対し、国から財政支援が示されたことに伴い、これに応じた本町の介護保険料の減免措置を講ずるため、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第87号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、新産業集積エリア工業団地が完成したことにより、小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第88号から議案第98号までについては、一般会計のほか、10の特別会計の補正予算であります。

初めに、議案第88号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9億4,580万9,000円を追加し、歳入歳出総額を143億4,446万9,000円とするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第89号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億6万4,000円を追加し、歳入歳出総額を20億4,936万4,000円とするものであります。

次に、議案第90号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和元年度決算により、歳入の繰越金を7万2,000円減額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を559万6,000円とするものであります。

次に、議案第91号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ61万7,000円を追加し、歳入歳出総額を2億4,386万7,000円とするものであります。

次に、議案第92号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ550万円を減額し、歳入歳出総額を2億2,313万6,000円とするとともに、継続費及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第93号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,062万2,000円を追加し、歳入歳出総額を21億3,062万2,000円とするものであります。

次に、議案第94号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,497万7,000円を追加し、歳入歳出総額を2億6,297万7,000円とするものであります。

次に、議案第95号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億9,900万9,000円を追加し、歳入歳出総額を7億6,915万6,000円とするものであります。

次に、議案第96号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和元年度決算により、歳入の繰越金を10万1,000円減額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を6,949万9,000円とするものであります。

次に、議案第97号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和元年度決算により、歳入の繰越金を10万9,000円減額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を4億3,819万1,000円とするものであります。

次に、議案第98号 令和2年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和元年度決算により、歳入の繰越金を9,000円増額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を339万円とするものであります。

次に、認定第1号から認定第13号までと議案第99号の令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の13件について御説明申し上げます。

初めに、認定第1号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の「主要な施策の成果と予算執行状況報告書」の3ページをお開きください。

令和元年度一般会計の決算額は、歳入総額183億5,467万4,000円で、前年度対比50.0%の減、歳出総額167億2,381万9,000円で、52.4%の減となり、歳入歳出差引額は16億3,085万5,000円となりました。この差引額には、足柄SA周辺地区開発道路整備事業ほか2件の通次繰越しの充当財源、駿河小山駅再開発まちづくり検討支援ほか25件の繰越明許費の充当財源及び町道上野大御神線舗装補修工事ほか2件の事故繰越の充当財源、合わせて10億9,125万2,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差引きすると、5億3,960万3,000円が実質収支額となり純繰越金となりました。

これから前年度の実質収支額5億1,917万9,000円を差し引いた単年度収支額では、2,042万4,000円の黒字となりました。また、実質収支額を標準財政規模（54億6,259万3,000円）で除した実質収支比率は9.9%となりました。

歳入、歳出減額の主な要因は、ふるさと寄附金の歳入の減と、ふるさと寄附をしていただいた方への返礼品に係るふるさと振興事業費の減によるものであります。

歳入について、前年度と比較しますと、全体で183億4,375万7,000円減少いたしました。

減少したものは、ふるさと寄附の減少により寄附金が244億127万5,000円の減、受託事業収入の減に伴う諸収入2億7,624万3,000円の減が主なものであります。

一方、増加したものは、固定資産税の増加による町税が1億8,965万8,000円、特別交付税の増加による地方交付税が2億880万6,000円、総合計画推進基金や教育振興基金の繰入れによる繰入金39億8,445万2,000円の増が主なものであります。

歳出につきまして、前年度と比較すると、全体で183億7,625万5,000円の減少となりました。

目的別に見ますと、総務費がふるさと振興事業や総合計画推進基金積立金及び教育振興基金積立金の235億9,419万8,000円、衛生費がRDFセンター解体受託事業の終了により1億8,319万8,000円の減となりました。

一方、増加したものは、商工労働費が新産業集積エリア造成事業特別会計への繰り出しなどにより22億1,104万8,000円、消防費が台風19号による緊急業務などにより1億9,108万4,000円、教育費が小中学校等空調設備整備により11億7,572万3,000円、台風19号の影響により災害復旧費が2億5,961万1,000円の増となりました。

また、性質別に見ますと、義務的経費が38億2,937万3,000円で全体の22.9%、投資的経費が52億9,066万6,000円で全体の31.7%となりました。

なお、義務的経費のうち、人件費は19億5,705万1,000円で、前年度対比で5,749万3,000円の増、扶助費が9億9,906万8,000円で、前年度対比4,019万8,000円の増、公債費は8億7,325万4,000円で、対前年度比115万1,000円の減となりました。

投資的経費では、普通建設事業費は48億8,705万3,000円で、前年度対比16億4,296万9,000円の増となり、災害復旧事業費が4億361万3,000円で、前年度対比4億28万円の増となりました。

日本経済は、戦後2番目の長さとなる経済成長により、企業収益が増加し、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続いていましたが、昨年10月の消費税増税、そして今年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により景気後退の局面に入りました。

小山町におきましては、平成30年中の企業立地や設備投資により、歳入の根幹である町税が増加に転じ、また、ふるさと寄附金により積立てを行った基金の活用により、殖産興業遺産である豊門公園整備及び森村橋復原整備、足柄地区拠点整備事業、小中学校等の空調設備の整備、給食費の無償化、こども園の整備事業などに取り組みました。

また、ふじのくにフロンティアを拓く取組として、工業団地アクセス道路整備、新東名関連町道整備及び都市計画道路整備事業を推進しました。

一方、昨年10月の台風19号による災害復旧への対応、新産業集積エリアにおけるごみ処理費用への対応など、厳しい財政運営となりましたが、事業の見直しなどによる財源の創出に努めました。

以上、令和元年度一般会計の決算の概要を説明いたしました。その細部につきましては、お

手元の「主要な施策の成果」を御参照ください。

次に、認定第2号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は、20億4,566万9,000円で、前年度に比べ1,469万7,000円の減であります。歳出総額は18億7,760万5,000円で、前年度に比べ1,467万1,000円の増であります。

本会計の実質収支額は、1億6,806万4,000円であります。

次に、認定第3号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は736万7,000円、歳出総額は593万9,000円となりました。

本会計の実質収支額は、142万8,000円であります。

次に、認定第4号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億3,038万7,000円で、前年度に比べ911万6,000円の増、歳出総額は2億2,927万円で、前年度に比べ873万1,000円の増、実質収支額は111万7,000円であります。

次に、認定第5号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億824万4,000円、歳出総額は2億478万8,000円で、実質収支額は345万6,000円であります。

次に、認定第6号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出総額は、5億494万4,000円であります。

次に、認定第7号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は19億3,843万5,000円で、前年度に比べ1,282万4,000円の減、歳出総額は17億9,126万1,000円で、前年度に比べ6,389万3,000円の減、実質収支額は1億4,717万4,000円であります。

次に、認定第8号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は3億187万4,000円、歳出総額は2億689万7,000円で、実質収支額は9,497万7,000円であります。

次に、認定第9号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は54億3,764万3,000円、歳出総額は46億6,848万8,000円で、実質収支額は7億6,915万5,000円であります。

次に、認定第10号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億9,177万2,000円、歳出総額は1億9,166万8,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源5,000円を差し引いた実質収支額は9万9,000円であります。

次に、認定第11号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2,694万4,000円、歳出総額は3,736万6,000円で、実質収支額は1,042万2,000円の赤

字であります。

次に、認定第12号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は9億4,346万4,000円、歳出総額は9億4,334万円で、これから翌年度に繰り越すべき財源3万2,000円を差し引いた実質収支額は9万2,000円であります。

次に、認定第13号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は345万9,000円、歳出総額は40万5,000円で、実質収支額は305万4,000円であります。

次に、別冊になっております決算書の議案第99号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出の収入額3億3,972万5,000円に対し、支出額は2億9,757万9,000円となり、当年度の純利益は2,957万1,000円であります。また、資本的収入及び支出は、収入額1億3,672万7,000円に対し、支出額は2億3,602万4,000円となりました。なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました46議案につきましての提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第90号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)、議案第96号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)、議案第97号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)及び議案第98号 令和2年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)を除きまして、同意案件につきましては私から、その他の案件につきましては関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度小山町一般会計補正予算(第5号))

○議長(池谷洋子君) 日程第4 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度小山町一般会計補正予算(第5号))を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(野木雄次君) 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、7月17日付で、ふるさと納税の対象となる団体として、総務大臣から指定されたことを受け、ふるさと納税を速やかに再開するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度小山町一般会計補正予算(第5号)を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、予算の総額を131億9,424万1,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

補正予算書の6ページをお開きください。

19款1項5目ふるさと寄附金を1億円増額しますのは、ふるさと納税再開によるふるさと寄附金を見込むものであります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

7ページ、2款1項4目財産管理費、説明欄(3)基金管理費を5,600万円追加しますのは、ふるさと納税による寄附の活用希望に合わせ、教育振興基金積立金2,200万円、総合計画推進基金積立金3,400万円を見込むものであります。

次に、7ページから8ページにかけまして、2款8項1目広報広聴費、説明欄(5)ふるさと振興事業費を4,304万6,000円追加しますのは、ふるさと納税返礼品3,062万5,000円、ふるさと納税ポータルサイト利用料891万円のほか、ふるさと納税に係る事務費であります。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第10号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、承認第10号はこれを承認することに決定しました。

日程第5 報告第12号 専決処分の報告について

日程第6 報告第13号 専決処分の報告について

日程第7 報告第14号 専決処分の報告について

日程第8 報告第15号 専決処分の報告について

○議長(池谷洋子君) お諮りします。日程第5 報告第12号から日程第8 報告第15号までの専決処分の報告についての4議案については、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、日程第5 報告第12号から日程第8 報告第15号までを一括議題とします。

日程第5 報告第12号から日程第8 報告第15号までの専決処分の報告について、一括して報

告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第12号 専決処分の報告についてであります。

議案書は6ページを御覧ください。

本案は、町道において発生しました自動車損傷事故について損害賠償の額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

事故の概要でございますが、令和2年5月1日午前8時20分頃、当該車両が菅沼地内の町道七曲阿多野線を走行中、対向車と擦れ違う際に車両を左に寄せたところ、道路側溝のグレーチングを跳ね上げ、車両の左側後部を損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金42万1,366円を町が支払うことで示談が整い、7月16日に専決処分をしたものであります。

続きまして、報告第13号であります。

議案書は9ページであります。

本案も、町道において発生いたしました自動車損傷事故につきまして損害賠償の額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

事故の概要でございますが、令和2年7月11日午後8時頃、当該車両が桑木地内の町道桑木新柴線を足柄駅方向に走行中、断続的に降り続いた雨により生じました舗装の損壊による穴に車両左側の前輪後輪が落ち、タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金7万202円を町が支払うことで示談が整い、8月4日に専決処分をしたものであります。

続きまして、報告第14号であります。

議案書は12ページであります。

本案につきましても、町道において発生した自動車損傷事故について、地方自治法の規定により議会に報告をするものであります。

事故の概要は、令和2年7月12日午後5時45分頃、当該車両が桑木地内の町道桑木新柴線を足柄駅方向に走行中、断続的に降り続いた雨により生じました舗装の損壊による穴に車両左側の前輪後輪が落ち、タイヤを損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金1万1,990円を町が支払うことで示談が整い、8月6日に専決処分をしたものであります。

最後に、報告第15号であります。

議案書は15ページであります。

本案につきましても、町道において発生した自動車損傷事故について、地方自治法の規定により、損害賠償の額等を議会に報告をするものであります。

事故の概要は、令和2年7月12日午後6時頃、当該車両が桑木地内の町道桑木新柴線を足柄駅方向に走行中、舗装の損壊による穴に車両左側の前輪後輪が落ち、タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金39万4,110円を町が支払うことで示談が整い、8月11日に専決処分をしたものであります。

なお、4件とも、賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、全額補填をされます。

今後、町道の維持管理及び事故防止につきましては、更に細心の注意を払い、管理をしてまいり所存でありますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、同様の案件を4件、現在示談交渉中でありまして、示談が成立し専決処分が済みましたら、これらにつきましても速やかに議会に報告をいたしますので、これにつきましても御理解をいただきますよう、併せてお願いを申し上げます。

報告は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 報告第16号 令和元年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長（池谷洋子君） 日程第9 報告第16号 令和元年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 報告第16号 令和元年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

議案書は18ページからとなります。

本件は、平成30年度から令和元年度までの2か年にわたる継続費を設定し、実施いたしました北郷小学校放課後児童クラブ整備事業と豊門会館改修事業の2件であります。

北郷小学校放課後児童クラブ整備事業は総額4,880万円、豊門会館改修事業は総額2億488万5,880円を支出して、2件の継続事業が全て終了し、決算しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調製しました報告書を提出するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第10 報告第17号 令和元年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第10 報告第17号 令和元年度小山町一般会計等健全化判断比率の報

告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 報告第17号 令和元年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

議案書20ページをお開きください。

令和元年度の小山町の健全化判断比率についてであります。算定した基礎数値及び4指標について、7月30日に監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。代表監査委員から令和元年度決算審査の意見と併せて報告がございまして、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、初めに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。

その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが実質赤字比率であります。

令和元年度の小山町の標準財政規模は54億6,259万3,000円で、令和元年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて5億4,103万1,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないということになります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計をはじめ、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

令和元年度の実質収支額等の合計は、19億2,162万5,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないということになります。

次に、実質公債費比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成29年度から令和元年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値を表したものであります。

この実質的な公債費相当額とは、年度ごとに支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、特別会計及び事業会計へ支出している一般会計からの繰出金、並びに出資金のうち公債費に準ずるものと、債務負担行為のうち土地の購入費用などの公債費に準ずるものや、広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち公債費に準ずるものなどを含めた合計額から、それらに充てた特定財源などの額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は8.1%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」とは、一般会計の地方債残高84億3,167万9,000円や、公営企業債等繰入見込額1億5,171万6,000円のほかに、広域行政組合などの一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高57億8,517万5,000円や交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

前年度に引き続き、令和元年度も、将来負担額よりも充当可能財源等が多いため、将来負担比率は算定されません。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第11 報告第18号 令和元年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第11 報告第18号 令和元年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 報告第18号 令和元年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

議案書は21ページをお開きください。

本件は、先の報告第17号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和元年度の決算数値を基に算定し、7月30日に監査委員の審査を受けたところであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかを表す指標であります。

個々の会計の状況ですが、初めに、下水道事業特別会計の実質収支額は345万6,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、宅地造成事業特別会計の実質収支額は、9,497万7,000円の黒字となり、土地の売払い収入見込額と地方債残高の差引きでも黒字でありますので、下水道事業会計と同様に、資金不足比率は算定されないということとなります。

次に、新産業集積エリア造成事業特別会計の実質収支額は、7億6,915万5,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、上野工業団地造成事業特別会計の実質収支額は、9万9,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、木質バイオマス発電事業特別会計の実質収支額は、1,042万2,000円の赤字となっており、前年度繰上充用金792万1,000円を除いた資金不足額は250万円となり、売電収入から営業外収益を除いた2,548万8,000円で除した9.8%が資金不足比率として算定されます。

次に、小山P A周辺開発事業特別会計の実質収支額は、9万2,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、温泉供給事業特別会計の実質収支額は、305万4,000円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

最後に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計の資金不足比率は貸借対照表の流動資産総額から貸倒引当金を加えたものから、翌年度へ繰り越す財源を差し引いたものから流動負債総額から建設改良費等の財源に充てるための企業債及び引当金を差し引きしますと、1億6,084万2,000円の黒字でありますので、資金不足比率は算定されないということとなります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（池谷洋子君） 日程第12 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置しております。

この委員のうち、平成23年10月1日から委員をお願いしております米山恒久さんが、9月30日

で任期満了になります。米山さんには、3期9年間委員を務めていただいております。

後任に、北郷地区の棚頭区にお住まいの小野和枝さんを委員として選任いたしたく、お願いするものであります。

小野和枝さんは、御殿場市役所を退職され、現在農業に従事しております。固定資産評価の知識が豊富であり、人格、識見ともに優れた方であり、選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間であります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

日程第13 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について

○議長（池谷洋子君） 日程第13 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき法務大臣の委嘱を受け、基本的人権の擁護、自由人権思想の普及、高揚を目的として活動を行っていただいております。

小山町の定員は5人で、現在各小学校区に1人ずつ、男性3人、女性2人が委嘱をされております。このうち4人の方が、本年12月31日で任期満了となり、北郷小学校区の芹澤 勝さんと須走小学校区の相野谷光子さんが退任されます。

芹澤さんは4期12年、相野谷さんは3期9年の長きにわたり、人権擁護委員としてお務めいた

だき、人権相談をはじめ、基本的人権の擁護や人権思想の啓蒙・普及に御尽力いただきましたことに、深く感謝申し上げる次第であります。長い間、誠にありがとうございました。

後任といたしまして、新たに北郷小学校区では小山町用沢454番地の常盤健一さんを、また、須走小学校区では小山町須走222番地の菅沼美智子さんを委員候補者として推薦するものであります。

常盤さんは、平成28年3月まで静岡県の教員として長年にわたり教鞭を執られた方であり、子どもの人権問題への造詣が深く、また広く地域社会の実情に通じ、人格、識見ともに高く、社会的人望も厚く、人権擁護委員にふさわしい方であります。

菅沼さんは、平成31年3月まで小山町役場に勤務され、地域社会の実情、行政に精通し、人格、識見ともに高く、社会的人望も厚く、人権擁護委員にふさわしい方であります。

また、湯山 久さんは3期9年、和田幸彦さんは1期3年にわたり御尽力をいただいておりますので、引き続きお願いをするものであります。

今回、候補者の推薦に当たり、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、同意第5号はこれに同意することに決定しました。

日程第14 同意第6号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（池谷洋子君） 日程第14 同意第6号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第6号 小山町教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

小山町教育委員会は、教育長と4人の委員で組織しております。その中で湯山伸彦さんが、本年9月30日をもって任期満了となります。

湯山さんは、平成28年12月1日に就任され、以来3年10か月にわたり、小山町の教育行政の推進に御尽力いただいております。

湯山さんは、人格高潔で地域からの信望も厚く、教育、学術及び文化について高い識見を有しておられ、教育委員に適任の方でありますので、引き続き教育委員に任命したいため、法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和6年9月30日までの4年間です。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第6号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、同意第6号はこれに同意することに決定しました。

日程第15 議案第78号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度 町道3975号線道路改良舗装工事）

○議長（池谷洋子君） 日程第15 議案第78号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度 町道3975号線道路改良舗装工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第78号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は22ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和元年度町道3975号線道路改良舗装工事について、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、町道3975号線の道路改良舗装工事の路体盛土工及び路床盛土工につきまし

て、当初計画では他の工事からの搬入土砂による盛土工を計画していましたが、昨年の台風19号の影響により、他の工事からの搬入土砂が不足をすることとなり、小山町公共残土置場の土砂を使用することといたしました。しかし、土質調査を行った結果、盛土に適さない土砂が大部分を占めていたことから、盛土材の土壌改良を行う必要が生じたため、新たに路体改良工及び路床入替工を計上するものであります。

変更による増額は4,131万2,700円で、総額2億9,651万2,700円となり、うち消費税相当額は2,695万5,700円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和3年1月29日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第79号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 町道2316号線南の原橋外1橋橋梁補修工事）

○議長（池谷洋子君） 日程第16 議案第79号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 町道2316号線南の原橋外1橋橋梁補修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第79号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は25ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和元年度防災・安全社会資本整備交付金事業町道2316号線南の原橋外1橋橋梁補修工事について、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容でございますが、当初計画では、NEXCO中日本が実施する東名高速道路の集中工事に合わせて交通規制し施工することで交通規制費を縮減する予定でありましたが、集中工事の工程が流動的であり、交通規制の開始時期が遅れることが判明し、本事業単独で交通規制

を開始する必要があるため、交通規制の経費を増額するものであります。

変更による増額は1,199万1,100円で、総額6,127万1,100円となり、うち消費税相当額は557万100円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和2年9月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第79号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第80号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度（仮称）すがぬまこども園造成工事）

○議長（池谷洋子君） 日程第17 議案第80号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度（仮称）すがぬまこども園造成工事）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第80号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は29ページになります。

本案は、本年2月臨時会において議決をいただいた令和元年度（仮称）すがぬまこども園造成工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の主な内容は、こども園建設事業の効率的な進捗を考慮し、防護柵等について造成工事で設置する箇所を増やします。また、掘削工を実施した結果、当初の想定より地盤が軟弱であり、工事車両の通行に支障が及ぶことから、敷鉄板を設置し作業道を確保する必要があるため、敷鉄板工を計上するものであります。

変更による増額は1,837万4,400円で、総額1億5,587万4,400円となり、うち消費税相当額は1,417万400円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、本年11月30日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第80号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第81号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（池谷洋子君） 日程第18 議案第81号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第81号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策及び総合文化会館の雨漏り修繕を速やかに実施するため、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億441万9,000円を追加し、予算の総額を133億9,866万円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

初めに、16款2項7目教育費国庫補助金を2,896万7,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染防止事業に対して、学校保健特別対策事業費補助金などの新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金を見込むものであります。

次に、16款2項10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億5,189万9,000円増額しますのは、国の第2次補正予算による増額を見込むものであります。

次に、7ページ、17款2項2目民生費補助金を455万3,000円増額しますのは、こども園等に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を見込むものであります。

次に、21款1項1目繰越金を1,900万円増額しますのは、令和元年度繰越金の一部を今回の補正予算の財源として増額するものです。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款1項7目電算管理費のうち説明欄（2）電算管理費を308万9,000円増額しますのは、職員のリモートワーク用機器及びシステム使用料であります。

次に、2款2項2目賦課徴収費のうち説明欄（3）徴収事務費を33万円増額しますのは、町税等のスマートフォンによるキャッシュレス決済導入のための電算システム改修費用であります。

次に、9ページ、3款3項3目こども園費のうち説明欄（2）こども園管理運営費を366万3,000円増額しますのは、こども園における3密対策のためのテーブル等の備品及び消毒液等感染症対策のための消耗品の購入費であります。

次に、同じく3目、説明欄（3）こども園維持管理費を130万7,000円増額しますのは、こども園における換気対策のための網戸設置工事費であります。

同じく3目、説明欄（5）民間こども園施設運営費180万円を増額しますのは、町内私立こども園に対する緊急包括支援交付金の間接補助であります。

次に、9ページから10ページにかけまして、3款3項4目子育て支援事業費を75万3,000円増額しますのは、放課後児童クラブ及び子育て支援センターにおける感染症対策のための消毒液等の消耗品購入が主なものであります。

次に、10ページ、4款1項2目予防費のうち説明欄（3）新型コロナウイルス感染症対策事業費を1,009万2,000円増額しますのは、相談及び検診における感染症対策として、飛沫防止パーティション等の購入及びオンライン相談システム導入費用のほか、町内医療機関における院内感染予防対策整備に対する補助金、小山町・御殿場市におけるPCR検査体制拡充のための地域外来・検査センターの運営及び施設整備に対する負担金が主なものであります。

次に、11ページ、6款1項1目商工振興費、説明欄（2）商工業振興費を3,987万5,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた町内事業者を支援するためのプレミアム商品券事業の実施に対する小山町商工会への交付金であります。

プレミアム商品券は、町内全世帯を対象に、500円券30枚つづりの50%プレミアム付商品券を販売するもので、発行額は1億円の予定であります。

次に、6款2項1目観光費のうち説明欄（2）観光振興費を324万円増額しますのは、町内事業者に対する物販、飲食、宿泊助成を、山中湖村、忍野村と連携し実施するものであります。

次に、同じく1目、説明欄（3）富士山観光事業費を360万円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対策のため開山できなかったことによる須走口の山小屋に対する経営支援を実施するものであります。

次に、12ページにかけまして、同じく1目、説明欄（6）富士箱根トレイル等維持管理費を259万9,000円増額しますのは、富士箱根トレイルへのタクシー及びバスの利用助成が主なものであります。

次に、6款2項2目、説明欄（2）町民いこいの家管理費を2,134万2,000円増額しますのは、町民いこいの家あしがら温泉の新型コロナウイルス感染症対策に係る指定管理者に対する支援を実施するものであります。

次に、8款1項5目災害対策費、説明欄（2）地震対策費を118万7,000円増額しますのは、指定避難所における3密対策及び情報収集のための放送受信設備整備が主なものであります。

次に、13ページ、9款2項1目学校管理費のうち説明欄（2）小学校管理運営費を6,750万2,000

円増額しますのは、小学校における感染症対策として、1年生から3年生用のタブレット端末等の整備、消毒液等感染症対策消耗品の購入、トイレ清掃業務委託費が主なものであります。

次に、同じく1目、説明欄(5)小学校施設整備費を423万円増額しますのは、小学校における換気対策として、網戸設置工事を実施するものであります。

次に、14ページ、9款3項1目学校管理費のうち説明欄(2)中学校管理運営費を792万3,000円増額しますのは、中学校における感染症対策として、消毒液等感染症対策消耗品の購入、トイレ清掃業務委託費が主なものであります。

次に、同じく1目、説明欄(5)中学校施設整備費を277万円増額しますのは、中学校における換気対策として、網戸設置工事を実施するものであります。

次に、9款4項3目図書館費、説明欄(2)図書館管理運営費を115万8,000円増額しますのは、図書消毒機の購入費用であります。

次に、9款4項4目生涯学習センター管理費、説明欄(2)文化会館等管理運営費を2,423万9,000円増額しますのは、体温測定器の購入費用及び生涯学習施設における換気対策のため網戸を設置する費用のほか、雨漏りにより天井の復旧修繕が必要となった和室等の工事費用及び研修棟の雨漏り対策工事費用であります。

最後に、15ページ、12款1項1目予備費を372万円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番(高畑博行君) 歳入及び歳出に関する質問を1件させていただきます。

6ページ、16款2項10目の1節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、歳出全般にわたって質問をさせていただきます。

この補正予算(第6号)の財源は、地方創生臨時交付金、教育費国庫補助金、民生費県補助金、前年度繰越金ですが、その使い道については8月19日付のプレスリリースでも詳しく書かれています。

今回の補正予算の一番大きな財源は、やはり国の地方創生臨時交付金の1億5,189万9,000円です。この地方創生臨時交付金を使った事業は、4款1項2目の予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業費1,009万2,000円や6款1項1目の商工業振興費の3,987万5,000円のプレミアム商品券の発行事業、6款2項1目の観光費3,078万1,000円などに充当をしているんでしょうけれども、その合計額を計算しますと8,000万円程度で、まだ交付金の半分程度です。残りの7,000万円余というのは、8款の消防費とか、9款の教育費にも充当しているのかどうなのか、その点を質問させていただきます。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

国の地方創生臨時交付金、歳入ですけれども、今回は1億5,189万9,000円、全体で今試算されたうち8,000万円程度合わないということなんですけれども、それにつきまして、今御確認されたとおり、9款の教育費であったり、その他4款の保健衛生費等、全ての事業をこの交付金を財源として実施するという計画になっております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 高畑議員、再質問はありますか。

○8番（高畑博行君） この地方創生の交付金というのは、前から使い勝手がいい交付金で、非常に自治体としては助かる交付金だというふうに聞いているわけですけれども、この予算書を見ても、どのお金がどこに使われているかというのがなかなか見えないんですよ。その意味でお聞きしたわけですけれども、多分、今私が言ったところの計算をしてみたら、約1億5,000万円の中の8,000万円程度しかなくて、まだ7,000万円はどこへどういうふうに使われているのかなということで疑問に思ったものですから。多分、教育関係の費用も相当額がこの地方創生の交付金から出ているんだろうなというふうな予想はできるわけですけれども、この予算書自体を見ても、どこに使われているのかというのが分からないものですから質問をしたわけですけれども。もしそこら辺でお答えができれば、お答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

予算書を見る中でいきますと、今回の地方創生臨時交付金が充てられているかどうかというところは、おおよその判断材料としましては、国庫補助金のところに金額が記載されております。予算書の表記の仕方としましては、国庫のところに入っているということです。

先ほどどのような事業にということだったんですけれども、全体にその事業の分野といたしましては、当然のことながらこども育成課の教育、それは小学校、中学校、さらにはこども園等に対する事業、あとは健康増進課の事業、商工ということになっております。

先ほど消防の方も御質問がございましたけれども、8款の方も当然この地方創生臨時交付金の方が充当されているということで、少なくとも今現在予備費が充当されているというところからも分かりますように、今回の2次臨時交付金分1億5,000万円については、全てこれらの事業に対して充当しているというところで、御理解いただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ちょっと何点か御質問させてください。

まず、12ページ、6款2項2目町民いきいの家の感染症対策補助金で2,100万円となっておりますけれども、7月15日に議員懇談会で確か説明を受けたものかなと思うんですが、このときの想定している臨時休館日数というんでしょうか、それとちょっと今回がなかなか当てはまらなかったもので、何日ぐらい、何%という言い方も変なんですけど、想定しているのか教えていただきたいと

思います。

それと同様に、12ページの8款1項5目ですか、BSアンテナとテレビが出ています。これは各指定避難所に多分一つずつなのかなと思うんですけども、その使用方法といいますか、どのような使用を想定されているのか。

それと、もう1点ですが、13ページ、9款2項1目小学校管理運営費の中にトイレの清掃費を、ちょっと私の認識が不足していたらお許しいただきたいんですが、小学校と中学校にトイレの清掃という形で330万円と280万円になっています。ちょっとこの辺がコロナの関係とどういう関連があるのか教えていただきたく質問いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 室伏 勉議員にお答えいたします。

先に6款2項2目町民いこいの家管理費用でございますけれども、何日という形ではなくて、コロナウイルスに影響し、町民いこいの家が4月から休業をしているというところの部分と、それから今回予算化したものは、これから第2波等々で臨時休業等も懸念される状況においての概算もそこに入っているわけでございます。ですので、費用を今後算定したところによって10か月分を算定し、計算して金額を出しているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 室伏 勉議員にお答えをいたします。

8款の備品購入費として計上してございます避難所用のBSアンテナとデジタルテレビでございますが、これは避難所の方で外界からの通信手段、それから情報が全く取り込めないということで、既に指定避難所11か所のうち6か所はBSアンテナを設置してございまして、今回その残りの5か所にBSアンテナと、それからアンテナだけでは仕方がございませんので、デジタルテレビを11か所全てにあてがうものとして考えてございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○子ども育成課長（大庭和広君） 室伏 勉議員の御質問にお答えをいたします。

13ページ及び14ページにございます小学校、中学校の管理運営費のトイレ清掃の件についてでございます。

学校のトイレにつきましては、児童生徒がこれまでは清掃の方を実施してまいりました。ところが、今回の新型コロナウイルスの感染の関係から、一時的にはございますが、文部科学省の方からも、各教室を含めて清掃については児童生徒はやらないようにというような指導があったところでございます。

また、最近については対策を講じた上でということで、だいぶ緩和はされてきているところでありますが、トイレ清掃については感染のリスクが高いということから、業者の方に委託をして

清掃を実施していきたいということで、今回の予算を計上したというところであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第81号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、企画政策課長から発言を求められていますので、これを許可します。企画政策課長。

○企画政策課長（清水良久君） 先ほど、午前中の高畑議員の質問について説明をいたします。

先ほど、1億5,100万円の第2次地方創生臨時交付金は、今回の第6号補正予算事業に全て充当しているという発言がありましたけれども、1億5,100万円に相当する今回の第2次の交付金分ですけれども、既に第1次交付金が配分された時点で、充当が足りないで町単独費で動いていた事業、それを対象として充当するという計画でございますので、1億5,000万円が全て2次に、2次配分事業として充当するという説明について誤りであったので訂正したいと思います。

以上でございます。

日程第19 議案第82号 町道路線の廃止について

○議長（池谷洋子君） 日程第19 議案第82号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第82号 町道路線の廃止についてであります。

議案書は31ページからであります。

本案は、道路法第10条第1項に規定する町道の廃止をしようとするため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

廃止する路線は、小山町生土地内の町道1027号線であります。現状道路としての形状を有していなく、当然一般の交通もなく、公の道路としての機能を有していないことから、路線を廃止しようとするものであります。

なお、廃止後の取扱いについてであります。隣接の地権者の方から払下げの要望を受けていることから、所定の手続にのっとり処理を進めていく予定であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第83号 小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第20 議案第83号 小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局长。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 議案第83号 小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてであります。

議案書は33ページからとなります。

本案は、拡大する新型コロナウイルス感染症への対策として、財政負担の軽減を図りながら、感染症予防対策、生活支援対策及び地域経済対策等を実施するために、基金を設立し条例を制定するものであります。今後のワクチン開発や町民の皆様へのワクチン接種の期間を考慮し、5年間の時限条例といたしました。

また、本条例は、7か条から構成をされており、第1条で設置・目的を、第2条で積立ての額を、第3条で基金の管理方法を、第4条で運用益金の処理を、第5条から第7条で繰替運用方法・基金の処分・委任等に関する事項をそれぞれ定めております。

最後に、本条例は公布の日から施行するものとしております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第84号 小山町足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第21 議案第84号 小山町足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第84号 小山町足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案書は35ページからであります。

本案は、足柄駅前広場が令和2年3月27日に完成し、利用をされていることから、その設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

それでは、順次説明をいたします。

36ページを御覧ください。

条例は19か条から構成され、第1条で目的を、第2条で広場の名称や施設等をそれぞれ定めております。

第3条では広場での禁止行為を、第4条では利用の禁止、制限事項を、第5条では利用の許可手続を、第6条では許可の取消し等の規定をそれぞれ定めております。

第7条から第9条において使用料に関する事項を、第10条から第12条では指定管理者に関することをそれぞれ定めております。

第13条から第17条において、利用者の義務や必要な措置等を、第18条では委任規定をそれぞれ定め、最後の第19条においては、罰則規定を定めることといたしました。

なお、条例の施行期日は令和2年10月1日としておりますが、条例施行までの間は普通財産として管理をしております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（鈴木 豊君） 条例に関連しまして、1点だけお伺いしたいと思います。

足柄駅前広場で金太郎のモニュメントの設置について前から要望してあるんですけど、地元からも設置要望がありますので、設置についてどのように考えているのか。1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 鈴木議員にお答えします。

まず、経過から説明しますと、足柄駅前広場の整備のときに、地元の説明会の中で、もともと

あった金太郎の像をどうするんだということがあったんですが、いろいろ中を見てもみると、老朽化が激しくて、移設が難しいということになっております。

今、議員御指摘のように、町長への手紙等でも金太郎像はどうするんだというようなことをいただいていますので、今後、商工観光課等とも相談をしまして、また地元等の設置位置とか、設置のイメージとか、そこら辺を検討しながら、前向きに検討したいと考えております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第85号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第22 議案第85号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第85号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は44ページをお願いいたします。

まず初めに、今回の手数料条例の一部改正につきましては、住民福祉部住民福祉課の内容と都市基盤部都市整備課の内容とかがございますが、補足説明は私から一括して御説明させていただきます。

改正の内容であります。住民福祉課関係では、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法の施行に伴い、デジタル手続法附則第1条第6号に掲げる通知カードの廃止に係る規定が令和2年5月25日に施行され、通知カードの記載事項変更及び再交付等の手続の廃止が行われたことに伴い、通知カードの再交付に係る規定を削除するものであります。

次に、都市整備課関係では、都市計画図の電子化に伴い、白図等関連図面を交付する窓口サービスにつきまして、従来の印刷済みの図面を販売する方法から、用紙サイズを指定し、データから印刷する方法へと変更し、その費用を手数料として徴するものであり、小山町手数料条例の一部を改正するものであります。

本条例の施行日は、公布の日からとなります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第86号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第23 議案第86号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第86号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は45ページをお願いいたします。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、国から新型コロナウイルス感染症の影響下において、一定の要件を満たした方に行う介護保険料の減免に対する財政支援が示されました。

このことに伴い、本町でも国の財政支援を踏まえた減免措置を行うため、小山町介護保険条例の一部を改正するものです。今回の減免は、新型コロナウイルス感染症対策の時限的な規定であるため、本則ではなく、附則第8条を追加することにより対応するものです。

対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限を迎える保険料で、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った第1号被保険者、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年と比べ3割以上減少した場合で、減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得が400万円以下である第1号被保険者の保険料となります。

また、最後に、附則で本条例の施行日を公布の日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文

教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第87号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(池谷洋子君) 日程第24 議案第87号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長(高村良文君) 議案第87号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は48ページとなります。

本案は、本町が整備いたしました新産業集積エリアの工業排水管につきまして、来年度には進出企業の操業開始が見込まれるため、小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正し、現行の三つの工業団地と同様に、排水管を使用する企業から維持管理に要する経費の範囲内において、分担金を徴収できるようにするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたします。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番(遠藤 豪君) 1点だけお伺いします。

工業排水とはいえ、いわゆる上水道でいう工業用水じゃないわけですよね。上水をそのままという考えでよろしいのでしょうか。

それと、実際の排水を流す使用料というんですか、この辺についてはどのような考えを持っておられるんですか。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○経済産業部長(高村良文君) 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

こちらの工業排水管につきましては、上水道の処理水、それから今後井戸等できみ上げられた水の処理水等が流れるということになります。

また、費用につきましては、維持管理に関する費用ということですので、点検が必要になるといようなときに、点検をしたときの費用を頂くというような仕組みでございます。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) ほかに質疑はありますか。

○9番(岩田治和君) 議案第87号の工業排水管分担金徴収に係る質問をいたします。

既にこの分担金を徴収するという事には異議がないんですけど、昨年の台風19号の影響で、湯船原のハイテクパークの排水路が崩壊して、全面的に今工事が進められているわけですけど、このように湯船原工業団地及び新産業集積エリアが一緒になって、今、排水部分の工事は既に済んでおりますけど、この排水経路が安全率を十分確保しているのかどうか、大変私は疑問に思います。せっかく分担金も徴収するのですから、排水路の方もそれに応じた、安全率を見た工事になっているのかどうか。その点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 岩田議員にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在工事実施の湯船排水路につきましても、災害によって崩壊しておる状況でございますが、それは雨水の流水による被害が主なものでございまして、今回この工業排水管に企業さんが流し込むというのは、汚水、雑排水の方でございますので、その汚水を流す排水管の管の口径ですとか、その安全性につきましては、所定の計算により能力の方を十分クリアできるような形で施工してございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第88号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（池谷洋子君） 日程第25 議案第88号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第88号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9億4,580万9,000円を追加し、予算の総額を143億4,446万9,000円とするものであります。

初めに、6ページの継続費の補正であります。町道3975号線ほか1道路整備事業用沢工区の年割額の変更であります。

本事業は、新東名高速道路の側道として、NEXCO中日本に委託し事業を進めておりますが、

今年度の事業の進捗見込みに合わせ令和2年度予算を減額し、令和3年度の年割額を変更するものであります。

次に、7ページの繰越明許費の設定であります。

総務費、総務管理費の公用車購入事業は、主に林道等の管理に使用している小型オフロード車の老朽化による更新に当たり、納期に1年以上必要となり、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

民生費、児童福祉費の（仮称）すがぬまこども園整備事業は、造成工事において、昨年の台風19号及び新型コロナウイルス感染症の影響により、受注生産製品などの納品に時間を要しており、建築工事の年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

消防費の同報系無線設備デジタル化整備事業は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、小山消防署設置の録音機能つき卓上型遠隔制御装置の納品に時間を要しており、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。

中山間地域総合整備事業は、県営事業費の確定に伴う負担金の減額に合わせ、限度額の変更をするものであります。

公共道路整備事業は、社会資本整備総合交付金の国庫補助金の交付額に合わせて事業費を減額することに伴い、限度額の変更をするものであります。

臨時財政対策債につきましては、7月に決定しました発行可能額に合わせて限度額を増額するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

初めに、11款1項1目地方特例交付金を536万8,000円増額、12款1項1目地方交付税を9,910万7,000円増額しますのは、地方特例交付金と普通交付税の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定におきましては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため、普通交付税が交付されるものであります。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度0.902でありましたが、今年度は0.008ポイント減少し、0.894となりました。

次に、14款1項1目農林水産業費分担金を112万5,000円減額しますのは、静岡県で実施している中山間地域総合整備事業の今年度事業費に合わせて分担金を減額するものであります。

次のページ、16款2項1目総務費国庫補助金を568万7,000円増額しますのは、デジタル手続法の改正に伴うシステム整備費補助金の決定見込みに合わせて増額するものであります。

次に、16款2項2目民生費国庫補助金を181万5,000円増額しますのは、制度改正に伴う障害者自立支援システム改修に対する地域生活支援事業補助金の決定見込みに合わせて増額するものと、

税制改正に伴う後期高齢者医療システム改修に対する後期高齢者医療補助金の決定見込みに合わせて増額するものであります。

次に、16款2項5目土木費国庫補助金を1億4,664万2,000円減額しますのは、町道3975号線道路整備事業等の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に合わせて減額するものと、道路構造物長寿命化事業の防災安全交付金の交付額の決定に合わせて減額するものであります。

次に、16款2項6目消防費国庫補助金を119万8,000円増額しますのは、消防団設備整備費補助金の交付決定に合わせて増額するものです。

次に、12ページ、17款2項5目商工労働費県補助金を1,723万円増額しますのは、新型コロナウイルス感染拡大防止支援金及び協力金に対する県補助金の交付決定に合わせて増額するものが主なものであります。

次に、19款1項1目一般寄附金を600万円増額しますのは、新型コロナウイルス対策寄附金として御寄附いただいたものと、今年度の見込みに合わせ増額するものです。

次に、13ページ、19款1項2目総務費寄附金96万7,000円、同じく4目教育費寄附金を16万円増額しますのは、北郷支所備品購入及び芸術鑑賞会、市町対抗駅伝のために綱山五徳会様から御寄附を頂くものであります。

次に、19款1項5目ふるさと寄附金を400万円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対策に対する寄附を見込むものであります。

次に、20款1項2目新産業集積エリア造成事業特別会計繰入金を7億2,161万4,000円増額しますのは、事業の完了に伴う残余金を繰り入れるものであります。

次に、14ページ、20款2項2目須走地域振興事業基金繰入金を251万1,000円減額しますのは、新型コロナウイルス感染症対策による事業の見直しにより、繰入額を減額するものであります。

次に、20款2項5目教育振興基金繰入金を1,600万円減額しますのは、(仮称)すがぬまこども園整備事業において、工期延長により、今年度の施設備品購入を取りやめることとしたため、繰入額を減額するものであります。

次に、21款1項1目繰越金を3億9,060万2,000円増額しますのは、令和元年度の決算により、実質収支額が5億3,960万3,000円になったことによるものであります。

次に、15ページにかけまして、22款5項4目商工労働費受託事業収入を497万円減額しますのは、富士山の開山中止に伴い富士山保全協力金徴収業務を実施しないことによる減額であります。

次に、22款6項1目雑入を243万5,000円減額しますのは、富士山の開山中止に伴う5合目トイレ使用協力金の減額及び松田町営駐車場の利用者減により減額するものであります。

次に、23款1項1目農林水産業債を110万円減額しますのは、県営事業負担金の減額に合わせて減額するものであります。

同じく2目土木債を1億5,934万2,000円減額しますのは、事業費を社会資本整備総合交付金等の交付額の決定に合わせることに伴い減額するものであります。

次に、16ページ、同じく5目臨時財政対策債を2,600万円増額しますのは、普通交付税の交付額とともに決定されました発行可能額に合わせて増額するものであります。

次に、歳出予算の主なものについて説明いたします。

初めに、4月以降の人事異動等に伴い生じる職員人件費の補正について、給与改正等と同時に12月補正において人件費補正として一括提出しているところではありますが、今年度から始まった会計年度任用職員の給与費を含め、12月補正前までに予算に不足が生じる科目があるため、議会費のほか29の科目において調整するものであります。

17ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、説明欄(3)議会調査活動費については、行政視察交付金を105万円減額いただくことで、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金の財源に活用をさせていただきます。

次に、18ページ、2款1項4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を9億3,000万円増額しますのは、災害や不測の事態に備えるため、財政調整基金に積み立てる2億3,000万円、総合計画推進基金積立金6億円、庁舎建設基金積立金5,000万円、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金5,000万円であります。

次に、19ページにかけまして、同じく説明欄(4)庁舎管理費を502万8,000円増額しますのは、外来駐車場の防水及び庁舎照明器具の修繕料478万6,000円が主なものであります。

次に、同じく説明欄(5)公用車管理費を1,161万円増額しますのは、老朽化したバスなどを更新するため、マイクロバス1台、小型オフロード車1台、軽自動車1台の購入費用であります。

次に、2款1項5目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち説明欄(3)北郷支所管理費を140万1,000円増額しますのは、北郷地区における体育大会等で使用する屋外音響機器などの購入費用が主なものであります。

次に、20ページ、2款1項7目電算管理費を240万5,000円増額しますのは、本庁におけるプリンタ機器の集約化によるコストの削減と情報セキュリティ対策推進のため、印刷総合管理システムの導入に伴う費用が主なものであります。

次に、21ページから22ページにかけまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち説明欄(2)戸籍住民基本台帳事務費を408万5,000円増額しますのは、デジタル手続法改正に伴う住民基本台帳システムの改修費用が主なものであります。

次に、23ページ、2款7項4目広域行政組合管理費を1,297万円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の負担割合見直しについて、御殿場市との間で本年7月14日に合意したことによるもの、また、令和元年度決算に伴う負担金の精算と諸施設整備等基金に積立てを行う補正予算(第1号)によるものであります。

次に、25ページ、3款1項1目社会福祉総務費のうち説明欄(3)社会福祉協議会運営補助費を50万円減額しますのは、ふれあい広場の開催中止による助成金の減額であります。

次に、3款1項4目国民健康保険費、説明欄(2)国民健康保険特別会計繰出金を4,000円減額

しますのは、人件費の調整に伴うものであります。

次に、27ページ、3款2項1目老人福祉総務費のうち説明欄(2)高齢者福祉推進費を289万2,000円増額しますのは、町で設置しました須走デイサービス施設の浴槽用リフト老朽化に伴う更新費用が主なものであります。

次に、3款2項2目介護保険費のうち説明欄(2)介護保険特別会計繰出金を316万4,000円増額しますのは、人件費の調整に伴うものであります。

次に、28ページにかけまして、同じく説明欄(3)後期高齢者医療負担金を405万9,000円増額しますのは、医療給付費負担金の令和元年度分の確定に伴うものであります。

次に、28ページから29ページにかけまして、3款3項3目こども園費のうち説明欄(2)こども園管理運営費を2,203万円増額しますのは、子ども・子育て支援交付金などの令和元年度交付額確定に伴う、国・県への返還金のほか、各園の建物修繕などが主なものであります。

次に、同じく説明欄(3)こども園維持管理費を749万2,000円増額しますのは、すばしりこども園等の駐車場整備費用のほか、こども園業務支援システム用端末の更新に伴う通信費及び使用料が主なものであります。

次に、同じく説明欄(5)民間こども園施設運営費を258万2,000円増額しますのは、町内民間こども園に対する子ども・子育て支援交付金による間接補助を増額するものであります。

次に、同じく説明欄(6)こども園整備事業費を1,605万円減額しますのは、(仮称)すがぬまこども園整備事業において、造成工事工期延長に伴い、今年度中の園舎の完成ができなくなったことから、施設備品購入費の減額が主なものであります。

次に、30ページの3款3項4目子育て支援事業費のうち(3)放課後児童クラブ費を149万7,000円増額しますのは、旧足柄幼稚園舎を足柄小学校放課後児童クラブ施設として利用するための建物修繕及び備品購入が主なものであります。

次に、31ページの4款2項1目環境保全総務費のうち説明欄(2)環境保全事業費を100万円減額しますのは、毎年小学生に参加者を募り実施している水生生物調査事業について、感染症対策のため中止としたことから減額するものであります。

次に、同じく説明欄(7)広域行政組合斎場負担金214万4,000円及び(8)広域行政組合衛生センター負担金857万7,000円をそれぞれ増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の負担割合見直し及び補正予算(第1号)によるものであります。

次に、32ページ、4款3項1目清掃総務費のうち説明欄(2)塵芥収集事業費を500万円増額しますのは、収集運搬業務委託費用の年度末までの見込みにより増額をするものであります。

次に、4款3項2目塵芥処理費のうち説明欄(2)塵芥処理費を700万円増額しますのは、一般廃棄物最終処分場外周のり面崩壊箇所の復旧工事費用であります。

次に、同じく説明欄(3)広域行政組合富士山エコパーク負担金を1,963万7,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の負担割合見直し及び補正予算(第1号)によるものであ

ります。

次に、33ページ、5款1項3目土地改良事業費のうち説明欄（5）中山間地域総合整備事業費を350万円増額しますのは、新規地区の調査設計着手及び足柄金時地区の事業費増により負担金を増額するものであります。

次に、同じく説明欄（7）町単独土地改良事業費を260万円増額しますのは、地区要望による農業用水路の修繕に要する費用であります。

次に、34ページ、6款1項1目商工業振興費のうち説明欄（2）商工業振興費を500万円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対策経営支援緊急交付金の不足が見込まれるため増額をするものであります。

次に、35ページ、6款2項1目観光費のうち説明欄（1）人件費200万円、（3）富士山観光事業費1,448万5,000円、（4）交流人口拡大事業費700万円をそれぞれ減額しますのは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、富士山金太郎まつり、富士山の開山、フジゾンコランヒルクライム、ツアーオブジャパンなどが中止となったことから、職員時間外勤務手当、委託費及び負担金などを減額するものであります。

次に、同じく説明欄（6）富士箱根トレイル等維持管理費を820万円増額しますのは、金時公園遊歩道の修繕及び7月の降雨により崩壊した金時山登山道を復旧するための測量設計費用であります。

次に、37ページ、7款2項1目道路橋梁総務費のうち説明欄（2）道路橋梁総務費を1,000万円増額しますのは、県営事業により実施する町道桑木新柴線ほか1路線の農道保全対策事業について、県事業費の追加内示により負担金を増額するものであります。

次に、7款2項2目道路維持費のうち説明欄（3）公共施設地区対応事業費を1,000万円増額しますのは、町道の損傷補修を推進し、車両損傷事故を未然に防ぐため、道路維持補修作業費を増額するものであります。

次に、38ページにかけまして、7款2項3目町道整備事業費のうち説明欄（2）町道整備事業費を5,650万円増額しますのは、町道一色中日向線と町道大胡田用沢線との交差点部分の道路改良に係る測量設計業務委託費及び吉久保パークゴルフ場入り口となる町道3292号線改良に伴う測量、調査、道路敷地購入費、並びに小山地内町道1626号線道路改良舗装工事費であります。

次に、7款2項4目公共道路整備事業費のうち説明欄（2）公共道路整備事業費を3億600万円減額しますのは、社会資本整備総合交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものが主なものであります。

次に、39ページ、同じく説明欄（3）新東名関連町道整備事業費を2,620万円増額しますのは、新東名高速道路の事業進捗に合わせ、町道3975号線整備事業委託費を減額する一方、大御神地内町道3628号線ラウンドアバウト整備事業について、事業の進捗に合わせ道路照明及び標識設置工事を実施するものであります。

次に、7款3項1目河川費のうち説明欄(2)普通河川維持管理事業費を475万円増額しますのは、新規事業として県が実施する鮎沢川の河川海岸環境整備事業の県営事業負担金であります。

次に、7款4項2目都市計画費、説明欄(5)都市計画道路整備事業費を763万4,000円増額しますのは、都市計画道路大胡田用沢線の完成に伴う境界杭の打設費用であります。

次に、40ページ、7款4項4目下水道整備費、説明欄(2)下水道事業特別会計繰出金を160万9,000円減額しますのは、下水道事業特別会計における歳入歳出の収支及び人件費の調整によるものであります。

次に、41ページ、8款1項1目常備消防費、説明欄(2)広域行政組合常備消防負担金を4,489万5,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の負担割合見直し及び補正予算(第1号)によるものであります。

次に、8款1項5目災害対策費、(2)地震対策費を66万6,000円増額しますのは、地方自治体情報ネットワークL-G-WANを利用した住宅地図情報システム導入費用が主なものであります。

次に、42ページ、8款1項6目、説明欄(3)同報系無線設備管理費を269万5,000円増額しますのは、中継局の蓄電池交換及び防災行政ラジオの購入費用が主なものであります。

次に、9款1項2目教育総務費事務局費のうち説明欄(2)事務局事務費を273万8,000円減額しますのは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった姉妹町及び観光友好都市との交流事業交付金の減額が主なものであります。

次に、43ページ、同じく説明欄(6)スクールバス運営事業費を124万1,000円増額しますのは、スクールバスの修繕料及び運行業務委託費用の増額が主なものであります。

次に、44ページ、9款2項1目学校管理費、説明欄(2)小学校管理運営費を197万1,000円増額しますのは、オリンピックの延期による観戦バス借上料を減額する一方、コートローラーなどの校用器具購入費が主なものであります。

次に、9款2項2目教育振興費、説明欄(2)小学校教育振興費を150万5,000円減額しますのは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった北駿音楽会等の交付金の減額によるものであります。

次に、45ページ、9款4項4目生涯学習センター管理費、説明欄(2)文化会館管理運営費を660万円増額しますのは、生涯学習施設長寿命化計画策定に伴う委託料であります。

最後に、46ページ、12款1項1目予備費を5,190万8,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番(高畑博行君) 所管の委員会関連以外の項目について、4点質問させていただきます。

まず、1点目は、28ページ、3款3項3目10節の需用費、説明欄(2)こども園管理運営費の

中の修繕料に335万4,000円が計上されておりますが、こういった内容の修繕なのか説明をお願いします。

2点目、次の29ページの3款3項3目、14節工事請負費ですけれども、説明欄(3)こども園維持管理費の駐車場整備に471万9,000円を計上されておりますけれども、ただいまの説明で、すばしりこども園の駐車場整備ということですのでけれども、駐車場の拡張なのか、それとも駐車場に不具合があるか何かでそういう整備をするのか、その点をお伺いします。

次の30ページ、3款3項4目、10節の需用費ですけれども、説明欄(3)放課後児童クラブ費の中の修繕料に110万円の計上があります。これはあしがらこども園の修繕というふうなことで、今までの幼稚園の建物をこども園の使い勝手がいいような方向で修繕するというふうなことだろうと思っておりますけれども、どのような修繕を考えておられるのか。その点をお伺いしたいと思います。

最後、45ページ、9款4項4目12節の委託料、説明欄(2)文化会館等管理運営費の生涯学習施設長寿命化計画策定業務に660万円追加補正されておりますけれども、どこに委託しているのか。そして、その対象というのは総合文化会館だけなのか。その点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○こども育成課長(大庭和広君) 高畑議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、28ページ、こども園管理運営費の修繕料335万4,000円の内容はということでございますが、主な修繕につきましては、きたごうこども園の4歳児、5歳児用のトイレの便器の交換修繕ということで、和便器を洋便器に交換するというような修繕をまず実施をいたします。

次に、すばしりこども園の第2園舎、旧幼稚園舎の方になりますが、こちらの方の門扉が壊れましたので、そちらの方の修繕を実施するというもの。

あと、するがおやまこども園の第1園舎、旧保育園舎でございますが、そちらの方の漏電修繕を実施するというものが主なものでございます。

次に、29ページの(3)こども園維持管理費の中の駐車場整備471万9,000円につきましては、すばしりこども園の駐車場の拡張、不具合というわけではなくて、須走小学校、中学校の入り口、須走災害対策センターの南側にございます空き地を、本年度からすばしりこども園をはじめとした周辺の教育施設の駐車場として町で借りるということにしております。その駐車場が、現在駐車場として使用するための区画線やフェンス等、何もない状態でありますので、今回須走彰徳山林会様の御支援をいただきまして、駐車場周辺のフェンスの設置、あと区画線、あと碎石を敷きならすというような整備を実施するというものでございます。

次に、30ページの放課後児童クラブ費の中の修繕料110万円につきましては、昨年度末をもって廃園となった足柄幼稚園舎を、今後足柄小学校の放課後児童クラブとして利用する。このため現在準備を進めておりますが、その中で旧園舎の中の給湯室や手洗い場、あとトイレの便座交換等

の修繕を実施するというものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 高畑議員の4点目の質問についてお答えさせていただきます。

ページは45ページ、9款4項4目管理運営費の中の12節生涯学習施設長寿命化計画策定業務についてであります。

その中で、一つ目の委託先についてでございますけれども、委託先につきましては、本定例会において議決後、入札を経まして、コンサルタント事業者の方に委託する予定でございます。

二つ目の対象についてでございますけれども、この生涯学習施設につきましては、総合文化会館はもとより、総合体育館、それから小山球場、弓道場、道場、パークゴルフ場のクラブハウス、さらに児童屋内体育施設と位置づけしております明倫小、北郷小、小山中学校の体育館も含めて計画策定の対象としております。

説明は以上になります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 私は文教厚生委員会以外のところにつきまして御質問させていただきます。

18ページの2款1項4目ですか、基金管理費が9億3,000万円になっていますけれども、その中で総合計画推進基金積立金6億円なんです、新産業集積エリア積立金の繰入れが7億2,100万円となっていて、たしか金額が確定できないから多めにというようなお話だったような気がするんですけども、私の勝手な思い込みで全額戻るのかななどというふうに思っているんですが、この辺差額が出ておりますけれども、何かその辺は理由があったのかということと、もう一つ、23ページの2款7項3目定住移住促進事業費の解体工事で81万1,000円出ています。町が負担して解体するんですから、どのような施設かなと思ひまして、よろしくお願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 室伏 勉議員の質問にお答えをさせていただきます。

総合計画推進基金積立金6億円ということですが、確かに戻ってくる金額との差が出ております。実際に総合計画推進基金で他に充てている部分がありましたものですから、その差額が発生しておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 室伏 勉議員の2点目の質問についてお答えをいたします。

かなり説明が細かく、長くなってしまうんですけども、平成29年頃に中島地区の方が御自分の所有の土地も含めて宅地造成の計画をつくりました。その中で、どうしても用地の交渉がうまくいかない方がいらっしゃいまして、その方が古い住宅込みで400平米ほどの土地を持っていたんですけども、町に寄附するのはいいよというようにどうも話が進んだようでして、結果的には、

小山町がその寄附を受けたという形だったと思います。今でもその土地には古い住居が建っております。改めてその方が宅地造成の計画をまた相談にまいりましたので、実現も近いということもありまして、先に小山町所有のその建物をまず壊さなければいけないということになりましたので、今回、急遽補正で木造家屋の解体費用を計上させていただいたということになります。

回答は以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時06分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 議案第89号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第26 議案第89号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第89号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億4,936万4,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

5款1項1目保険給付費等交付金の4,000円の増額は、今年度から導入いたしました会計年度任用職員の手当の増額分に合わせ、財源として充当する特別調整交付金を増額するものであります。

7款1項1目一般会計繰入金の4,000円減額は、先ほどの増額に合わせ、国保会計の中で増減なしとするために減額するものであります。

8款1項1目その他繰越金の1億6万4,000円の増額は、令和元年度の決算剰余金として確定し

た1億6,806万4,000円と、当初予算で見込んでおりました6,800万円との差額を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

最初に、5款から御説明いたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費、説明欄(2)特定健康診査事業費の3節会計年度任用職員期末手当を4,000円増額いたしますのは、今年度から導入した会計年度任用職員の期末手当の不足分を増額するものです。

上段に戻り、1款1項1目一般管理費、説明欄(1)職員人件費の3節期末手当を4,000円減額しますのは、歳入でも御説明いたしましたが、国保会計の中で増減なしとするため、減額するものであります。

9款1項1目予備費を1億6万4,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第90号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)

○議長(池谷洋子君) 日程第27 議案第90号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第91号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第28 議案第91号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第91号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ61万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4,386万7,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

3款1項1目繰越金を61万7,000円増額いたしますのは、令和元年度決算に伴い、前年度繰越金が確定したことにより増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページの1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を61万7,000円増額いたしますのは、出納整理期間中に納付された普通徴収保険料を広域連合に納付するために増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第92号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第29 議案第92号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第92号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ550万円を減額し、予算の総額を2億2,313

万6,000円とするとともに、継続費及び地方債の補正をするものであります。

それでは、補正予算書の5ページを御覧ください。

初めに、継続費の補正であります。年割額の変更であります。

須走浄化センター長寿命化事業の財源である社会資本整備総合交付金の本年度の交付額が決定したことにより、本年度の年割額を571万5,000円減額し、同額を令和3年度に振り分けるものであります。

次に、6ページの地方債の補正であります。継続費の補正と同様の理由により、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

2款1項1目負担金、説明欄1、公共下水道受益者負担金を29万7,000円増額いたしますのは、現況が山林であったため受益者負担金の徴収を猶予していた土地につきまして、当該土地が宅地となったために、負担金を徴収することによるものであります。

次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金、説明欄1、社会資本整備総合交付金を314万3,000円減額いたしますのは、本年度の交付決定額に合わせるものであります。

続いて、9ページにかけまして、4款1項1目一般会計繰入金、説明欄1、一般会計繰入金を160万9,000円減額いたしますのは、今回の補正による歳入歳出の差額を調整するものであります。

続いて、5款1項1目繰越金、説明欄1、前年度繰越金を145万5,000円増額いたしますのは、令和元年度決算により前年度繰越金が確定したことによるものであります。

次に、7款1項1目下水道事業債、説明欄1、浄化センター長寿命化対策等事業債を250万円減額いたしますのは、先ほど説明をいたしましたとおり、交付金の交付決定額に合わせるものであります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

10ページをお開きください。

1款2項1目公共下水道費、説明欄(2)公共下水道費、14節須走浄化センター長寿命化整備事業を571万5,000円減額いたしますのは、歳入でも御説明をいたしましたけれども、財源となる社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い、事業費を減額するものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することになりました。

日程第30 議案第93号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第30 議案第93号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第93号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

予算書は2ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,062万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億3,062万2,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

2款2項2目地域支援事業交付金の1節地域支援事業交付金の説明欄2、包括的支援等事業交付金を4,000円増額いたしますのは、今年度から導入されました会計年度任用職員の手当に充当するために増額するものであります。

3目保険者機能強化推進交付金の1万円の増額、4目保険者努力支援交付金の1万円の増額につきましては、当初予算において計上しておりませんでした。今年度該当事業の実施により交付金を受け入れる見込みがあることから、頭出しで計上しております。

また、5目第一号保険料減免支援交付金の1万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の減免に伴い、国から交付金を受けるため、頭出しで計上したものであります。

次のページをお願いいたします。

6款1項5目の1節その他一般会計繰入金の説明欄1、事務費繰入金316万4,000円の増額につきましては、歳出1款の総務費の職員人件費及び認定調査費の増額に合わせ増額するものであります。

7款1項1目繰越金の1節の説明欄1、前年度繰越金を1億2,742万4,000円増額しますのは、令和元年度決算に伴う前年度繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1款総務費を316万4,000円増額いたしますのは、1項1目一般管理費の説明欄（1）職員人件費について、4月の人事異動により12月までの不足分を計上し、311万5,000円増額したものと、3項2目認定調査費の説明欄の8節、会計年度任用職員費用弁償の通勤手当となる費用弁償を4

万9,000円増額するものであります。

9ページをお願いいたします。

4款3項6目生活支援体制整備事業費の3節、説明欄の3、会計年度任用職員期末手当を4,000円増額いたしますのは、12月までの不足分を計上したものであります。

次のページにかけて、5款1項1目第1号被保険者保険料還付金の説明欄の22節、第1号被保険者保険料還付金の1万円増額は、歳入で御説明いたしました交付金を充当し、遡及して保険料を還付する場合に対応するものであります。

最後に、6款1項1目予備費を1億2,744万4,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第94号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第31 議案第94号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第94号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額を歳入歳出それぞれ3,497万7,000円増額し、予算の総額を2億6,297万7,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書の6ページを御覧ください。

2款1項1目繰越金を3,497万7,000円増額しますのは、前年度繰越金が確定したことによる増額であります。

続いて、歳出について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

2款1項1目宅地造成費を2,275万5,000円増額しますのは、大胡田地区宅地造成事業の工事費

につきまして、当初予算では簡易な方法で算出した額を計上したところではありますが、事業を執行するに当たり見積等を徴取したところ、経費が増えることが確実なことから増額をお願いするものであります。

最後に、4款1項1目予備費を1,222万2,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（室伏 勉君） 宅地造成事業特別会計補正予算、2,200万円の増額なんですけれども、当初予算のほぼ倍になっております。これで大胡田のところの収益といいますか、その辺の何というんですか、この土地に対する収益が確保できるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 室伏 勉議員の御質問にお答えをいたします。

宅地造成事業特別会計におきましては、今回お願いをした補正予算の大胡田をもって全事業終了する予定ですけれども、この会計は、この数年間、クルドサック16から始まりまして6地区の宅地造成をずっとこの会計でやっておりますので、大胡田単体での利益もしくは損というよりも、6地区トータルの収支で判断をしますので、赤字になることはまずないと考えております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第32 議案第95号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)

○議長（池谷洋子君） 日程第32 議案第95号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第95号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

予算書は別冊2ページをお開きください。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億9,900万9,000円を増額し、予算の総額を7億6,915万

6,000円とするものでございます。

初めに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書6ページを御覧ください。

1款1項1目1節繰越金を6億9,900万9,000円増額いたしますのは、令和元年度の決算が確定したことによる増額でございます。

次に、歳出についてでございます。

7ページを御覧ください。

1款1項1目26節公課費を2,260万5,000円減額いたしますのは、廃棄物処理税申告額が確定したことによるものでございます。

次に、2款1項1目27節繰出金を7億2,161万4,000円増額いたしますのは、廃棄物処理費の精算に伴い、一般会計に繰り出しするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第33 議案第96号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第33 議案第96号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第34 議案第97号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第34 議案第97号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第35 議案第98号 令和2年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第35 議案第98号 令和2年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第100号 工事請負契約の締結について（令和2年度社会資本整備総合交付金事業 町道大胡田用沢線道路改良舗装工事）、議案第101号 工事請負契約の締結について（令和2年度防災・安全社会資本整備交付金事業 町道1181号線（坪入橋）橋梁補修工事）、議案第102号 工事請負契約の締結について（令和2年度社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線道路改良舗装工事）、議案第103号 工事請負契約の締結について（令和2～3年度社会資本整備総合交付金事業 須走浄化センター長寿命化対策電気設備工事）の4件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号から議案第103号までの4議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願ひします。

追加日程第1

町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第100号から議案第103号の4議案について、提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 今回、追加提案いたしましたのは、工事請負契約の締結4件であります。

初めに、議案第100号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、町道大胡田用沢線道路改良舗装工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第101号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、町道1181号線（坪入橋）橋梁補修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第102号 工事請負契約の締結（令和2年度社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線道路改良舗装工事）についてであります。

本案は、足柄サービスエリア周辺地区開発事業において、町道2416号線の道路改良舗装工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第103号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、須走浄化センター長寿命化対策電気設備工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、各議案の審議に際し、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第100号 工事請負契約の締結について（令和2年度 社会資本整備総合交付金事業 町道大胡田用沢線道路改良舗装工事）

○議長（池谷洋子君） 追加日程第2 議案第100号 工事請負契約の締結について（令和2年度社会資本整備総合交付金事業 町道大胡田用沢線道路改良舗装工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第100号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は2ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和2年度社会資本整備総合交付金事業町道大胡田用沢線道路改良舗装工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、用沢地内の用沢寺前を起点としまして、正間田の用沢農業用調整池付近の町道用沢

大御神線に接続する区間について道路改良舗装工事を施工するものであり、施工延長は382.5メートル、幅員は9.75メートルであります。

工事の主な内容でございますが、重力式擁壁工116メートル、コンクリートブロック積工721平方メートル、側溝工1,233メートル、管渠工52メートル、車道舗装工3,587平方メートル、歩道舗装工900平方メートルであります。

工事入札であります。去る8月25日に町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、株式会社田代建設が1億5,200万円で落札決定し、消費税相当額1,520万円を加え、1億6,720万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定日は、社会資本整備総合交付金の申請事務の関係から、令和3年3月30日としておりますけれども、当該事務の進捗状況に合わせて工期の延長手続を行う予定であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第100号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第101号 工事請負契約の締結について（令和2年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 町道1181号線（坪入橋）橋梁補修工事）

○議長（池谷洋子君） 追加日程第3 議案第101号 工事請負契約の締結について（令和2年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 町道1181号線（坪入橋）橋梁補修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第101号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は5ページからとなっております。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和2年度防災・安全社会資本整備交付金事業町道1181号線（坪入橋）橋梁補修工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるもので

あります。

本工事は、昭和55年に架設され40年が経過した坪入橋につきまして、小山町橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁補修工事を実施するものであり、橋梁の健全性を回復させ、長寿命化を図ろうとするものであります。

工事の主な内容は、ひび割れ補修工及び断面修復工一式、橋面防水工及び橋面舗装工170平方メートル、塗装塗替工、伸縮装置取替工それぞれ一式、支承補修工8基であります。

工事入札であります。去る8月25日に町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、株式会社田代建設が5,400万円で落札決定し、消費税相当額540万円を加え、5,940万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和3年3月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第101号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第102号 工事請負契約の締結について(令和2年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線道路改良舗装工事)

○議長（池谷洋子君） 追加日程第4 議案第102号 工事請負契約の締結について（令和2年度社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線道路改良舗装工事）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第102号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は8ページからとなります。

本案は、令和2年度社会資本整備総合交付金事業町道2416号線道路改良舗装工事の工事請負契約の締結案件でございます。

この工事は、足柄サービスエリア周辺地区開発事業で整備を行う町道2416号線につきまして、延長224メートル、幅員12メートルの道路改良舗装工事を実施するものでございます。

主な工事の内容につきましては、土工、掘削工といたしまして、4,900立方メートル、地盤改良工3,090立方メートル、擁壁工としまして、補強土壁工が44.7メートル、側溝工181メートル、アスファルト舗装工を650平方メートル、防護柵工を181メートル施工するものでございます。

工事入札は、去る8月25日、町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、白幸産業株式会社が1億1,250万円で落札決定し、消費税相当額1,125万円を加え、1億2,375万円で工事請負契約を締結するものでございます。

なお、工事の完成予定期日は令和3年3月30日を予定しておりますが、先ほどの用沢大御神線の工事同様に、工事延長の手続が必要と判断された場合には、工事延長の手続を進めさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第102号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第103号 工事請負契約の締結について(令和2～3年度 社会資本整備総合交付金事業 須走浄化センター長寿命化対策電気設備工事)

○議長（池谷洋子君） 追加日程第5 議案第103号 工事請負契約の締結について（令和2～3年度 社会資本整備総合交付金事業 須走浄化センター長寿命化対策電気設備工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第103号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は10ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和2～3年度社会資本整備総合交付金事業須走浄化センター長寿命化対策電気設備工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、平成11年4月に供用開始されてから21年が経過をしました公共下水道須走処理区の汚水処理施設であります須走浄化センターの運転制御を行う中央監視制御設備について、下水道ストックマネジメント計画に基づき、設備の更新工事を実施しようとするものであります。

工事の主な内容は、電気設備でありますプロセス入出力装置一式、LCD監視装置一式などを取り替えるものであります。

工事入札であります。去る8月25日に県内業者9者による指名競争入札を執行したところ、株式会社明電舎静岡支店が1億円で落札決定し、消費税相当額1,000万円を加え、1億1,000万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和4年1月29日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第103号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、8月28日金曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第13号までの令和元年度会計決算13件と、議案第99号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計14件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時07分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和2年第5回小山町議会9月定例会会議録

令和2年8月28日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藪田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
代 表 監 査 委 員	池谷 浩君	総務課課長補佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	5番 遠藤 豪君	6番 佐藤 省三君	

散 会 午後3時07分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 8 号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認定第 9 号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 10 認定第 10 号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 11 認定第 11 号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 12 認定第 12 号 令和元年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 13 認定第 13 号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 14 議案第 99 号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

議 事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第 1 認定第 1 号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第 2 認定第 2 号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 3 認定第 3 号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 4 認定第 4 号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 5 認定第 5 号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 6 認定第 6 号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 7 認定第 7 号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 8 認定第 8 号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 9 認定第 9 号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 10 認定第 10 号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 11 認定第 11 号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 12 認定第 12 号 令和元年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 13 認定第 13 号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 14 議案第 99 号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（池谷洋子君） 日程第 1 認定第 1 号から日程第 13 認定第 13 号までの令和元年度会計決算 13 件と、日程第 14 議案第 99 号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 1 件の計 14 件を一括議題とします。

あらかじめ御了承願います。令和元年度会計決算関係については、本日は、当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9 月 1 日の本会議において行いますので御承知願います。

補足説明は、初めに一般会計を行い、終了後、特別会計及び水道事業会計を行います。

なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので御了承ください。

それでは、順次、各部長等から一般会計の補足説明を求めます。

初めに、企画総務部長 野木雄次君。

○企画総務部長（野木雄次君） 令和元年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。

なお、これからの補足説明につきまして、私を含めた各部長等は、決算額について1,000円未満を切り捨てて説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の7ページをお開きください。1款町税であります。令和元年度の町税全体の収入済額は40億8,266万4,000円で、収納率は99.04%、一般会計の歳入に占める割合は22.24%となりました。前年度と比較しますと、町税全体で1億8,965万7,000円、率にして4.87%の増となり、収納率も0.02ポイントアップしています。

項目ごとに見ますと、1項町民税の個人及び法人の現年と滞納繰越分を合わせた収入済額は14億3,638万円で、前年度と比較し7,245万8,000円、率にして5.31%の増となりました。

1目町民税個人の収入済額は10億9,855万8,000円で、前年度より3,286万4,000円の増額となりました。主な要因は、1節現年課税分の納税義務者数が前年度より110人増の1万812人となったこと及び収納率が0.22ポイントアップの99.4%となったことであります。1人当たりの調定額は10万1,422円で、前年度より1,886円増加しております。これは令和元年度の町民税の算定に用いる平成30年中所得が緩やかな景気回復による雇用環境の改善により増加していたためと考えております。

次に、2目町民税法人の収入済額は3億3,782万1,000円で、前年度より3,959万4,000円の増額となりました。令和元年度は、一昨年設備投資等を行った町主要企業の町民税法人が3,878万4,000円増額となったことが主な要因であります。

次に、2項固定資産税の収入済額は24億3,528万6,000円で、前年度と比較し1億383万7,000円、率にして4.45%の増となりました。

1目1節現年課税分の収入済額は24億1,419万7,000円で、その内訳は、土地が6億9,417万円、家屋が8億1,419万9,000円、償却資産が9億582万8,000円でした。土地は、標準宅地の評価額が下落傾向にあります。平成30年度中に湯船原工業団地で一部の土地の売却が開始されたことに伴い約1,100万円の新たな課税が生じたことなどから、580万4,000円の増額となりました。また、家屋及び償却資産につきましては、平成30年度中に二つのホテル建設をはじめ、工場の増設や住宅の新築等が行われたため、家屋では前年度より3,831万8,000円、率にして4.94%、償却資産では6,212万3,000円、率にして7.36%、いずれも増となりました。

次に、3項軽自動車税の収入済額は5,671万5,000円で、前年度と比較し339万5,000円、率にして6.37%の増となりました。これは、自家用の四輪軽乗用車の課税台数が87台増え4,406台となったことが主な要因であります。

2目の環境性能割は、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月1日から新たに燃費性能に応じて取得価格の0から1%を課税するもので、129万円の収入となりました。

次に、8ページをお開きください。4項町たばこ税の収入済額は1億4,174万6,000円で、前年度と比較し317万4,000円、率にして2.29%の増となりました。販売本数は減少しておりますが、平成30年10月1日の税率引上げにより前年度より増収となっております。

次に、5項入湯税の収入済額は1,253万6,000円で、前年度と比較し679万1,000円、率にして118.23%の増となりました。増額の主な要因は、平成30年度の途中に課税対象となるホテル2施設が通年稼働となったことに伴うものであります。

次に、2款地方譲与税の収入済額1億585万7,000円でありますが、前年度に比べ3.9%の増額となっております。

次に、9ページの3款利子割交付金は261万7,000円で、前年度に比べ52.5%の減額となりました。減額の理由は、預金利子の下落により県全体の調定額が減少したことによるものです。

次に、4款配当割交付金は1,214万8,000円で、前年度に比べ15.7%の増額となりました。

次に、9ページから10ページにかけまして、5款株式等譲渡所得割交付金は816万3,000円で、前年度に比べ22.2%の減額となりました。減額の要因は、株価の下落によるものと考えられます。

次に、6款地方消費税交付金は3億7,167万1,000円で、前年度に比べ7.1%の減額となっております。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金2億80万8,000円は、前年度に比べ2.0%の減額で、利用者は5,898人減り、35万645人でありました。

その下の8款自動車取得税交付金2,004万4,000円は、前年度に比べ49.0%の減額となっております。この減額の要因は、次のページ、11ページの9款環境性能割交付金の新設交付金にあります。この交付金574万円は、自動車取得税の廃止に伴い新規に創設されたもので、自動車を購入した年の自動車税に上乘せされ、県が徴収して市町へ交付されるもので、自動車取得税は9月分までで廃止され、10月分からはこの交付金として交付されるようになったことによるものです。

その下、10款国有提供施設等所在市町村助成交付金の3,305万円ではありますが、国が所有する固定資産のうち、演習場内の施設、弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるものであり、前年度に比べ3.6%の減額であります。

その下段の11款地方特例交付金の8,232万4,000円ではありますが、前年度に比べ609.2%の増額でありました。これは、幼児教育無償化のため、子ども子育て支援臨時交付金が6,441万4,000円が皆増したことによるものです。

次に、12ページの12款地方交付税5億8,873万5,000円ではありますが、前年度に比べ55.0%の増額となりました。増額の主な要因は、平成30年度の3月算定分がゼロであり、令和元年度は通常算定がなされた結果であります。なお、普通交付税は3億8,858万8,000円で、単年度財政力指数は0.910となり、前年度から0.009ポイント減少し、10年連続で普通交付税の交付団体となりました。

次に、19 ページの 16 款 2 項 9 目特定防衛施設周辺整備調整交付金の 1 億 7,928 万円は、いわゆる 9 条交付金と呼ぶもので、実弾演習を行う東富士演習場が存在することにより交付されるものです。昨年度は、保育園の運営に関する事業などの基金を通じた特定事業、町道原向中日向線舗装補修工事などの道路事業、坂本用排水路改修工事などの農業施設事業の計 8 件に充当を致しました。

次に、21 ページ、17 款 2 項 1 目総務費県補助金 404 万 2,000 円の主なものは、1 節自治振興費補助金 400 万円で、新柴公民館建て替えに伴う県からの補助金であります。

次に、25 ページの 18 款 1 項 1 目財産貸付収入 3 億 4,208 万 3,000 円の主なものは、1 節土地貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付料 3 億 1,874 万 6,000 円で、約 252 ヘクタールの町有地を東富士演習場用地として国に貸し付けているものであります。

次に、26 ページの 18 款 2 項 1 目不動産売払収入 2 億 3,733 万 3,000 円の主なものは、1 節土地売払収入、備考欄町有地売払収入で、分譲宅地を売却したことによるものです。

次に、19 款 1 項 2 目ふるさと寄附金 7 億 9,156 万円の主なものは、ふるさと納税による寄附金 7 億 8,906 万円で、その件数は 1 万 6,000 件余りでした。

その下の 3 目総務管理費寄附金 7,100 万円は、一般社団法人須走彰徳山林会様からの財産管理費寄附金 7,000 万円と、支所及びコミュニティ供用施設管理費 100 万円であります。

次に、28 ページの 20 款 2 項 1 目東富士演習場関連特定事業基金繰入金 2 億 3,321 万 5,000 円でございますが、これは、先ほど説明した特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業執行の手法として、基金を通じて保育園の運営に関する事業など五つの特定事業を執行するための繰入金であります。

次の 29 ページの 5 目総合計画推進基金繰入金 32 億 8,923 万 5,000 円は、新産業集積エリア造成事業特別会計への繰出金や企業立地推進費などの事業の財源として繰り入れたものであります。

次に、32 ページの 22 款 6 項 1 目の雑入のうち、備考欄の下から 16 行目、ミニポートピア富士おやま環境整備協力費 2,100 万 7,000 円は、協定に基づきミニポートピア富士おやまの売上額の 1%を協力費として収入しているものです。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

初めに、38 ページをお開きください。2 款 1 項 2 目財政管理費のうち、備考欄 (3) 行財政改革推進事業費の決算額は 155 万 6,000 円で、執行率は 67.2%であります。8 節行政アドバイザー謝礼 63 万円は、研修の講師、審査委員会の委員など延べ 31 人のアドバイザーへの謝礼であります。

次に、39 から 40 ページにかけて、2 款 1 項 4 目財産管理費のうち、備考欄 (3) 基金管理費の決算額は 5 億 2,642 万 1,000 円で、執行率は 99.9%であります。主なものは、財政調整基金積立金 2 億 5,000 万円、9 条交付金を充てる特定事業を実施するための東富士演習場関連特定事業基金積立金 1 億 1,568 万円、須走地域振興事業基金積立金 1 億 1,000 万円、庁舎建設基金積立金

5,000万円であります。これらの積立てと取崩しにより、令和元年度末時点の町の積立基金の合計は、平成30年度末から49億9,000万円ほど減少し、57億8,517万4,000円余となりました。

なお、積立基金の詳細につきましては、決算書の288ページに記載してありますので、後ほど御覧ください。

次に、その下の備考欄（4）庁舎管理費の決算額は3,548万4,000円で、執行率は95.2%であります。主なものは、次のページの備考欄の中ほど、15節庁舎改修事業540万6,000円で、役場本庁舎の2階、3階の女子トイレのバリアフリー化等を整備したものであります。

次に、43、44ページを御覧ください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄（2）自治振興費の決算額は5,613万1,000円で、執行率は99.5%であります。主なものは、19節の区長交付金654万9,000円と区運営交付金1,430万9,000円、また、新柴区公民館建て替えに伴う公民館建設費補助金3,400万円であります。

その下の備考欄（4）協働推進費の決算額は295万円で、執行率は99.6%であります。主なものは、19節須走まちづくり推進協議会補助金170万円と、金太郎計画2020事業交付金125万円で、須走の補助金は須走振興基金を財源に補助したものであります。

次に、44、45ページを御覧ください。2款1項7目電算管理費の決算額は8,602万2,000円で、執行率は99.3%でありました。主なものは、電算管理費の14節総合行政システム機器使用料ほか14件の機器及びシステムの使用料5,391万2,000円が主なものであります。

次に、46、47ページの9目諸費のうち、備考欄（2）臨時職員福利厚生費の決算額は4,443万8,000円で、執行率は93.7%でありました。主なものは、社会保険に加入する臨時職員の社会保険料である4節臨時職員社会保険料3,807万3,000円であります。

10目土地開発基金費の決算額は1億8,931万7,000円で、執行率は100%であります。これは、土地の先行取得を行う土地開発基金の原資として土地取得特別会計に繰り出しをしたものであります。

続いて、48ページをお開きください。上段の2款2項2目賦課徴収費のうち、備考欄（2）課税事務費の執行率は98.48%であり、5,601万7,000円の主なものは、町民税、固定資産税及び軽自動車税の課税事務に要する13節委託料の電算処理費等1,461万円と、23節償還金利子及び割引料の過年度町税過誤納金還付金1,057万2,000円であります。この還付金の主なものは、町民税個人及び固定資産税の税額変更によるものと、町民税法人の確定申告に伴う予定納税分の還付であります。

続いて、56ページを御覧ください。2款7項1目、企画渉外総務費のうち、備考欄（2）企画調査費の決算額は1,237万7,000円で、執行率は93.8%であります。主なものは、13節委託料で小山町第5次総合計画策定業務委託料として102万3,000円、公営塾運営事業委託料として571万2,000円を支出したものであります。

その下の備考欄（３）地域公共交通活性化事業費の決算額は7,121万7,000円で、執行率は93.9%であります。主なものは、次ページの備考欄19節自主運行バス負担金6,348万6,000円で、有料コミュニティバスの運行业務を行っている事業者への負担金であります。

次に、60ページ、2款8項1目広報広聴費のうち、備考欄（２）広報広聴費の決算額は3,465万9,000円で、執行率は98.6%であります。主なものは、11節の印刷製本費918万7,000円で、広報おやま等の発行业務の経費であります。

62ページをお開きください。備考欄（４）国際交流・姉妹都市交流事業費の決算額は288万4,000円で、執行率は97%であります。

その下、備考欄（５）ふるさと振興事業費の決算額は3億9,624万8,000円で、執行率は99.5%であります。これは、ふるさと納税の返礼品等に要する経費であります。主なものは、13節ふるさと振興事業3億1,674万4,000円は、返礼品購入や発送等に係る経費であります。14節ふるさとチョイス等利用料6,739万4,000円は、いわゆるポータルサイトの利用料であります。

その下の備考欄の（６）スタジオタウン小山推進事業費の決算額は1,548万9,000円で、執行率は99.5%であります。主なものは、13節小山フィルムファクトリーの指定管理料900万円と、小山ムービーキャンプ交付金、映画祭への交付金500万円であります。

最後に141ページをお開きください。11款1項公債費のうち、1目元金の決算額は8億2,461万8,000円で、執行率は100%であります。これは215本の借入れに対する償還金であります。

その下、2目利子の決算額は4,863万5,000円で、執行率は96.8%であります。237本の借入れに対する利子の償還分であります。

以上で、令和元年度一般会計歳入歳出決算の企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、危機管理局長 遠藤正樹君。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 小山消防署と危機管理局、昨年度の防災課の関係の令和元年度一般会計の決算につきまして御説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

決算書の19ページを御覧ください。16款2項6目消防費補助金の備考欄、演習場周辺無線放送施設設置助成事業補助金3,894万円は、同報無線のデジタル化整備工事費の前払金分に対する収入であります。

次に、23ページを御覧ください。7目1節消防費補助金の備考欄、緊急地震・津波対策等交付金632万8,000円は、本町が策定いたしました地震・津波対策等の取組に関する計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、交付されるものでございます。昨年度は、町の防災資機材、救護所の医療資機材及び消防団等防災資機材として、LEDバルーン投光器、簡易無線機、バッテリー等の救命救助機器、安全装備品を購入いたしました。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

116 ページを御覧ください。8 款 1 項 2 目非常備消防費の決算額は 5,723 万 4,000 円で、執行率は 99.9%であります。主なものは、消防団の運営管理及び消防施設維持管理として資機材の整備等に要した費用で、備考欄（2）消防団運営費の 1 節消防団員報酬 568 万 2,000 円は、消防団員 169 人の報酬であります。その下、9 節旅費の費用弁償 1,508 万 5,000 円は、消防団員が火災、警戒及び訓練等に出動した際の経費で、その内訳は、火災が 3 回、風水害警戒 3 回、操法大会・訓練等出場が 591 回で、年間出動団員数は延べ 9,389 人です。次に、その 3 行下の 11 節需用費消耗品費 505 万 7,000 円の内訳は、消防団員の活動服、防火服及び消防ホース等の購入費であります。

次ページを御覧ください。備考欄（4）消防団福利厚生費のうち、8 節消防団員退職報償金 109 万 4,000 円は、昨年度をもって退団されました消防団員お二人の退職報償金であります。

備考欄 5 行下の（5）消防団施設整備事業費の 1,409 万 3,000 円の内訳は、消防団第 7 分団車庫・詰所建設に伴う測量設計、建築設計並びに用地取得費であります。

次ページを御覧ください。中段、4 目水防費の主なものは、昨年 10 月の台風 19 号の対応における職員の時間外勤務手当 560 万 3,000 円と、町道・用水路補修等の緊急業務委託費 1 億 2,636 万 6,000 円及び災害で発生した倒木の処分業務委託費 877 万 8,000 円です。

次に、同ページの下段、5 目災害対策費の決算額は 5,085 万 5,000 円で、執行率は 98%です。主なものは、次ページの備考欄（2）地震対策費 11 節消耗品費 737 万 3,000 円で、避難所等における避難生活維持のための備蓄食料として、アルファ米等 1 万 1,750 食分の購入費です。

次ページを御覧ください。備考欄（3）自主防災推進事業費のうち、19 節自主防災対策事業補助金 299 万 2,000 円は、各自主防災会が購入あるいは実施をいたしました防災資機材や防災倉庫の整備に対し、自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき、計 26 区の自主防災会へ交付したものです。

続いて、6 目無線設備管理費の主なものは、備考欄（3）同報系無線設備管理費のうち、11 節修繕料 492 万 3,000 円で、消防団第 7 分団及び桑木公民館のモーターサイレンの修繕費等です。

最後に、121 ページを御覧ください。備考欄（4）同報系無線設備デジタル化整備事業費の主なものは、15 節デジタル化整備 5,192 万円で、防衛省の補助を受けて実施する同報無線のデジタル化整備工事の前払金です。

以上で、小山消防署と危機管理局、旧防災課関係の令和元年度一般会計決算の補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

決算書の16ページをお開きください。上段の15款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄の戸籍住民票関係手数料824万4,000円は、戸籍や住民票等の交付手数料で、2万4,240件分であります。

次に、下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄の障害者自立支援給付費負担金1億5,797万円ですが、歳出3款1項2目障害福祉費の(5)自立支援給付費3億3,841万2,000円の約2分の1を収入したものであり、備考欄二つ下の国民健康保険基盤安定負担金1,366万5,000円は、被保険者の多くが低所得である国保保険者への支援分2分の1を、いずれも国庫負担金として収入したものであります。

次に、17ページをお開きください。2目1節社会福祉費補助金の備考欄の地域生活支援事業補助金650万9,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金であり、補助率は2分の1であります。

その下、プレミアム付商品券事業費補助金177万8,000円と同事務費補助金742万4,000円は、消費税率の10%への引上げによる低所得の方への影響を緩和し、景気を下支えするためのプレミアム付商品券発行事業及び事務に対する国庫補助金であります。

次に、18ページをお開きください。16款2項3目2節環境保全費補助金、備考欄の合併処理浄化槽設置奨励事業補助金409万1,000円は、45基分の合併処理浄化槽の設置に対する国の補助金であります。

次に、20ページをお開きください。17款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、備考欄上から2番目の障害者自立支援給付費負担金7,898万5,000円は、先ほど御説明をした自立支援給付費に対する県負担の4分の1の分であります。その二つ下、国民健康保険基盤安定負担金3,912万円は、低所得者に対する国保税軽減分の4分の3と被保険者の多くが低所得者である保険者支援分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

次に、21ページをお開きください。2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金2,239万9,000円は、低所得者に対する後期高齢者医療保険料軽減分の4分の3を県負担金として収入したものであります。

中段の17款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄1番目の地域生活支援事業補助金277万3,000円は、先ほど御説明いたしました地域活動支援センター機能強化事業等に対する県補助金であり、補助率は4分の1であります。

その下、3番目の重度障害者(児)医療費補助金1,743万8,000円は、重度障害者(児)医療費扶助額の2分の1を県補助として収入したものであります。

その下、2節老人福祉費補助金の備考欄上の在宅福祉事業費補助金320万6,000円は、シニアクラブ活動運営交付金等に対する県補助金として収入したものです。

さらに、その下、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金 2,069 万 6,000 円は、昨年 10 月の台風 19 号にて被災した平成の杜の復旧に対する補助金で、補助率は 10 分の 10 であります。

次に、22 ページをお開きください。3 目 1 節保健衛生費補助金のうち、備考欄 1 番上のこども医療費補助金 1,523 万 9,000 円は、18 歳までの児童生徒等の入院、通院に係る医療費に対し県補助金として収入したものであります。その下、2 節環境保全費補助金 225 万 5,000 円は、先ほど国庫補助金でも御説明いたしました 45 基分の合併処理浄化槽の設置に対する県補助金であります。

次に、30 ページをお開きください。22 款 3 項 1 目 1 節老人福祉費納付金、備考欄の老人施設入所者納付金 445 万 4,000 円は、養護老人ホームに入所している 12 人のうち 9 人の方からの費用徴収分であります。

次に、31 ページをお開きください。22 款 5 項 2 目 1 節老人福祉費受託事業収入、備考欄の健康診査受託事業 1,069 万 3,000 円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査 1,257 件分の委託料として受け入れたものであります。

次に、32 ページをお開きください。6 項 1 目 2 節雑入の備考欄 12 番目の予防接種負担金 368 万 3,000 円は、肺炎球菌予防接種及び高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担金を受け入れ、その下、こども医療費助成返納金等 527 万 9,000 円は、高額療養費相当分などを受け入れたものであります。

備考欄の下から 5 番目の後期高齢者医療負担金過年度精算金 785 万 3,000 円は、平成 30 年度に静岡県後期高齢者医療広域連合に納めた医療負担金等について、広域連合の精算に伴い受け入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

44 ページをお開きください。2 款 1 項 6 目自治振興費のうち、備考欄 (3) 防犯推進費の決算額は 1,106 万 5,000 円で、執行率は 90% であります。主なものとして、14 節 LED 防犯灯リース料 341 万 8,000 円は、LED 防犯灯 2,065 灯分のリース料であり、15 節防犯カメラ設置 467 万 9,000 円は、10 か所の防犯カメラ設置に係る工事請負費であります。

次に、49 ページをお開きください。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の決算額は 4,705 万 7,000 円で、執行率は 94% であります。主なものは、備考欄 (2) 戸籍住民基本台帳事務費の 13 節電算処理 398 万 2,000 円で、住民情報業務処理及び印鑑登録管理業務を委託したものと、次の 50 ページの 14 節戸籍総合システム使用料 829 万 3,000 円で、システム使用料と機器借上料です。

備考欄 (3) 個人番号カード関連事務費 802 万 9,000 円では、7 節臨時職員賃金 309 万 5,000 円と 14 節統合端末使用料 135 万 5,000 円、19 節通知カード・番号カード事務交付金 255 万円を地方公共団体情報システム機構へ支払ったものが主なものとなります。

次に、63 ページをお開きください。2 款 9 項 1 目交通安全対策費の決算額は 1,246 万 1,000 円で、執行率は 98% であります。主なものは、備考欄 (2) 交通安全推進費の 19 節交通安全指導

員設置費負担金の339万5,000円で、静岡県交通安全協会御殿場地区支部に在籍する4人の交通安全指導員の人件費等を御殿場市と小山町で負担するものです。

次に、64ページの最上段、3款1項1目社会福祉総務費の決算額は6,958万7,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄(2)の社会福祉総務費、次の65ページの1番上、19節地域生活支援業務交付金292万8,000円で、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導、助言、手続、調査等に係る経費として民生委員・児童委員協議会へ交付したものであります。

その下の(3)の社会福祉協議会運営費補助金の19節社会福祉協議会職員費交付金2,600万円は、社会福祉協議会の職員に対する人件費4人分の交付金であります。

次に、その下、3款1項2目障害者福祉費の決算額は4億3,495万6,000円で、執行率は98%であります。主なものは、次の66ページの備考欄の(3)重度心身障害者(児)援護費の20節重度障害者(児)医療費扶助の4,565万4,000円で、重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成するもので、扶助者320人でありました。

備考欄(5)自立支援給付費では、20節障害介護給付費の3億1,357万4,000円が主なもので、身体障害者及び知的障害者の施設入所支援、居宅介護支援、就労継続支援などの扶助費であります。

その下、備考欄(6)自立支援医療給付費では、20節自立支援医療費扶助の1,128万7,000円が主なもので、更生医療や療養介護への扶助費です。

その下、(7)地域生活支援事業費では、13節地域活動支援センター事業の1,331万9,000円は、障害者総合支援法の規定により町が実施する障害者の活動機会や社会との交流を支援するための事業費であり、その下、障害者相談事業423万9,000円は、障害者の相談に応じ必要な情報の提供を行う事業を四つの社会福祉法人等に委託しているものが主なものであります。

その下、20節重度身体障害者(児)日常生活用具扶助508万9,000円は、在宅障害者が日常生活を容易にするための用具などの購入補助であります。

次に、67ページをお開きください。3款1項3目健康福祉会館管理費の決算額は4,089万9,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄(2)健康福祉会館管理運営費13節健康福祉会館指定管理料の2,920万1,000円であります。施設の管理運営を指定管理者が担い、サービスの向上及び利用者数の増大を図っております。ちなみに、令和元年度は指定管理3年目であります。

68ページをお開きください。3款1項6目プレミアム付商品券事業費の決算額は1,631万7,000円で、執行率は53%であります。主なものは、備考欄(2)プレミアム付商品券事業費13節電算処理費400万円と19節プレミアム付商品券事業補助金889万3,000円であります。消費税率の引上げによる所得の低い方への影響緩和と景気の下支えを目的として事業実施いたしました。

その下、3款2項1目老人福祉総務費の決算額は1億1,426万8,000円で、執行率は94%であります。主なものは、次の69ページの備考欄(2)高齢者福祉推進費の19節の2市1町共通無

料券負担金 678 万 5,000 円、その三つ下のシルバー人材センター運営助成金 900 万円です。さらに四つ下の養護老人ホーム建設事業交付金 920 万円は、養護老人ホーム平成の杜の建設に伴う借入金の元金及び利子に対する交付金であり、その下の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金 2,069 万 6,000 円は、歳入でも御説明いたしました平成の杜の復旧事業に係る補助金です。

次に、70 ページをお開きください。備考欄（4）老人ホーム措置費の 20 節老人措置費 3,226 万 2,000 円は、養護老人ホームへ入所している町民 12 人に係る措置費であります。

次に、3 款 2 項 3 目後期高齢者医療費の決算額は 2 億 1,792 万 7,000 円で、執行率は 99%であります。主なものは、71 ページをお開きください。備考欄の（2）後期高齢者医療事業費の 13 節健康診査業務 1,598 万 8,000 円で、受診者は 1,257 人、受診率は 50.4%でありました。

その下、（3）後期高齢者医療負担金では、19 節静岡県後期高齢者医療広域連合負担金 833 万円と、その下、医療給付費負担金 1 億 5,755 万 6,000 円が主なものであります。

次に、77 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の決算額は 2 億 1,992 万 4,000 円で、執行率は 99%であります。主なものは、次の 78 ページの備考欄（2）保健衛生管理費につきましては、19 節 5 番目の看護学校運営費等負担金 669 万 6,000 円と 20 節精神障害者医療費扶助 326 万 4,000 円であります。

その下、（3）救急医療対策事業費の主なものは、19 節御殿場市救急医療センター負担金 5,323 万 8,000 円で、昨年度中にセンターを利用された方 1 万 6,279 人のうち、小山町民の利用者 2,369 人で、全体の 14.6%でありました。

次の 79 ページ、御殿場市医師会 2 次救急医療業務負担金 927 万 5,000 円は、御殿場市医師会にお願いしている 2 次救急業務の小山町負担分であります。備考欄二つ下の小児 2 次救急医療業務等負担金 502 万 1,000 円は、御殿場市医師会管内における小児 2 次救急医療の充実を図るとともに、重篤患者の救急体制整備を推進するための負担金であります。

その下、公的病院等運営費補助金 5,000 万円は、過疎地等不採算地区に立地する公的病院の運営に対する市町村からの助成に対し特別交付税措置がされるため、公益社団法人有隣厚生会富士小山病院へ助成し、地域医療の充実を図ったものであります。

4 款 1 項 2 目予防費の決算額は 5,034 万 8,000 円で、執行率は 95%であります。主なものは、備考欄（2）感染症予防費の 13 節個別接種 4,521 万 5,000 円で、乳幼児や高齢者の予防接種費で、接種者は延べ 6,244 人でした。

次に、80 ページをお開きください。4 款 1 項 3 目健康づくり推進費の決算額は 5,863 万 3,000 円で、執行率は 93%であります。主なものは、備考欄中段の（3）生活習慣病予防費の 13 節保健事業 4,153 万円で、そのうち、がん検診に要した費用は 3,980 万 1,000 円、受診者数は延べ 7,543 人でありました。

次に、81 ページをお開きください。4 款 1 項 4 目母子保健事業費の決算額は 1 億 460 万 6,000 円で、執行率は 96%であります。主なものは、備考欄（2）母子保健事業費の 8 節謝礼 113 万 8,000

円は、各種健診や訪問指導をお願いした専門職への謝礼であり、13節保健事業費1,130万4,000円は、妊婦健康診査や乳児健康診査、妊産婦新生児訪問指導や乳幼児を対象とする相談業務、産婦健診、産後ケア事業に要した経費であります。20節不妊・不育治療費助成309万8,000円は、19件の不妊治療費の助成を行ったものであります。

備考欄最下段(3)こども医療費助成費、次の82ページの20節こども医療費助成7,871万2,000円で、高校生相当の年代までを対象とし、通院、入院全ての医療費に係る自己負担分、延べ3万6,474件を助成したものであります。

次に、中段以降の4款2項1目環境保全総務費の決算額は1億2,160万3,000円で、執行率は98%であります。主なものは、次の83ページの備考欄(4)ごみ減量・リサイクル推進事業費の8節廃棄物減量等推進員謝礼104万7,000円と19節資源リサイクル活動奨励交付金204万1,000円で、子ども会や婦人会など31団体が回収した新聞紙、段ボール、雑誌、牛乳パック、アルミ缶などの資源物255トンに対し、活動奨励費として交付したものであります。

備考欄(6)浄化槽設置推進事業費の19節合併処理浄化槽設置奨励事業補助金1,809万6,000円は、合併処理浄化槽の設置を奨励し生活排水の浄化を図ることにより、公共用水域の水質向上を目指したものであります。

備考欄下段の(7)広域行政組合斎場負担金1,291万6,000円と(8)広域行政組合衛生センター負担金7,145万5,000円については、広域行政組合の管理運営施設に係る小山町の負担分です。

次に、最下段の4款2項2目公害対策費の決算額は253万4,000円で、執行率は94%であります。主なものは、次の84ページの備考欄13節河川や指定事業場、工業排水路などの水質測定業務であります。

次に、その下、4款3項1目清掃総務費の決算額は6,399万7,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄(2)塵芥収集事業費の13節塵芥収集運搬4,964万6,000円で、家庭ごみの収集運搬に要する経費であります。ちなみに、令和元年度の家庭ごみの収集量は3,679トン、町民1人1日当たりの排出量は545グラムとなり、3グラム増えました。

次に、85ページをお開きください。2目塵芥処理費の決算額は1億2,549万4,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄(2)塵芥処理費の11節の3番目の修繕料299万8,000円、こちらは、生土最終処分場の水処理施設の緊急修繕が必要となったことと、14節の1番目の一般廃棄物最終処分場用地賃借料367万5,000円は、最終処分場の底地2万2,982平方メートルに対する賃借料であります。

最後に、その下、(3)広域行政組合富士山エコパーク負担金1億1,242万1,000円は、広域行政組合が管理運営する富士山エコパークの焼却施設及び再資源化施設に係る小山町の負担分であります。

以上で、住民福祉部関係の決算補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 経済産業部関係の令和元年度一般会計決算の補足説明をいたします。

初めに、歳入の主な内容について御説明いたします。

決算書の13ページをお開きください。14款1項1目1節農業費分担金、収入済額6,990万5,000円の主なものは、県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区及び北郷南西部地区と県営畑地帯総合整備事業アグリふじおやま地区の分担金で、受益者から受け入れたものであります。

次に、15ページを御覧ください。15款1項4目農林水産業使用料のうち、1節農業使用料の収入済額180万7,000円は、足柄ふれあい公園内パークゴルフ場、バーベキューガーデン、足柄ふれあい農園、3施設の施設使用料でございます。

18ページを御覧ください。16款2項5目1節道路橋梁費補助金の備考欄8行目、社会資本整備総合交付金、工業団地アクセス道路等（繰越明許）6,329万4,000円、その下、現年分6,525万2,000円は、町道3078号線ほか湯船原地区の工業団地へのアクセス道路整備事業に係る国庫交付金であります。

次に、19ページを御覧ください。16款2項8目1節農林水産施設災害復旧費補助金、収入済額392万5,000円は、昨年の台風19号により被災した林道の復旧工事に必要な測量設計費に対する補助金であります。

その下、16款2項10目1節地方創生交付金1,248万6,000円のうち499万9,000円は、観光づくり推進事業に対する国庫補助金であります。

次に、22ページを御覧ください。17款2項4目1節農業費補助金収入済額1,520万円の主なものは、備考欄上から4行目、中山間地域等直接払い交付金640万5,000円と、備考欄上から9行目、多面的機能支払交付金340万円は、いずれも農業の多面的機能の維持、発揮や地域活動、営農活動に対する県補助金であります。また、その下、2節林業費補助金収入済額3,545万2,000円の主なものは、備考欄上から2行目、森林整備事業補助金（繰越明許）1,975万円で、大御神地区の林業専用道路開設に係る県費補助であります。

続いて、その下になります。17款2項5目1節商工費補助金、備考欄、地域産業立地事業費補助金2億円は、富士山麓フロンティアパーク小山への進出企業に交付した補助金に対する県負担分であります。

2節観光費補助金1億2,912万8,000円の主なものは、備考欄2行目、観光地域づくり整備事業費補助金（通次繰越）5,180万円で、豊門公園修景事業及び森村橋修景・復原事業に対する県費補助金であります。

また、3行目の観光地域づくり整備事業費補助金7,710万円は、森村橋修景・復原事業、駿河小山駅前交流センター、足柄駅前交流センター、足柄駅前広場及び誓いの丘公園整備事業費に対する県費補助金であります。

次に、25ページを御覧ください。18款1項1目1節土地貸付収入の備考欄、下から3行目、太陽光発電事業敷地貸付料285万7,000円は、湯船原地区のドリームソーラーふじおやまの事業地といたしまして町有地の貸付料であります。

次ページを御覧ください。18款2項1目2節立木売払収入655万4,000円は、町有林の森林整備で発生した原木の販売収入であります。

次に、30ページをお開きください。22款4項1目1節勤労者住宅建設資金元利収入771万7,000円は、年度当初に静岡県労働金庫へ預託いたしました平成21年から平成23年度まで貸付3件分の償還金であります。

次に、31ページを御覧ください。22款5項4目1節商工費受託事業収入のうち、備考欄1行目、足柄SA周辺地区用地事務受託事業661万4,000円は、開発事業用地の取得事務の受託に係る経費を協定に基づき開発事業者から受け入れたものであります。

その下、2節観光費受託事業費収入560万8,000円は、富士山保全協力金徴収業務で、県からの受託事業として富士山須走口5合目において登山者から富士山保全協力金を徴収する業務の事業費を収納したものであります。

続いて、その下になります。5目1節道路橋梁費受託事業1,585万9,000円は、開発道路整備受託事業として、町道2416号線ほか足柄SA周辺開発道路の整備に係る工事費を協定に基づき開発事業者から受け入れたものであります。

次に、32ページとなります。22款6項1目2節雑入のうち、備考欄中ほど、道の駅地域振興センター利用料3,105万1,000円と道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、各道の駅における総販売上額の5%を指定管理者から施設利用料として収納したものであります。

次に、33ページを御覧ください。同じく雑入のうち、備考欄4行目、災害協力金338万5,000円は、湯船原地区太陽光発電事業に伴い、蓄電池及びハイブリッド公用車のリース料相当額を発電事業者から受け入れたものであります。

以上が歳入関係でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

57ページを御覧ください。2款7項1目企画渉外総務費、備考欄（5）官民連携推進事業費のうち主なものは、13節下から3行目、音淵地区リノベーションまちづくり検討支援業務費769万

1,000円で、リノベーションまちづくり推進のための講演会、ワークショップ等を開催した業務費であります。

87ページを御覧ください。5款1項3目農業振興費の決算額は1,321万8,000円で、執行率は92%であります。主なものは、備考欄(2)農業振興費のうち、13節農業振興地域整備計画定期変更業務286万円は、農業振興地域整備計画の見直しのため、町内農地の基礎調査を実施したものであります。

次に、90ページを御覧ください。5款1項7目中山間地域総合整備事業費の決算額は3,666万6,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄(2)19節県営中山間地域総合整備事業負担金3,566万6,000円は、足柄金時地区及び北郷南西部地区において静岡県が実施しているほ場整備等の工事、換地業務等の事業費15%に相当する額を負担したものでございます。

その下になります。5款1項8目経営体育成基盤整備事業費の決算額は1億684万1,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄(2)19節2段目、県営畑地帯総合整備事業負担金1億546万円は、静岡県が上野地先に実施している大規模施設園芸団地アグリふじおやまの農地造成工事において、事業費20%相当額を負担しているものであります。

次に、91ページを御覧ください。5款1項11目農村公園管理費の決算額は1,065万3,000円で、執行率は98%であります。主なものは、備考欄(2)農村公園管理費13節維持管理業務610万4,000円と15節工事請負費294万8,000円は、足柄ふれあい公園内に遊具施設を設置した費用であります。

次に、92ページを御覧ください。5款2項1目林業総務費の決算額4,762万8,000円で、執行率は97%であります。主なものは、備考欄(3)森林整備事業費のうち、13節森林経営管理444万4,000円で、令和元年度新規事業として森林環境譲与税を活用し足柄・下谷地区の森林所有者へ森林管理につきまして意向調査を実施したもの、その下、15節林業専用道開設(繰越明許)1,607万8,000円は、新しく森林施業を実施するため、隣接の国有林と連携し、大御神地先の町有林に林業専用道を開設したものであります。

次ページを御覧ください。5款2項2目林道費の決算額は2,932万5,000円で、執行率は96%であります。主なものは、備考欄(3)林道整備事業費のうち、15節県単・町単林業事業1,080万円は、林道中島線、林道竹之下金時線の路面改良工事を実施したもの、その下、19節山村道路網整備事業負担金1,261万円は、県営事業林道金時線改良工事に伴う静岡県への負担金でございます。

次に、その下、5款2項3目治山事業費の決算額は2,042万6,000円で、執行率は61%であります。主なものは、備考欄(3)県単治山事業費のうち、15節県単治山事業1,153万3,000円は、藤曲大久保地区の落石防止対策の工事費で、次ページ、備考欄(4)町単治山事業費のうち、13節測量設計368万5,000円は、小山下谷地区の土石流対策に対する測量設計費であります。

次に、その下になります。6款1項1目商工業振興費の決算額は1億532万9,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄下段、(2)商工業振興費のうち、19節小山町商工会助成金830万円、これは中小企業者の経営改善及び地域振興を推進するための助成金でございます。

次に、95ページを御覧ください。6款1項2目企業立地推進費の決算額は22億9,094万5,000円で、執行率は99%でございます。備考欄(2)企業立地推進費のうち、19節下から3行目、小山町地域産業立地事業費補助金4億2,800万円は、歳入でも御説明いたしましたが、富士山麓フロンティアパーク小山に進出した企業に対する補助金であります。

次に、次ページを御覧ください。備考欄(3)未来拠点事業費の主なものは、13節上から2行目、分筆登記413万2,000円は、小山PA周辺地区の分筆登記事務を実施したものであります。

次に、4行下、15節工事請負費小山PA周辺地区関連排水施設等整備513万7,000円は、開発事業に伴い、町道上野大御神線内に横断暗渠排水管の布設工事を実施したものであります。

備考欄(4)28節上野工業団地造成事業特別会計繰出金6,714万円は、令和元年度上野工業団地造成事業特別会計に不足が生じたため、一般会計から繰り出したものでございます。

次ページを御覧ください。備考欄(6)新産業集積エリア造成事業特別会計繰出金17億6,143万8,000円は、事業区域から発見された廃棄物の処理に伴い、令和元年度小山町新産業集積エリア特別会計に不足が生じたため、一般会計から繰り出したものでございます。

その下になります。6款2項1目観光費の決算額は1億8,023万8,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄下段、(2)観光振興費のうち、13節観光地域づくり推進業務999万9,000円は、地方創生推進交付金を活用し、観光地域づくり法人DMO事業を推進するため、小山町観光協会へ業務委託したものでございます。

98ページ、備考欄(3)富士山観光事業費3,681万9,000円の内訳は、富士山須走口への誘客対応として、駐車場、公衆トイレ、下山道、須走ルート巡視等の管理業務委託、登山者への富士山保全協力金徴収業務、5合目から小富士への遊歩道整備に必要な計画策定等を実施したものでございます。

次に、99、100ページを御覧ください。下段の備考欄(5)観光施設管理運営費、15節駿河小山駅前修景及び町の駅活性化事業4,999万5,000円は、静岡県観光地域づくり整備事業費補助金を活用し、駿河小山駅前交流センターの改修、観光案内板の改修及び水飲み場の改修を行ったものであります。

次に、6款2項2目町民いきいの家管理費の決算額は462万9,000円で、執行率は97%であります。主なものは、備考欄(2)町民いきいの家管理費の11節修繕料184万8,000円は、温泉の受水槽外装の塗裝修繕工事を行ったものであります。また、18節備品購入費278万円は、券売機を更新したものであります。

次に、6款2項3目道の駅管理費の決算額は665万8,000円で、執行率は62%であります。主なものは、101ページを御覧ください。備考欄(4)道の駅観光交流センター整備費495万円で、道の駅すばしりの改修工事に向けた実施設計費であります。

次に、6款3項1目労働諸費の決算額は1,570万2,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄(2)勤労者支援費のうち、21節勤労者住宅建設資金貸付預託金771万7,000円は、先ほど歳入でも説明したとおり過年度分貸付残高に対する預託金で、年度当初に静岡県労働金庫へ預託したものでございます。

また、備考欄(3)雇用対策事業費のうち、13節雇用確保に向けた実態調査・分析業務委託費192万5,000円は、町内に新たに進出予定の企業、既存企業の雇用確保に向けたアクションプランを策定するもので、令和元年度は、小山町の労働雇用情勢の実態調査、分析業務を実施し、現状や課題を把握したものであります。

次に、106ページを御覧ください。7款2項3目町道整備事業費のうち、備考欄(3)足柄SA周辺地区開発道路整備事業費の決算額は、現年分が145万6,000円、通次繰越が4,760万5,000円で、内容は、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、町道2416号線ほか足柄SA周辺開発道路の整備工事を開発事業者から受託し、実施したものでございます。

次に、108ページを御覧ください。7款2項4目公共道路整備事業費のうち、備考欄(5)工業団地アクセス道路整備事業費の決算額は、現年分1億2,537万2,000円、繰越明許1億1,515万5,000円で、主なものは、15節道路改良工事費現年分、繰越明許共に、湯船原地区、上野工業団地アクセス道路である町道3078号線、3099号線の道路改良舗装工事を実施したものでございます。

次に、137、138ページを御覧ください。10款1項1目農地農業用施設災害復旧費の決算額は4,673万4,000円で、執行率16%でございます。主なものは、備考欄(2)農業災害復旧費のうち、13節測量設計等489万5,000円と、その下、(3)農業用施設災害復旧費のうち、13節測量設計等2,278万1,000円は、昨年の台風19号により被災いたしました農地及び農業用施設の災害復旧に必要な9件の測量設計業務を実施したものでございます。また、ページは137ページに戻っていただき、翌年度令和2年度へ繰越ししました繰越明許費2億3,019万円は、同じく台風19号で被災した農地43件及び農地用施設9件の災害復旧工事を実施するため繰り越しているものであります。

次に、138ページ、10款1項2目林道施設災害復旧費の決算額は4,492万円で、執行率21%であります。主なものは、次ページ備考欄(2)林道施設災害復旧費のうち、13節測量設計2,989万8,000円は、先ほどと同じく台風19号により被災した林道5路線の測量設計業務を実施したものであります。

また、138 ページに戻っていただき、翌年度へ繰り越した繰越明許費 1 億 6,709 万 1,000 円は、台風 19 号で被災しました林道 5 路線の災害復旧工事を実施するため繰り越しているものであります。

次に、139 ページを御覧ください。10 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費、備考欄 (2) 河川施設災害復旧費のうち、昨年度の台風 19 号で被災しました湯船排水路での災害復旧費として、140 ページ、13 節委託料のうち、備考欄 4 行目、設計業務 (湯船排水路) 3,446 万 3,000 円、15 節工事請負費、上から 3 行目、公共土木施設災害復旧事業 (湯船排水路) 1,419 万円は、被災いたしました湯船排水路の応急復旧工事を実施したものであります。

以上で、経済産業部関係の補足説明を終わりにします。

○議長 (池谷洋子君) 次に、都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長 (湯山博一君) 一般会計決算のうち、都市基盤部に関する決算について御説明をいたします。

初めに、歳入の主な内容について御説明をいたします。

決算書の 15 ページを御覧ください。15 款 1 項 6 目土木使用料のうち、3 節住宅使用料 4,848 万 1,000 円は、町営住宅 9 団地 396 戸の家賃収入と、平成 30 年度以前の滞納繰越分の家賃収入であります。現年度分の収納率は 98% 余りでありましたが、滞納繰越分を含め、収入未済額が 2,500 万円余と多額のことから、条例に基づく不納欠損処理も含め、適切な家賃管理を目指してまいります。

次に、16 ページを御覧ください。2 項 4 目 1 節計画調査手数料のうち、備考欄、開発行為許可等申請手数料 117 万円は、都市計画法に基づく開発行為等の許可手数料で、その処理件数は、開発行為の許可等が 30 件、合計 40 件でありました。

次に、16 ページから 17 ページにかけて、16 款 1 項 2 目 1 節公共土木施設災害復旧費国庫負担金 4,773 万 8,000 円は、台風 19 号により被災した道路河川等のうち、公共災害として採択された災害復旧に対する国庫負担金であります。

続いて、18 ページを御覧ください。2 項 5 目 1 節道路橋梁費補助金の備考欄を順次説明をいたします。備考欄の 1 行目及び 2 行目の防衛施設道路整備事業費補助金は、町道上野大御神線道路改良舗装工事に対する補助金であります。

3 行目から 7 行目の社会資本整備総合交付金 (道路改築等) は、町道大胡田用沢線舗装新設工事等に対する補助金であります。

次に、備考欄中ほどの地方道事業費補助金 (スマートインターチェンジアクセス道路等) は、小山スマートインターチェンジのアクセス道路であります町道 3628 号線道路改良舗装工事に対する補助金であります。

次に、その下の防災安全交付金 (橋梁点検・橋梁補修) は、向田橋、南の原橋など合計 6 橋の橋梁補修工事に対する補助金であります。

次に、2節の計画調査費補助金1億9,435万3,000円は、町道大胡田用沢線のうち、市街化区域内の都市計画道路事業として採択された部分の道路改良舗装工事に対する補助金であります。

次に、その下の3節住宅費補助金の主なものは、備考欄3行目、社会資本整備総合交付金1,890万6,000円で、町営住宅新緑ヶ丘団地及び南藤曲団地改修工事に対する補助金であります。

その他の補助金は、住宅の耐震補強等に対するものでありますが、件数等の詳細は歳出で説明をいたします。

続きまして、23ページを御覧ください。17款2項6目1節道路橋梁費補助金1,080万円は、足柄小学校付近の竹之下神田急傾斜地崩壊防止工事に対する県の補助金であります。

その下の2節住宅費補助金355万6,000円は、住宅の耐震補強等に対するものであります。

その下の3節土木管理費補助金115万3,000円は、用沢地内の地籍調査業務に対する補助金であります。

歳入の主なものは以上であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。なお、執行率につきましては、平成30年度からの繰越分が多いことから、備考欄の事業費別で説明をいたします。

初めに、58ページを御覧ください。2款7項3目定住移住促進事業費のうち、備考欄(2)定住促進事業費は、移住定住の促進、女性活躍の促進、個人住宅の取得等を促進する事業で、決算額は6,166万6,000円、執行率は94.0%であります。

主な内容を説明いたします。59ページの上から7行目の女性活躍促進事業697万7,000円は、女性のネットワーク構築を目的に、2件の委託業務により、セミナーの開催やアンケート、インタビュー調査などを実施いたしました。

その下の若者移住促進事業799万4,000円は、若者による地域経済活性化を目的としまして、ビジネス塾の開催、セミナーやコンテストなどを実施したものであります。

その下のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業799万7,000円は、子育て環境の向上と子育て世代への小山町の魅力を発信することを目的に、金太郎ファミリープロジェクトと称して、養成講座や自然体験イベントなどを開催したものであります。

次に、備考欄中ほどの個人住宅取得資金利子補給金1,191万2,000円は、金融機関から借り入れた個人住宅取得資金を対象に利子補給金を交付するもので、延べ164人の方に交付をいたしました。

次に、その下の定住促進事業助成金1,755万円は、居住用の土地や住宅の購入を促すための助成金で、土地購入24件、住宅購入9件、住宅の賃貸34件、北駿材使用6件の実績がございました。なお、この助成金につきましては、要綱の有効期間が本年3月末と定められていたから、現在は廃止をされております。

次に、(3)結婚支援事業費の決算額は357万円で、執行率は79.2%であります。主なものは、13節結婚支援事業225万2,000円で、結婚支援を行うコンシェルジュの養成講座や結婚希望者の交流イベント等を開催したものであります。

続きまして、7款土木費について説明をいたします。決算102ページを御覧ください。7款1項1目備考欄(2)土木総務費の決算額は553万7,000円で、執行率は90.3%であります。ここでは、道路河川管理に関する庶務的な経費、設計積算システムや専用システムの経費、所属する団体の負担金などを支出しております。

次に、103ページの2目備考欄(2)地籍調査事業費の決算額は679万7,000円で、執行率は80.4%であります。主なものは、次のページの1行目、委託料の地籍調査で、一色その1、用沢その1、その2の3地区の地籍調査を実施したものであります。

次に、2項1目備考欄(2)道路橋梁総務費の現年分決算額は4,548万円で、執行率は99.2%であります。主な内容を説明いたします。13節道路台帳修正891万円は、道路法に基づき整備をしております道路台帳について、改良工事等により変更された道路区域等の修正に要した経費であります。

その下の検討業務2,017万9,000円は、国土交通省や静岡県等との協議資料の作成や長期的な道路計画の策定などに要した経費であります。

次のページの1行目、電線共同溝詳細設計2,400万5,000円は、須走の電線地中化の設計に要した経費であります。

5行目の18節ホイローローダー(繰越明許)630万7,000円は、除雪等に使用するホイローローダーが老朽化したことから、新規に購入した経費であります。

その下の県営事業負担金1,317万3,000円は、静岡県条例に基づく負担金で、県道足柄停車場富士公園線及び沼津小山線の改築事業費の一部を町が負担したものであります。

次に、2目備考欄(2)町道維持管理費の決算額は2,159万円で、執行率は99.9%であります。主なものは、13節除雪886万9,000円と道路美化881万4,000円で、除雪は単価契約により実施し、道路美化は東富士リサーチパーク内の通称一本櫛線と呼ばれております町道3866号線の道路両側の緑地帯の木を伐採した経費であります。

次に、備考欄(3)公共施設地区対応事業費の現年分決算額は4,292万8,000円で、執行率は94.5%であります。主な内容を説明いたします。13節測量設計は、地区からの要望のうち、規模が大きく、測量や実施設計を委託する必要があるものについて対応した経費で、合計12件の委託業務を発注したものであります。

その下の15節道路維持補修事業3,350万2,000円及び2行下の道路維持補修事業(繰越明許)2億4,967万4,000円は、各地区からの要望により実施をしたもので、小規模修繕、舗装補修の単価契約の工事を含め、合計28件の工事を発注したものであります。

次の106ページを御覧ください。3目備考欄（2）町道整備事業費の現年分決算額は2億992万9,000円で、執行率は83.8%であります。主な内容を説明いたします。13節測量設計380万8,000円及び2行下の測量設計（繰越明許）1,414万8,000円は、町道用沢大御神線測量設計など9件の委託業務を発注したものであります。

2行下の15節道路改良舗装事業6,368万2,000円及び3行下の道路改良舗装事業（繰越明許）1,732万円は、須走の本通りとふじみ通りを結ぶ町道4211号線の新設工事、須川フィッシングパークに向かう町道1288号線の待避所設置工事、町道原向中日向線舗装補修工事など6件の工事を発注したものであります。

同じく15節オリンピック・パラリンピック対策事業1億3,132万3,000円は、自転車ロードレースのコースとなる町道を整備した事業で、町道用沢大御神線舗装補修工事や町道上野大御神線舗装補修工事など7件の工事を発注したものであります。

続きまして、107ページを御覧ください。4目備考欄（2）公共道路整備事業費の現年分決算額は2億2,959万7,000円で、執行率は45.6%であります。主な内容を説明いたします。13節調査業務325万2,000円は、町道大胡田用沢線ほか1路線の土質調査業務であります。

15節町道整備1億9,636万円及び町道整備（繰越明許）528万8,000円は、町道大胡田用沢線道路改良及び舗装新設工事と町道3975号線道路改良舗装工事であります。

その下の17節道路敷地2,854万1,000円及び道路敷地（繰越明許）1,090万円は、町道大胡田用沢線の道路用地購入費で、合計58筆、8,512平方メートルの用地を提供していただきました。

22節立木等物件移転補償費（繰越明許）537万8,000円は、町道大胡田用沢線の物件補償料であります。

次に、備考欄（3）新東名関連町道整備事業費の現年分決算額は6,146万1,000円で、執行率は98.3%であります。主な内容を説明いたします。13節測量設計743万9,000円は、町道3975号線道路照明灯詳細設計の業務委託料であります。

その下の橋梁及び道路整備事業2,172万1,000円は、町道3975号線や町道3628号線に関する工事のうち、中日本高速道路に工事施工を委託した部分の工事委託料であります。

15節道路改良舗装事業（繰越明許）1億8,008万2,000円は、小山スマートインターチェンジのアクセス道路であります町道3628号線の道路改良舗装工事及び附帯工事の経費であります。

次に、108ページを御覧ください。備考欄（4）道路構造物長寿命化事業費の現年分決算額は8,667万9,000円で、執行率は51.3%であります。主な内容を説明いたします。13節測量設計946万円は、町道1181号線、坪入橋などの橋梁補修実施設計の業務委託料であります。その下の道路構造物点検3,146万円は、町内の東名高速道路をまたぐ跨道橋11橋を点検した業務委託料であります。

次の東名跨道橋補修工事委託（繰越明許）4,516万5,000円は、東名高速道路をまたぐ町道2318号線向原橋など3橋の橋梁補修工事を中日本高速道路に工事施工を委託した経費であります。

その下の15節橋梁長寿命化修繕4,575万9,000円及び橋梁長寿命化修繕(繰越明許)4,235万5,000円は、町道2181号線向田橋、町道足柄三保線堀城橋、町道2097号線矢台橋などの橋梁補修工事5件を発注したものであります。

次に、ページ一番下の5目備考欄(2)防衛施設道路整備事業費の現年分決算額は8,144万円で、執行率は25.9%であります。主な内容を説明いたします。109ページを御覧ください。13節測量設計(繰越明許)2,736万2,000円は、町道上野大御神線の富士スピードウェイ西ゲートから富士霊園入り口までの測量設計業務委託料であります。

その下の15節道路改良舗装1,283万5,000円及び道路改良舗装(繰越明許)4,241万3,000円は、町道上野大御神線の大御神コミセン付近から富士スピードウェイ西ゲートまでの道路改良舗装工事費であります。

その下の22節立竹木等物件移転補償費4,305万3,000円と2行下の立竹木等物件移転補償費(繰越明許)8,847万9,000円は、町道上野大御神線道路改良舗装工事に伴い移転が必要となった店舗や工場等の移転補償費用であります。

次に、6目備考欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費の決算額は2,733万2,000円で、執行率は96.3%であります。主なものは、15節急傾斜地崩壊防止事業2,499万9,000円で、竹之下神田急傾斜地の崩壊防止工事であり、竹之下神田につきましては令和元年度をもって完了をしたところであります。

続きまして、110ページを御覧ください。3項1目備考欄(2)普通河川維持管理事業費の現年分決算額は6,995万円で、執行率は91.8%であります。主な内容を説明いたします。13節測量設計1,279万5,000円は、道の駅すばしりに近い精進川支川の河川改修計画に伴う測量設計及び地質調査の業務委託料であります。その下の検討業務462万円は、鮎沢川に親水護岸等を設けるなどの可能性について検討した業務委託料であります。

次の15節河川改修事業4,994万3,000円は、須走の精進川支川河川改修工事費であります。その下の河川維持事業(繰越明許)470万5,000円は、吉久保地内の大附川の維持工事費であります。

次に、111ページを御覧ください。4項2目備考欄(2)都市計画費の決算額は2,168万4,000円で、執行率は99.9%であります。主なものは、13節都市計画図電子化1,437万6,000円で、これまで紙ベースで頒布をしておりました都市計画図等を全て電子化をしたものであります。本年10月1日から、紙ベースの頒布を終了し、電子データを印刷する方法に変更する予定であります。

次に、備考欄(3)都市計画道路整備事業費の決算額は4億2,893万9,000円で、執行率は79.3%であります。主なものは、15節大胡田用沢線道路整備9,131万2,000円と22節大胡田用沢線物件補償3億3,563万8,000円で、この物件補償費は静岡県土地開発公社への償還金であり、元年度をもって償還は完了いたしました。

次の112ページを御覧ください。備考欄（5）足柄地区拠点整備事業費の決算額は1億1,766万9,000円で、執行率は49.5%であります。主な内容を説明いたします。15節足柄駅交流センター建設7,040万円は、1億1,961万7,000円を本年度、令和2年度に繰り越しをし、このたび竣工をしたところであります。その下の足柄駅前広場整備2,999万9,000円は、駅前広場の整備費用で、元年度で完了をいたしました。その下の22節JR東海機能補償1,600万円は、駅舎解体等に伴うポイント切替え装置の移転費用であります。

次に、3目備考欄（3）都市公園維持管理費の決算額は2,541万9,000円で、執行率は98.9%であります。主な内容を説明いたします。13節施設維持管理費946万2,000円は、町内27か所の都市公園の管理に係る委託料で、清掃、浄化槽管理、機械警備など、全部で27件の業務委託を発注したものであります。

次に、15節須走多目的広場歩道補修466万5,000円は、ジョギングやウォーキングなどで利用されておりますゴムチップ舗装の外周路の補修を行ったものであります。

次に、113ページを御覧ください。備考欄（5）豊門公園整備費の現年分決算額は3億7,640万7,000円で、執行率は99.8%であります。約3年間をかけて整備してまいりました豊門会館、西洋館、豊門公園につきましては、令和元年度で全て完了したところであります。

その下の備考欄（6）誓いの丘公園整備費の決算額は2,247万4,000円で、執行率は39.7%であります。3,402万円を令和2年度に繰り越し施工をしているところですが、資材の調達、天候不順などにより、完了については10月末まで延びると考えております。

次に、4目下水道整備費の決算額は8,637万9,000円で、執行率は100%であります。これは、下水道事業特別会計への繰出金で、金額は下水道事業の地方債の償還額を基準にしているところであります。

次に、114ページを御覧ください。5項1目備考欄（2）町営住宅維持管理費の現年分決算額は7,979万円で、執行率は98.4%であります。主な内容を説明いたします。13節町営住宅管理代行1,713万3,000円は、町営住宅全般に係る管理を静岡県住宅供給公社に委託しているもので、平成30年度に基本協定を締結いたしました。

2行下の14節住宅用地借上料1,051万8,000円は、南藤曲団地など6団地の土地借上料であります。

その下の15節住宅整備事業3,828万円は、新緑ヶ丘団地1号棟及び南藤曲団地M4号棟の改修工事であります。その下の繰越明許も含む町営住宅解体事業は、須走の北原団地及び原向団地の解体工事費であります。

次に、115ページを御覧ください。2目備考欄（2）建築指導費の決算額は842万7,000円で、執行率は97.1%であります。主なものは、19節木造住宅耐震補強補助金390万円ですが、ブロック塀等耐震改修補助金、補強計画策定補助金についてもそれぞれ実績を報告いたします。ブロック塀補助金は4件、耐震補強補助金は5件、計画策定補助金は5件でありました。

最後に、140 ページを御覧ください。10 款 2 項 1 目備考欄（3）道路施設災害復旧費の決算額は 3,168 万 7,000 円で、執行率は 24.4%であります。主な内容について説明をいたします。13 節測量設計等 1,442 万 6,000 円は、町道奈良橋湯船線など 7 件の委託業務を発注したものであります。

2 行下の 15 節公共土木施設災害復旧事業及び町単独災害復旧事業は、町道奈良橋湯船線災害復旧工事など合計 11 件の工事を発注したものであります。

以上で、都市基盤部に関します一般会計決算の説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後 1 時まで休憩します。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、オリンピック・パラリンピック推進局長 池谷精市君。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） 一般会計決算のうち、オリンピック・パラリンピック推進局関係の補足説明を行います。

初めに、歳入から御説明いたします。

決算書は 33 ページを御覧ください。22 款 6 項 1 目 2 節雑入、備考欄下から 4 行目、おもてなし空間整備事業関連補助金 104 万 1,000 円は、棚頭の富士小山工業団地付近にオリンピック・パラリンピックの際に来訪者を歓迎するために準備をしましたおもてなしの花壇整備に対する公益財団法人静岡県グリーンバンクからの補助金であります。

次に、歳出であります。

決算書は 61 ページを御覧ください。2 款 8 項 1 目備考欄（3）東京オリンピック・パラリンピック推進事業費の現年度分決算額は 2,212 万 9,000 円で、執行率は 64%でありました。執行率が低くなりましたのは、本年 3 月 24 日に東京 2020 大会の延期が決定されたことから、執行を予定していましたシティドレッシング用バナー等制作業務全体とコミュニティライブサイト運営業務の一部の執行を見送ったことが主な理由であります。

それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。11 節消耗品費 114 万 1,000 円は、昨年 7 月 21 日に開催されましたテストイベントに御協力をいただきましたコースサポーター用のユニホームを作成したものが主なものであります。

13 節開催 PR 用横断幕等制作業務 278 万 6,000 円は、役場本庁舎 1 階、文化会館ホール正面入り口及び JR 駿河小山駅舎入り口に設置をしました大会開催を PR する大型サインの設置が主なものであります。

その下、オリパラ関連事業映像記録業務は、小山町内で行われるオリンピック・パラリンピック関連事業を本大会終了まで収録し、小山町の歴史として記録保存するもので、決算額の700万7,000円は令和元年度分の委託料であります。

同じく13節東京2020オリンピック・パラリンピック自転車ロード競技小山町開催PRコーナー設置事業247万7,000円は、現在、役場本庁舎1階と道の駅ふじおやまに設置をしてありますPR動画を放映するボードを作成したものが主なものであります。

15節散水施設設置124万8,000円は、棚頭地区に整備しましたおもてなしの花壇に散水栓を設置したものであります。

決算書は62ページを御覧ください。備考欄19節自転車競技小山町開催支援協議会交付金165万円は、大会開催をオール小山で支援し、来訪者へのおもてなしを担う協議会の活動に対する交付金であります。

以上で、オリンピック・パラリンピック推進局関係の補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、教育次長 長田忠典君。

○教育次長（長田忠典君） 教育委員会関係の補足説明を行います。

初めに、歳入についてです。

決算書の14ページをお願いいたします。14款2項1目1節児童福祉費負担金備考欄の受託児童保育負担金672万7,000円は、他市町の子ども達が町内保育園等に在園していたことに伴う他市町からの負担金であります。実人数は14人、対前年度で2人の減で、内訳は、御殿場市が11人、裾野市が2人、開成町が1人でありました。

次に、下段の15款1項2目2節児童福祉費使用料の主なものは、備考欄の1行目の保育所保育料4,304万4,000円であり、令和元年度末では町内保育所及びこども園長時間利用に408人、町外保育所等に19人、計427人が在園しておりました。対前年度で22人の減となりました。なお、昨年10月からの3歳児以上の幼児教育・保育の無償化により、昨年度より28.3%、金額にしまして1,704万1,000円の減少となりました。

次に、15ページをお願いいたします。下段の15款1項7目教育使用料の1節幼稚園使用料の備考欄の幼稚園保育料は309万2,000円で、先ほど説明しました保育所保育料と同様に、国の3歳児以上幼児教育・保育の無償化に伴い、昨年度と比べて55.9%、金額にしまして392万8,000円の減少となりました。

次に、同じ教育使用料のうち、2節生涯学習施設使用料の備考欄の1行目、パークゴルフ場使用料は275万7,000円で、利用者は延べ人数で6,507人となっております。対前年度の人数を比較しますと、829人の減、金額で25万9,000円の減額となりました。

次に、16ページをお願いいたします。下段の16款1項1目3節児童福祉費負担金の備考欄の1行目、児童手当負担金1億4,932万1,000円は、児童手当に対する国からの負担金であります。

その下、子どものための教育・保育給付費負担金 4,929 万 3,000 円は、私立保育園等に通園する園児の園運営費への国からの負担金であります。

その下、障害児施設措置費負担金 2,916 万 8,000 円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する国からの負担金であります。

次に、17 ページをお願いいたします。16 款 2 項 2 目 3 節児童福祉費補助金の備考欄 1 行目、子ども・子育て支援交付金 3,642 万 4,000 円は、地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等に対する国からの補助金であります。

その二つ下、子ども・子育て支援整備交付金 1,281 万 7,000 円は、北郷小学校放課後児童クラブ施設建設に対する国からの補助金です。

その下、保育所等整備交付金 1 億 4,156 万 3,000 円及びその下の認定こども園施設整備交付金 1,359 万円は、上野地先に建設されましたみらいこども園の施設整備に対する国からの補助金であります。

次に、19 ページをお願いいたします。16 款 2 項 7 目教育費国庫補助金の主なものは、1 節小学校費補助金から 3 節の幼稚園補助金にそれぞれ記載のありますブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（繰越明許）で、1 節小学校費補助金では 5,088 万 9,000 円、2 節中学校費補助金では 1,947 万 3,000 円、3 節幼稚園補助金では 570 万 5,000 円であります。これは、前年度から繰越明許した町内小学校、中学校、幼稚園及びこども園の教室等にエアコン設置事業に対し、国からの補助金であります。

次に、21 ページ上段の 17 款 1 項 1 目 3 節児童福祉費負担金の備考欄の 1 行目、児童手当負担金 3,308 万 8,000 円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

その下、子ども・子育て支援給付費負担金 2,159 万 5,000 円は、私立保育園等に通園する園児の園運営費への県からの負担金であります。

その下、障害児施設措置費負担金 1,458 万 4,000 円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児利用施設支援に対する県からの負担金であります。

次に、同じページ下段、17 款 2 項 2 目 3 節児童福祉費補助金の備考欄の 2 行目、子ども・子育て支援交付金 1,432 万 6,000 円は、地域子育て支援拠点事業に対する県からの交付金であります。

次の行、放課後児童クラブ補助金 1,025 万 2,000 円は、放課後児童クラブ運営に対する県からの補助金であります。

その 4 行下、社会福祉施設等整備費補助金 320 万 4,000 円は、北郷小学校放課後児童クラブ施設建設に対する県からの補助金であります。

次に、33 ページをお願いいたします。上段の 22 款 6 項 1 目 2 節雑入の備考欄 6 行目、スポーツ振興くじ助成金 6,922 万 4,000 円は、小山球場改修工事に対する日本スポーツ振興センターからの助成金であります。

次に、その5行下、職員等給食代1,628万6,000円は、小中学校の教諭、幼稚園、保育園及びこども園の保育士などの給食代であります。

次に、歳出について説明いたします。

71ページをお願いいたします。3款3項児童福祉費から説明いたします。

初めに、3款3項1目児童福祉総務費の支出済額は6,647万8,000円で、執行率は97%です。主なものは、次のページ中段の備考欄(5)児童発達支援事業費で、そのうち20節児童発達支援事業費1,994万4,000円と、その下の放課後等児童通所支援事業費4,103万1,000円になります。さきの児童発達支援事業費は、幼児障害児施設への通所等に係る扶助費として国保連合会を通じて施設に支払うものであり、年間延べ人数で114人が利用しております。対前年度比で64人の増となりました。また、放課後等児童通所支援事業費では、就学児童の放課後デイサービスなどの利用に対して、同じく国保連合会を通じ施設に支払うものであり、年間延べ利用人数ですが、593人です。対前年度比で137人の増となりました。

次に、同じページ1番下の3款3項2目児童手当費の支出済額は2億1,637万6,000円で、執行率は99%です。主なものは、備考欄(2)児童手当費の20節児童手当2億1,535万5,000円で、年3回、延べで1万9,652人への児童手当の支給であります。延べ人数の比較で、対前年度では301人の減となりました。

次に、73ページ、3款3項3目保育園費は9億4,098万4,000円で、執行率は97%です。保育園とこども園等の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。主なものは、初めに、備考欄(2)保育園管理運営費で、その中で7節臨時保育士賃金5,735万8,000円、臨時調理員賃金1,747万円、ページ1番下、11節給食の賄い材料費2,650万円です。

また、次のページの備考欄上から6行目、13節園業務支援システム構築621万4,000円は、新たに令和2年度から町立こども園において、ICカードによる園児の登降園時刻の管理や活動状況の記録などを電算システムで管理していくための導入委託費です。

また、20節施設型給付扶助費736万9,000円と、その下、地域型給付扶助費957万円は、他市町への委託保育、人数で22人分の扶助費です。対前年度では4人の増となりました。

また、次の75ページ、備考欄(5)民間保育所等施設運営費9,422万4,000円は、菜の花こども園の施設運営に係る補助金と扶助費として支出したものです。

同じく備考欄(6)民間保育所等施設整備費1億7,964万3,000円は、上野地先に建設されました、みらいこども園の施設整備に対する補助金として支出したものです。

また、備考欄(7)こども園整備事業費2億6,130万円と、同じく繰越明許3,582万7,000円は、菅沼地先に建設する町立こども園の設計、用地購入費及び造成工事費と、すばしりこども園の用地購入費です。

また、76ページ上段、備考欄(8)幼児教育無償化事業費894万3,000円は、昨年10月からの幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修等に要した経費です。

次に、同じページ、3款3項4目子育て支援事業費は1億1,896万1,000円で、執行率は99%です。主なものは、備考欄(1)職員人件費のほか、備考欄(3)放課後児童クラブ費3,201万2,000円で、五つの放課後児童クラブに係る経費であります。令和元年度末では、人数で合わせて205人の児童が利用しました。

また、次の77ページ、備考欄(4)子育て支援センター運営費1,477万円は、子育て支援センターきんたろうひろばとペンぎんランドに係る経費であります。

また、備考欄(5)放課後児童クラブ施設整備3,467万6,000円は、北郷小学校放課後児童クラブの施設建設に係る経費であります。

次に、ページが跳びまして、121ページをお願いいたします。ここから9款教育費の説明をいたします。9款1項1目教育委員会費は112万9,000円で、執行率は93%、教育委員会の運営に係る経費であります。

次に、122ページ、9款1項2目事務局費は1億1,013万7,000円で、執行率は98%、教育委員会事務局に係る人件費、事務費が主なものとなっております。

次に、124ページの中段をお願いします。9款2項小学校費の1目学校管理費は7億2,951万円で、執行率は92%です。主なものは、初めに、備考欄(2)小学校管理運営費2億8,588万5,000円で、その中では、7節町単独講師等賃金3,050万6,000円のほか、11節光熱水費2,499万5,000円と、次の125ページ、上から3行目、教室等でのWi-Fi利用のための無線LAN整備7,287万1,000円、同じページの中段にあります小学4年生以上の児童へのタブレット購入に伴う教育用ICT備品6,369万6,000円が主なものであります。

また、次の126ページの備考欄上段、(5)小学校施設整備費5,539万3,000円と同じく繰越明許2億8,904万2,000円は、須走小学校体育館床張り替え工事と足柄小学校プール塗装改修工事及び施設等の修繕に要した費用と、あわせて町内全小学校のエアコン設置工事費2億8,904万2,000円であります。

次に、同じページ、9款2項2目教育振興費は1,969万円で、執行率は93%、小学校の日常の教育活動に要した経費であります。主には、備考欄(2)小学校教育振興費のうち、13節各小学校で週2回実施しております外国人英語指導員派遣の委託費920万5,000円と、教材備品を購入している備考欄(3)小学校備品整備費301万2,000円であります。

次に、127ページ、9款3項中学校費の1目学校管理費は3億9,567万9,000円で、執行率は95%です。主なものは、備考欄(2)中学校管理運営費で、小学校費と同様、7節町単独講師等賃金861万4,000円のほか、11節光熱水費2,095万8,000円と、次の128ページ、上から5行目、これも小学校費と同様で、教室等でのWi-Fi利用のための無線LAN整備5,208万円、同じページ中段の全生徒及び教師等へのタブレット購入に伴う教育用ICT備品7,697万3,000円あります。

また、次の129ページ、備考欄（5）中学校施設整備費1,833万7,000円と、同じく繰越明許1億1,065万2,000円は、小山中学校バックネット改修工事及び施設等の修繕等に要した費用と、小山中学校、北郷中学校のエアコン設置工事費1億1,065万2,000円であります。

次に、9款3項2目教育振興費は2,257万5,000円で、執行率は92%、中学校の日常の教育活動に要した経費であります。主には、小学校費と同様、備考欄（2）中学校教育振興費のうち13節各中学校で週3回実施しております外国人英語指導員派遣の委託費1,458万4,000円と、学用品費や給食費などを援助している備考欄（4）中学校就学援助費305万1,000円であります。

次に、次の130ページ、9款4項1目幼稚園費は2億415万5,000円で、執行率は93%であります。主なものは、備考欄（1）職員人件費をはじめ、備考欄（2）の幼稚園管理運営費の臨時教諭賃金1,553万8,000円と、次のページ、備考欄（3）幼稚園維持管理費（繰越明許）のエアコン設置工事3,230万4,000円が主なものであります。

次に、132ページをお願いいたします。9款5項1目社会教育総務費は3億6,586万8,000円で、執行率は94%です。主なものは、備考欄（1）職員人件費3,802万1,000円をはじめ、社会教育指導員の報酬や臨時職員賃金などの備考欄（2）社会教育総務費1,245万3,000円と、次の133ページ真ん中にあります森村橋修景・復原事業の工事を実施している備考欄（4）文化財費1億7,985万3,000円、同じく逡次繰越1億3,131万8,000円であります。

次に、134ページ、9款5項2目生涯学習推進費は303万3,000円で、執行率は85%です。主なものは、13節生涯学習推進講演会に係る委託費80万円と、岡山県勝央町と文化団体の交流を行った芸術文化振興事業に係る経費98万4,000円であります。

次に、135ページ、9款5項3目図書館費は43万1,000円で、執行率は93%です。指定管理者の実施事業を除き、読書推進事業等に要した経費であります。

次に、同じページ、9款5項4目生涯学習センター管理費は1億5,023万5,000円で、執行率は99%です。総合文化会館、総合体育館などの維持管理に係る経費で、主なものは、備考欄（2）文化会館等管理運営費のうち、13節指定管理料1億3,102万3,000円で、生涯学習施設10施設の指定管理料であります。

最後に、136ページ、9款6項1目保健体育総務費は2億2,354万5,000円で、執行率は99%です。主なものは、初めに、備考欄（2）社会体育振興費の19節の小山町体育協会助成金950万円と、次のページ、備考欄（3）体育施設管理費の中の15節小山球場改修工事1億8,084万4,000円と、備考欄（4）パークゴルフ場管理費953万7,000円であります。

以上で教育委員会関係の補足説明を終わりにいたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。なお、補足説明は各部長等の所管の会計順に行います。

それでは、初めに、認定第5号 下水道事業特別会計、認定第8号 宅地造成事業特別会計、議案第99号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の3件について補足説明を求めます。

都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 都市基盤部関係の特別会計決算及び水道事業会計決算について、順次説明をさせていただきます。

初めに、認定第5号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書の184ページからが小山町下水道事業特別会計であります。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書の188ページを御覧ください。1款1項1目下水道使用料1節下水道使用料及び手数料のうち、備考欄、下水道使用料6,808万7,000円は、1期平均1,609件の下水道使用料であり、その収納率は98.6%でありました。

次に、2節下水道使用料滞納繰越分の収入済額127万2,000円は、平成26年度から平成30年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額であります。収納率は37.2%でありました。なお、不納欠損額26万2,000円は、平成26年度分の未納額について、地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。

次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金の収入済額2,692万2,000円は、須走浄化センターの長寿命化対策施設整備事業に対する国からの補助金であります。

次に、188ページから189ページにかけて、4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金の収入済額8,637万9,000円は、下水道事業で借入れをした起債の償還等に充てる一般会計からの繰入金であります。

次に、7款1項1目1節下水道事業債のうち、備考欄、浄化センター長寿命化対策等事業債2,200万円は、先ほど説明いたしました須走浄化センターの長寿命化対策施設整備事業に対する国庫補助金の補助残について地方債を借入れをしたものであります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

決算書の190ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費の決算額は6,432万9,000円で、執行率は96.9%であります。備考欄（2）下水道施設維持管理費5,934万4,000円の内訳は、まず、11節光熱水費995万7,000円で、須走浄化センターの電気料、水道料金及びマンホールポンプ14か所分の電気料であります。その下の修繕料419万9,000円は、マンホールポンプ及び浄化センター内にあります各種設備等の修繕に要したものであります。

続きまして、191ページを御覧ください。備考欄1行目、13節須走浄化センター維持管理3,259万1,000円は、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料であります。13

節の最下段、地方公営企業法適用移行基礎調査業務 143 万円は、総務省からの要請に基づき下水道事業会計の企業会計全面移行に向けた基本計画策定のための業務委託料であります。

次に、191 ページから 192 ページにかけて、2 項 1 目公共下水道費の決算額は 4,931 万 7,000 円で、執行率は 97.3%であります。主なものとしまして、備考欄（2）公共下水道費のうち、192 ページ、備考欄 1 行目、15 節須走浄化センター長寿命化整備事業 4,895 万円は、浄化センターの機械設備の整備工事費であります。

続きまして、2 款 1 項 1 目元金の決算額は 7,604 万 5,000 円で、執行率は 99.9%であります。浄化センターの建設及び管渠工事に係る平成 6 年度から平成 15 年度までの借入れ及び浄化センター長寿命化対策事業として平成 26 年、27 年度に借入れをしました起債の元金を償還計画に基づいて償還をしたものであります。

次に、1 項 2 目利子の決算額は 1,509 万 6,000 円で、執行率は 99.9%であります。こちらも平成 6 年度から平成 15 年度、及び浄化センター長寿命化対策事業として平成 26 年から平成 30 年度に借入れをしました起債に対する利子であります。

次に、194 ページをお開きください。令和元年度小山町下水道事業特別会計の実質収支であります。歳入総額は 2 億 824 万 4,000 円、歳出総額 2 億 478 万 8,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は 345 万 6,000 円であります。

以上で下水道事業特別会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第 8 号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書は 230 ページからが小山町宅地造成事業特別会計であります。

それでは、決算書の 234 ページを御覧ください。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

1 款 1 項 1 目分譲収入 1 節不動産売払収入、収入済額 1 億 2,749 万 9,000 円は、わさび平地区の優良田園住宅 9 区画及び宮ノ台地区 2 区画を分譲販売した不動産売払収入であります。

次に、3 款 1 項 1 目宅地造成事業債 1 節宅地造成事業債、収入済額 7,500 万円は、平成 30 年度から実施した宮ノ台地区宅地造成事業に伴う造成工事費の精算払い分として借入れをしたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の 235 ページを御覧ください。2 款 1 項 1 目宅地造成費のうち、備考欄（2）宅地造成費 2,584 万円の主なものは、17 節用地費 2,568 万 1,000 円で、大胡田地区宅地造成事業の土地購入費が主なものであります。

同じく備考欄（2）宅地造成費（繰越明許）7,591 万 4,000 円のうち、15 節造成工事 4,497 万円は、平成 30 年度から実施した宮ノ台地区宅地造成事業に係る精算払い金です。同じく 17 節用地（繰越明許）3,094 万 4,000 円は、同じく宮ノ台地区宅地造成事業の土地購入費であります。

続いて、236 ページをお開きください。3 款 1 項 1 目元金の支出済額は 1 億 300 万円で、わさび平地区の優良田園住宅の工事費の精算分として借入れをした地方債を繰上償還したものであります。

3 款 1 項 2 目利子の決算額は 44 万円で、これは元金と同じ地方債に対する利子であります。

次に、237 ページをお開きください。令和元年度小山町宅地造成事業特別会計の実質収支であります。歳入総額 3 億 187 万 4,000 円、歳出総額 2 億 689 万 7,000 円であり、歳入歳出差引額及び実質収支額は 9,497 万 7,000 円でありました。

宅地造成事業特別会計決算の補足説明は以上であります。

続きまして、議案第 99 号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について補足説明を行います。

水道事業会計の決算書は別冊となっております。

それでは、決算書の 2 ページを御覧ください。初めに、決算報告書から説明をいたします。決算報告書の金額には、消費税及び地方消費税を含んでおります。

まず、(1) 収益的収入及び支出のうち、収入であります。

第 1 款第 1 項営業収益の決算額 2 億 6,738 万 3,000 円は、水道料金及び水道加入分担金が主なものであります。前年度と比べて 345 万 5,000 円の増額となりました。この主な要因は、アパート等の建築が増え、新規開設戸数が増加したことにより、水道加入分担金が 349 万 8,000 円増加したことあります。

次に、第 2 項営業外収益の決算額 7,234 万 1,000 円は、固定資産取得時に充当した補助金等について、毎年度一定割合を収益化するための長期前受金戻入 7,184 万 8,000 円が主なものであります。

次に、支出について御説明をいたします。

第 1 款第 1 項営業費用の決算額は 2 億 9,093 万 6,000 円で、執行率は 98.7%であります。主なものは、事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第 2 項営業外費用の決算額は 564 万 6,000 円で、執行率は 73.9%であります。主なものは、企業債の利息であります。

続いて、第 3 項特別損失の決算額は 99 万 7,000 円で、執行率は 99.7%であります。これは、昨年 10 月の台風 19 号により被災した水道管の応急復旧を行った経費であります。

次に、4 ページを御覧ください。(2) 資本的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

第 1 款第 1 項企業債の決算額 7,500 万円は、平成 30 年度から繰り越しをしました小山パーキングエリア周辺地区ラウンドアバウト設置に伴う配水管布設工事に対する借入れが主なものであります。

次に、第 2 項国庫補助金の決算額 6,043 万 4,000 円は、須走・柳島・滝沢配水区配水管布設工事及び須走低区配水場建設工事実施設計業務委託に対する防衛省からの補助金であります。

次に、第4項工事負担金の決算額129万3,000円は、中日本高速道路株式会社からの配水管布設工事詳細設計業務委託に対する負担金であります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費の決算額は2億2,309万円で、執行率は96.3%であります。主なものは、収入でも説明を致しましたが、小山パーキングエリア周辺地区ラウンドアバウト設置に伴う配水管布設工事及び防衛9条交付金事業である須走・柳島・滝沢配水区配水管布設工事等であります。

欄外に記載をしております資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,929万7,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、6ページを御覧ください。水道事業損益計算書であります。損益計算書の金額は消費税等は含んでおりません。今年度の純利益だけ申し上げます。下から4行目、当年度純利益は2,957万1,000円となりました。

続いて、8ページを御覧ください。水道事業剰余金計算書であります。計算書の内容は、消費税等を含んでおりません。

表の右から2列目、利益剰余金合計の下から5行目、当年度変動額2,957万1,000円は、先ほど損益計算書で申し上げましたが、当期純利益を計上したもので、これによりまして利益剰余金の合計額は1億5,111万6,000円となりました。

続いて、10ページを御覧ください。水道事業剰余金処分計算書の案についてであります。こちらの金額も消費税等は含んでおりません。

当年度末の未処分利益剰余金2,957万1,000円について、建設改良積立金に全額を積み立てることで処分することについて議決をお願いするものであります。

次に、11ページから12ページにかけては、水道事業貸借対照表であります。これは、水道事業という企業の財務状況を表すもので、金額について消費税等は含んでおりません。貸借対照表は、資産の部、負債の部、資本の部の3項目で構成をされております。

まず、資産の部であります。1の固定資産ですが、ページ中ほどの1番右側、固定資産の合計は46億6,258万2,000円であり、2の流動資産の下から2行目、流動資産の合計は2億7,071万7,000円であり、資産の合計は49億3,330万円となりました。

続きまして、12ページを御覧ください。負債の部であります。3の固定負債、上から5行目、固定負債の合計は4億3,926万5,000円であり、4の流動負債、上から15行目、流動負債の合計は1億2,621万4,000円、中ほどの5の繰延収益の合計は18億289万9,000円であり、負債合計は23億6,837万9,000円でありました。

次に、資本の部であります。

6の資本金は22億5,289万1,000円、7の剰余金のうち資本剰余金の合計は1億6,091万3,000円であります。利益剰余金の合計は、先ほどの剰余金処分計算書で申し上げましたとおり、1億5,111万6,000円であり、剰余金の合計は3億1,202万9,000円、資本合計は25億6,492万1,000円となりました。貸借対照表では、資本の部と負債の部の合計額が資産の部の合計額と同額となります。

次の13ページから14ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定により、水道事業会計の会計処理の基準及び手続を記載したものであります。

なお、給水状況、財政状況及び工事内容等につきましては、15ページからの小山町水道事業報告書を、収入及び支出の詳細につきましては、19ページからの小山町水道事業会計決算付属明細書を御参照いただきたいと思います。

水道事業会計決算の補足説明及び都市基盤部関係の特別会計の説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 次に、認定第6号 土地取得特別会計の1件について補足説明を求めます。

企画総務部長 野木雄次君。

○企画総務部長(野木雄次君) 認定第6号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書199、200ページをお開きください。円単位で説明をいたします。

1款1項1目の財産貸付収入20万4,000円は、土地開発基金所有の菅沼地内の土地を新東名の工事事業者に駐車場として貸している土地貸付料であります。

次に、1款2項1目不動産売払収入2億2,822万7,023円は、(仮称)すがぬまこども園整備事業、上野工業団地造成事業及び足柄サービスエリア周辺開発事業における用地売払による収入であります。

次に、2款2項1目一般会計繰入金1億8,931万7,000円は、(仮称)すがぬまこども園用地の取得費のほか、現在町で計画している各種事業用地の先行取得財源として土地開発基金に積み立てるために繰り入れたものであります。

次のページにかけて、3款1項1目繰越金8,719万6,140円は、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

201ページを御覧ください。1款1項1目土地開発基金繰出金の支出済額4億7,539万340円は、先ほど御説明いたしました土地の売払いや基金の積立て等に伴う土地開発基金繰出金と預金利子であります。

次に、2款1項1目財産購入費の支出済額2,955万3,854円は、(仮称)すがぬまこども園用地の取得等に伴う支出であります。

なお、当会計において不用額が生じております主な原因は、(仮称)すがぬまこども園の土地売買契約において、購入土地の総面積が当初予定していた面積よりも少なくなったことなどであり
ます。

以上で、土地取得特別会計決算書の補足説明を終わります。

○議長(池谷洋子君) それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時54分 休憩

午後2時06分 再開

○議長(池谷洋子君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第4号 後期高齢者医療特別会計、認定第7号 介護保険特別会計の3件について補足説明を求めます。

住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 住民福祉部関係の特別会計決算3会計について順次説明をいたします。

初めに、認定第2号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

最初に、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書147ページをお開きください。

最上段、1款国民健康保険税は4億492万3,000円で、歳入全体の19.8%であります。収納率は現年度分で97.1%であります。なお、不納欠損額が174万5,000円、収入未済額が2,565万9,000円でありました。

次に、149ページをお開きください。中段の4款県支出金は13億998万2,000円で、歳入全体の64.0%を占めています。平成30年度から県が保険者として財政運営を担うこととなり、1項1目1節の普通交付金12億6,824万2,000円は、町が負担する療養給付費等を全額県が負担するものです。

2節の特別交付金4,173万9,000円は、市町の経営努力の促進のための交付金や特定健診及び特定保健指導に係る定率の県負担と、県特別交付金(2号分)は、県内市町ごとに異なる所得水準及び医療費水準を調整するものであります。

次に、150ページをお開きください。6款繰入金は1億2,072万4,000円で、一般会計からの繰入金であり、保険税軽減に対する国や県からの負担金、国保の持つ構造的問題に対する国保保険者への支援分や職員人件費等を繰り入れたものであります。

次に、151ページをお開きください。7款繰越金は1億9,743万2,000円を前年度から繰り越しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

155 ページをお開きください。1 款総務費の決算額は 5,029 万 5,000 円で、執行率は 99%であります。その主なものは、職員人件費や電算処理及びシステム改修費、国保連合会への負担金や国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営費用などであります。

次に、156 ページをお開きください。下段の 2 款保険給付費の決算額は 12 億 7,387 万 4,000 円で、執行率は 96%であり、歳出全体の 67.8%を占めております。

その内訳では、次の 157 ページの上段、1 項 1 目の備考欄 (2) 一般被保険者療養給付費 19 節現物給付(一般分)の 10 億 9,740 万 1,000 円と、次の 158 ページの上段の 2 項 1 目の備考欄 (2) 一般被保険者高額療養費 19 節現物給付及び現金給付(一般分)の 1 億 5,930 万 4,000 円が主なものであります。

次に、160 ページをお開きください。下段の 3 款国民健康保険事業費納付金の決算額は 5 億 1,666 万 4,000 円で、執行率は 99%であります。これは、財政運営の責任主体である静岡県が各市町の医療費の推移等を勘案して算定したものを納付金として負担したものであります。

次に、163 ページをお開きください。最下段の 6 款保健事業費の決算額は 2,657 万 7,000 円で、執行率は 95%であります。主なものは、1 項 1 目備考欄 (2) 特定健康診査等事業費の 13 節特定健康診査事業 1,834 万 4,000 円であり、1,398 人が町内の医療機関において健康診査を受け、受診率は 44.4%であり、その結果、特定保健指導の対象者を 128 人抽出し、うち 84 人の方を支援しており、利用率は 65.6%となっております。

その下、2 項 1 目備考欄 (2) 保健衛生普及費の 11 節消耗品費 110 万 5,000 円は、健康づくりカレンダーやジェネリック医薬品希望シールを国保世帯に配布いたしました。12 節通信運搬費 149 万 8,000 円は、医療費通知や健康づくりカレンダーの郵送料であります。

次に、164 ページの 2 目備考欄 (2) 疾病予防費の 20 節脳ドック検診 34 万 5,000 円は、30%の自己負担をお願いした上で、22 人の方が脳ドックを受けたものであります。

次に、165 ページをお開きください。9 款諸支出金の決算額は 1,018 万 6,000 円で、執行率は 96%であります。主なものは、1 項 1 目の備考欄 (2) 一般被保険者保険税還付金の 23 節過誤納金還付金(一般分) 226 万 2,000 円と、3 目の備考欄 (2) 償還金の 23 節保険給付費等交付金返納金 792 万 4,000 円であります。これは、県が全額負担した保険給付費について、前年度の医療費の確定を受け、精算し返納したものです。

以上が歳出の主なものであります。

次に、167 ページをお開きください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入総額が 20 億 4,566 万 9,000 円、歳出総額は 18 億 7,760 万 5,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は 1 億 6,806 万 4,000 円となりました。なお、単年度収支は 2,936 万 8,000 円の赤字となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

続きまして、認定第4号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

最初に、歳入の主なものについて御説明いたします。

179ページをお開きください。上段の1款後期高齢者医療保険料は1億9,846万円で、収納率は現年度分で99.7%であります。なお、不納欠損額が2万5,000円、収入未済額は44万8,000円でありました。

次に、中段の2款繰入金の2,986万5,000円は、低所得者等に対する保険料軽減分で、その内訳は、備考欄、保険料軽減分2,963万6,000円及び社保被扶養者軽減分の22万8,000円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

181ページをお開きください。1款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は2億2,871万4,000円で、執行率は99%であり、歳出全体の99.7%を占め、歳入で受け入れた保険料を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、183ページをお開きください。小山町後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入総額が2億3,038万7,000円、歳出総額が2億2,927万円、歳入歳出差引額及び実質収支額は111万7,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

次に、認定第7号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

最初に、歳入の主なものについて御説明いたします。

207ページをお開きください。1款保険料は4億3,577万4,000円で、歳入全体の22.4%で、収納率は現年度分で99.5%であります。なお、不納欠損額が108万5,000円、収入未済額が328万円でありました。

保険料の主な内訳であります。1節特別徴収保険料現年度分4億696万円は、年金から保険料徴収をしている第1号被保険者5,330人分で、2節普通徴収保険料現年度分2,718万3,000円は、現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者671人分であります。

次に、中段の2款国庫支出金は4億685万5,000円で、歳入全体の20.9%を占めました。内訳であります。1項1目介護給付費負担金3億1,300万6,000円は、施設給付分の15%と居宅介護給付分の20%に相当する額であります。

次に、2項1目調整交付金6,382万6,000円は、給付費の5%相当額であります。

次の2目地域支援事業交付金2,519万3,000円は、歳出4款の地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に、208 ページをお開きください。中段の3 款支払基金交付金は4 億5,115 万9,000 円で、歳入全体の23.2%を占めました。第2 号被保険者の保険料分で、保険給付費の27%相当分であります。

次に、下段の4 款県支出金は2 億6,300 万9,000 円で、歳入全体の13.5%を占めました。保険給付費に対する県の負担分で、施設給付分の17.5%と居宅介護給付分の12.5%、地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に、209 ページをお開きください。下段の6 款繰入金は2 億8,419 万3,000 円で、歳入全体の14.6%を占めました。主なものは、1 項1 目介護給付費繰入金2 億1,948 万4,000 円で、保険給付費に対し町が負担する12.5%分と地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次の210 ページ中段の1 項5 目その他一般会計繰入金4,440 万3,000 円は、人件費や介護認定審査会などに係る町からの事務費繰入金であります。

最後に、7 款繰越金は9,610 万4,000 円を前年度から繰り越しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

212 ページをお開きください。1 款総務費の決算額は4,463 万1,000 円で、執行率は95%であります。その主なものは、職員人件費や臨時職員賃金、電算処理及びシステム改修費用、介護認定審査会に要する費用や認定調査に要する費用などであります。

次に、214 ページをお開きください。2 款保険給付費の決算額は16 億4,394 万9,000 円で、執行率は92%であり、歳出全体の91.7%を占めました。その主な内訳であります。1 項1 目居宅介護サービス給付費の19 節、4 億6,593 万7,000 円で、前年度に比べ2.9%減少し、受給者数は375 人であります。主なサービスは、要介護認定を受けた方が利用する訪問介護、通所介護サービスなどあります。

次に、215 ページの最上段の3 目地域密着型介護サービス給付費の19 節、1 億8,833 万8,000 円は、前年度に比べ4.9%減少し、受給者は91 人あります。主なサービスは、利用が原則として町民に限定されている地域に密着した小規模な介護老人福祉施設での施設サービスや通所介護、認知症対応型共同生活介護サービスであります。

その下、5 目施設介護サービス給付費の19 節、7 億9,753 万6,000 円は、前年度に比べ0.6%減少し、受給者は251 人あります。この主なサービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所して受ける施設サービスであります。

次に、216 ページをお開きください。中段の9 目居宅介護サービス計画給付費の19 節、5,675 万9,000 円は、居宅介護支援事業所のケアマネが居宅介護サービスを受けている方のケアプランの作成に対する支払いであり、対象者は毎月約350 人あります。

最下段、2 項1 目介護予防サービス給付費、次の217 ページの19 節、3,180 万3,000 円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費であります。主なサービスは、自立支援や重症化を防止することを目的に利用する予防訪問看護や予防通所リハビリテーションなどあります。

次に、219 ページをお開きください。4 項 1 目高額介護サービス費の 19 節、3,428 万 6,000 円は、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が上限額を超えたときに支給し、被保険者の負担軽減を図ったものです。対象者は毎月 200 名を超えております。

次に、220 ページをお開きください。下段の 7 項 1 目特定入所者介護サービス費の 19 節、5,160 万 2,000 円は、低所得の人の施設利用が困難とならないよう、居住費や食費の負担限度額を超えた分を給付するものです。

次に、221 ページをお開きください。最下段の 4 款地域支援事業の決算額は 7,393 万 6,000 円で、執行率は 89%であります。主なものは、次の 222 ページの 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費の 19 節介護予防・生活支援サービス事業 2,817 万 7,000 円で、要支援認定者等を対象に訪問サービスや通所サービスにより介護予防を図る事業であります。

また、最下段の 2 項 1 目一般介護予防事業費では、683 万 1,000 円を執行しており、その内訳として、次の 223 ページの備考欄 13 節高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 298 万円で、ふれあいサロンやミニデイなど高齢者が集う場を開催することや、介護予防普及啓発・活動支援事業 311 万 1,000 円で、元気塾や運動教室などを実施しております。

次の 3 項 1 目総合相談事業費の 13 節地域包括支援センター事業 2,200 万円は、センター業務を社会福祉法人に業務委託し実施したものであり、638 件の相談受付を行いました。

次に、225 ページをお開きください。6 目生活支援体制整備事業費の 7 節臨時職員賃金 212 万 4,000 円は、前年度まで業務委託していた生活支援コーディネーターを介護長寿課に配置し、生活支援を必要とする方と重要な地域資源である元気な高齢者等との橋渡しを担っております。

次の 226 ページの 7 目認知症総合支援事業費の 7 節臨時職員賃金 421 万 9,000 円は、認知症地域支援推進員を介護長寿課に配置し、高齢化の進展とともに増加傾向である認知症の方々への早期支援を開始するため、臨戸訪問や電話により積極的に介入しており、認知症カフェの運営等にも携わっております。

次に、227 ページをお開きください。5 款諸支出金の決算額は 2,874 万 4,000 円で、執行率は 99%であります。その主なものは、1 項 2 目償還金の備考欄 (2) の 23 節国庫負担金返還金 1,972 万 4,000 円で、平成 30 年度分の介護給付費負担金を精算により返還するものであります。

最後に、229 ページをお開きください。介護保険特別会計実質収支に関する調書につきましては、歳入総額が 19 億 3,843 万 5,000 円、歳出総額は 17 億 9,126 万 1,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は 1 億 4,717 万 4,000 円となり、単年度収支は 5,106 万 9,000 円の黒字となっております。

住民福祉部関係の三つの特別会計についての決算補足説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 次に、認定第 9 号 新産業集積エリア造成事業特別会計、認定第 10 号 上野工業団地造成事業特別会計、認定第 11 号 木質バイオマス発電事業特別会計、認定第 12 号 小

山PA周辺開発事業特別会計、認定第13号 温泉供給事業特別会計の5件について補足説明を求めます。

経済産業部長 高村良文君。

○**経済産業部長（高村良文君）** 経済産業部関係5件につきまして御説明いたします。

最初に、認定第9号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算につきまして説明をいたします。

決算書は242ページを御覧ください。

初めに、歳入の主なものについて説明をいたします。

1款1項1目1節土地売払金36億円は、造成事業完了に伴う大和ハウス工業株式会社からの土地売払金でございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金17億6,143万8,000円は、事業区域内から発見されました廃棄物の処理に伴う一般会計からの繰入金でございます。

4款1項1目1節用地取得等事業債（繰越明許）7,300万円は、造成事業の実施に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

244ページを御覧ください。

2款1項1目事業債の決算額は25億1,466万4,000円で、執行率は76%でございます。備考欄（2）事業費のうち13節委託料現年分の主な支出は、事業区域内に埋設されておりました廃棄物混じり土の処理費23億8,248万円、埋設物調査5,050万1,000円でございます。

13節委託料繰越明許の主な支出は、245ページを御覧ください。事業区域内の確定測量4,698万円、廃棄物混じり土の処理費1,767万2,000円であります。

その下、3款1項公債費のうち、備考欄（2）公債費（元金）の執行率は100%、公債費（利子）の執行率は99%であり、元金21億3,000万円、一時借入金に要した利子等1,223万3,000円であります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

246ページを御覧ください。

本事業特別会計の実質収支は、歳入総額54億3,764万3,000円、歳出総額46億6,848万8,000円で、差引額は7億6,915万5,000円となり、実質収支額と同額となります。

以上で、小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

次に、認定第10号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

決算書251ページを御覧ください。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

1 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 6,714 万円は、本事業実施に伴う一般会計からの繰入金であります。

3 款 1 項 1 目 1 節用地取得等事業債 1 億 2,400 万円は、本事業実施に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

252 ページを御覧ください。

2 款 1 項 1 目事業費の決算額は 1 億 8,183 万 7,000 円で、執行率は 88%でございます。備考欄 (2) 事業費のうち、13 節委託料現年分の主な支出は、水文調査業務 3,263 万 4,000 円と埋設物調査業務 7,568 万円であります。13 節委託料繰越明許の主な支出は、253 ページを御覧ください。事業区域内の地質調査業務 1,080 万円、土木造成詳細設計業務 2,970 万円でございます。

次に、備考欄、17 節事業用地 2,722 万 8,000 円、22 節事業用地物件移転等補償 25 万円は、用地取得と補償のために支出したものでございます。

最後に、実質収支について御説明いたします。254 ページを御覧ください。

本事業特別会計の実質収支は、歳入総額 1 億 9,177 万 2,000 円、歳出総額 1 億 9,166 万 8,000 円で、差引額は 10 万 4,000 円となります。そこから繰越明許繰越額 5,000 円を減じた実質収支額は 9 万 9,000 円となりました。

以上で小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

次に、認定第 11 号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

決算書は 259 ページを御覧ください。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

1 款 1 項 1 目 1 節売電収入 2,694 万 4,000 円は、木質バイオマス発電と発電所の屋根を利用して実施しております太陽光発電の売電収入でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

260 ページを御覧ください。1 款 1 項 1 目発電事業費の決算額は 1,947 万 8,000 円で、執行率は 51%であります。主なものは、備考欄 (2) 発電事業費のうち、11 節の燃料費 1,001 万円、13 節の発電所運營業務 892 万 7,000 円で、発電所の管理運営等のために支出したものでございます。

次に、2 款 1 項 1 目元金のうち、備考欄 (2) 公債費 (元金) の執行率は 99%であり、起債の償還金に係る元金 699 万 3,000 円でございます。

261 ページを御覧ください。2 款 1 項 2 目利子のうち、備考欄 (2) 公債費 (利子) の執行率は 99%であり、起債の償還金に係る利子等 297 万 1,000 円でございます。

次に、4 款 1 項 1 目繰上充用金のうち、備考欄 (2) 22 節前年度繰上充用金 792 万 1,000 円は、収支不足が生じた平成 30 年度会計の歳入予算に繰上充用したものでございます。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

262 ページを御覧ください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額 2,694 万 4,000 円、歳出総額 3,736 万 6,000 円で、差引額はマイナス 1,042 万 2,000 円となり、実質収支額も同額となります。

決算書の 261 ページにお戻りください。4 月臨時会でも御説明いたしましたが、令和元年度の実質収支額がマイナスになったことから、令和2年度の歳入から同額を繰り上げて充用しております。

以上で、小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

次に、認定第 12 号 令和元年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

決算書 267 ページを御覧ください。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

3 款 1 項 1 目 1 節観光その他事業債 9 億 4,250 万円は、本事業実施に伴う地方債による借入金でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

268 ページを御覧ください。1 款 1 項 1 目事業費の決算額は 9 億 4,258 万 9,000 円で、執行率は 63%でございます。備考欄 (2) 事業費のうち、13 節委託料繰越明許の主なものは、事業計画区域内土木造成業務 2,484 万円で実施したものでございます。

次に、17 節用地現年度分 7 億 5,860 万 4,000 円、繰越明許分 640 万 2,000 円は、事業用地の取得費でございます。

次に、22 節物件・移転補償現年分 6,590 万円、繰越明許分 8,477 万円は、事業区域の建物等の移転補償費でございます。

その下、2 款 1 項 1 目利子のうち、備考欄 (2) 公債費 (利子) の執行率は 75%であり、一時借入金に要した利子等 75 万円であります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

270 ページを御覧ください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額 9 億 4,346 万 4,000 円、歳出総額 9 億 4,334 万円で、差引額は 12 万 4,000 円となります。そこから事故繰越繰越額 3 万 2,000 円を減じた実質収支額は 9 万 2,000 円となりました。

以上で、小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

次に、認定第 13 号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書の 271 ページからが小山町温泉供給事業の会計となっております。

決算書の 275 ページを御覧ください。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

1 款 1 項 1 目 1 節温泉使用料の収入済額 35 万 6,000 円は、使用料 1,019 立方メートルに対し、1 立方メートル 350 円を乗じた温泉使用料収入でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の 276 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目業務費の決算額は 40 万 4,000 円で、執行率は 30%でございます。主なものとしたしまして、備考欄(2)温泉供給施設維持管理費のうち、13 節温泉ポンプ点検業務 19 万 8,000 円は、温泉揚湯ポンプの点検業務が主なものでございます。

次に、決算書の 277 ページをお開きください。令和元年度小山町温泉供給事業特別会計の実質収支は、歳入総額 345 万 9,000 円、歳出総額 40 万 5,000 円、歳入歳出差引額 305 万 4,000 円となりまして、実質収支は同額の 305 万 4,000 円となります。

以上で、温泉供給事業特別会計の補足説明及び経済産業部関係の説明を終わります。以上でございます。

○議長(池谷洋子君) 次に、認定第 3 号 育英奨学資金特別会計について補足説明を求めます。

教育次長 長田忠典君。

○教育次長(長田忠典君) 認定第 3 号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

最初に歳入の主なものについて説明いたします。

172 ページをお願いいたします。下段の 4 款 1 項 1 目貸付元金収入 351 万 7,000 円は、人数で 12 人分の貸付元金償還金であり、収入未済約 31 万 9,000 円は、生活困窮者など 3 人に係る収入未済額であります。

次に、歳出についてであります。

173 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目貸付事業費は 324 万円で、執行率は 100%です。貸付けした人数の内訳は、大学生が 8 人、専門学校生 1 人の計 9 人であります。

次に、同じページ中段の 2 款 1 項 1 目基金積立費は 269 万 9,000 円で、執行率は 99%、本会計の収支状況から基金に積み立てたものであります。

次に、174 ページをお開きください。実質収支に関する調書についてであります。歳入総額は 736 万 7,000 円、歳出総額は 593 万 9,000 円で、その差引額は 142 万 8,000 円、剰余金として翌年度へ繰り越したものであります。

説明は以上です。

○議長(池谷洋子君) 以上で補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。

監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員(池谷 浩君) 監査委員の池谷でございます。

ただいまより、令和2年8月13日付け小監第24号にて小山町長に提出いたしました令和元年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は藺田監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告いたします。

審査は、7月1日より7月30日まで、会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、公正普遍の姿勢で実施いたしました。

審査に当たって、本年4月1日に施行されました小山町監査基準に準拠し実施、計算計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関連法規に適合して処理されているのか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事業の管理、その他の事務の執行については、審査した範囲内において住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の趣旨の実現のため、おおむね適正かつ効率的に執行されてきました。一部に改善、検討を要すると思われる点が見受けられましたので、これは口頭で指摘しました。改善すべき点は早目の対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

お手元の審査意見書1ページを御覧ください。

審査に付された各会計歳入歳出決算等の書類は関係法令の規定に沿って作成されており、計算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況及び財政運営については、予算は議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越された事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。収入未済について恒常的に未収もあり、財源確保及び負担の公平から、さらなる解消に努めていただきたいと思います。

会計経理事務については、毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財産の管理状況については、おおむね適正に管理されているものと認められました。

令和元年度の決算収支の内容ですが、4ページの決算収支額を御覧ください。実質収支額は、一般会計5億3,960万3,000円、特別会計11億7,819万4,000円、併せて17億1,779万7,000円の黒字であります。一般会計の一時借入金残高はありません。決算の概要は3ページから11ページにかけて記載してございます。

6ページの令和元年度一般会計の決算収支の状況を御覧ください。歳入歳出差引額より翌年度へ繰り越すべき財源を考慮した実質収支額は5億3,960万3,000円の黒字となりました。これに

前年度実質収支額、財政調整基金積立額、財政調整基金取崩額を調整した結果、実質単年度収支額が出ますが、これは2億4,956万9,000円の赤字となりました。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

7ページの歳入の構成では、自主財源は前年度より196億3,491万9,000円の減少しておりますけれども、これは寄附金の減少244億127万5,000円が主なものでございます。依存財源の増加12億9,116万2,000円は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債の増加の主なものでございます。

8ページの歳出の構成では、人件費5,749万3,000円の増、義務的経費は経常収支比率で、このところ上昇しております。投資的経費は普通建設事業費及び災害復旧事業費が増加し、その他の経費は、寄附金の減少に伴います物件費及び積立金の減少と繰出金の増加が主な特徴です。

次に、財政力指数でございますが、10ページを御覧ください。

令和元年度の財政力指数は0.902となり、平成22年度より10期、普通交付税の交付団体となっております。財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指標について、10ページの表に記載してございます。

11ページは、町債及び債務負担の状況を記載いたしました。令和元年度町債残高は134億9,232万円で、令和元年度中は、償還元金31億5,359万円に対し、起債借入金は24億6,830万円で、6億8,529万円減少いたしました。新産業集積エリア造成事業の減少が主なものでございます。

また、5ページに戻りますけれども、収入未済額、不納欠損額について記載いたしました。町民の皆様に負担をお願いしているさなかで公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損額について、各担当者よりその対応を確認いたしました。時効期限までに計画的、継続的な収納措置を会計収納課を中心に図られるよう要望いたします。

特に町営住宅家賃については、住宅使用料の収入未済額は減少しております。平成30年度に見直しを行った町営住宅長寿命化計画を推進し、良好な住環境の実現に向けて、より一層の効率的な維持管理、整備を進めていただくためにも、住宅使用料の滞納の累積を防ぐ措置と新たな滞納を生まない努力をお願いいたします。

一般会計の詳細資料を15ページから41ページに、特別会計の詳細資料は45ページから54ページに記載いたしましたので御参考にしてください。

各会計の実質収支は、57ページのとおり、昨年と同様、木質バイオマス発電事業を除き黒字でございます。

平成26年度に宅地造成事業特別会計、平成27年度に新産業集積エリア造成事業特別会計、平成29年度に上野工業団地造成事業特別会計及び木質バイオマス発電事業特別会計が、平成30年度に小山PA周辺開発事業特別会計及び温泉供給事業特別会計が設置されました。

これらの特別会計は、企業誘致による雇用の創出、観光拠点整備による交流人口の拡大、住宅用地整備による定住人口の増加に資する小山町の礎を担うものでありますので、事業の実施においては関係団体等のつながりを強化していくことを求めます。

財産の状況は58ページに記載してございます。基金の積立ては49億9,777万3,000円の減少であります。財産の適切な管理をさらに進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された小山町土地開発基金運用状況です。

61ページを御覧ください。

審査の結果、本基金は、公用または公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得する経費に充てるための基金であり、これらについて計数に誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された小山町水道事業会計決算についての審査でございますが、65ページを御覧ください。

審査は、7月16日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また、毎月の例月出納検査の結果を参考に慎重に審査を行いました。審査の結果、水道事業の経営は、地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われております。公営企業会計は、全国統一の基準の下に経営実態が明らかになります。経営課題に適切に対処するとともに、一層の収益性の向上を図り、経常経費の合理化により、効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことを求めます。

大規模災害が全国で発生しておりまして、災害に強い安心安全な水道水の供給に努めていただくために、水道事業ビジョンに基づき、安心で強靱な持続性のある水道事業をお願いいたします。

水道料金の未収については、例月出納検査で指摘しておりますが、引き続き滞納額削減に努力をしていただきたいと思います。

次に、79ページを御覧ください。

令和元年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

審査は、7月30日、関係課長と関係職員の出席を求めて、各比率の歳出のための法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足はないか、算定過程に誤りがないか、算定結果に客観的妥当性が認められるか等について、令和元年度決算並びに決算統計資料等を照合し、慎重に審査いたしました。

審査の結果、各比率とともに法令に準拠して算出しており、その数値は正確であると認められました。各比率とも、国の示す基準では健全段階の範囲となっております。木質バイオマス発電事業特別会計において資金不足が生じております。資金不足解消に向けた方策を講じ、経営健全化に取り組まれることを要望いたします。

決算審査は、小山町の令和元年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化判断比率及び水道事業会計の決算計数について行いました。

令和元年度は、台風19号豪雨災害への対応により厳しい財政運営となった一方で、住民の福祉を増進する施設の整備が図られました。新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な現状において、今後厳しい財政運営となることが予想されます。事務事業において、経済的、効率的かつ効果的に実施し、最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、住民福祉の増進を図るよう努められることをお願いいたします。

以上、令和元年度小山町各会計歳入歳出決算書及び基金運用状況、水道事業会計決算並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点でございます。

報告を終わります。

○議長（池谷洋子君） これで監査報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月1日火曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第13号までの令和元年度会計決算13件と議案第99号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計14件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時07分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和2年第5回小山町議会9月定例会会議録

令和2年9月1日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君
欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	地 域 振 興 課 長	小野 正彦君
総 務 課 長	池田 馨君	税 務 課 長	渡邊 啓貢君
住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君	介 護 長 寿 課 長	山本 智春君
健 康 増 進 課 長	杉山 則行君	くらし安全課長	鈴木 辰弥君
商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君	フロンティア推進課長	湯山 浩二君
農 林 課 長	前田 修君	都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君
建 設 課 長	山口 幸治君	上 下 水 道 課 長	遠山 洋行君
会計管理者兼会計収納課長	渡辺 史武君	こども育成課長	大庭 和広君
生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君	総務課課長補佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	5番 遠藤 豪君	6番 佐藤 省三君	

散 会 午後2時08分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 8 号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認定第 9 号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 10 認定第 10 号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 11 認定第 11 号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 12 認定第 12 号 令和元年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 13 認定第 13 号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 14 議案第 99 号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染予防のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第 1 認定第 1 号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（池谷洋子君） 日程第 1 認定第 1 号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、8 月 27 日及び 8 月 28 日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会議運営等規定により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしています。

また、通告に基づき、一覧のとおり順次一問一答で進めますので、よろしくお願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

4 番 鈴木 豊君。

○4 番（鈴木 豊君） おはようございます。4 番 鈴木 豊です。

それでは、一般会計の歳入歳出決算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。順次一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

まず歳入は、1 件だけお伺いします。決算書 32 ページ、22 款 6 項 1 目 2 節の雑入のこども医療費助成返納金等 527 万 9,000 円ですが、高額医療費と言われましたが、何名分など詳細な内容及び実績を伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 対象となる人数は 81 人です。内訳は、入院による高額療養費として入金があったものが 31 人、494 万 7,917 円、通院による高額療養費が 3 人、8 万 424 円、教育委員会が契約している災害共済給付制度による入金が 47 人、25 万 710 円です。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑再質問はありますか。

○4 番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは次から、決算書の歳出に関する質疑をさせていただきます。

初めに、決算書 68 ページ、3 款 1 項 6 目 19 節のプレミアム付商品券事業補助金 889 万 3,000 円について、消費税率の引上げに伴う低所得者への事業で発行が伸びなかったと言われますが、対象者何名で、発行枚数などの実績及び執行率は何%であったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） プレミアム付き商品券の対象者は、見込み数で 2,700 人、うち住民税非課税者が 2,250 人、子育て世帯が 450 人おりました。

このうち住民税非課税者は、393 人が申請をし、実際引換えを行った人が 352 人となりました。申請率は 17.4%と伸びませんでした。

商品券の換金枚数は 1 万 7,786 枚で、換金総額は 889 万 3,000 円となりました。

低所得者及び子育て世代向けに、地域における消費を喚起、下支えするための事業でしたが、手続が複雑で、5,000 円のプレミアム付きの 2 万 5,000 円の商品券を購入する場合、あらかじめ 2 万円を用意する必要がありましたので、発行枚数は思うように伸びなかったと予測いたします。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4 番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、73 ページの 3 款 3 項 3 目 2 節と 7 節の保育園費の職員の給料と臨時職員の賃金を対比すると額も近づいていますが、職員と臨時職員の人数比と、近隣市町も臨時職員が多くなっている傾向か、お伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 職員の給料等は、保育士及びこども育成課こども育成班の職員 34 人分で、臨時職員の賃金は、保育士、調理員、事務員などの 39 人分であります。

なお、臨時職員の賃金には、週 3 日 4 時間勤務などの短時間勤務のパート職員も含まれております。

また、近隣の市でも臨時職員が正職員よりも多くなっている状況でございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4 番（鈴木 豊君） 私は、職員と臨時職員との格差ができていないのか心配されますが、臨時職員の待遇は近隣と比較してどうかということでお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

臨時職員の待遇につきましては、近隣と比べても、近隣を研究した上で給料等を設定しておりますので、遜色ないものと考えております。

以上であります。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは次に、79 ページ、4 款 1 項 2 目 13 節の個別接種 4,521 万 5,000 円で、乳幼児や高齢者の予防接種ですが、特に肺炎球菌ワクチン予防接種の取組で、肺炎は特に危険な病種なので多くの人に接種してもらいたいと思いますが、接種状況と周知方法はどのようにやっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 肺炎球菌の予防接種には、小児の定期接種と高齢者の定期接種があります。

小児の定期接種は、接種の努力義務があり、昨年度は 94.7%の接種率でした。一方、高齢者の肺炎球菌予防接種は、接種の努力義務はなく、自らの意思と責任で接種を希望する場合に行うもので、接種率は 20.4%であり、小児の接種に比べてかなり低い状況です。

高齢者の肺炎球菌は、予防接種法の B 類疾病に位置づけられ、厚生労働省からは積極的な接種勧奨にならないよう留意するとされていますが、町では周知のため、対象者に対し個別通知を行っております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はよろしいでしょうか。

○4番（鈴木 豊君） 1 点ちょっとお伺いしたいもので。

町民の中には、やはり肺炎球菌の接種料が高いという方もおられますもので、その点の考え方はいかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 高齢者の肺炎球菌の予防接種につきましては、65 歳以上の方で、町からは 1 回に限り、町の補助のある形での予防接種を受けていただいております。自己負担は、4,200 円となっております。

また、ワクチンが、次に予防接種をするときには 5 年以上空けるということで予防接種法で決められてるわけですが、2 回目以降につきましては、定期接種に該当しないものですから、全部が自己負担となっております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はよろしいでしょうか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは次に、126 ページと 129 ページ、9 款 2 項と 3 項 2 目 20 節の小中学校の遠距離通学費補助金で、通学児童生徒は学校ごと何人で、1 人幾ら補助しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 北郷小学校で 36 人、小山中学校で 48 人、北郷中学校で 20 人で、1 人当たり月額 2,000 円を補助しております。ただし、令和元年度につきましては、新型コ

コロナウイルス感染症の影響により臨時休校となった3月分と、夏休みの1か月分は除き、10か月分を補助しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○4番（鈴木 豊君） 1点だけ確認させていただきたいと思います。

9款1項2目のスクールバスと遠距離通学費補助との関連はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） スクールバスにつきましては、現在は、するがおやまこども園の登園の関係で利用しているのが主なものでございます。遠距離通学費とは関係がないということでございます。

以上であります。

○4番（鈴木 豊君） それでは最後に、128ページの9款3項1目14節の中学校費の土地借上料1,466万2,000円ですが、私は前から言っておりましたが、多額の土地借り上げ料を毎年払っているのもうこの辺で買収した方がよいと思いますが、地権者とは話をしているのか、また今後、買収するつもりがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 地主様の希望等もあり、なかなか協議が進んでいないのが現状でございます。今後、町の財政状況も勘案し、購入を進めていければと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○4番（鈴木 豊君） 1点だけ確認させていただきたいと思います。

今、1年で1,466万2,000円ですが、これ10年もすれば1億円以上にはなります。できれば多額の借り上げを払っているのもやはり財政的なものも逆に助かるのではないかと思いますので、今後の前向きな考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 鈴木 豊議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど課長が申しあげましたとおり、やはり財政状況のその辺のところ、やはり交渉事になりますと財源の確保というのも大事になってくると思います。町の賃借地、確かに教育委員会の関係がかなり多いんですけども、その他の分野におきましても賃借地があると思いますので、財政担当とも十分に検討しながら、町全体で総合的に賃借地の取得をどうしていくのかというのを検討しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○4番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） 本日は7件の質問をさせていただきます。

まず1件目につきましては、主要な施策の成果と予算執行状況報告書及び決算書の内容から質問させていただきます。

施策の成果5ページ、決算書133ページ、9款5項1目ホタルの里づくり事業費について。生涯学習センター内ホタルの里では、毎年カワニナを放流しているが、町内のホタル飼育や鑑賞している場所がその他あるので、その場とタイアップしていく方が効率的で、本来のホタル鑑賞となると考えていますがいかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

生涯学習センター内ホタルの里では、例年ゲンジボタルとヘイケボタルの鑑賞会を開催しており、町内全ての幼稚園、保育園、こども園に、ゲンジボタルの幼虫の餌となるカワニナを飼育していただき、それをホタルの里に放流することで、環境教育の一環となるよう取り組んでまいりました。また、町内のホタルの専門家や愛好家をメンバーとする小山町ホタルの里づくり推進協議会では、町内他地区でのホタルに関する状況などを情報共有しながら、専門家からホタル飛翔に関するアドバイスを受けてきました。

今後も、ホタルの里を中心に、推進協議会の中で明倫地区や桑木地区をはじめ、町内各所でタイアップしたホタルの鑑賞会の開催やカワニナの飼育について検討し、ホタルの飛翔する町づくりに努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 結構です。

次に2番目、主要な施策の成果11ページでございます。

お達者度向上プロジェクトについて。静岡県は最新で平成28年度お達者度を発表しており、その中で小山町女性は、過去今までは最下位であったが上位となっております。もっと町民にこの成果を報告して、更にお達者度向上に努めていく考えはあるのかどうか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 昨年度静岡県から発表されました平成28年お達者度につきましては、県内35市町中、男性が17.18年で32位でしたが、女性は21.65年で7位でありました。伸び率ですが、女性は平成27年に比べ0.97年増加し、県下1位の高い伸び率となっております。

お達者度の町民への報告につきましては、シニアクラブやシルバー人材センターの研修会等において、報告させていただきました。

お達者度の啓発活動や、お達者度向上のための重点事業は大変重要でありますので、今後も継続して実施し、健康寿命の延伸を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） いいです。了解しました。

次に3番目の質問をさせていただきます。

主要な施策の成果16ページでございます。地域包括支援センター事業について、現在の新型コロナ禍で高齢者を対象とした事業のために、3密を避ける等で事業に支障になるようなことがあるのかどうか、あればどのような対応をするのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 地域包括支援センター事業については、新型コロナウイルス感染症への対応にかかわらず、例年11月からはインフルエンザの感染症対策として、マスクを着用し、手指消毒などを行いながら、高齢者や御家族からの相談などの業務を行っております。

しかし、今年3月末に向かって徐々に国内の感染者が増えたため、高齢者が感染すると重症化するおそれもあるため、可能な限り電話の対応に切り替え、また、職員には飛沫防止用のビニールをデスクに設置いたしました。さらに、4月以降になりますけれども2班体制でテレワークの実施をするなど、感染症対策を強化いたしました。

現在は、勤務体制を通常に戻しておりますが、今後も地域の感染状況に応じた対応を講じつつ、業務を継続してまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（池谷 弘君） いいです、結構です。

次に4番目の質問をさせていただきます。

決算書歳出80ページ、4款1項3目クアオルト健康ウォーキング推進事業費についてでございます。足柄古道銚子ヶ淵コースが被災し中止となっておりますが、その再開の目途について伺います。

また、この2コース以外に、各地区でのクアオルト健康ウォーキングコースの進捗状況についても伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） クアオルト健康ウォーキング足柄古道銚子ヶ淵コースは、昨年、台風19号の影響により、昨年10月20日以降中止しております。また、新型コロナウイルスにより、須走コースにつきましても4月15日から中止にしましたので、足柄コースも再開できない状況です。

8月26日に開催しました小山町新型コロナウイルス感染症対策本部調査検討委員会において、9月以降の町のイベント等の開催方針が示され、その方針に従い、足柄コースは10月10日から、須走コースは10月5日から再開することとしました。

次に、各地区のクアオルトのコースの設定についてです。当初、各地区に候補コースを一つずつ設定しましたが、足柄、須走以外のコースにつきましては、森の中を歩くですとか、水場がある等、10の指針において基準点を満たさなかったため、コースの認定がされませんでした。また、基準を満たした足柄、須走の2コースの整備等につきましては、本町が太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード2017の優秀賞受賞により、コースの認定、案内板の整備、ガイドの育成等、1,000万円相当の費用が賄われ、クアオルト健康ウォーキングを開始することができております。

今後は、ウォーキングの参加者やガイド等の意見を伺いながら、コースの増設の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（池谷 弘君） 結構です。

次に5番目の質問をさせていただきます。

決算書歳出121ページ、8款1項6目同報系無線設備デジタル化整備について。同報無線の設置完了予定はいつなのか、また設置していく順番について、どのようになっているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 同報無線の各家庭に設置する戸別受信機は、令和6年度完了予定となっております。

また、設置していく順番ですが、令和2年度及び3年度で、公共施設と北郷地区、ちなみに公共施設が100台、北郷地区が2,040台です。令和4年度に成美地区1,400台、令和5年度に明倫・足柄地区で1,700台、最後に令和6年度に須走地区1,600台、合計6,840台の予定でございます。

以上であります。

○10番（池谷 弘君） 了解しました。

次に6番目の質問をさせていただきます。

決算書歳出133ページ、9款5項1目森村橋修景・復原事業について。復原事業後の森村橋の活用方法について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 森村橋は、日本に残るピントラス構造の鋼製橋としては最古の部類に入ることから、この歴史的建造物と豊門公園、豊門会館と併せて、誘客への有効なツールにしたいと考えております。

活用方法の一つとして、観光協会やウォーキングボランティア等の団体と連携し、富士紡績の構成遺産を巡って歴史探訪する散策ルートを設定し、これを町内外にPRして集客につなげたいと考えております。

現在、静岡おやま案内人「四季の旅人」の皆さんと協働して、富士紡績の遺産見学をメインにした地域の歴史を伝えるイベントを開催しております。もちろん、これに森村橋を加えてまいります。その他に、人気や知名度が高いJRさわやかウォーキングに取り入れてもらえないかなど、意欲的に取り組み、町における殖産興業遺産として、町民の誇り、郷土愛といった気運の醸成に加えて、魅力発信、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（池谷 弘君） 了解しました。

最後の7番目の質問をさせていただきます。

決算書歳出137ページ、9款6項1目地方創生拠点整備交付金返還金250万円、少し多いので、その返還理由を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 平成29年度に内閣府所管の地方創生拠点整備交付金を活用して、吉久保のパークゴルフ場の休憩管理棟、クラブハウスを新設いたしましたが、この整備事業に係る当該交付金の一部を返還したものであります。

返還理由についてですが、当初の交付金申請時の計画から、飲食ができるよう厨房設備を追加、変更いたしましたが、その後、交付金申請の変更手続きをしていなかったため、厨房設備に係る費用については交付対象外経費であるとの指摘があり、交付金の一部を返還したものであります。

以上であります。

○10番（池谷 弘君） 了解いたしました。

以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 7つの点に関して質問をさせていただきます。

まず最初に、審査意見書1ページ、審査の結果についてです。

監査委員の審査の結果によると、予備費の充用、予算の流用による対応が増加傾向にあるという指摘があります。実はこの指摘は、ここ数年来、毎年繰り返されている指摘であります。ということは、改善がされてないのかなということになるわけですが、当局としてはその点をどうお考えかお聞きします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 予備費充用の件数は、平成30年度の40件に対し、令和元年度は33件となっております。また、予算の流用件数は、平成30年度の186件に対し、令和元年度は179件となっております。予算の執行段階における指導により、多少は減少しているものの、近年の増加した件数とほぼ同数となっております。特に予算の流用件数については課題であると考えており、今年度、予算の流用及び予備費の充用については、執行見込みの精査、適切な予算の補正に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 再質問というより、私は予備費の流用より、むしろ予算の流用の方がやっぱり問題なんだろうなと考えておりますので、昨年度7件減少しておりますけれども、今後ともその点留意しながら努めていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問です。

同じく審査意見書4、5ページ、決算収支額の収入未済額、不納欠損額についてであります。

前年度に比べ、一般会計の不納欠損額は136万3,000円、収入未済額は29万3,000円の減少です。特に住宅使用料の収入未済額の減少は顕著であります。必要以上の取り立ては好ましくありませんが、この数字は各課、特に会計収納課関係の工夫や努力があった結果だと思うわけですが、もし紹介できる取組があったら紹介いただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡辺史武君） 町税や使用料の徴収については、督促状や効果的なタイミングでの催告書の送付による自主納付の勧奨などを行い、不納欠損及び収入未済額の減少に努めてまいりました。また、住宅使用料については、担当課が未納者宅を訪問するなどの取組を行い、収入未済額の減少を図っております。

今回紹介できる特別な取組は行っておりませんが、未納者に対し納付相談を行うなど、職員の地道な努力の成果の表れと考えております。今後も税負担の公平性と行政サービスの提供に必要な安定した税収等を確保するため、不納欠損及び収入未済額の減少に努めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 結構です。

3番目の質問です。

同じく審査意見書9ページ、歳出節別決算額比較表の委託料と積立金に関してですけれども、前年度比較で約113億5,000万円、約92億2,000万円余の大幅減額になってはいますが、その主な理由について伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 委託料の主な減額要因といたしまして、ふるさと寄附金の件数の減少に伴い、ふるさと寄附金返礼付与業務委託が約120億円の減額となっております。

積立金の減額につきましても、平成30年度に積立てができました基金について、ふるさと寄附金の減少に伴い、総合計画推進基金積立金が63億5,000万円、教育振興基金積立金が26億円、文化財保護基金の積立金が4億円の減額になったことが要因であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 結構です。

4番目、同じく審査意見書の財政力の動向、財政運営の弾力性等について質問いたします。

財政収支比率は、財政構造の弾力性、硬直度を判断する指標ですが、通常この指標は、70から80%程度に収まることが妥当とされています。ところが本町では、ここ3年間、比率は高くなる傾向で、今回の決算結果では85.2%です。ということは、経常余剰財源が少なく、弾力性に乏しい傾向が強まっているわけですが、当局としてはこの傾向をどう捉えているのかお聞きいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 経常収支比率につきましては、政令市を除く県内市町の令和元年度速報値を確認いたしますと、平均が88.2%となっており、扶助費の増などにより全国的にも課題になっているところであります。

本町において令和元年度に増となった主な要因でございますが、給与改定により人件費が約4,500万円増加したほか、給食費無償化事業の開始などにより物件費が1億6,000万円の増、扶助費が2,500万円の増となっております。

今後も、経常経費については扶助費を中心に増加が予想され、一般財源のうち固定資産税は増収が見込まれるものの、全体としては大変厳しい状況が続くものと考えております。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） 次の質問に移ります。

5番目の質問。

決算書の歳出77ページ、3款3項4目15節北郷小学校放課後児童クラブ建設として3,416万円の歳出があります。北郷小の放課後児童クラブは大きな人気を呼び、クラブ入所希望者が急増したために増設したわけですが、実際に増設し、現在では何人のクラブ利用者がいるのでしょうか。また、二つの建物の利用の区分けと人数は現在どうなっているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 北郷小学校放課後児童クラブの利用者は、令和元年度末で81人となっております。

二つの建物の区分けにつきましては、1年生から6年生までのバランスや兄弟を分けるなどしており、40人と41人となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） その40人と41人の振り分けの中身、その40人というのはどういう、学年別なのか、住まいの地域別なのかとかあると思うんですが、そこら辺の詳細を教えてくださいたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

40人と41人の分けにつきましては、1年生から6年生がバランスよく散らばるように二つに分けているというものでございます。また、地域別等については考慮していないと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問に移ります。

6番目の質問。

決算書歳出の80ページ、4款1項3目クアオルト健康ウォーキングに関して、先ほどの池谷弘議員の質問とやや重なるところはあるかもしれませんが、質問させていただきます。

この推進事業費に239万5,990円使われています。ところが、台風19号の被害や、最近では特に新型コロナウイルス感染症予防の対応があり、事業を中止せざるを得ない事情がありますけれども、事業開始当時の熱を、私は個人的には感じてないんです。ぜひ、昨年度の事業の実績を紹介いただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 足柄コースにつきましては、昨年10月20日以降、台風19号の影響により中止していますが、中止前までの実績では、17回開催し、参加者は延べ102人でした。須走コースにつきましては、35回、参加者は延べ226人です。

また、定例ウォーキング以外に予約型ウォーキングを開催し、こちらは足柄コースで開催だったんですが、1回で27人の参加であり、昨年度の合計では53回、参加者は延べ355人となっております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 結構です。

最後の質問に移ります。

決算書の歳出124、127ページ、9款2項1目、9款3項1目7節小中学校の町単独講師等賃金がそれぞれ3,050万円、861万円余を支払われています。町が単独で講師を確保し、児童生徒の教育の充実を努めている取組は、私は高く評価します。昨年度実績で、小中学校それぞれ何人の講師に勤務いただいたのかお聞きいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 小学校の町単独講師等賃金は、町単独講師6人、特別支援員9人、図書支援員3人、低学年支援員9人、英語支援員2人の29人の方に勤務をしていただいたものであります。

また、中学校の町単独講師等賃金は、町単独講師2人、特別支援員1人、図書支援員1人、情報教育支援員1人の5人の方に勤務をしていただいたものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 再質問ではありませんけれども、要望として、コロナ禍の中で今、全国的に話題に上がっているのが、少人数学級へぜひ移行したらどうか、これを機会に。そういう声が大きくなっています。同時に、小山町が取り組んでいるこの事業、単独講師を雇って教育の充実に当てているというこの事業、僕はもっと町民の皆さんにアナウンスした方がいいと思うんです。こういうことやってますよと。これは即、少人数学級云々に結びつく話ではないけれども、そういう努力をしながら、きめ細かな教育実践をやって来てんだっていうことを、もっと私は積極的に示していった方がいいと。

そういう思いを述べさせていただいて、私の質問を終わりにします。

○議長（池谷洋子君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 決算書歳出6つの点に関して、質問させていただきます。

まず、57ページ、2款7項1目19節自主運行バス負担金6,348万円ほどが、自主運行バス負担金として使用されておりますが、このバスの利用状況についてお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 昨年度のコミュニティバスの利用状況でございますが、町内14路線において定時運行を実施し、年間の延べ利用人数は2万8,380人であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 年間延べ利用人数が2万8,000人いたということですがけれども、まだまだ豊門公園の駐車場だったり、文化会館の駐車場だったり、運行バスが停泊しているというか、そこに留まっているような状況を目にする機会が多々あるんですけれども、現状において町は、どこに問題点があって、また改善点があると分析されているのか、ここをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 昨年度まで定時運行バスという形を取っておりました。そういう中で、町の方でも分析いたしまして、なかなか路線によっては日中昼間、人が乗っていないバスが見受けられるというようなこともございまして、そういうのも踏まえて、今年度からデマンド型バス、日中についてはデマンドのバスを採用することによりまして、町民にとって使い勝手のよい、利便性のよい公共交通システムの構築を目指していきたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） よろしいですか。

○3番（小林千江子君） はい。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

同じ 57 ページ、2 款 7 項 1 目 13 節音淵地区リノベーションまちづくり検討支援 769 万円、こちらの活動の詳細とその内訳をお答えください。また、それぞれの活動参加人数も併せてお答えいただけると助かります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 本委託業務は、エリア価値が低下した地域を最小限の投資でよみがえらせ、創意あふれる民間事業者が集積して、地域を再生し価値を高めるリノベーションまちづくりの手法を、成美地区のまちなかで実現するため、音淵地区を中心とした居住エリアにおいて、まちづくりの機運醸成を図り、中心的役割を担うプレイヤーを発掘、育成することを目的に実施したものでございます。

活動の詳細につきましては、大きく三つの取組を行っており、まちづくりの機運醸成や行動喚起のための講演会を 2 回、また、具体的に行動したいと考えているプレイヤー候補に適切なアドバイスをを行うディレクション業務を 3 回開催し、その他、空き家物件を活用しようとする場合の観点を、まちづくりの専門家や建築士の助言を受けながらまちなかを歩くワークショップを実施いたしました。

それぞれの参加人数でございますが、まちづくり講演会は、1 回目が 100 人、プレイヤー候補にターゲットを絞った 2 回目は 21 人でありました。ディレクション業務につきましては、それぞれ 7 人から 8 人の参加があり、まち歩きワークショップは 8 人の参加でありました。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○3 番（小林千江子君） 結構です。

次の質問に移らせていただきます。

59 ページ、2 款 7 項 3 目 13 節女性活躍促進事業 697 万円、若者移住促進事業 799 万円、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業 799 万円、結婚支援事業 225 万円、こちらの移住定住促進に対して、それぞれどのような事業を展開し、どれだけの成果を得られたと町は分析しているのかお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 初めに、女性活躍促進事業 697 万円についてであります。町内及び近隣市町在住の女性を対象に、女性が活躍できる場を整え、女性起業家育成を目的としたセミナー等を実施いたしました。

次に、若者移住促進事業 799 万円についてであります。町内での起業促進と将来的な雇用創出を目的としたビジネス塾、ビジネスプランコンテスト等を実施いたしました。

次に、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業 799 万円についてであります。町内の自然資源等を活用した自然保育、環境教育の担い手育成や、自然を身近に感じていただき、小山町を多くの人に知っていただくよう事業を実施いたしました。

次に、結婚支援事業 225 万円についてであります。出逢いの場の提供として、結婚セミナーや婚活イベント等の開催、また、結婚支援相談員による仲介支援等を実施いたしております。

どれだけの結果を得られたと町は分析しているのかについてであります。まち・ひと・しごと創生総合戦略の K P I の達成状況では、四つの事業の目標に対し、おおむね達成することができました。

なお、婚活支援事業を除く三つの事業に対しましては、有効期間を本年 3 月末としていることから、令和元年度をもって終了としております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3 番（小林千江子君） 先ほどおっしゃられたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略の K P I、おおむね達成されているということでしたけれども、維持性もあり、こちらの施策は廃止されてしまうということですが、今後、移住定住促進の取組、いろいろと廃止されてしまうわけですが、それに代わる施策を町はどのように考察されているのか、そこをちょっと伺わせていただければと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 今後の移住定住促進事業の進め方ですけれども、この後、佐藤議員からも同様の質問がありましたが、小山町としましては、今後は定住というところに絞って、今いらっしゃる方を最優先に考えていくという定住施策を打っていこうと思います。

移住につきましては、地方創生交付金というのもありまして、これまで積極的にいろんな業務を行ってまいりました。もちろん一定の成果はありましたけれども、やっぱり移住だけに絞るとなかなか限界があるなど感じたところもありますので、今後は定住というところで、今いる人を大事にするという施策を重点的に進めていこうと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） よろしいですか。

○3 番（小林千江子君） はい。

では、次の質問に移らせていただきます。

99 ページ、6 款 2 項 1 目 13 節自転車活用推進計画策定業務、こちらに 548 万円が支払われています。こちらの詳細をお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 初めに、策定の経緯と位置づけについて御説明申し上げます。

こちらは平成 29 年 5 月に自転車活用推進法が施行され、国は自転車の活用を総合的、計画的に推進し、地方公共団体は地域の実情に合った施策を実施することが定められました。これにより静岡県では平成 30 年度に策定をされました。

町でも、努力義務ではありますが、現在取り組んでいる自転車を活用した町づくりを、自転車の利用促進、スポーツ・健康、サイクルツーリズム、安全・安心の四つの視点から掲げた施策を、東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技の成功と大会後のレガシーの創出を契機として、「だれもが気軽に楽しめる、サイクルタウンの実現」を目指して策定したものでございます。

次に、策定業務の内容といたしましては、一つ目に、小山町の特性から自転車に関する現状と課題の分析、二つ目に、目指す姿から計画目標の設定、三つ目に、自転車活用の推進に関する実施すべき施策や具体的に講ずるべき措置の設定、四つ目に、計画推進に向けた体制づくりやフォローアップによる検証、このようなことを確実に進捗管理を行い、継続的な計画の推進を図るものとしております。

ちなみに、計画期間でございますが、令和 2 年度から令和 7 年度の 5 年間としてございます。以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3 番（小林千江子君） 結構です。

次の質問に移らせていただきます。

111 ページ、7 款 4 項 2 目 13 節都市計画図電子化に 1,437 万円が支払われています。こちらの詳細をお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 都市計画図電子化業務委託は、平成 30 年度から 2 か年の債務負担行為により契約しており、令和元年度の執行額 1,437 万 6,000 円は、本業務委託契約額 2,937 万 6,000 円から、平成 30 年度の出来高完了払い 1,500 万円を差し引いた精算払いの委託料であります。

これまで、都市計画図は紙ベースにより窓口で頒布してきましたが、今後はデータベースにより販売いたします。

なお、令和元年度に実施した内容については、航空写真のデータ化、都市計画情報のデータ化、縮小編さん図面のプログラム化、現地踏査を実施したものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3 番（小林千江子君） 結構です。

では、次の質問に移らせていただきます。

112 ページ、7 款 4 項 3 目 13 節公園等整備費における施設維持管理 946 万円、こちらの詳細をお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 公園等整備における施設維持管理 946 万円の詳細についてであります。町内都市公園を維持管理するための委託料となります。

具体的な内容としましては、公衆用トイレの清掃や浄化槽の点検、公園の遊具点検や清掃業務、豊門会館、西洋館の防火保守点検や機械警備などがございます。また、小山湯船原工業団地の緑地部についての草取り業務も含まれております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 対象となる公園はどのくらいあるのか、そちらをお伺いさせていただいてもよろしいですか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 再質問にお答えします。

町内の都市公園数ですけれども、全体で 27 か所となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 都市公園のみを管理されているということで、それ以外の小さな公園などに関しては管理はされていないということでもよろしいでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 再々質問にお答えさせていただきます。

都市公園は 27 か所管理しておりますが、その他ということで児童公園 32 か所を管理しております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで 10 分間休憩します。

午前 10 時 59 分 休憩

午前 11 時 09 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番 遠藤 豪君。

○5番（遠藤 豪君） それでは、歳入について、まず 1 件お伺いいたします。

審査意見書 21 ページ及び一般会計の決算書 11 ページ、10 款 1 項 1 目ですけれども、国有提供施設等所在市町村の助成交付金についてでございます。

演習場内に存する施設もしくは燃料庫等の固定資産税課税対象分ということは承知をしておりますが、平成 29、30 年、令和元年と、ここ毎年減額になっております。これは対象物が取り壊された結果か、またその結果等について毎年報告が国からあるのかお伺いをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 平成元年度では、交付対象であります土地建物について数量の変更はありませんでしたが、評価額が下がっていることにより、全体の資産価値が下がっております。また、同じく交付対象でございます工作物については、数量の増がありました。経年の減価償却により、その資産価格の全体が減少しているため、交付額が減少している状況にあります。この資産価値の調査につきましては、例年、南関東防衛局に保管されている台帳を町の職員が閲覧し、算定基礎となる施設数量を確認しております。

以上でございます。

○5 番（遠藤 豪君） 次に、歳出に移らせていただきます。

決算書 38 ページ、2 款 1 項 2 目の（3）行財政改革推進事業費について、執行率が 67.2%の説明がございましたが、執行率の低い原因はどのようなことでしょうか。また、行財政改革審議会は現在、年何回開催され、委員は何名かお伺いをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 執行率についてであります。行財政改革審議会の開催実績回数が見込みを下回り、審議会委員報酬が減ったこと及び行政アドバイザー制度の実績回数が見込みを下回り、行政アドバイザーに対する謝礼が減ったことが主な原因でございます。

行財政改革審議会は、昨年度 5 回開催し、委員の人数につきましては、当初 13 名でございましたけれども、委員のうち 1 名が退任したため、昨年度途中からは 12 名となっております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5 番（遠藤 豪君） ありません。

次に 2 点目をお伺いいたします。

決算書 48 ページ、2 款 2 項 2 目 23 節ですけれども、賦課徴収費の過誤納金還付金でございますが、町民税、固定資産税、町民法人税の還付件数と各税の金額をお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊啓貢君） 過誤納金還付金につきましては、個人町民税が 96 件、331 万 6,137 円、固定資産税が 18 件、22 万 9,900 円、法人町民税が 41 件、686 万 7,500 円、軽自動車税が 11 件、15 万 8,600 円であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5 番（遠藤 豪君） ありません。

次、決算書 60 ページ、2 款 8 項 1 目 13 節デジタルマーケティング事業の決算がおよそ 2,000 万円弱となっておりますが、この事業の内容について御説明いただきたいと思ひます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） デジタルマーケティングの内容ですが、この事業はより多く集客ができると思われる町内観光資源から素材を選定し、動画を制作し、ユーチューブ等により町内の魅了を国内外に広く発信し、町の認知度を向上させ、訪れたいと思わせるプロモーション事業です。

また、タイ、台湾、シンガポール、アメリカ、イギリス、中国、日本の 7 か国対象に広告を配信し、8 月末現在 693 万回のアクセス件数となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5 番（遠藤 豪君） この件について再質問いたします。

これについては、毎年これからもずっと実施していくという考えでよろしいでしょうか。それとも、何年間の期間を区切ってやっていくのか、その辺はどうですか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 今回作製しましたユーチューブ等は今後もホームページ等にアップしていくこととなります。引き続き広報をしていただき、小山町を訪れるようなプロモーションを行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はよろしいですか。

○5 番（遠藤 豪君） ありません。

次に移ります。

決算書 62 ページ、2 款 8 項 1 目（6）スタジオタウン小山推進事業費で、1,500 万円余の決算となっております。大変失礼な言い方かもしれませんが、これに対し町内での撮影などでどのくらいの経済効果が出ているのか。また、小山ムービーキャンプでの町民の参加は、どれくらいあったのかお伺いをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） スタジオタウン小山推進事業の経済効果につきましては、令和元年度 131 本の撮影協力を行い、約 8,000 万円の経済効果がありました。約 8,000 万円の主な内容は、撮影施設使用料が約 1,670 万円、ロケ弁等の食料費が約 1,350 万円、宿泊が約 700 万円となっております。

小山ムービーキャンプの町民参加につきましては、来場者は 604 人あり、町民の数は把握しておりませんが、相当数の町民の方に来ていただいているものと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 今、数字でお伺いしますと、かなりの経済効果があるということで、町民の参加もかなりあるようなんですけれども、一般的にまだまだこの内容を詳しく知らない町民が非常に多いと思うんです。もう少し、足柄のあそこにスタジオタウンがあるということは御存じの町民の方は何人かいるかもしれませんが、実際にこういう事業をやっておられるということ、町民の方と話をしますと、ほとんどの方があまりこういう内容を知っていないということで、もう少し広報的なものを重点に、町民を対象にですね。例えば、これからも映画を中心にやるというような形で、何かこの辺も。例えば、隣の御殿場市では今度、黒沢監督のレガシーですか、これを各地で公園的なものを何か作ると。銘板ですか、をやるようなことも考えとるというようなことも新聞に載っておりました。そこまでやれとは言いませんけれども、もう少し町民に対して発信していった方がいいかと思うんですけれど、その辺はどんなふうにお考えですか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 再質問にお答えします。

現在、フィルムコミッションで撮影を行いました映画とドラマ等、そちらの撮影を行ったものに対して、放映日を町民に知らせたいと考えております。昨日もフィルムコミッションと連絡を取りまして、会社によってドラマの放映日時が決まってないとかというのもございますので、決まっているものに関しては、小山町のホームページ等を通して、町民にPRしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） はい。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

決算書92ページ、5款2項1目19節ですけれども、森林景観整備事業補助金とは何を目的としておるのか。また、今回の対象はどこの地域が対象となったのかお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 本事業の目的は、国内外から多数の来訪者が見込まれる世界遺産富士山の構成資産や、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技会場へのアクセス道路沿線等の森林整備を支援し、景観向上を図るものであります。

令和元年度は、自転車ロードレースのコースとなります明神峠付近の県道沿い、それから富士スピードウェイ東ゲート付近、更に大御神の富士小山ゴルフクラブ前の町道上野大御神線沿いの森林について、伐採等の整備を実施いたしました。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 7点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、施策の成果の方で5ページ、4行目、水質検査で一部大腸菌群の超過が見られたと述べておりますが、その場所、過去からの頻度、どのように対応したのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 町では、豊富な水資源を守るため、主要3河川の、須川において養鱒場取水口で1か所、馬伏川において下古城の下流側で1か所、佐野川において佐野川橋と上柴怒田の2か所で、それぞれ年4回、その他に主要3河川に流れ込む支流河川である鮎沢川水系や野沢川水系など30か所において、年1回の水質測定を実施しております。

河川の環境基準値は、1ミリリットル中の大腸菌群数1,000個以下となっております。過去のデータの分析をしますと、上柴怒田など上流部では、3回に1回程度は基準以下の測定値ですが、佐野川橋付近など集落のある区域では、基準値を超過する頻度が上流箇所より多い傾向にあります。原因といたしましては、浄化槽の管理不足により滅菌されずに放流水が排出されることや、動物の死骸、また糞尿が混じることなど、大腸菌群数が増加する様々な原因が考えられます。大腸菌群数の超過につきましては、原因の特定が難しく、これは全国的な課題となっております。

今後は数値の高い箇所の調査をしつつ、一般家庭の浄化槽維持管理の徹底を図るなどPRに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

次の質問をいたします。

施策の成果の方から、5ページ、下から3行目、ごみの減量化、資源化を推進したと述べておりますが、一方で、部長の決算補足説明では、廃棄物の収集が増えたとあります。その原因と対応策について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 各家庭からごみステーションに排出され、町が収集運搬したごみの総量は、平成30年度の3,731トンに対し、令和元年度は3,679トンと52トン減少していますが、町民1人1日当たりの排出量に換算しますと、平成30年度の542グラムに対しまして、令和元年度は545グラムと、3グラム増加いたしました。原因につきましては、可燃ごみの増加が原因でありまして、廃棄物減量等推進員や環境衛生自治推進協議会委員による啓発活動は行っておりますが、なかなか減量化には至っておりません。

今後の対策につきましては、ごみ減量の取組である3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進と、町民に対する啓発活動を行い、ごみ総量の削減を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） ありません。

次の質問です。

同じく施策の成果6ページ、4行目、燃えるごみの排出量の抑制を図ったと述べておりますが、どの程度達成をしているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 可燃ごみの排出量につきましては、町が収集運搬した総量で、平成30年度の3,218トンに対し、令和元年度は3,214トンと、4トン減少しております。町民1人1日当たりの換算をいたしますと、平成30年度の469グラムに対しまして477グラムと、8グラム増加をしております。

可燃ごみの排出量の抑制のため、現在、役場本庁舎をはじめ町内6か所の拠点において、古着と食品トレイの回収を行っております。その回収量は、平成30年度には61トンでありましたが、令和元年度は64トンと、3トン増加をしております。このことから、可燃ごみの発生抑制には一定の効果はあったものと考えております。

今後は、更にごみ再資源化を推進するとともに、特に食品ロスの削減、また、生ごみの水分除去などの啓発を行い、可燃ごみの排出量の抑制を行ってまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 他のまちとかではもっと燃えるごみを、小山町ではただ燃えればいいというふうな感じで仕分けをしていると思うんですけども、もっと細かく分けてるまちもあると思うんですけども、今後小山町としてはごみの分別の仕方の変更というのは考えているのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 現在、ごみの分別につきましては、御殿場市と小山町の広域行政組合の方の関連もありますので、小山町といたしましては、現在のごみの分別につきましては現状のまま行うというふうに考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はよろしいですか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

次、同じく施策の成果の方の7ページ、10行目、生活排水の浄化を図ることにより、公共用水域の水質向上を目指したと述べていますが、その定期的な点検、また、水質確保のためどのような指導をしているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○**くらし安全課長（鈴木辰弥君）** 町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を目的として、循環型社会形成推進地域計画に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進しており、住居に合併処理浄化槽を設置される方に対しまして補助事業を行っております。

使用者の方には、浄化槽設置事業補助金の完了検査の際、浄化槽の適正な維持管理について説明をしております。具体的には、浄化槽法で義務づけられた保守点検、年1回以上の清掃、浄化槽設置後の法定検査、これは7条検査といいます、また、年1回の定期的な法定検査、これは11条検査といいます、それらの必要性和実施について指導をしております。

法定検査は、浄化槽の設置状況や維持管理が適正で、家庭からの排水がきれいになっているか、これにつきまして、一般財団法人静岡県生活科学検査センターが確認する重要な検査であります。町といたしましても、本年度から法定検査の実施率を上げる取組として、静岡県生活科学検査センター及び浄化槽清掃業者の協力の下、浄化槽の使用者に対しましてリーフレットを配付して法定検査等の案内、また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いするなど、公共用水域の水質保全等を図るための対策を講じているところであります。

以上であります。

○**議長（池谷洋子君）** 再質問はありますか。

○**2番（室伏辰彦君）** 結構です。

それでは、同じく施策の成果20ページ、10行目で、台風19号への対応等で災害での教訓及び対策を自主防災会と共有したと述べておりますが、具体的にどのように共有できたのか伺います。

○**議長（池谷洋子君）** 答弁を求めます。

○**危機管理局长（遠藤正樹君）** 本年2月21日、自主防災会の臨時総会を開催いたしまして、台風19号の対応等に関して検討し、そちらで得た教訓や今後の対策を共有いたしました。

このときの検討内容は大きく分けて5項目ございまして、一つ目が災害に対する自主防災会の組織の在り方、二つ目が避難所の在り方、三つ目が災害時の連絡手段、四つ目が住民の意識の在り方、五つ目が防災訓練の在り方についてであります。これらは本年度に関しましても引き継がれているというふうに考えてございます。

以上であります。

○**議長（池谷洋子君）** 再質問はありますか。

○**2番（室伏辰彦君）** 結構です。

次に、決算書歳出50ページ、2款3項1目19節通知カード・番号カード事務交付金255万円を地方公共団体情報システム機構へ支払ったとありますが、現在小山町ではマイナンバーの所持者はどのくらいになっているのか伺います。

○**議長（池谷洋子君）** 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 通知カード・個人番号カード事務交付金は、交付枚数に対し事務交付金として支出をするもので、全国の交付枚数も影響することから国の指示額により決定をいたしております。

小山町のマイナンバーの交付枚数は、8月23日現在で4,471枚で、交付率は24.4%ではございますが、県内では西伊豆町、東伊豆町に次いで高い交付率を維持しております。

以上でございます。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

最後に、決算書歳出129ページ、9款3項2目19節夢チャレンジ支援事業補助金168万8,600円とありますが、今現在、英検を受ける中学生の人数と、それは全体の何%になっているか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 英語検定受験者数は、年間3回の実施で延べ459人でした。実人数では286人であり、68%の生徒が受験をいたしました。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

以上で質問を終わりにさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 審査意見書の関係で、3点ほど質問させていただきます。

初めに、5ページの表の中の、各会計収入未済額表の中の住宅使用料が平成30年に比べ244万円ほど減額となっておりますが、その内訳と要因についてお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 住宅使用料収入未済額が減額となっている主な要因ですが、町営住宅は小山町営住宅等長寿命化計画により維持管理を実施しており、令和元年度は、平成30年度に対して管理戸数が減少したため住宅使用料全体が減少したことに比例し、収入未済額も減少したものではないかと考えております。

以上であります。

○9番（岩田治和君） 分かりました。

次に、審査意見書9ページ、歳出節別決算額比較表の中の使用料及び賃借料が平成30年度に比べ大幅に減額されています。その内訳と要因についてお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 主な減額要因は、令和元年度はふるさと寄附金制度からの除外に伴い、ふるさと納税のポータルサイトの使用料が前年に比べ約19億7,000万円減額になったことによるものと考えております。

以上です。

○9番（岩田治和君） 分かりました。

次に、審査意見書16ページについてお伺いします。第1款町税の関係で、町税全体の収入未済額は平成30年度に比べ234万2,000円ほど増加していますが、その内訳と要因についてお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊啓貢君） 町税の収入未済額の増額の内訳であります。個人町民税につきましては396万7,418円の減、法人町民税が20万4,700円の増、固定資産税が599万8,166円の増、軽自動車税が10万6,518円の増であります。

また、主な要因としましては、固定資産税において、新型コロナウイルス感染症のため収益が減少した法人から納税猶予455万9,000円の申請があり、収入未済額に含まれているものが主なものであります。

以上であります。

○9番（岩田治和君） これで全て終わりにします。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。

議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） まず、施策の成果に関する報告書の件から2件、それから決算書について9件ということで伺います。

最初、施策の成果9ページ、良好な住環境の実現の項目でございますが、ここに定住促進事業助成金制度という制度についてあります。

この制度については今年3月31日で終了したということでございますが、現在、各工業団地等で企業誘致中でございます。また、大胡田及び宮ノ台に宅地造成が行われておりまして、入居者も増えてくるかと考えておるわけですが、今後この促進制度、助成金制度ですか、これはどうなっていくのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 佐藤議員にお答えをいたします。

定住促進助成金につきましては、補足説明でも説明しましたとおり、令和元年度をもって終了をしたところであります。この助成金制度の考察ですけれども、もちろん一定の成果はございました。ただ、助成金制度による移住定住促進施策には、自治体間の過剰な競争を招いて各自治体が疲弊していくという状況が今、全国的にも課題になっています。先ほどの小林議員の再質問にもお答えしましたけれども、今後は、町長の所信表明にもありましたように、今小山町にいらっしゃる方を最優先に考えていく定住施策を重点的に進めていこうと考えております。

ただし、新型コロナウイルスの感染症防止で、テレワークというまた新たな大きな要因が生まれましたので、ここについてはまた移住という側面からも何らかの新たな施策を検討する必要があるのではないかなと今考えています。

以上です。

○6番（佐藤省三君） 分かりました。

続きまして、同じく施策の成果の報告書からですが、29ページから30ページ、⑧活気ある農業の振興の項目でございます。

ここには、農業生産基盤の整備、担い手の育成（地産地消、食育で関心を高める）、鳥獣被害防止等、各種事業を進めておられるわけでございますが、毎年毎年農業者の平均年齢は確実に1年ずつ上がっておるわけでございます。つまり、若年者の進出がないということではありますが、経営の安定化と様々な方策があると思っておりますが、小山町として若年者の導入とか農福連携などいろいろな方策があると思っておりますが、どんな手だてを考え、実行して、活気ある農業の振興につなげていくのか伺いたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 議員御指摘のとおり、農業従事者の減少、高齢化は全国的な問題でございます。本町におきましても、農作業の負担軽減並びに集約を図るため、大型機械による効率的な作業が可能なほ場とすべく、基盤整備を推進しているところでございます。また、農業用ドローンの導入など農作業の省力化やICT導入など、若年者が参入しやすい環境づくりも行っております。

また、ソフト対策としまして、農業者が話合いに基づき地域の中心経営体や農村の在り方などを明確化する人・農地プランの作成を進めており、各地域の若年者の積極的な話合いへの参加を期待しているところであります。また、上野のアグラインダストリーエリアでは、サンファーマーズやサラダボウルなど大規模施設園芸の進出が始まり、30代から40代の若い農業者の活躍が期待されるところでございます。

農福連携につきましては、株式会社サンファーム富士小山にて既に障害者施設と連携されている事例があります。農作業を通じ、障害者の方も自信や生きがいを持って社会参画されてると伺っております。町としまして、このような成功事例を参考にさせていただきたいと考えております。

今後ですが、広報やホームページを活用し、農業の魅力を外に発信し、多くの方に農業に関心を持っていただき、幅広く参入していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（佐藤省三君） 分かりました。

それでは続きまして、決算書歳入の方に移りたいと思っております。

最初の項目につきましては、先ほど高畑議員、岩田議員等からも関連のあるお話がありましたけれども、私としましては、収入未済額 6,194 万 1,066 円のうち、町税が 3,500 万円、使用料が 2,600 万円余で、ほぼこれが全額のように受け止めておるわけです。この未済額を今後どのように解消していこうとしておられるのかお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡辺史武君） 収入未済額の解消に向けた今後の対応については、町税、使用料ともに督促状や効果的なタイミングでの催告書の送付、納付相談などを実施するとともに、町税については必要に応じ財産調査などを行い、滞納処分を実施し、収入未済額の減少に努めてまいります。

使用料については住宅使用料が主なものになりますが、税とは異なり、差し押さえなどの滞納処分を行えませんので、担当課との連携を強化するとともに、未納者の収入状況や生活状況に合わせた分納計画の策定などを行い、町税同様、収入未済額の減少に努めてまいります。

今後も税負担の公平性と行政サービスの提供に必要な安定した税収等を確保するため、収入未済額の減少に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問は。

○6番（佐藤省三君） 再質問ではありませんけれども、収入未済額については、やっぱり小山町が魅力ある町であればあるほど税金も払う気持ちになるし、使用料もしっかり払うんじゃないかなと、そんなふうに感じるところであります。ぜひ魅力ある小山町を目指して皆さんで頑張っていただけるとありがたいなど、こんなふうと考えております。

続きまして、4番目の項目に移りたいと思います。

不用額 5億 6,471 万 7,458 円とあります。そのうち、どんな項目で不用額があったのかなと見ましたが、総務管理費、企画渉外費、広報広聴費、社会福祉費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、これはちょっとあれですけども、軒並み不用額がございました。その原因となることはどんなことなんでしょうか。予算組みの際にもう少し慎重に考える必要はなかったかというようなところについて伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 不用額が発生した主な要因でございますが、総務費においては、オリンピックの延期に伴う執行停止、民生費では、プレミアム付き商品券事業が年度末精算でありましたが事業が伸びなかったことなどによるもの、消防費においては、災害対応において年度末まで執行残としていたこと、教育費におきましては、空調設備整備事業における執行残などが上げられます。また、1月の産業廃棄物処理等の対応について急遽、全庁的に予算執行について見直しを指示したことも要因であったと認識しております。

不用額につきましては、各担当において削減努力をしたものもありましたが、予算編成時に見込み違いや、増額補正をしたにもかかわらず執行できなかったものもございました。このようなことがないように、予算編成時には内容をしっかり精査するとともに、執行管理を厳密に行い、的確な補正により効率的な執行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 特にありません。今後の予算編成でぜひ頑張っていたきたいと、このように考えます。

続きまして、5番目であります。

公営塾運営事業 571万2,300円とありますが、受講者は3中学校合計で何人だったのか、あるいはまた、どんな科目が受講されたのか、今後、他学年に広げる考えはあるのか、伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 昨年度は、3中学校の合計で中学3年生が18名、中学2年生が32名、合わせて50名が受講しております。

受講科目としましては、中学3年生につきましては事前に、生徒、保護者、講師とのカウンセリングによる選択制を取りまして、主要5科目を対象として実施しました。また、中学2年生につきましては、次年度に向けた体験教室という位置づけで実施しておりまして、こちらは数学、英語の2科目に絞って実施いたしましたものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 今後、他学年に広げる考えはあるかについてであります。1日での受入れ生徒数は最大20人であることから、中学3年生を対象とし、実施をしたいと考えております。また、今後の申込状況等によっては、他の学年の受入れも検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 結構です。

続きまして、87ページ、5款1項3目農業振興地域整備計画定期変更業務 286万円とありますが、この業務の内容はどんなことでしょうか。定期とありますが、どのくらいのスパンで行うのか、また、どんなことを目的としているのか伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 農業振興地域整備計画を作成する目的は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進するためであります。この計画は、

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、定期的、おおむね5年に1度見直しをすることが定められており、この業務はその見直しを行うための基礎資料の作成を行うものであります。

土地利用や農業生産の動向等を基に最新課税台帳データ等を活用し、現況農業地区域図を作成することが主な作業内容となります。また、今年度はこの資料を基に農業振興地域の整備計画の変更を行うため、現在、県の農地利用担当課と協議中であります。

以上であります。

○6番（佐藤省三君） 分かりました。

続きまして、88 ページ、5 款 1 項 3 目有害鳥獣捕獲 55 万円とありますが、どんな動物などを何頭ぐらい捕獲したのか伺います。また、電柵などの有害鳥獣対策の補助というのは可能なのかどうか、これについても併せて伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 有害鳥獣捕獲費 55 万円は、猟友会への委託費用であり、有害鳥獣捕獲活動の費用に充てられています。

令和元年度の捕獲実績は、イノシシ 112 頭、鹿 91 頭であります。

また、電柵等の設置に関する補助につきましては、小山町鳥獣被害防止対策協議会の事業として、鳥獣被害防止対策防護柵助成金事業を実施しております。これは、電柵等の資材費に対して、経費の2分の1以内、最大 10 万円を補助するものであります。ちなみに、令和元年度は 5 件、21 万 9,000 の補助実績があります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○6番（佐藤省三君） 次に移ります。

111 ページ、7 款 4 項 2 目区域区分界妥当性検討調査 313 万 5,000 円とありますが、どの地域が対象なのか、また、妥当性の判断基準はどんなことがあるのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 令和元年度実施した調査は、市街化調整区域のうち市街化区域に編入の可能性のある土地を調査し検討する業務であります。

市街化区域に編入する可能性の判断基準として、市街地を形成している区域であるかや、人口密度が1ヘクタール当たり 40 人以上である土地の区域が連担している区域で、当該区域の人口が 3,000 人以上であるかなどの基準を設け、須走地区で 5 か所、菅沼地区で 1 か所、足柄地区で 1 か所を調査し、区域編入の可能性を検討しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○6番（佐藤省三君） 結構です。

続きまして、7款4項3目菅沼谷戸地区土地区画整理事業調査業務482万7,200円とあります。
この委託の成果について、どのような内容だったか伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 菅沼谷戸地区土地区画整理事業調査は、平成30年度から2か年の債務負担行為により契約しており、令和元年度の執行額482万7,200円は、本業務委託の契約額763万200円から、平成30年度の出来高完了払い280万3,000円を差し引いた精算払いの委託料であります。

本調査は、菅沼谷戸地区土地区画整理事業を進めるに当たり、土地区画整理組合を設立するのに必要な測量や権利関係を調査する業務委託でありましたが、令和元年6月に本事業を中止することとしたため、それまでに成果となっていた権利関係調査や区画整理設計等の基礎設計のみを業務委託とし、測量関係は実施を見送る変更を行ったものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○6番（佐藤省三君） ということは、ここに上げられたこの事業調査については、その700万円余りのお金は結局、無駄なお金で終わってしまったというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

結果的には土地区画整理事業は事業として成立はしないという判断を、先ほどの課長説明のとおり、令和元年中途にしたということで、結果的にはこの委託業務は何ら成果を生まなかったという結果になってしまったんですけれども、そもそもこの区画整理そのもの自体が、数十年前に計画をされてはいたんですが、ずっと何も行わないままきた地区でありまして、結果として民間開発が幾つか進んでいるというのもありますし、土地区画整理事業を成立するのに一番必要な、減歩といいますけれども、皆さんに出してもらおう土地が多いということで、本来の目的である面積は減っても価値は上がるというような土地区画整備そのものの成立がもう不可能であるということになりましたので、結果的にはこのような結果になってしまったということになります。

今後、道路事業としての説明会を1回行っておりますが、また改めて社会資本整備総合交付金の優先事業として足柄三保線を考えて、基幹道路を町が整備をして、また民間の開発を進めていこうというような促進をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○6番（佐藤省三君） ということは、少なくとも道路については今後は進めていくというふうに受け止めてよろしいですか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長(湯山博一君) 道路につきましては、やはり財源の制限というのがございまして、今、町道用沢大御神線、町道 3975 号線、町道 3628 号線と、国の補助金をもらって行っている大規模な事案もあります。それから、足柄桑木地区のレジヤ施設の道路も社会資本整備総合交付金を充てるということになっていきますので、これ以上、小山町には道路事案としての補助金は、この後、2年、3年はそちらの方が優先されますので、それが大方完了した後に、今度は足柄三保線という道路を社会資本整備総合交付金の事案として申請をしていきたいと考えています。

以上です。

○6番(佐藤省三君) それでは、続けてよろしいですか。

○議長(池谷洋子君) はい。

○6番(佐藤省三君) それでは、10番目になります。

113 ページ、7款4項3目豊門公園整備費3億7,640万7,680円とありますが、西洋館の工事も完了しました。それで、その後、中のレストランの使用法や公園全体の運営法など、何かはつきりしていないもので、ここら辺について分かる範囲でお知らせをいただけたらありがたいと思います。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(湯山浩二君) 豊門会館及び西洋館に関しましては、後世に継承するための保存と併せ、地域振興に資する活用が期待される国登録有形文化財でございます。しかしながら、長期にわたる維持管理費の財政負担や町が主導する経営には限界がありますことから、他自治体でも行われている民間への貸付けによる保存、活用の手法を取り入れたいと考えているところでございます。

そのため、本年1月に町内外の企業や個人事業主13組に対し現地説明会を開催し、事業採算性の調査を行ったところ、経済合理性を確保しつつ、地域活性化に貢献する活用ができるとの回答が8割に上ったことから、建物の貸付けによって民間裁量を十分に発揮できる方法を計画しているところでございます。

しかしながら、活用を考えている業種は、観光や飲食などこのたびのコロナ禍において最も深刻な経営ダメージを受けている業種であり、一部の企業からは参入が困難との連絡があったことから、現在のところ貸付先の募集を見合わせている状況にございます。今後、タイミングを見計らいながら民間貸付けの公募を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長(池谷洋子君) 再質問はありませんか。

○6番(佐藤省三君) ありません。

最後の質問に移ります。

113 ページ、同じく 7 款 4 項 3 目誓いの丘公園整備費 2,247 万 4,100 円とあります。この誓いの丘公園は、どのような性格の公園とするのか、そしてまた、どのような施設ができるのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 誓いの丘公園は、小山町屈指の富士山の視点場であることや、足柄峠に向かう金太郎富士見ライン沿いにあることから、隈研吾建築都市設計事務所の設計による観光名所としての公園整備を目指しております。

また、施設の計画としましては、休憩施設としてあずまや、トイレ及び大型バス等が駐車可能な駐車場の整備を行う計画であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○6 番（佐藤省三君） 結構です。

以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後 1 時 10 分まで休憩します。

午後 0 時 06 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12 番 渡辺悦郎君。

○12 番（渡辺悦郎君） 本日は、一般会計において 8 件の質問をさせていただきます。

まず、最初に施策の成果、6 ページでございます。

景観条例に基づく届出 23 件、この内容について、どこのエリアでどのような内容なのか、また指導の内容について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 渡辺議員にお答えします。

景観条例による届出が必要な対象は、建築物の建築等、また工作物の建設等になっており、成美地区が 6 件、明倫地区が 3 件、北郷地区が 13 件、須走地区が 1 件となっております。

また、その内容は、工場や携帯電話の基地局等の建築物や工作物の新築、増築、外観色彩の変更となっており、建築物等の周辺環境への調和や色彩等を審査し、指導しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○12 番（渡辺悦郎君） ございません。

次の質問をさせていただきます。

決算書歳出 56 ページ、2 款 7 項 1 目 13 節土地鑑定 81 万円と登記 23 万 4,955 円、これの詳細について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） まず、土地鑑定につきましては、土地利用の検討に際しまして、町が土地を借地する場合の賃料算出のために鑑定を委託したのになります。

次に、登記についてであります。こちらは、既に供用を開始されております小山町地域優良賃貸住宅「グランファミリア落合」の建設に伴いまして、従前の場所に建ってございました落合住宅の解体撤去完了に伴う滅失登記料として支出したものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12 番（渡辺悦郎君） ございません。

次の質問に移らせていただきます。

同じく、決算書 57 ページ、2 款 7 項 1 目公民連携事業研修受講負担金 162 万円、この詳細について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 本研修は、公民連携推進室の新設に伴い、新たな公民連携人材を育成するため、東北芸術工科大学と一般社団法人公民連携事業機構が主催する都市経営プロフェッショナルスクールの公民連携事業課程を、担当職員 3 名が受講した負担金でございます。

研修内容は、4 か月間毎週配信される動画による e ラーニングと、2 日間の集合研修、3 日間の実地研修で、配信される動画 134 本と 37 冊の課題図書が示され、それに対するレポートの提出により、職員が公民連携を習得することを目的に参加したものでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12 番（渡辺悦郎君） この公民連携というのは、全国的にあらゆる部署で有効性が認められている事業だというふうに考えています。これをどのように今後活かしていくのか、また、この事業を継続していくのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

まず、本事業の成果といたしましては、リノベーションまちづくりの推進や豊門会館等の公共施設の有効活用手法に実際に応用しております。この研修を通じまして、講師の方々や全国の修了生とのネットワークも構築されておりますので、その辺の人脈というか、そういうものを活用しながら、先進事例も取り入れながら、まちづくりに活用していけたらと思っております。今後

につきましても、これらで得た担当者がノウハウを活かしながら、まちづくりの先導となって、こういった手法を活用しながら事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） ございません。

次の質問に移らせていただきます。

決算書の61ページ、2款8項1目散水施設設置124万8,500円、これについて伺います。これは恒久的にずっと使うものなのか、また、何か所設置されたのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） 初めに、散水栓の数についてお答えいたします。棚頭の富士小山工業団地信号交差点付近に、現在マリーゴールドが満開になっております、おもてなしの花壇に4か所設置をいたしました。

そして、将来についての恒久的な設置かという御質問でございますが、現在、花壇整備をいたしましたあの場所は、町道原向中日向線の道路用地として当初確保した場所でございますので、来年のオリンピック・パラリンピックが無事に完了するまでは今の花壇の状態を整備していきたいと思っております。最終的にオリンピック・パラリンピックが終わった時点で、一部は花壇、一部は芝生の植栽ということを今計画しておりますが、関係課と調整をして、散水栓の今後については再度そこで検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 質問ではございませんけれども、局長の方から先ほどありましたように、やっぱり町の玄関でございます。ですから、おもてなしの心を持って、そういう花壇の整備等も続けていったらいいんじゃないかなと、このように感じております。

以上です。

次の質問に移らせていただきます。

99ページ、6款2項1目14電動自転車借上料130万6,800円、これについてでございます。何台をどこで使用しているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 昨年度はリース台数4台、場所は道の駅「すばしり」で使用してございました。使用期間、リース期間ですけれど、昨年12月から今年3月末までというふうになってます。

現在は、駿河小山駅前交流センターで保管をしております。今年に入りまして、その4台を寄附を受けましたので、そういう形で保管をしているということになります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 道の駅「すばしり」で使われたというのは、恥ずかしいことなんですけど私ちょっと知らなかったんですが、どのくらいの利用の頻度というか、回数があったんでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 現実的には、積極的に借りていただいた方というのはなかったようですが、モニターツアーということで2回ほど行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） ありません。

次の質問に移らせていただきます。

101ページ、6款3項1目13雇用確保に向けた実態調査・分析192万5,000円についてであります。この内容と、どこにどういうふうに反映するのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 本業務は、三来拠点事業により雇用拡大が見込まれる中、人材確保が大きな課題であるということから、まずは町の労働・雇用情勢の実態調査及び分析により現状と課題を把握いたしまして、今後の施策の基礎資料となる目的で実施したものでございます。

実態調査のアンケートは、今年1月に町内の189事業者に依頼し、111事業者から回答を得ております。

調査の結果のうち特徴的なものを上げますと、6割の企業から人材不足を感じているという回答が得られております。採用したい従業員の職種はということで、専門的・技術的職員というものが最も多くなっております。また、定年退職による欠員補充に関しまして、同一人物の継続雇用、再雇用で対応するという方法が最も多い対応でございまして、新卒者の定期採用に対応する企業はその中の3割程度にとどまっているという状況でございました。事業所の採用姿勢といたしまして、人材確保のために取り組みたいことといたしまして、県内外のハローワークの利用というものが最も多く、参加したい就職セミナーも、ハローワーク、町、商工会が主催するセミナーが多いという結果でございました。

これらを勘案しますと、町内事業者が慢性的な人材不足傾向にありながらも、コスト面などの理由によりまして拡充ができていないと。また、即戦力となる専門的・技術的人材を再雇用等で確保していることがうかがわれてきております。そこから、若者の町外への流出を防ぐ意味からも、町主催の企業説明会等により、新卒者と町内事業者とマッチングさせる機会といたしまして、進出企業も含めた合同の企業説明会などの開催を積極的に進めていくことが有効だと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） これも再質問ではございませんけれども、本当にそこまで実態調査、分析までやられたわけですから、せっかく工業団地ということで企業が今どんどん進出してきております。この成果を活かしていただきたいと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

104ページ、7款2項1目13道路台帳修正891万円、検討業務2,017万9,500円でございます。部長の補足説明で述べられていたんですけども、特にこの検討業務の中で、国交省や静岡県との協議資料作成や長期的な道路計画策定などに要した費用というふうに説明を受けました。この詳細についてお尋ねいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 初めに、道路台帳修正の詳細についてお答えします。

本事業につきましては、毎年、町が道路法の規定に基づき管理する道路台帳を、町道の新規認定や廃止及び道路改良工事等による道路区域の変更など、道路施設の情報を更新し、最新の状態にするための業務であります。

次に、検討業務の詳細についてであります。検討業務としまして、3件の業務を行っております。

まず一つ目の業務は、小山町道路整備事業検討業務であり、業務委託料は1,221万5,500円です。これは、富士箱根伊豆交流圏構想などの広域的な観光・防災対策のための新たな連携軸を目指した高規格道路の建設に向けた事業課題を整理し、概略ルートを検討する業務であります。

二つ目の業務は、町道における交差点の改良検討業務であり、業務委託料は499万4,000円です。上柴怒田地先の町道上野大御神線と県道須走小山線との交差点について、安全性を向上させるため、交差点改良検討及び関係機関との協議資料を作成するための業務であります。

最後に、須走地区三次元点群測量業務を実施しました。業務委託料は297万円です。本業務は、須走地区の無電柱化計画において設計検討図面を作成するための業務であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） ございません。

最後の質問でございます。

111ページ、7款4項2目13都市計画道路計画変更286万円の詳細について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 都市計画道路計画変更業務委託は、国道246号中島インターチェンジから駿河小山駅までを都市計画道路として計画した場合の線形検討として概略設計を行い、静岡県との関係機関協議に必要となる図面の作成を行ったものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 再質問ではございませんけども、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第2 認定第2号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第3 認定第3号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第4 認定第4号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第5 認定第5号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第6 認定第6号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第7 認定第7号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第8 認定第8号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第9 認定第9号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第10 認定第10号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第11 認定第11号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算

日程第12 認定第12号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算

日程第13 認定第13号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算

日程第14 議案第99号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（池谷洋子君） お諮りします。日程第2 認定第2号から日程第13 認定第13号までの令和元年度特別会計決算12件及び日程第14 議案第99号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計13件については、一括質疑とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第99号までを一括議題とします。

本議案については、8月27日及び8月28日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会計ごとに順次発言を許します。

初めに、国民健康保険特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、4番 鈴木 豊君。

○4番(鈴木 豊君) それでは、国民健康保険特別会計について、初めに、歳出の決算書158ページ、2款2項1、2目の19節の高額医療費が一般も退職者についても元年度も大幅に増加していますが、対象となる多い病気の種類は何か。また、何が要因と分析しているかお伺いしたいと思います。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(勝又徳之君) 高額療養費の対象となる病気の種類は、内分泌・栄養及び代謝疾患、糖尿病が含まれますが7,525件、循環器系が6,944件で、上位を占めております。

これらの要因といたしましては、塩分の適正摂取や運動習慣の定着等の生活習慣の改善がまだまだ不十分であることが考えられます。このため、まずは特定健診を受診していただき、その結果により、特定保健指導等による生活習慣の改善、更には昨年度から実施しております糖尿病性腎症重症化予防事業により腎不全や人工透析の移行の防止をするために、医療機関と連携をして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(池谷洋子君) 再質問はありませんか。

○4番(鈴木 豊君) 結構です。

それでは次に、歳出の164ページ、6款2項2目20節の脳ドック検診34万5,000円ですが、受診者が24人と少ないと思いますが、やはり高額医療費にも関わるとしますので受診に対する啓蒙を強力にしてほしいと思いますが、その方法をどのように考えるのかお伺いしたいと思います。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(勝又徳之君) 脳ドック検診の受診者につきましては年々減少傾向にございます。申請者も同じ方が申請しているように見受けられ、広報等は行っておりますがPRが不足していたと考えます。

脳ドックは、脳卒中を引き起こす動脈硬化の程度や動脈瘤を発見するものです。早期発見が、今後10年程度でございますが、医療費、高額療養費も含めまして影響を与えてくることとなりますので、特定健診に加え、でき得ることであれば脳ドックも受診するとより安心かと思えます。

町といたしましては現在、先ほども述べましたけれども、糖尿病性腎症の重症化予防に重きを置き、医療費の適正化に取り組んでおりますので、まずは特定健診の受診勧奨を積極的に行っていき、併せて脳ドックの受診のPRも行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

以上で終わりにします。

○議長（池谷洋子君） 次に、8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 1点だけ質問させていただきたいと思います。

審査意見書の50ページ、国民健康保険特定健診の受診率についてであります。

毎回、担当課から特定健診の案内を私なんかはいただいて、よくこうやって努力してくれるなと感じるわけですけれども、今回、特定健診の受診率が4.7%も大きく下がっております。その主要な原因をどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 特定健診の受診率は、過去5年を見ますと47%から49%と伸びてまいりましたが、昨年の受診率が下がった原因につきましては、これといった把握はできてございません。

特定健診は、例年6月から8月と11月に実施をしておりますが、例年に比べ8月までの受診率が36.7%と減少しておりましたので、例年の受診勧奨に加え、40歳代から50歳代にターゲットを絞り、個別の受診勧奨通知、電話及び戸別訪問による受診勧奨を行いました。結果として昨年に比べ大幅に下がってしまいました。

今年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、どれだけの受診率となるかわかりませんが、今後、受診勧奨の方法を更に検討し工夫をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 結構です。

○議長（池谷洋子君） 次に、介護保険特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

8番 高畑博之君。

○8番（高畑博行君） 審査意見書の52ページ、介護保険の現状の一覧を見ますと、本町の65歳以上の高齢化率はついに30%を超え、30.36%になりました。介護認定率は横ばいですが、サービス受給者数は増加傾向です。

昨年度末の段階で結構ですので、要支援、要介護の段階ごとの人数を教えてください。また、それらの数値の特徴があれば教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 昨年度末の介護認定の状況について説明いたしますと、要支援1の方が85人、要支援2の方が102人、要介護1の方が231人、要介護2の方が149人、要介護

3の方が120人、要介護4の方が132人、要介護5の方が83人であり、その合計が902人になります。

平成30年度末と比較しますと全体で3人増え、要支援、要介護の段階ごとの人数については大きな変化はありませんでした。また、サービス受給者数が増えましたのは、要介護認定を受けた方のうち何もサービスを利用していない方が減って、必要なサービスを利用されている方が増えたからだと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ございません。

○議長（池谷洋子君） 次に、水道事業会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 私は1件だけ質問させていただきます。

施策の成果の報告書です。6ページ、⑤安全な水の安定供給の項目の中で、第7期拡張事業に基づいて水道施設の整備を図るとありますが、交換が必要な水道管の長さは現在どのぐらいあるのでしょうか。今後の水道管の交換のスケジュールはどうなっていますか。さらに、現在の水道管の耐震化率について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 佐藤議員にお答えします。

初めに、交換が必要な水道管の長さですが、本町が管理している水道管路は約171キロメートルあり、そのうち令和元年度末現在において法定耐用年数である40年を経過した老朽管延長は約42.1キロメートルであります。町では、管路全体のうち主要な配水幹線や避難所となっている学校周辺など重要な路線約50.2キロメートルを選定し、優先的に更新を行うべく水道老朽管更新計画を策定し、順次更新を実施しているところであります。

なお、財源につきましては、防衛9条交付金を年間5,000万円ほど充てて実施をしております。

次に、今後のスケジュールについてであります。当面は、平成30年度から令和12年度の約13年間で、約10.2キロの整備を実施する計画で、1年ごとに約0.5キロメートルから1.6キロメートルほどの工事を実施する予定であります。また、計画に位置づけられた残りの管路についても、令和13年度以降に順次整備を進めてまいります。

次に、令和元年度末現在の耐震化率であります。管路の総延長は、先ほど申し上げましたとおり171キロメートルありますが、これに対して耐震管路の延長は43.1キロメートルとなっており、耐震化率は25.2%であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 水道関係の決算につきまして御質問いたします。

まず、審査意見書の73ページ、経営分析等年度別比較表でございます。この中で、給水単価65.2円／立米でしたが、平成30年度は59.3円／立米であります。5.9円で9.9ポイント増額しております。この要因は何でしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 室伏 勉議員にお答えします。

給水原価が前年度から5.9円、約9.9%増額となった主な要因は、経常費用の増加であります。平成30年度に完成した湯船原工業団地配水場が固定資産に計上されたことに伴い、長期前受金を控除した減価償却費が619万5,000円増加、また、水道管等の除却による資産減耗費が835万7,000円増加、そして、災害による応急復旧の経費が90万6,000円増加したことで、合計で給水原価が4.64円増加したものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 給水原価が5.9円／立米の要因で、減価償却費619万5,000円、資産減耗費835万7,000円、応急復旧費90万6,000円ということでしたけれども、来年度、今年度ですが、給水原価の見通しを教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 再質問にお答えします。

令和2年度の給水原価の見込みですが、現時点で試算可能な数値として令和2年度当初予算ベースで、有収水量を昨年度並みとして試算しますと、1立米当たり70.99円になる見込みであります。あくまで想定でありますので、今後の予算執行状況及び今年度の有収水量により原価は変化するものと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

次に、2番目です。

決算書の6ページ、令和元年度小山町水道事業剰余金処分計算書です。建設改良積立金へ積立処分をした理由を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 令和元年度当期純利益である未処分利益剰余金を全額建設改良積立金へ積立処分したい理由につきましては、今後、老朽化により改築や布設替えが予定されている水道施設及び水道管の整備に要する財源として備えるためであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

それでは、3番目です。

決算書の7ページ、水道事業会計貸借対照表中の建設仮勘定になります。令和元年度の貸借対照表の残高は2億7,692万6,000円、平成31年度の予定貸借対照表の残高は3億8,381万6,000円であります。当初予算計画に対しまして約1億689万円減額となっております。この要因は何でしょうか。また、これの損益に対する影響を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 平成31年度当初予算で予定貸借対照表に見込んでいた建設仮勘定は、資本的支出に予算計上していた建設改良費を全て執行することを見込んだ金額であります。したがって、減額の要因は予算が未執行になったことによるものですが、未実施となった主な事業は、平成30年度実施予定でありました都市計画道路大胡田用沢線配水管布設工事及び令和元年度実施予定でありました新東名高速道路関連配水管布設工事の一部、湯船原工業団地配水場関連配水送水設備工事で、建設改良費の不用額は合計で6,773万9,000円であります。また、このほかに、3件の配水管布設工事等で2,274万5,000円の繰越しが生じたことも要因の一つとなっております。

なお、資本的支出の予算が未執行となったことが要因であるため、損益に対する影響は直接的にはございません。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

次に、4番目です。

同じように決算書の8ページ、水道事業会計貸借対照表中の賞与引当金になります。令和元年度の貸借対照表の残高は366万円、平成31年度の予定貸借対照表残高は437万4,000円、当初計画に対して71万4,000円の減額となっております。この要因は何でしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 予定貸借対照表と比較し、賞与引当金の額が減少している主な要因ですが、予定していた賞与引当金は、令和2年6月に支給される賞与のうち令和元年度負担分について、当初予算編成時点であります平成30年度に在籍していた職員6人分で計算しており

ましたが、平成 31 年 4 月の人事異動により 1 人減員となり、計上する職員数が 5 人となったためであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） ありません。

次に、5 番目に行きます。

同じく決算書の 8 ページですけれども、貸借対照表中に当年度未処分利益剰余金がございます。令和元年度貸借対照表は 2,957 万 1,000 円、平成 31 年度の当初の予定貸借対照表は 489 万 5,000 円でございます。当初予算計画に対して約 2,467 万 6,000 円増額となっております。この要因を教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 当年度未処分利益剰余金が当初予算と比較し増加している主な要因は、湯船原工業団地に対する水道水の供給量が伸びなかったことなどにより、営業費用の原水及び浄水費のうち、電気料など施設の運転経費が 691 万 5,000 円減少したことと、宅地分譲やアパート建築が多くなったことに伴い水道加入分担金が見込みより大幅に増え、営業収益のうち、その他営業収益が 460 万 3,000 円増加したことによるものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1 番（室伏 勉君） ありません。

次に、6 番目に移ります。

同じく決算書になります。18 ページ、令和元年度小山町水道事業キャッシュフロー計算書です。業務活動によるキャッシュフローは、1 億 2,463 万 4,000 円のキャッシュインとなっております。このうち、減価償却費から長期前受金戻入れを差し引くと 9,369 万 4,000 円です。これに対して、投資活動によるキャッシュフローは 1 億 5,046 万 5,000 円実行しております。キャッシュアウトとなっております。

今年度、昨年度もそうなんですけれども、減価償却費を大幅に超えた設備投資をしておりますが、本町の設備投資とその資金回収の方針は何でしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 令和元年度決算において、議員御指摘のとおり減価償却費を大きく上回る設備投資を行っておりますが、将来にわたり安全な水道水を安定供給するために、老朽化した水道施設や管路の整備を計画的に実施していかなければならない状況であります。したがって、今後も須走低区配水場建設や老朽管更新事業及び新東名高速道路関連配水管布設工事など、大きな事業を実施していく予定であり、実施に当たっては防衛省の補助金や工事負担金といった充当財源を可能な限り確保し、経常費用の抑制に努めるとともに、整備した施設を維持す

る上で必要な給水収益を上げるため適正な水道料金の在り方等を考慮し、事業運営を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 適正な事業運営を図る上で適正な水道料金の在り方を考慮するとしていまいずれども、適正な水道料金とは何をもって適正と考えておられますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 再質問にお答えします。

適正な水道料金の考え方についてですが、水道法の規定で、能率的な経営下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであることとあります。安全な水道水を長期にわたり安定供給し、健全な経営を確保していくために必要な施設の維持管理費等をしっかりと確保しつつ、経費の節減等を図りながら、できるだけ安価な水道料金に抑えていくことが望ましいと考えております。

なお、本来であれば、昨年度、上下水道審議会から答申をいただいております水道料金改定に伴う条例改正の議案を小山町議会6月定例会で提出する予定でありましたが、新型コロナウイルスの関係で現在見合わせております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

令和元年度の小山町水道事業会計附属明細書になります。この中で、企業債明細書がございます。2020年3月末の企業債未償還残高は4億5,560万4,000円であります。このうち、2017年3月から2020年の3月までの発行は2億9,950万円となっています。この5年間で倍増しているわけですが、この2億9,950万円の使用用途をお伺いします。

また、町内水道管の老朽化も踏まえまして、今後の企業債の発行と返済の方針についてもお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） まず、平成28年度以降の企業債の使途であります。

平成28年度の借入額は8,000万円で、湯船原工業団地配水場築造事業に7,000万円、防衛8条で実施した須走水系配水管布設工事に1,000万円。次に、平成29年度の借入額は1億2,250万円で、湯船原工業団地配水場築造工事に9,150万円、国道138号道路改良に伴う配水管切り回し工事及び県道沼津小山線配水管布設工事に3,100万円。平成30年度の借入額は2,200万円で、湯船原工業団地送・配水管布設工事に充当しております。最後に、令和元年度は借入額7,500万円で、

仮称小山PA周辺ラウンドアバウト設置に伴う配水管布設工事に4,500万円、都市計画道路大胡田用沢線配水管布設工事と棚頭第2水源取水ポンプ取替工事に3,000万円を充当しております。

次に、老朽管対策を踏まえた今後の企業債発行の考え方についてであります。

老朽管更新事業は、防衛9条交付金を活用し、可能な限り企業債の発行をせずに事業を実施してまいりたいと考えております。また、配水場整備など大型事業は、防衛8条の補助金等を極力活用しながら、水道事業の経営状況により料金収入などの現役世代の負担と企業債償還による将来の負担のバランスを考慮し、適切な借入れ及び返済を行ってまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） この5年間の企業債の使用用途が、主に内陸フロンティア関連の工事であることは分かりましたけれども、逆にこの5年間実施した老朽管の更新事業の主なものを教えていただきたいと思っております。

また、今後の防衛8条の補助金を活用しました大型事業の主なものを教えていただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） まず、この5年間に実施した老朽管更新事業の主な事業ですが、柳島地内の町道足柄三保線配水管布設工事、延長907メートル、事業費で6,280万円です。また、藤曲地内の町道1063号線、通称和田坂配水管布設工事、こちらは延長132メートルで、事業費が3,113万円となっております。次に、須走地内、須走下原地区配水管布設工事、こちらは延長1,791メートル、事業費が3,686万円です。最後になりますが、小山地区の滝沢配水区配水管布設工事、こちらは延長399メートルで、事業費2,847万円などを主に実施しております。

また、防衛8条の補助金の活用予定でございますが、当面は本年度から令和4年度までの3年間で、事業費約6億5,000万円をかけて実施を予定しております須走低区配水場整備工事に活用する計画であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） ありません。終わります。

○議長（池谷洋子君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第9号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第10号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第11号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第12号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第12号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第13号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第13号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 99 号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 99 号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月3日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時08分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和2年第5回小山町議会9月定例会会議録

令和2年9月3日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君
欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	地 域 振 興 課 長	小野 正彦君
総 務 課 長	池田 馨君	住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君
介 護 長 寿 課 長	山本 智春君	健 康 増 進 課 長	杉山 則行君
商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君	フロンティア推進課長	湯山 浩二君
農 林 課 長	前田 修君	都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君
建 設 課 長	山口 幸治君	こ ども 育 成 課 長	大庭 和広君
生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君	総 務 課 課 長 補 佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	5番 遠藤 豪君	6番 佐藤 省三君	

散 会 午後4時02分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

4番 鈴木 豊君

1. 町長の政治方針を問う

(個人質問)

8番 高畑博行君

1. 火災後の木質バイオマス発電所の改修と今後の運営の方向性は
2. 改修工事が完了した小山球場の有効活用に向けて

1番 室伏 勉君

1. 成美、明倫地区の安心、安全な街づくりについて

2番 室伏辰彦君

1. 昨年の台風19号による災害復旧工事の現状について

10番 池谷 弘君

1. 小山消防署の建て替えについて
2. 投資事業有限責任組合出資について
3. 町内のナラ枯れ等に対する対応について

6番 佐藤省三君

1. 新型コロナウイルス感染症への対策の継続について

3番 小林千江子君

1. 廃止された小山町出産祝金支給再開ならびに、コロナ禍における出産祝金交付に関して
2. 年間を通じて使用が可能な屋内町営プールの開設検討に関して

9番 岩田治和君

1. 定住促進事業のあり方について

5番 遠藤 豪君

1. 令和元年度一般会計決算について

12番 渡辺悦郎君

1. 御殿場市・小山町広域行政組合負担割合の対応について

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで、御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

また、議員の発言時間は、7月15日開催の議員懇談会で取り決めたとおり、再質問等を含めて15分以内とします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（池谷洋子君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） おはようございます。小山町議議会派新生会を代表しまして、通告により代表質問をさせていただきます。

件名として、町長の政治方針を問うということで、町長にお伺いしたいと思います。

池谷町長は、就任以来、1年半余が過ぎようとしております。所信表明において、町ににぎわいを創出し、町民が愛情にあふれ、住んで楽しく、幸せを感じる理想郷、住民幸福度日本一の町の実現に取り組んでいきたいと申しておりました。

町民から、町長は就任してから目立った政策をされていなく、今後、小山町はどうなっていくのかという意見も多々聞こえてまいります。

池谷町長にとって不運であったのは、今年の19号台風と今年のコロナウイルスであります。この出来事を今後どのように克服していくのかは、町長の指導力と決断力にかかっていると言っても過言ではありません。政治は人がよいだけでは駄目です。政治力は、首長の決断力と国会議員、県会議員、町会議員、そして町民を動かしてこそあると私どもは思っております。

また、新規の事業や懸案事項などは、議員にも率先して相談してほしいものであります。

そこで、私ども会派として、今までの町長になってからの成果と今後2年半余、どのような政治方針を持って進めていくのか、6点ほど町長の実直な考えをお伺いいたします。

一つ目として、住民幸福度日本一の町の実現に取り組むと言われてきましたが、町長として1年半程度過ぎましたが、どの程度まで達していると思っているのかお伺いします。

二つ目として、町長は町民主役の町政を掲げて町民の意見を聞くと宣言していますが、各地区、部落に行き、町政に対する出前講座的なものを就任早々からやってきたでしょうか。また、今後どのようにして町民の意見を吸い上げていくのかお伺いしたいと思います。

三つ目として、人口減少や税収の減少が見込まれると町長は言われますが、町長として人口減少や税収の減少の歯止めとする政策をどのようにしていけばよいと考えているのかお伺いします。

四つ目としまして、今まで小山町のまちづくり等のために専門監などを外部から招聘し、様々な事業を創出、実行してきましたが、池谷町長になり優秀な人材がお辞めになりましたが、今後、町長の政策の実施に影響はないのか、町長の考えをお伺いします。

五つ目としまして、文化交流の一つとして、町が事務局として活動してきた日中友好協会が解散したと聞きました。まして町は国際友好都市として、中国浙江省海寧市と学生の交流もしてきました。創立以来20年余の伝統ある協会でもあり、残念であります。解散に至った具体的な理由や経緯と、町長は今後どう考えているのかお伺いしたいと思います。

最後に六つ目としまして、町長は聞くところによりますと、御殿場市へ移転されたと伺いましたが、本当でしょうか。本当でしたら、法的には問題ありませんが、小山町の災害時など緊急な事が起きた場合、果たして大丈夫なのか懸念されます。その点の考えと御殿場市へ移転した理由をお伺いいたします。

以上6点ほどよろしく申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員にお答えをいたします。

まず、1点目の住民幸福度日本一の町の実現に向けた取組が現在どの程度まで達しているかについてであります。

私はその実現に向けて、小山町長に就任するに当たり、大きく8つの柱のもと52本の政策提言をさせていただきました。この政策提言を着実に実行し、住民幸福度の向上を図るため、本年6月、延べ日数にして8日間、時間にして約30時間をかけて、役場の全ての部局を対象として、町長政策提言及び各課課題事項ヒアリングを実施いたしました。

このヒアリングにおきましては、各政策提言における昨年度の取組状況、そして、本年度以降の事業計画について協議をいたしました。各提言ごとの進捗に差がございますので、一概に進捗率を示しすることはできませんが、大別いたしますと、1、従前から実施している既存事業等を活用し、今後の見直し等も含め4年間力強く推進していくもの。2、一部は既に対応済みや完了をしているが、残る部分については今後検討し推進していくもの。3、本年度内での完了の目途

が立っているもの。つまり、今申し上げました1から3は、既に何らかの形で着手、進行、あるいは完了しているもので、その合計は33本であります。

逆に、4、施策の実施に当たりもう少し研究、検討、協議が必要とされるもの。つまり、私から指示は出しているものの、いまだ検討段階であり、これから実施していくものが19本となっております。

ヒアリングでは、各施策の推進に向けて私からも多くの指示をいたしましたし、大森副町長からは、県で培った豊富な知識と経験から適切なアドバイスを多々受けております。今後は、このヒアリング結果をベースに政策提言の実行を図ることで、私の考える住民幸福度日本一の町の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、当然のことながら現在、策定中の第5次小山町総合計画においても、住民幸福度の向上に資する計画となるよう作業を進めてまいります。

次に、町政に対する出前講座的なものやってきたか、また、今後どのようにして町民の意見を吸い上げていくのかについてであります。

当初、第5次小山町総合計画の策定に当たり、町内5つの小学校区の全てにおいて、町政に対する町民の意見を聞く町民意見交換会を企画しており、町民の皆様と直接意見を交わせる機会であることから、私もこれを非常に重要視していたところではありますが、新型コロナウイルス感染症が蔓延し感染拡大防止の観点から、残念ながらこれを中止とし、代替措置として町民御意見募集アンケートを実施し、町民の皆様から幅広く御意見を伺ったところであります。

同様に、湯船原地区新産業集積エリア工業団地造成工事から発生した産業廃棄物に関する各地区住民説明会も開催が困難となり、広報おやまへの記事掲載へと対応を変更いたしました。

しかし、私の気持ちといたしましては、町民の皆様と膝を突き合わせて直接お話をすることは、大変重要であると捉えていることに変わりはありませんので、今後コロナウイルスが終息した際には、総合計画の策定に限らず、各政策、各事業の推進に当たり、そのような機会を積極的に設けてまいります。

次に、人口減少や税収の減少の歯止めをする政策をどのようにしていけばよいと考えているかについてであります。

まず、本町人口について、過去10年間のデータを分析したところ、本町の場合、社会減、つまり、転入する人よりも転出する人が多いということが人口減少の大きな要因であることが分かりました。もともとは小山町民であった人々が小山町を離れてしまっているという非常に残念な傾向が見られます。

これを解消するためには、これまでのように町外から多くの転入者を呼び込む政策の推進も大事ですが、やはり今、小山町に住んでいる人達が小山町がいい、小山町に住み続けたいと思えるような既存の住民の方に目を向けた施策にこそ力を入れるべきと考えます。

したがいまして、今後も、現在この町に住んでいる町民の満足度向上に資する取組の推進による魅力あるまちづくりに努めて、町外への転出をできる限り抑制することが最重要であると考えております。

一方、税金についてであります。人口が減れば、議員の御指摘のとおり必然的に税金は減少し、さらには、人口は地方交付税等の算出根拠にもなっているため、歳入にも少なからず影響を与えます。

また、今後の不安材料といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業等からの減免申請等によりまして、固定資産税の減少も考えられます。

このような状況は本町に限ったことではなく、全国ほぼ全ての市町村が抱える大きな懸案事項であるわけですが、そのような逆風の中、小山町には明るい話題もあります。

さきの新聞報道でもありましたが、静岡県企業局が手がけた富士山麓フロンティアパーク小山では、全10区画のうち既に9区画への進出企業が決定しており、さらには、本町が事業主体となり開発した新産業集積エリア5区画のうち進出企業が1区画で決定し、他の区画についても引き合いがあるとのことから、今後、固定資産税等の増加が見込まれています。

したがいまして、税金増の取組という観点から、引き続き「小山町ふじのくにフロンティアを拓く取組」を力強く推進していくことで、財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、私としましては見極めが重要と考えており、町民の安全・安心を最優先として考え、まずは当面の大きな課題でありますコロナ感染症対策に万全を期すとともに、今後、先行きの不安な税の収入減という点も含めて、町の歳入全体の動きを見極めつつ、歳入と歳出のバランスをとりながら、施策の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、外部から招聘した優秀な人材が何人か辞めているが、今後、影響がないかについてであります。

議員御指摘のとおり、これまでに登用され、小山町のまちづくり推進のため各方面で様々な事業に関わり実行してきた専門監等がこの1年余りで数名退職されましたが、各事業の進捗について、一定の目途が立ったこともあり、現在、特に深刻な問題が発生しているということはないと考えております。

私の政策宣言の一つに、副町長1人制、専門監等外部登用職員採用の見直しというものがあります。これにより、昨年6月から副町長は1人制となりましたが、1人制となった後の副町長、そして現副町長におきましては、その職責を滞りなく全うしていただいているところでございます。専門監等外部登用職員採用の見直しにつきましては、全ての外部登用人材を見直すと言っているわけではなく、必要なポストには今後もしかるべき人材を継続して配置することを考えております。

また、現在の外部登用職員の方々の中には、その業務目標としてスキルの継承を掲げている方もいて、国や県の職員が持つ高度なスキルが本町職員に継承されたときには、今後の継続につい

て見直すとともに、場合によっては、行政アドバイザーとして引き続き町政に関わっていただくこともよいのではないかと考えております。いずれにいたしましても、どの分野にどのような人材で何をしていくのか、その方針をしっかりと定めた上で採用していくべきであり、町政執行に当たり、適格な見極めが重要と考えております。

次に、日中友好協会が解散に至った具体的な理由や経緯と、町長は今後どう考えるかであります。

議員御案内のとおり、小山町日中友好協会は、本年5月30日、総会の議決により解散されました。解散に至った経緯につきましては、昨年度、国際交流関係の事務局体制の見直しを行い、町で外郭団体の事務のみ行っている団体に対して、各団体で事務局を担っていただくようお願いをしたところであります。

そこで、小山町国際友好協会につきましては、町の職員が事務局をするのではなく、協会が独自に事務局職員を置き、引き続き継続して活動をしていただいておりますが、一方、小山町日中友好協会につきましては、会員の高齢化により限られた人員での活動となっており、将来的な維持継続も厳しい状況の中で事務局業務は対応ができないということから、解散を決定されたと同っております。

小山町日中友好協会におかれましては、平成9年7月に設立して以来、22年にわたり中国浙江省海寧市代表や学生による相互訪問、中国の歴史や文化等に関する視察研修が19回行われ、町と中国海寧市との友好交流に大変御協力をいただき、会員の皆様方には感謝を申し上げる次第であります。

今後につきましても、中国海寧市との交流を閉ざすことなく、本年度から小山町海寧市学生交流事業実行委員会を組織いたしました。会長に小山高校の校長先生、副会長に元日中友好協会の事務局長様などに着任していただき、引き続き町と海寧市との交流を継続してまいります。

また、本年度も海寧市高級中学と小山高校との交流を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。

日中友好協会の元会員の方からは、町から応援要請があれば引き続き協力をしていただけると伺っておりますので、町といたしましても、国際友好都市の中国浙江省海寧市や国際姉妹都市のカナダ・ミッション市などとの交流を積極的に進め、引き続き国際友好、国際交流の推進を図っていきたいと考えております。

次に、私の御殿場市への移転理由と緊急災害時の対応等における懸念についてであります。

現在、私は小山町から御殿場市に住所を移して、日々、小山町長としての職務を遂行しております。

初めに、議員が御懸念されております、災害などの緊急事態が発生した場合の対応についてですが、本町におきましては、電話、メール、ラインを活用した災害対策本部との連絡体制

が構築されており、緊急連絡を受けて災害対策本部等へ参集する場合でも、町内各所からの参集と比べて、時間的にはそれほど変わらないように思われます。

具体的には、昨年度の台風19号災害対策本部の設置対応を振り返ると大きな支障もなかったことから、特に緊急対応等において不安な点はないものと考えております。

最後に、私が御殿場市に居住している点ですが、議員も御承知のとおり、そもそも公職選挙法の規定上、町長については住所要件が必要とされておりません。

法の逐条解説によれば、町長の場合は広く人材を得るという観点から住所要件が不要とされているものであり、地域との関係性が重視される町議会議員の皆様がその住所を選挙権により規定されるという点で大きな違いがあるところであります。

そして、あくまでも一般的な話となりますが、首長が当該自治体外に居住する利点としては、大所高所から当該自治体を見て改善点等を見いだすことができること。また、客観的な視点を活かすことにより、しがらみのない大胆な改革、改善が必要とされる施策の実行が可能となることなどが言われております。

私は町外に現住所を移しても、生まれ育ったふるさと小山町の住民幸福度日本一のまちづくりに向け、全力を尽くして取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○4番（鈴木 豊君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、1点目の住民幸福度について、答弁にて町長は、職員のヒアリングをして町長の政策提言の検討をしてきましたと言いましたが、町長の8つの柱の52本の提言が私どもには見えてきません。

そこで、町長は今後、住民幸福度の成果を図る上でも、自分の政策提言に対する評価を第三者などの専門家に評価していただき、町民一般に公開する必要があると思うが、その考えをお伺いします。

2点目の町民の意見の吸い上げについては、今後、町内隅々まで行って各区の意見を吸い上げてくださることを願います。答弁は要りません。

3点目の人口減少と税収減少ですが、町長は回答で町外へ転出を抑制することが最重要と言いますが、それも必要ですが、せっかく企業誘致をし、雇用が生まれようとしているのですから、その方々が小山町に住むように定住移住政策をもっと行い、例えば、大規模宅地や商業施設などの開発をしなければ町にも居着きません。その点の考えも再度お伺いします。

4点目の専門監の件ですが、答弁では池谷町長の政治方針がありましたが、ただ、今後、道路事業やその他開発事業などに、国や県などにパイプをつなぐ人材を置く必要があると私は思いますが、町長はどう考えますか。

5点目の日中友好協会についてですですが、いずれにしても創立当初から町が事務局を担当することは、私どもは聞いております。なぜ国際交流の事務局体制の見直しを指示したのか。国際文化交流に対する町長の政治方針が向いてないように私は見えます。画一的に事務の削減をしているようにしか見えませんので、再度町長の考えをお伺いします。

最後に、6点目の町長の御殿場市への移転についてですが、私どもは失望しました。池谷町長は小山町に居住して、まちづくりのため誠心誠意全うすると思いました。なぜ小山町に住所を移して選挙に臨んだのでしょうか。町長は答弁で、町外から改善点等を見いだすことができると言われますが、町外から見るのであれば小山町へ当初から移すことはないでしょうか。その点が町長の言われるコンプライアンスに問題があると思いますので、再度町長の考えを伺います。

それと、まだ任期途中に御殿場市へ移転した理由の回答もありませんのでお答えください。

以上、再質問をさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますけれども、町長政策提言に係る昨年度の取組状況、進捗等につきましては、役場の全ての部局を対象にヒアリングを実施し、担当部課においてその進捗状況等も評価しており、その結果を先ほど答弁をさせていただきましたが、これを更に第三者に評価していただくということは考えておりません。

私の政策提言について、その進行管理の一環として、取り組み、進捗状況を評価し、町民の皆様に公表することは重要なことであると認識をしておりますので、今後、町の広報紙やホームページを活用して町民の皆様に適宜公開してまいります。

次に、3点目の再質問についてお答えいたします。

先ほど答弁をいたしましたとおり、まずは既存の住民の方に目を向けた施策に注力し、町外への転出を抑制すべきであるというふうに考えております。それに加えて、湯船原地区等で、工業団地の完成に伴い企業立地が進めば、新たな雇用者の受皿として、市街化区域への定住移住のニーズが高まることも想定されます。

したがって、町といたしましても、市街化区域については民間事業者による宅地開発事業を促すためにも、開発に係る町独自の技術基準を検討するなどの施策を講じてまいりたいと考えております。

また、商業施設の誘致につきましては、周辺住民の方や既存の事業者の方、そして地域の皆様のコンセンサスが得られるのであれば、私自身が自ら先頭に立ちトップセールスを行い、町民の皆様が住みよいまちづくりの実現に尽力いたします。

4点目の再質問についてお答えをさせていただきます。

私といたしましても、議員御指摘のとおり、国や県の職員の専門的な知識と併せて、組織や人のコネクションを得るといことは大変に有効なことと考えておりますので、必要なポストにはしかるべき人材を配置してまいります。

5点目の質問についてお答えをさせていただきます。

これまでは外郭団体の事務処理や調整を役場職員や臨時職員が行ってまいりましたが、外部団体の事務局体制の見直しを行う時期に来たことから、近隣市町の事務局体制の状況を確認したところ、各市町の日中友好協会につきましては、組織自体がないところ、あるいは事務局を市町に置かず単独で事務局を設置しているところがほとんどであります。

このようなことから、事務局の体制について日中友好協会と協議をしたところ、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、日中友好協会の会員の高齢化により将来的な維持継続が厳しいということから解散を決定されたということでございます。

なお、中国海寧市との交流につきましては、引き続き日中友好協会の会員の皆様方に御協力をいただき、継続してまいります。

次に、6点目についてであります。

まず、先ほど答弁させていただきましたが、公職選挙法上、首長の住所要件は規定されておられませんので、その点からはコンプライアンス、いわゆる法令遵守に問題があるという認識がございません。したがって、任期途中で御殿場市に移転したことについても、問題はないと考えております。

そのような中、理由としてあえて申し上げれば、先ほど申し上げたように業務執行に特段の支障がないということ、そして、このような公の場で申し上げることが適切かどうか分かりませんが、家庭、家族の事情、私の家には高齢の母がおります。そのようなことなどであるということでお答えをさせていただきます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 1点だけ、最後の町長が御殿場市移転されたということについて再質問させていただきます。

移転されたということは、町税なども全てなくなり、小山町の人口減や税収減も町長、そのままにしていると私は思っております。

本当に小山町の将来のことを考えているのか疑問にも思いますので、再度、町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員のおっしゃることは、そのとおりだというふうに思います。

ただ、町役場の職員のことを考えてみますと、御殿場市から通っておられる職員は多分2割か3割ぐらい。逆に御殿場市も、小山町から通っている職員はそのぐらいいるんじゃないかなというふうに思います。

そういう状況の中、それでは、その職員、私も含めまして、小山町のために一生懸命やらないのかということは、決してそんなことはございません。税の問題とかおっしゃいましたけれども、仕事という面につきましては、私も小山町役場で勤務している職員、もう本当に小山町のために粉骨砕身頑張るといふことで入所されておりますし、その意思は変わらないというふうに思います。

私も住所は小山町外にありましても、小山町のために、町民の皆様のために一所懸命頑張っておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○4番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 私は通告に従い、2点の問題について、一問一答方式で質問させていただきます。

まずは、火災後の木質バイオマス発電所の改修と今後の運営の方向性はの質問です。

7月4日に起こった森の金太郎発電所の火災は衝撃的な事件でした。せっかく年明け後から順調な稼働状況に好転してきたのに、この火災を受けて今後、発電所はどうなるのだろうか。多くの町民が心配しています。

火災発生後、原因究明については警察や消防関係者を中心に、火災で損傷した部分の改修内容や今後の発電所の方向性については当局や検討委員会等を通して検討を進めてきたと思いますが、現時点まで話し合われてきた内容等について知りたいので質問をいたします。

まず、町長に伺います。

火災で損傷した部分はそのまま放っておけないので、いずれにしても改修しなければならないと思いますが、その後この発電所の運営をどうするのか。選択肢は幾つか考えられると思いますが、その点を町長はどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをさせていただきます。

まず初めに、7月4日に発生いたしました木質バイオマス発電所の火災につきましては、小山町議会の皆様をはじめ、町民の皆様には大変な御心配、御迷惑おかけしましたことにつきまして、おわびを申し上げる次第でございます。今後、再発防止に向けて取り組んでまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、御質問の今後の木質バイオマス発電所の方針についてであります。現在、火災後の建物につきましては、被災部分において倒壊のおそれがあり、安全性が確保できず、天井落下等によりガス化設備の稼働状況確認が実施できないため、保険を適用し、必要最小限の範囲で応急修繕を実施しているところであります。

これまで小山町行政アドバイザーをはじめ、関係機関により他地域での事例や見解等を参考に課題の抽出や改善策について検証しておりますが、環境エネルギー政策としての理念に加え、経済合理性の観点からの議論も求められることから、有識者を交えた検討委員会の設置に向けて調整をしているところであります。

木質バイオマス発電事業の今後の在り方につきましては、専門的な見地から火災原因の追及、再発防止策の樹立と併せ、事業の計画段階から現在までの運営状況を踏まえ、安全性の検証に加え、経済性、採算性の検証を行うとともに、これらを両立するための技術水準の確保及び運営手法などについて抜本的な検討を行ってまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

損傷した部分の改修についてですが、主に太陽光パネルや外壁や柱、はりなどでしょうか、どの部分がどの程度、保険適用になるのか、まず伺います。

また、2点目として、外壁は火災の経験から木材ではなくガルバリウム鋼板等の耐火性のものに変えとかフレコンパックのカバーを設置する、パックの取付け部分を金属やゴム製のバンドで閉める等の改修もあわせて考えられますが、当局としてはどういう改修内容を考えているのかお聞きします。

3点目は、それらの改修完了の目途はいつ頃になるのか。

以上、3点伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 高畑議員にお答えいたします。

保険適用につきましては、木質バイオマス発電所は、一般財団法人全国自治協会の建物災害共済に加入しており、発電所、熱源供給、ガス化ユニット、ペレットサイロ、太陽光発電設備が保険の対象で、原状復旧費用が算出の根拠となります。

今回消失いたしましたガス化ユニットが収められております建物と機械、電気設備は保険の対象となりますので、現在、応急修繕として保険を適用し、外部、内部足場の設置、太陽光パネルを含む被災部分の撤去、消失した屋根、壁の簡易補強、防災シートによる応急復旧を実施しており、11月中旬には完成予定でございます。

本復旧につきましても保険の対象となる見込みであります。改修内容、改修完了の目途につきましては、先ほど町長から答弁いたしました検討委員会での意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

今後23年かけて起債を返済する計画も、大きく見直しせざるを得なくなったと思います。もともとあの23年の返済計画は発電所のマシンの大きな部品交換やトラブル発生まで考慮したものではありません。想定外のトラブルが発生すれば、返済計画は今より大きく遅れます。

さらに、小山町の山林は杉、ヒノキの材が多い関係で、松などが入らないペレットの安定した品質確保ができるのかという課題。もともとそんな運営が許されるのか疑問を生んだ、何年も長い間、繰上充用をする問題。熱供給できるメリットがあると導入したのにもかかわらず、依然として熱供給できる対象が見つからない点など、この木質バイオマス発電所を取り巻く問題点は山積しています。

当面この火災を受け、今後この発電所はどうなるのか。修繕完了後、今までどおり運営するのか、それとも抜本的に立ち戻って他の方法を探るのか、また、その結論の見通しはいつ頃までにらせるのか。その見通しについて伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 修繕完了後の運営については、委員御指摘のとおり、火災のきっかけによりまして経済的な負担も更に厳しくなったことは事実でございます。抜本的な解決が求められていると認識しております。

結論の見通しにつきましては、運営方法や起債の返還計画も含めた検討を行い、年内を目途に方向性を見いだしたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

運営主体の本町にしてみれば、この発電所は採算が取れるのか否かが一番重要な問題です。何年たっても黒字にならないのなら、お荷物でしかない施設をそのままにしておいていいはずがないからです。事実、特別会計の中で、令和元年度の木質バイオマス発電事業特別会計だけ大きな資金不足が生じています。

確かに、再生エネルギー構築の理想は崇高な発想であり、その追求も必要でしょうが、もっと財政面での採算見通しの分析が必要です。

そこで、検討委員会のメンバーの中にもっと財政面に明るい外部人材を登用し、町民の将来負担が少しでも少なくなるような分析を強く進めるべきではないのかと私は考えるわけですが、その点での当局のお考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 検討委員会のメンバーにつきましては、環境エネルギー部門の小山町行政アドバイザーに加え、公営事業の経営に精通した専門家の参画について現在調整中でございます。

議員御指摘のとおり、政策理念に加え、経営の観点から事業収支の分析を行い、木質バイオマス発電所の在り方を決めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） いずれにしても、木質バイオマス発電所の今後については、循環型再生エネルギーの構築という理想だけを追い求めるのではなく、町民の財政負担をいかに抑えるのかという点を考慮して、今後の運営を検討していただきたいことを申し述べて1問目の質問を終了いたします。

2件目の質問は、改修工事が完了した小山球場の有効活用に向けてという質問です。

この春、1億8,000万円かけて改修工事が終わった小山球場ですが、最近、試合をしている高校生などの姿を目にして、きれいになってよかったですとつくづく思いました。しかし、もっと社会人、大学、高校、中学、少年野球等に有効活用してほしいと私は考えます。

近年、町内にはホテルも多く建ち、球場の近くで弁当の供給ができる場所もあります。生涯学習課と商工観光課がタッグを組んで各野球チームに合宿等の案内パンフを作成し、積極的に発送することで、今以上に多くのチームに有効活用してもらいたいと考え、質問いたします。

まず、町長もしくは教育長にお聞きします。

町長は、選挙公約の中に、小山町スポーツ振興基本条例の制定構想やスポーツ文化等、民間団体の国内外交流促進をうたっています。

そこで、今回、改修が完了した小山球場のさらなる積極的活用に向けた取組を私は提案したいわけですが、当局としてはどのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 高畑議員にお答えします。

小山球場は令和元年度のリニューアル工事完了後、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により利用ができない状況が続きましたが、6月から利用を再開しました。快適になった施設は多くの団体に利用していただいております、休日の利用は地元野球連盟をはじめ、試合や合宿など大変盛況である一方、平日の利用は極端に少ない状況であります。

SNSを活用した情報提供はもちろんのこと、施設の利用拡大策、また、野球に限らないイベントの開催など、町と指定管理者が連携して利用増加につながるプッシュ型の情報発信に努めてまいります。

さらに、将来的に小山球場が高校野球の予選会やプロアマのチームによる公式戦が可能となる施設へのさらなる改良が可能かどうか、研究、検討してまいりたいと考えております。

現在、町内の体育施設を有効活用して、スポーツ団体の練習拠点、交流の拠点となるような施設の整備を行うべく検討を始めたところであります。

また、町民や地域の方々、スポーツ団体等が生涯にわたってスポーツに親しみ、参加する機会を設け、その指針となる小山町スポーツ振興基本条例の制定に向けて事務を進めております。

このようなことを踏まえ、小山球場に限らず、各種スポーツ大会の開催、合宿の誘致、スポーツ団体の交流、トップアスリート輩出への支援、魅力あるスポーツ施設の情報発信など、スポーツを通じた誘客、交流人口の拡大、いわゆるスポーツツーリズムの推進に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をします。

生涯学習課と商工観光課が各課横断的に連携し、各大学等の野球チームに合宿や試合での利用パンフを作成し、球場使用情報、ホテルや民宿、会社の研修宿泊施設等の宿泊関係情報、昼食の調達や移動方法、近隣の観光の案内等を大々的に発送できないか伺います。というのは、大学野球のマネジャーや主務のところには、そのような案内パンフがかなりの数届くという話を聞いたからです。

ですから、本町も比較的空いている平日の有効活用をはじめ、土日休日をもっと利用してもらえるようにアピールする活動をしたらどうかと考えたからです。いかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 議員御提案のとおり、大学などの町外利用者に対して、宿泊施設や昼食の調達などを商品化して案内していくことは非常に有効であると考えております。

観光情報、宿泊場所から体育施設までの交通手段などの様々な情報をチラシやホームページにまとめるなど、地元旅館組合、商工業者、観光関係機関と共同して施設の利用の向上と誘客に向けた取組を研究していきたいと考えております。

以上です。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

平日何も使われていないときに合宿で使ってもらえれば、こんなありがたいことはありません。また、土日祭日でも空いていればどんどん使ってもらえればいいわけです。

ただ、これらの誘致が地元野球愛好家やチームの小山球場使用の邪魔にならないようにスケジュール調整する必要が生じます。その調整は可能だと思うのですが、その点はどう考えるのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 現在の小山球場の利用状況を説明いたしますと、町内の学校、町野球連盟と体育協会加盟団体などが冬季以外の土日祝日に集中して施設を利用しております。

また、春休みと夏休みのときには、県内及び神奈川県や東京都の学校、クラブチーム、社会人チームの合宿での利用が曜日を問わず多い状況であります。町の施設であるので、町民や関係する団体などの利用に支障をきたすようなことはあってはならないと考えます。

現在も利用の予約は、まず町、各地区、町立の学校及び野球連盟が主催する行事について、年間を通じて優先的に利用日を確保しております。その上で、一般の予約は半年前から行っており

ますので、地元野球愛好家やチームの利用に影響はないと考えております。町外へ向けての誘客、営業活動においては、この点も含め前向きに検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

行政は、ただ箱物を造るだけでは駄目です。造った後の有効な利活用を考え、アイデアを提案することこそ大事だと考えます。一歩進んだ、いわゆる攻めの取組です。

民間はそういったソフト面の運用を極めて重要視します。コストパフォーマンス、言い換えれば費用対効果こそ常に問われるわけです。ですから、箱物を造った後の有効活用を常に追い求める。こういう発想は全ての点に通じるものだと思います。

今回の改修が終わった小山球場とあわせて、多目的広場やパークゴルフ場等の利用も町内外の各種団体に広くアナウンスする同様の手法でアピールできないか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 現在、指定管理者が町の生涯学習施設の施設案内のほか、イベントや教室のお知らせなどをツイッター、フェイスブック、インスタグラムといったSNSを通じて週1回情報発信し、個人登録された方々にはLINEを通じて更に詳細な教室案内、総合体育館のトレーニング室の混雑状況等を発信しております。

新たな取組といたしまして、本年7月にスポーツ振興による地域活性化、スポーツ人口の拡大及びスポーツを通じた健康づくりの推進を目的に、ランニング情報誌発刊やスポーツイベントの開催の支援を手がける株式会社アールビーズと包括連携協定を締結いたしました。

この協定により、スポーツ専用サイトから町の様々なスポーツ事業や施設の状況を全国のサイト利用者への発信が可能となり、スポーツ団体間での交流、誘客、交流人口の拡大に大いに活用してまいりたいと考えております。

このように、SNSや専用アプリの効果的活用や施設案内、空き状況、宿泊観光パッケージ等のチラシ送付など、町のスポーツ施設全般において効果的なPRを推し進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） どんな施設もただ造っただけでは宝の持ち腐れです。そこが積極的に活用されて初めて生きるわけです。ですから、むしろ施設を造った後が勝負かもしれません。

いかに有効活用してもらえるか、アイデアを出し合って先進事例にも学び、広くアナウンスする努力を今後期待して、私の質問を終了といたします。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

件名は、成美、明倫地区の安心安全なまちづくりについてであります。

本町におきましては、近年、新東名高速道路、国道246号の一部4車線化など、高規格道路の整備計画が進みつつあります。また、「内陸フロンティアを拓く取組」により、新規企業の進出も大幅に増え、町全体が活気を呈しているところです。

こうした中、企業進出による生産活動の活発化は、当然のごとく交通量を増大させ、生活環境の悪化を招いています。特に県道を中心に、商業地、住宅地の密集している成美地区、明倫地区は、子どもの通学、買物、お年寄りの散歩等、住民の生活圏内にトレーラーやトラックなど大型車両が限りなく接近しており、いつ重大事故が起きてもおかしくない状況です。

また、近年、大雨による被害が全国各地で毎年のように頻発しています。昨年の台風19号被害、そして今年の九州豪雨など、予期せぬ災害が多発しており、想定外が日常のこととなりつつあります。そしてこの成美地区、明倫地区は、急傾斜地域が多く、常に鮎沢川、須川、野沢川など、氾濫の危険性を持つ地域であります。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、7月の九州豪雨において、特に熊本県の球磨川を中心に橋梁が護岸より根こそぎ流される事態が相次ぎました。鮎沢川における富士見橋、落合橋も例外ではないと考えています。

信濃高原食品株式会社様にて予定されている富士紡ホールディングス株式会社様所有の鮎沢橋の架け替えによる新橋梁は、昨年9月定例会にて、今後、周辺住民の利便性の向上や緊急時の通行の要望があることを踏まえ、企業との調整を図りたい旨の答弁を受けましたが、その後の進捗状況と、公共の使用とし、車両の通行も想定すべきと考えますが、どうでしょうか。

次に、住民の生活圏内に多くの車両が通行する成美、明倫地区の状況について、当局の見解を伺います。

また、6月定例会において繰越明許した駿河小山駅再開発まちづくり検討支援1,790万円、補正予算として承認された駿河小山駅周辺活性化ビジョン策定支援業務490万円、道路整備事業検討業務（国道246号県境交差点改良委託費）950万円、町道整備事業測量設計（町道小山白岩線設計委託費）1,900万円の進捗の状況と、駿河小山駅舎も含めた当局のビジョンを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをさせていただきます。

初めに、鮎沢川の新橋梁についてであります。昨年の議会、9月定例会一般質問の際に答弁いたしましたとおり、平成27年9月29日に、町と丸善食品工業株式会社との間で締結した協定書に専用橋を架けると明記をされております。専用橋と書かれており、工場関係車両の専用橋として、住民の皆様が利用することは想定されておりません。しかし、住民の皆様が利用でき

ることは防災の観点からも有益であるため、9月定例会の再質問において答弁いたしましたとおり、住民の皆様が通行できるような取扱いができないか、先方に投げかけ、現在も協議をしておりますが、先方の企業は、企業活動の計画の中で、協定書どおり専用橋の設置計画を進めていくとのことであります。

しかしながら、いざというときの周辺住民の皆様の災害時における避難路としての活用なども検討を要すると考えており、橋梁の在り方も含めまして、これからも引き続き協議を進めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 各種業務の進捗状況のうち、経済産業部所管の業務についてと、駿河小山駅舎も含めた当局のビジョンについてお答えいたします。

初めに、6月定例会において、補正予算495万円を承認していただきました、駿河小山駅周辺活性化ビジョン策定支援業務についてであります。本事業は、駿河小山駅周辺活性化の拠点エリアとして位置づけました富士紡績、旧第5、第6工場敷地部分の活用計画策定を目的とするものであります。具体的には、活性化の拠点としてどういった施設が必要なのかなど、資金調達や整備手法も含めて検討を行うものであります。現在は物流倉庫として活用されており、また、東側の信濃高原食品富士小山工場やフジボウ愛媛小山工場の出入口となっております。

活性化施設の配置を計画する上では、企業の経済活動に支障のない道路の確保が重要な要素となりますので、両企業の意見を伺いながら施設の配置を検討し、活性化ビジョンの策定を行うこととしております。

なお、業務委託に関しましては、本年7月30日にコンサルタント会社と委託契約を締結し、業務を進めているところでございます。

次に、駿河小山駅舎も含めたビジョンについてであります。駅舎の改築は多額の予算と長期にわたる時間が必要となる見込みであることから、まずは活性化の拠点となるエリアの活用方法を具体化していきたいと考えております。この活性化の拠点エリアを中心に、駅舎や周辺施設、空き家、空き地などを地域資源と捉え、利活用を進めることで経済循環を図り、その整備手法といたしましては、民間でできる部分は、資金調達も含め民間にお願いし、道路整備など行政にしかできない部分は、整備効果を検証した上で着実に実施してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 成美、明倫地区の状況についての見解についてであります。

成美、明倫地区の中心地を通り、さらには北郷地区へと抜けていきます県道沼津小山線は、生活道路、あるいは基幹道路として日常的に交通量が多い状況にあります。また、国道246号の迂

回路の役割もあり、国道が交通規制された際などには、大変な交通渋滞を引き起こす状況にもあります。

現在、茅沼地内でカーブの改良工事等を行っておりますけれども、沿線地区から県道沼津小山線に関する要望もいただいておりますので、今後も継続をして、交通改善はもとより、県道の歩道新設改良や舗装補修などの要望箇所の改善に向けて、関係機関への要望活動や協議を進めてまいります。

続いて、都市基盤部所管の各種業務の進捗状況についてであります。

3月に予算を繰り越しました駿河小山駅再開発まちづくり検討支援では、町道小山白岩線ほか1路線の測量業務委託を発注し、現在、現地の測量調査を実施しているところであります。

次に、道路整備事業検討業務の進捗状況であります。去る8月3日にコンサルタント会社と業務委託契約を締結し、令和元年度までに国や県等の関係機関と協議を進めてきた内容に準じて、より現実的なルートを検討してまいります。

最後に、町道整備事業測量設計についてであります。進捗状況としましては、去る8月25日に入札を行い、業務の委託契約を締結をいたしました。今後、受託者との打合せを行い、地盤強度を調べるための地質調査と、大型車両の通行を念頭に置いた道路の設計業務を行ってまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） 3点ほど再質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、鮎沢川の新橋梁におきましては、町と丸善食品株式会社様との間で締結された協定書では専用橋を架けると明記されているが、住民が通行できないか、現在も協議中との答弁でした。この中で、契約は平成27年と、今から5年前であります。想定外の大雨に見舞われ始めたのはここ数年のことであり、当時と状況が大きく変わってきています。この日常化した想定外の大雨により、富士見橋、落合橋の崩落があった場合、役場本庁と駿河小山駅、すなわち旧小山地区は完全に分断されてしまいます。町としてこのような想定をしているのか。そして、このようなときこそ、最新の設計による鮎沢川の新橋梁が必要だろとうと思いますが、企業との協議に関してもっと踏み込んだ話し合いを早急にすべきだと考えますが、当局の考えを伺います。

2点目ですが、成美、明倫地区の県道の状況についてであります。現在、県道にどの程度大型車両が通行しているか、当然当局は把握していることと思いますが、私自身も改めて車の台数を調べました。時期は、この先月8月の平日、午前11時から12時の1時間、場所は、生土区の西沢橋です。この間、16メートル以上あると思われる大型トレーラー、10トン以上と思われる大型トラックの台数は計43台でありました。この台数が多いか少ないかは別として、少なくともこの車は小山交番前の交差点を通過していることは事実であります。

この沿線は小中学生の通学路であり、近くにはこども園もあり、老若男女が行き交う場です。この生活の場に、ドライバーの表情がはっきりと分かる至近距離を大型車両が展開するさまは身の危険を感じるほどです。

また、先日の国道 246 号の工事による通行規制は大渋滞を発生させておりました。このとき、私の家の前では軽微な事故が起きています。

皆さん、御存じかと思えますけれども、労働災害の経験則にハインリッヒの法則があります。1 件の重大事故、災害の背景には、29 件の軽微な事故、災害があり、さらにその背景には 300 件の異常があるというものです。これをそのまま交通問題に当てはめることは無理がありますが、8 月 26 日の午後 12 時過ぎに事故が発生していることは事実です。重大事故につながる一つの要因でもあります。

「内陸フロンティアを拓く取組」により、成美地区に企業様が進出して 4 年の歳月が経過していますが、その環境にあまり変化を感じないのは私だけでしょうか。この 4 年間、当局はどのような交通改善をしてきたのでしょうか。そして、今後何をする予定でしょうか。対応策につきお伺いします。

次に、3 点目ですけれども、駿河小山駅周辺の開発に関してであります。先ほどの答弁で、繰り越した駿河小山駅再開発まちづくり検討支援に関して、町道小山白岩線ほか 1 路線の測量業務との回答がありました。この平成 31 年度の当初予算の質疑の際に、当時の部長から、再開発の検討を進めるに当たり、まずは来年度から専門部署を設置し、先進地の事例等を参考に委託事業により支援業務を行ってまいりますとの答弁がありましたけれども、議会への説明内容と異なった業務委託の内容だと思えます。さらには、活性化施設の配置はこれから検討していくとの回答ですし、道路整備などの行政にしかできない部分は、整備効果を検討した上で着実に実施することですが、なぜ先に測量業務になるのでしょうか。ビジョンが明らかにされていないのに、測量業務や道路整備事業検討業務は何のために行っているのでしょうか。

まずははっきりした駅前周辺のビジョンを町民にも説明した上で測量や設計を行うべきだと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員の再質問のうち、私からは 1 点目の鮎沢川の新橋梁についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、昨今の想定外の大雨により橋梁が使用できなくなり、その結果、駿河小山駅と旧小山地区が分断されることなど、あらゆる事態を想定しておかなければなりません。町では平成 28 年 7 月 14 日に、信濃高原食品株式会社と、災害時における救援物資、避難施設の提供に関する協定書を締結しておりますので、住民の皆様の安全を確保するため、避難路としての活用について、具体的にこれからも協議してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 私からは、2点目と3点目につきまして併せてお答えをいたします。

平成28年に駿河小山駅周辺に新規企業が操業を始めてから、生土地区や小山地区を通行する大型車両が増えたことは御指摘のとおりであります。この状況の根本的な解決方法としましては、県道沼津小山線や県道駿河小山停車場線の通行頻度を減らす、あるいは通過をしないで国道246号にアクセスする、できる道路網にすることだと考えております。

この4年間につきましては、専用橋の通過を前提といたしました生土交差点の改良について各方面に要望をしております。さらに、国土交通省、静岡県とともに勉強会を設けて研究をしてきました。今も続けております。

結果、生土交差点の改良につきましては、技術的な課題等もあることから、国道246号の白岩交差点付近の場所にアクセスをする方法の検討に昨年からは取りかかったところであります。詳しくは申し上げられない点もまだありますけれども、国道246号の4車線化とも深く関わってくることから、早急に測量等に着手をする必要が生じまして、大きな目的は同じであることから、繰越予算を使って測量業務を発注したところであります。

当初の説明と整合しない点も生じてしまいましたが、国や県との協議のタイミングもありまして、道路事業を進めていくことにいたしました。ぜひ御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 2点ほど再々質問をさせていただきます。

まず、大きな目的が同じであるため、当初の予算説明と異なる業務委託内容であることを承知の上であえて測量業務の発注をしたわけですから、私の考えですけれども、富士紡ホールディングス株式会社の旧5、6工場を中心とした駅前周辺開発のビジョン、国道246号白岩交差点からのアクセス、そして専用橋の位置と用途は、既にある程度の構想が固まりつつあり、しかるべきときに町民と議会に説明をして、理解を得た上で遂行するとの認識でよいでしょうか。

それともう一つですけれども、交通問題を早急に解決するため、国、県との協議にタイミングがあることは十分理解できます。スピードが大切な案件でもあります。これはぜひ頑張りたいと思います。しかし、大きな目的が同じかどうかは誰が判断するのか。そして、そのように誰かが判断したら、当初の予算説明と異なる内容でも発注できてしまうこと自体、私は問題があると思います。今回の駅前再開発のみならず、一事が万事、内陸フロンティアを拓く取組全体に関しても町民が疑問を持ってしまいます。この辺はどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 室伏 勉議員にお答えいたします。

大きな目的が一緒という判断は、したというよりも、もう既に公表されている情報なんですけれども、国道 246 号の 4 車線化の改良の予算が今年度つきました。交差点改良は当然国土交通省が行うことになりますけれども、小山町としても希望の箇所に交差点を設けたいというところがありまして、当然その経費負担という非常に微妙な課題がありますので、測量の必要が生じたというところで、予算もなかったことなので、先ほど説明したとおり、異例でしたけれども、繰り越した 2,000 万円をお願いをして使わせてもらったというところであります。ですので、議会での説明と異なったものについてはおわびを申し上げたいと思います。

それから、住民の皆さんへの説明ですけれども、今、地権者との交渉がおおよそ見えてきて、実際まだ線形等は決まっていらないんですけれども、最終形と暫定形という形でいろいろと考えておりますので、ある程度公表できる段階になりましたら説明をしたいと考えています。

あと、内陸のフロンティアの関係等について、私から説明するのは非常に難しいと思うんですけども、関連する道路事業等々、都市基盤部の所管につきましては、これからも丁寧に説明をして進めていきたいと考えています。

以上です。

○1 番（室伏 勉君） 以上です。

○議長（池谷洋子君） 次に、2 番 室伏辰彦君。

○2 番（室伏辰彦君） 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

昨年の台風 19 号による災害復旧工事の現状についてであります。昨年 10 月 12 日から 13 日にかけて、台風 19 号により、町内各地区で土砂崩れ、河川の護岸の破損、家屋への土砂の流入、田畑への被害が多々ありました。町では災害復旧費用として 11 億円を追加し、現在も工事を進めていますが、その工事の進捗状況について伺います。

1、復旧を終えた場所は何か所あるのか。

2、復旧は計画どおりに進んでいるのか。

3、あとどのくらいの期間で全てが終了するのか。

4、今年も台風シーズンに突入するが、大丈夫なのか。被害が起こることを想定しているのかを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 室伏辰彦議員にお答えをいたします。

初めに、昨年の台風 19 号による災害復旧工事の現状についてのうち、復旧を終えた場所は何か所あるのかと、計画どおり進んでいるのかについてであります。

台風 19 号被害による災害復旧工事は、河川、町道、林道、農地、農業用施設の工事をそれぞれ実施し、119 か所中 57 か所の復旧工事を完了しております。そのうち河川工事に関しては、計画に対し、やや遅延をしておりますが、その他の工事はおおむね計画どおりに進んでおります。

次に、あとどれくらいの期間で全て終了するのかについてであります。

残りの工事の完了予定は、本年9月から令和3年3月までとなっております。

次に、今年も台風シーズンに突入するが、大丈夫か。被害が起きることを想定しているのかについてであります。

未完了工事箇所の台風被害防止対策として、河川におきましては、雨水による洗掘、崩壊防止のため、仮設排水管を施工し、雨水の切り回しの処置を施しております。町道におきましては、仮設物の設置などにより、現場及び周囲の保全に努めてまいります。

また、今後の台風被害防止対策といたしましては、町道のパトロールの頻度を増やし、危険箇所の掌握に努めてまいります。

林道におきましては、閉塞した側溝の土砂撤去や路面洗掘防止のための盛土の設置、洗掘した路面の修繕により、盤石な林道の維持、管理に努めてまいります。

農地におきましては、パトロールに加え、農家の皆様に対し、水路の堰板を払い、水路取水口のゲートを閉めるなど周知徹底するとともに、区や水利組合に農業用水路の適切な維持管理をお願いするなどし、被害防止対策を講じていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再質問を4点ほど伺いいたします。

河川工事に関しては、計画に対し、やや遅延していると述べられましたが、やや遅延とはどの程度の遅れなのでしょう。小山地区の滝沢川を見ると、住居があるところが、昨年の19号の台風で11から12か所、河川の側面が崩壊しております。当初は7月までで工事を完了するとなっておりますでしたが、7月末で完了したのはそのうちの1か所でした。遅れた原因はあると思いますが、町として現場をどのように指導しているのか、工事の進捗状況を確認しているのか伺います。

2点目は、滝沢川の例ですが、河川の中に岩が多数流れております。川の幅が5メートルから6メートル程度です。岩の大きいものは直径が1メートルぐらいのものもあります。また、上流では、川を塞ぐように木が倒れております。台風シーズンですので、先に撤去する必要があるのではないのでしょうか。また、砂防堤は土砂でいっぱいになっております。砂防堤の役目が果たされていないのではないのでしょうか。一度、砂防堤の中の土砂を撤去する必要があるのではないのでしょうか、伺います。

3番、町道管理において、パトロールの頻度を増やし危険箇所の把握をすると述べておりますが、今までどの程度していたのか、今後どの程度増やすのかを伺います。

4番、町長に伺います。町内では、現在もブルーシートがかかっている箇所がたくさん確認されております。町道の上や町道の下等、多々あります。また、河川の護岸が崩れ、仮に土のうで固めていますが、その上で住まわれている方もおります。町長はどのように町民の気持ちを酌んでいるのかを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員の再質問にお答えをさせていただきます。

4点目でございますけれども、今年の台風19号で被害を受けた箇所が復旧が遅れて、長引いております。そこにシートをかけて応急処置をしているということで、このシートを目にしまして、私も大変心配をしております。これから台風シーズンということになるわけでございますけれども、ここからまた被害が再び出ないようにしっかりと対応を図ってまいりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 室伏辰彦議員にお答えをいたします。

初めに、滝沢川をはじめとする河川災害復旧工事の状況であります。

個別に申し上げますと、滝沢川が約3か月、それから足柄の金時川が約2か月遅れている状況にあります。その主な原因といたしまして、滝沢川は、いわゆる滝沢林道と呼んでおります町道1578号線の復旧工事を優先をしたこと、金時川は、地元との調整で、上流の農業施設災害復旧工事を優先をしたことにあります。

工事の進捗管理ですけれども、監督員の立場であります担当職員が最低でも週1回は現場を確認し、適切に施工管理をしていると承知しています。

次に、河川にある岩や倒木の処理についてであります。これにつきましては、災害復旧ではなく、通常の河川維持管理として幾ばくかの予算がありますので、今後、災害復旧工事の進捗と調整をしながら実施をまいります。

また、砂防堰堤の土砂の除去につきましては、滝沢川は砂防指定河川でありますので、排土につきましては、県の沼津土木事務所と協議を進めてまいります。

最後に、町道のパトロールについてであります。これまでは、建設課の業務員による現場作業を兼ねた毎日のパトロール、それから、建設課職員が、各地区ごとに班分けをしまして、週1回以上のパトロールを行ってまいりましたが、道路管理の瑕疵による事故が頻発したことは今議会でも報告したとおりであります。今後は、道路損傷をあらかじめ予防する工事も実施をすることとし、さらにパトロールに関しましては、職員だけでは限界がありますので、協定に基づいて町内の郵便局に協力を依頼したところでもあります。今後も更に工夫をしていこうと考えております。

令和2年度当初予算の普通建設事業費が26億円を超えておまして、令和元年度からの繰越事業案を含めると、今年度、普通建設事業費、災害復旧工事費で50億円を超えるという膨大な事業量になりますので、建設課をはじめとしまして、限られた職員の中で取り組んでいきます。この点についてぜひ御理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再々質問を1点だけ伺います。

現在、台風10号が発生をしております。この台風は特別警戒級のものと言われております。9月1日に台風になり、今週末には日本にやってくると思われております。発生から1週間程度で来るわけです。台風は、今後も次々と発生してくると思われれます。静岡県にも来るものもあるかもしれません。町民はこの復旧に非常に興味を持っております。年度末に全てが完了するのでは少し遅いのではないのでしょうか。どのように指示を出されるのか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、町民の安心安全を図る、確保するというところで、防災対策は町の最重要課題であるというふうに捉えております。そんな中、工事が遅れているということでございまして、その理由につきましても、ただいま都市基盤部長からお答えしたような理由であります。そして、また、さらに、このコロナ禍の中、資材の入手とか職人の手配も大変困難な状況にあるということも認識している状況にあります。

そんな中、台風10号のお話も聞きましたけれども、今後の台風に対しましては、未然の防止対策を徹底いたしまして、台風19号被害の復旧について早期の完了を目指すようにしっかりと指示をしましてまいりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 次に、10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） 本日は3件の質問をいたします。

まず、1件目は小山消防署の建て替えについてであります。

小山町の救急、消火、災害対策拠点である小山消防署は、昭和47年に建設され、本年48年目を迎えております。そのため、機能的にも現在の状況に合わないことも発生しております。小山町でも建て替えの検討を2年以上行ってきております。小山消防署は、管内の救急、消火等の活動以外に、新東名開通により、高速道路の長泉から神奈川県秦野市までの救急活動も必要となってきます。この新東名は2023年度には全線開通の予定であり、また、防災ヘリコプターのヘリポート設置やドクターヘリのヘリポート設置も必要となってきております。それに合わせ、男女共同参画での女性消防士の活動のためなどに新たな機能を付与した小山消防署の設置も求められています。

しかし、建て替えの期間には3年以上かかると考えられます。少なくとも新東名開通までに小山消防署を建て替えておくことが必要で、残された期間もあまりありません。本年度、基本計画策定業務で200万円計上されており、広く町内の関係者の意見を聞いて集めていると思いますが、上記のとおり、早急な建て替えを進めることが必要です。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、小山消防署の設置場所を含め、建て替えの考えはあるのか。

2点目、建て替えの検討計画及び進捗は。

3点目として、出動時のサイレン等で周辺住民への迷惑施設でもあるので、住民への同意を取り付ける方法はどのようにしていくのか。

次に、2件目は投資事業有限責任組合出資についてであります。

令和元年度補正予算で、創業支援投資事業組合責任組合出資が決まり、内陸フロンティアを拓く取組事業以外に、小山町の発展のための新たな手法として期待しておりました。令和2年度予算の当該年度以降の支出予定額に関する調書に、令和2年から6年度、1億5,000万円が計上されております。しかし、小山町でも新型コロナ感染拡大が予想される中で、財政状況が逼迫するおそれもあります。また、新型コロナ禍前後では、創業について手法や考え方が大きく変わってきています。

このような状況の中で、以下の質問をいたします。

1点目、投資事業有限責任組合の現状は。

2点目、投資事業有限責任組合出資の今後の予定は。

次に、3件目は、町内のナラ枯れ等に対する対応についてです。

町内でドングリが実るミズナラ、コナラ等の落葉樹で、いわゆるナラ枯れが今年の夏に広範囲で発生しております。特に町内のゴルフ場の樹木で立ち枯れが目立ってきております。また、8月の議員懇談会でも立ち枯れが多くなったことも指摘されております。

立ち枯れは大径木のナラ等にカシノナガキクイムシを媒介とした糸状菌が原因で発生しており、7月から10月に葉が赤くなり、枯死します。立ち枯れした樹木は、枝や幹が折れやすく、倒木の危険性があります。また、ゴルフ場では、ゴルフ客へ被害が予想されます。町道等の道路側道では、倒木による車両損壊も危惧されます。

これら危険性を排除したり、ナラ枯れ拡散を防止するために、伐採がどうしても必要です。しかし、ナラ等の大径木の伐採は、安全性のため、重機やプロによる作業が必要であり、伐採費用も多額となります。特に、町内ゴルフ場は、新型コロナウイルスにより収益も減少している中で、伐採費用の捻出は大変厳しい状況です。

小山町は、令和元年度、ゴルフ利用税交付金は2億円余りとなっていて、貴重な収入源であり、ゴルフ場を永続的に支えることも必要です。また、個人等での町道の道路側道のナラ枯れの伐採費用も多額のため、伐採の緊急性がありますが、その対応が難しい状況でございます。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、町内のナラ枯れ等の被害状況。

2点目、ナラ枯れを終息させる対応方法はどのようなものか。

3点目、特に町内ゴルフ場への伐採助成は。

最後、4点目といたしまして、町道等道路側道の倒木により車両損壊等の被害発生が予想されるので、伐採の助成は。

以上3件、回答をよろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷 弘議員にお答えをさせていただきます。

初めに、小山消防署の設置場所を含め、建て替えの考えはあるかについてであります。

議員御承知のとおり、小山消防署は、昭和47年4月に消防小山分署として設置され、平成9年2月に増築工事を実施し、平成13年12月には耐震補強工事を行っております。設置以来48年が経過し、建物の老朽化が激しいこと。そして、消防車両の大型化や資機材の増加等により、建物も手狭になり、消防活動を遂行する上で様々な問題が出てきていると承知をしております。

そうしたことから、平成30年1月に、庁内で小山消防署あり方検討会を設置し、今後の対応について検討いたしました。その結果、同年12月に、現庁舎の大規模修繕または改築では、消防車の大型化及び整備台数の増加並びに職員数の増加等、将来の変化要因への対応が困難であり、総合的に考えると、新庁舎を建設することが必要と取りまとめ、最終報告といたしました。その後、選定候補地を検討し、平成31年度当初に用地交渉に伺ったのですが、同意をいただくことができず、令和元年度は他の候補地の検討ということに終わりました。

本年度、新たな組織体制となった中で、公共施設の最適な配置という観点も加わり、庁内で更に協議を進め、なるべく多くの方の御意見を伺う方向で、各地区の区長会長、消防団長、消防本部等からなる（仮称）小山消防署新庁舎建設検討委員会を設置し、用地選定も含め、協議してまいりたいと考えております。

次に、建て替えの検討計画及び進捗はについてであります。

建て替えの検討計画ですが、まず、本年度は、先ほどのあり方検討会の最終報告を基に基本計画を策定いたします。同時に、新庁舎建設検討委員会において用地の選定も進めますが、当然ながら、この際には、新東名の開通も視野に、消防、救急の出動体制の確保を図る上で効率的な場所が求められることとなります。また、今後も厳しい財政状況が予想されますので、適切な起債や補助メニュー等も検討してまいりたいと考えております。

年度ごとの計画といたしましては、令和3年度に新庁舎建設実施計画を策定、用地買収、補償を進め、令和4年度には造成工事、令和5年度に建設工事を行い、令和6年度に新庁舎の供用を開始したいと考えております。

なお、ただいま申し上げました計画は、あくまでも最短の想定でありますので、御理解をお願いします。

次に、出動時のサイレン等で周辺住民への配慮が必要であり、同意の取付け方法はについてですが、現在も緊急車両が署を出動する際には、安全を確保しつつ、周辺住民や時間に配慮して、サイレン等を吹鳴しない場合もあります。こうした配慮は当然今後も継続していくものと考えており、事前に周辺住民の皆様へ御説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、投資事業有限責任組合出資についてお答えをさせていただきます。

初めに、組合の現状についてであります。この組合は、町が金融機関と連携して、未来に投資する観点から出資し、ファンドの仕組みによって、町内での起業や事業承継、第2創業を行う事業者を資金面で支援することで、新たな産業と多様な雇用の創出を図り、地域経済の活性化につなげることを目的としております。

この政策実現に向け、令和元年度中の組合設立を目指し、令和元年12月に投資事業を運営する投資事業者を公募により選定し、今年3月末には、選定した投資事業者が、町と連携し、出資してくれる金融機関の内諾を得たところであります。議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応が急務となり、町として、感染防止対策や既存の町内事業者に対する経済対策等を優先して行ってまいりました。

このような社会情勢の中、昨年12月の公募時に事業者から提案を受けた投資事業有限責任組合の運営案につきましては、コロナ禍の前の計画であり、インバウンドを対象にした観光事業への投資想定などがあったため、変貌した社会情勢に合わせて見直す必要が出てまいりました。このため、現在、組合設立に向けた投資運営方針の再検討を行っており、答申には至っていない状況であります。

次に、今後の予定についてであります。現在の国内状況に目を向けますと、コロナ禍における営業自粛や民間投資の縮小、新規雇用の停止など、民間経済活動の停滞が顕著であり、コロナ以前の経済状況に戻るにはかなりの時間がかかると言われております。一方で、企業活動や教育など様々な分野では、オンラインによる活動が余儀なくされた結果、在宅勤務の浸透や地方でのテレワーク、サテライトオフィスの需要増大、また、文部科学省のGIGAスクール構想の前倒しなど、オンライン化の潮流が加速し、その有効性が再認識されている状況にあり、これから地方におけるインターネットを活用したビジネスチャンスが広がり、多くの地方がその好機を狙っていると考えられます。

コロナ禍により大きくさま変わりした社会状況の中、行政も従来型のやり方では対応しきれないということは周知の事実であるとともに、的確な地方創生を図る手段として、町が創業支援に当たることは、コロナ時代の要請であり、起業者を支援し育成する投資事業有限責任組合はそのための重要なツールの一つであると認識しております。そこで、新たな生活様式の定着やオンライン化など、昨今の急激な社会情勢の変化に敏感に対応することができる投資事業有限責任組合の投資ガイドラインの練り直しを行い、適時適切にスタートが切れるよう準備を整えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 町内のナラ枯れ等に関する対応についてお答えさせていただきます。

最初に、町内のナラ枯れ等の被害状況であります。ナラ枯れは、主にナラ類やシイ、カシ類の樹木から枯らす病原菌、ナラ菌をカシノナガキクイムシが媒介することで発生、拡大する樹木の伝染病とも言われております。全国的には、1970年代からゆっくりと被害が拡大し、2010年に被害が急増し、その後、鎮静化しております。

県内においては、2008年に浜松市でカシノナガキクイムシが捕獲されて以来、西部、中遠、伊豆、中部、東部地域に順次被害が広がり、静岡県ではむしろ被害が増加している状況でございます。

本町においては、今年の8月以降、突然赤褐色に変色した落葉樹が町内各地の山林で確認されるようになり、現時点では、町内全域の山間部に被害が及んでいることを確認しております。

同様の現象は、近隣の市町、県内では、裾野市や御殿場市、神奈川県では、山北町、南足柄市、箱根町、山梨県では、富士吉田市、山中湖村においても確認されており、広域に及んでいるものと考えられます。

県の報告によりますと、昨年度の県内における被害は、実損面積約24ヘクタール、被害材積2,409立方メートルと、昨年度、被害が急激に拡大し、特に県東部地区の被害が県全体の85%を占めている状況でございます。

次に、ナラ枯れを終息させる対応方法についてであります。静岡県が作成した資料によりますと、初期段階での被害拡大を防ぐ対策として、殺菌剤の樹幹注入のほか、被害木を伐倒して専用のシートでくるみ、薬剤で薫蒸し、木の中の幼虫を駆除する薫蒸処理や、伐倒後に現地で幼虫や卵とともに1センチメートル以下のチップへ破碎処理する方法等があります。これはあくまで初期段階の防除方法であり、被害が既に広範囲にまで及んでいる現況下での駆除は非常に困難なことであります。

樹木の被害で知られる松くい虫被害では、そこに松がほとんどなくなるまで被害の終息はないとのことですが、ナラ枯れの場合は、樹木の2から3割が枯死するものの、7から8割は生き残るため、3年から5年で被害が終息すると言われております。

現状の本町における被害拡大の防止のためには、被害材の移動禁止や、危険度の高い大径木を伐採し、森林の若返りを図り、被害に遭いにくい林へ転換することも重要であると考えております。このため、森林所有者などから寄せられる情報を把握し、被害情報の収集に努めるとともに、相談者に対しまして適切な防除方法などを伝えるために、県の対策ガイドラインなどを配付するほか、広報誌やホームページなどを通じ、森林所有者に広く周知し、被害拡大の防止に努めてまいります。

次に、町内ゴルフ場及び道路側道等の倒木防止のための伐採助成についてであります。議員御指摘のとおり、立ち枯れした樹木は枝や幹が折れやすく、倒木する可能性もあり、車両損壊等の被害発生が懸念されます。県では、森林病虫害総合対策事業により、市町が行う防除に対しまして支援を行っておりますが、あくまでも初期段階における伐倒薫蒸や破碎処理等に対する補助であり、倒木防止等の予防を含めた伐採には該当しないのが現状であります。そのため、他市町のナラ枯れに対する対応等の情報収集を行うとともに、他市町と連携し、伐採に対する補助等について、県への働きかけを検討してまいります。

町といたしましては、町民の皆様や森林関係団体から寄せられる情報等をもとに、被害の全容把握に努めてまいります。なお、町民生活に深刻な影響を与えかねないような被害につきましては、周辺自治体の対処事例も踏まえ、町での対応も視野に入れて検討してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○10番（池谷 弘君） それでは、3件、再質問をさせていただきます。

1件目、小山消防署の建て替えについて。これについては、3点、再質問いたします。

平成30年から、小山町消防署あり方検討会で検討し、選定地候補を決めて進めてきたが、本年度から新たに（仮称）小山消防署新庁舎建設検討委員会を設置して検討していきたいとの答弁がありました。

ここで3点質問いたします。

1点目は、小山町消防あり方検討会のメンバーと、（仮称）小山消防署新庁舎建設検討委員会構成メンバーで、重複するメンバーと、新たに加わるメンバーについて伺います。

2点目といたしまして、小山町消防あり方検討会での検討事項に不備があったため、（仮称）小山消防署新庁舎建設検討委員会を発足させたと考えますが、不備な項目は何かあれば伺います。

3点目、新東名の開通や湯船原開発が進む中で、小山消防署の役割は更に増えています。また、各地区での様々な開発が進行していき、選定地も限られてくることが予想されます。最短で令和6年度供用開始との答弁ですが、少なくとも新東名開通までの供用開始が必要と考えますので、改めて当局の考えを伺います。

次に、2件目、投資事業有限責任組合出資についてでございます。コロナ禍により、新型コロナ蔓延前と後では、産業構造の変化、オンライン化のビジネスの加速が必然的になってきております。投資事業有限責任組合はコロナ禍の前に立ち上げたものであります。今はビジネスの変化を見据えて投資事業の見直しが必要です。また、現在、小山町では新型コロナ対応や町民への支援が進み、小山町の支出も増えております。

以上を踏まえて、限られた予算の中ですので、新型コロナ対応を優先して、まずそちらに予算を回し、その後、創業支援を検討していく必要があると考えますが、そのような考えがあるか、伺います。

3件目、町内のナラ枯れに対する対応について、2点質問します。

ナラ枯れは、町内全域の発生が確認されていて、防除も困難で、被害状況の収集に努め、県へ助成を検討していくとの回答がありました。しかし、小山町の山麓が赤くなっていることへの対応は緊急性を要します。ナラ枯れ被害は、秋に紅葉すると判別しにくく、また、直径30センチ前後の大径木からは数万匹もの成虫が飛び出しますので、翌年には周囲に枯れ木を爆発的に増やすことになるとの情報もありますので、ナラ枯れの緊急対応が求められています。

1点目といたしまして、対応するために早急な調査が必要ですので、その取組について伺います。

2点目といたしまして、また町長は、住民幸福度日本一のまち、住んでよかったまちを目指すと言明されています。町内の有力企業であるゴルフ場及び町民である山林管理者は大変困っています。倒木、枯死した枝の落下等で、他の人やお客に発生し得るけが等の重大な被害を無くしていく支援は緊急に必要です。県への助成の願いは時間もかかります。小山町が町民のために率先して支援していくことが今求められています。

そこで、2点目といたしまして、町が率先して、特にゴルフ場や道路側道への伐採助成について伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 私の方からは、まず、大きな2点目、投資事業有限責任組合出資についての再質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、コロナ禍によって、社会情勢、あるいは経営手法も大きく変容しております。創業支援策を打つ場合も、withコロナ、アフターコロナの産業構造を見据えた投資ガイドラインが必要となりますので、その見直しを行っているところでございます。

新型コロナウイルスの感染防止対策は、他の施策に優先し行う必要があります。全力で臨むものがありますが、今求められているのは、感染の拡大防止と経済活動の両立であります。新しい生活様式の励行によって、感染防止対策を徹底しながら、経済活動のレベルを上げていくことで、町民生活の安全と地域経済活動の持続的な向上を目指すものであり、投資事業有限責任組合による経済対策は、そのための重要なツールの一つであると認識をしております。

なお、組合の投資対象には、新規企業だけでなく、事業承継や第2創業に踏み切る町内事業所に対しても、事業の目的に合致する場合には、投資という形で資金と経営の支援を行うことを想定をしております。

今後の新型コロナウイルス感染拡大状況を注視しながら、適時適切に組合を設立できるよう、準備を整えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 私の方から、小山消防署の建て替えについての再質問3点についてお答えをさせていただきます。

初めに、小山消防署あり方検討会のメンバーについてですが、平成30年1月に、当時の危機管理監を座長に関係部課長及び小山消防署長の計9人の、あくまでも内部の委員で構成をしておりました。一方、(仮称)小山消防署新庁舎建設検討委員会は、先ほども町長が答弁させていただきましたが、これから設置する予定でございます。各地区の区長会長、消防団長、消防本部等、外部の方を含めた構成とさせていただこうと考えてございます。

次に、あり方検討会の検討事項に不備があったかについてでございますが、あり方検討会の最終報告から既に2年が経過しようとしており、この間に新東名高速道路の開通の遅れといった社会情勢の変化等により、建設計画の基本はあくまでもあり方検討会の最終報告としながらも、消防防災拠点施設としての位置づけの見直し、さらに公共施設の最適な配置という観点からの候補地の再選定の作業が必要であり、これらの作業が新たに加わる、不備ではなくて新たに加えるものと、このように考えてございます。

次に、少なくとも新東名開通までには供用開始がなされるべき、当局の考え方はについてであります。先ほども述べさせていただきましたが、用地買収、補償、新庁舎建設の実施計画の策定、造成工事、建設工事等行ってまいりますと、大計画でございますので、どうしても新庁舎の完成までには相応の時間を要してしまうということでございます。いずれにいたしましても、関係機関と協力し、早期の完成を目指して全力で取り組んでまいりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 池谷議員のナラ枯れの再質問2点についてお答えいたします。

最初に、早急な調査等の取組についてであります。ナラ枯れの被害全容を把握するためには、上空からの写真画像を活用することが、有効活用できるかと考えられます。現在では、ドローン等も被害把握の手段として活用できることから、森林所有者などから寄せられる被害情報と併せ、町内の被害状況の把握に努めてまいります。

次に、ゴルフ場や道路脇の伐採助成についてでございます。山林の管理、伐採につきましては、第一義的には所有者の管理においてなされることとあります。しかしながら、倒木や枝の落下等により町民生活に深刻な影響を与えかねないような被害が懸念されるなど、公益的な支障が生じる場合には町による支援も必要であると考えます。そのためには、まず、被害木の危険度等をしっかりと調査し、支援を含む対応について関係各課とともに前向きに検討するとともに、ナラ枯れに対する正しい情報を町民の皆様幅広く発信し、不安や疑問の解決に努めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 特に再々質問はありませんが、特にナラ枯れは緊急を要するために、前向きな支援の検討をぜひお願いいたします。

また、投資事業有限責任組合出資については、町長の意見は分かりましたが、コロナ禍のある中で、進め方は小山町のためにもいろいろ検討していただき、慎重に対応をお願いいたします。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

3月、6月議会に続いて、新型コロナウイルス感染症への対策の継続について伺いたいと思います。

全国では、5月後半に緊急事態宣言が解除されて以来、感染者が徐々に増え続け、7月後半には爆発的な感染者増となりました。感染再拡大の初めの頃は、二、三十歳代の若者が中心だったことで、重症化は少ない、感染源も夜の接待を伴うお店に限定的である、楽観的な見方がありましたが、最近では、五、六十歳代の感染が増加し、感染源も家庭内や職場内の比率が急増しているなどと言います。明らかに第2波の傾向と見るべきであります。

残念ながら、小山町、御殿場市でも感染者がついに複数人出ました。御殿場市では接待を伴う夜の飲食店でクラスターが発生したことは十分御承知のことと存じます。小山町等、周辺の皆さんの不安、心配たるや大きなものがあります。町民の一人として、感染者のさらなる増加のないように祈るばかりですが、withコロナの時代、改めて新しい生活様式の実践が求められています。そこで、今までの感染症対策の結果と効果等を検証し、冬季に心配されるインフルエンザ罹患との感染同時流行等にも備えたいと考えます。

本町でも早くから対策本部を設置し、支援金、給付金などの配付や相談、小中学校、園の休校や登園自粛要請、公共施設の休館、商店、事業者などへの休業要請、各種イベントや行事の中止、縮小などの対策を進めてまいりました。また、大変ありがたいことですが、様々な企業、団体等から、マスク、体温計、送風機など多くの金品が寄贈され、町のコロナ対策に活用されました。感謝申し上げるところでございます。

8月12日の新聞によると、静岡県信用保証協会のまとめによれば、7月の保証承諾額は、前月比17%減の1,446億円で、経済活動の再開により一服感が感じられるとのこと。一方で、8月9日の新聞によれば、全国知事会では、国に対し、交付金の増額の要請が出ております。さらに8月26日には、地方創生臨時交付金の不足額が全国で5,000億円以上に上るとの調査結果が全国知事会から出されております。

以上を踏まえて、ここまでの町の対策の結果や効果等、また、今後の対策の在り方、進め方等について、町長はどのように受け止め、お考えになっておられますか、伺います。

次に、以下の点について具体的に伺います。

一つ目、主として町が中心で行っている各種支援金、給付金、利子補給などの経済対策への申請給付状況及び申請した業種の傾向について伺います。

二つ目、町内商工業者等で、もともとからの問題である高齢化、後継者不足に更にこのコロナ感染症による損失等が追い打ちをかけたことにより、休廃業や倒産等に追い込まれた例は町内でありましたか。また、今後支援の在り方はどうあるべきでしょうか、伺います。

三つ目、雇用維持の要請が政府からあるにもかかわらず、大手の派遣企業で派遣切りが強行されていると言われていています。8月26日の新聞によれば、コロナウイルス感染症に関連する解雇、雇い止めは、8月21日時点で見込みを含め全国で4万8,206人とされています。さらに雇用助成金も十分に活用されているとは言えない状況のようです。小山町民で解雇や雇い止めの対象となった方はどの程度あるか把握しておられますか。また、これにはどのような対策が必要とお考えでしょうか。

四つ目、コロナ感染症関連による生活保護の申請が静岡県では倍増していると言われていています。本町ではいかがでしょうか。

五つ目、高齢者の介護サービス等について伺います。3密を控える観点で、施設での面会や介護サービス自体が、施設でも在宅でも減少していると言われていますが、小山町での現状はどうでしょうか。介護崩壊を防ぐ支援はお考えでしょうか。また、高齢者の孤独死が全県で倍増していると言われていています。本町内ではいかがでしょうか。

六つ目、withコロナの時代の生き方として、新しい生活様式の実践が国より呼びかけられています。一方で、陽性者との接触を早いうちに認知し、対策をとるべく、接触確認アプリCOCOAが推奨されており、本町でもホームページに掲載されています。8月6日現在、全国では1,181万件、ダウンロードされているようです。浜松でも、このアプリによって感染が見つかった例も報告されております。個人情報との関わりなど解決すべき問題も多いとは存じますが、本町民の加入についてどの程度把握されていますか、伺います。

7番目、続いて、学校、園等における対策について、教育長に伺います。

3月より教育委員会及び各学校、園におかれては、臨時休校及び再開への対応、また、再開後には感染対策のきめ細かい実施など、気の休まる時間のないほど頑張られていることに敬意を表します。休校中には各校長先生のメッセージが毎日流され、子ども達の気持ちを随分和らげたことと思います。また、先日発刊された応援メッセージには、家族や医療関係者、物流関係者等への感謝がつづられ、心を打つものがありました。関係の皆様の心遣いに感謝申し上げる次第でございます。

さて、冒頭にも申し上げましたが、昨今のコロナ感染状況については予断を許さないものがあります。全国各地で感染者が日に日に増加していることは十分御承知です。静岡県でももう500人に迫る勢い、本町でも出ております。そこで以下について伺います。

一つ目、今後の感染状況によっては再び休校、休園とすることも考えに入れなくてはなりません。休校、休園については、国の要請はともかく、各地教育委員会と各学校との相談によって判断するものと思いますが、本町の休校、休園の目安についてどのようにお考えになっているか伺います。

二つ目、現在は長期休業日数を減じたり、週時間割を調整したりするなどして、授業日数、授業時間の確保に当たられており、これも大変大切なことですが、時間数や教科書の消化だけでは、子ども達の学びの質の確保について大きな心配もごございます。そこで、学級学年担任の授業準備や授業展開を支えるために、臨時教員や学習支援員、また、学級学年担任が進める学級学年事務などの補助をするスクールサポートスタッフなどの配置及び増員についてお考えになっておられますか伺います。

三つ目、5月22日には、北郷中学校にお邪魔してオンライン朝の会を参観させていただきました。初めてのことであり、双方慣れないのは当然のことではありますが、かなり上手にやり取りができていたのには正直言って驚きました。これは先生方の大きな熱意による御準備の賜物と敬意を表します。ただ、学校が再開され、オンライン授業の必要性が今薄くなったように感じる向きもあります。今後必要になる情勢も考慮しておかなければならないと思います。オンライン授業の準備の現状はいかがですか、伺います。

四つ目、8月22日の新聞によると、小中学校の修学旅行について、県内では、10の中学校が中止を決め、その他の学校では感染状況を踏まえて判断するとのこと。小学校でも、伊豆市、伊豆の国市、函南町では、行き先を県内等に変えて実施する予定とのこと。

小山町では今年度の初めに、中学校も小学校も秋に行うということでしたが、現状ではかなり難しいことではないかと感じます。先日、修学旅行の検討会が開催されたようですが、時期、目的地、日数などをどのように設定するか。また、修学旅行はG o T o トラベルの対象となるのか。また、直前に中止した場合、キャンセル料は発生するのか、伺います。

最後に、コロナ騒ぎでは大人でも大きなストレスを感じ、自粛警察などという他者への攻撃が日常化して大きな心配の種となっております。お盆等で都会から里帰りした方への誹謗中傷が報道されています。子ども達もこれに劣らず大きなストレスをため込んでいる場合があります。先生方がしっかりとコロナ対策をされ、子ども達もこれに応じようと真剣に頑張っています。真剣になればなるほどストレスがたまります。具体的には、身体的、精神的なだるさ、目立たないところでの悪口、いじめ、更には不登校に至る例もあるとのこと。本町の子ども達の現状とその対策はどうでしょうか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員にお答えをさせていただきます。

初めに、これまでの対策の結果や効果、また、今後の対策の在り方、進め方等について、どのように考えているかについてであります。6月定例会でもお答えをさせていただきましたが、本

町では、本年2月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部設置以来、4月7日から5月25日までの緊急事態宣言発出期間を経て、現在へと目まぐるしく状況が変化する中で、感染予防対策と地域経済対策を実施してまいりました。

主なものを挙げますと、感染予防対策といたしましては、まず、児童生徒を感染から守るため、町内の小中学校については、本年3月3日から3月15日までを臨時休校とし、さらに春休みの後、4月7日から5月31日までを臨時休校といたしました。また、こども園におきましては、4月20日から5月31日まで、1号認定児、いわゆる短時間利用児については登園しないこととし、2号、3号認定児、いわゆる長時間利用児は、できる範囲で登園を控えていただくようお願いをいたしました。

公共施設は、一部を除きまして、4月29日から5月31日まで休館とした上で、消毒等の対応準備をいたしました。

本庁舎や各支所も、窓口等に感染防止の消毒液やアクリル板の設置、職員のマスク着用、換気の徹底を行い、テレワーク、サテライト勤務も一部導入をいたしました。

町民の皆様に対しましては、全世帯に厚生労働省からの感染予防対策に関するチラシの配付や広報誌への掲載、無線放送など、各種媒体を活用し、新しい生活様式の定着を図るために、マスクの着用、手洗い、3密の回避などを紹介し、感染予防の呼びかけを行い、正しい知識の啓発を図ってまいりました。

また、自粛期間の長期化により、高齢者の皆様の健康状態の悪化を防ぐため、健康マイレージ事業において、特別版のポイントカードを配付し、活動自粛下の家庭においても気軽な運動などを推奨いたしました。

さらに、無線放送を利用し、休校期間中の子ども達に対して、小中学校の校長先生からのメッセージとラジオ体操の放送を行いました。

医療機関、福祉施設及び介護施設などに対しましては、マスクや防護服などを配付するとともに、地方創生臨時交付金を活用した支援を実施し、飲食業及び宿泊業の事業者に対しましては、マスク、フェイスシールド、消毒液などを配付するとともに、国の示すガイドライン等を提供し、感染拡大の防止に努めてまいりました。

また、健診や予防接種など各種保健事業においても、御殿場医師会や医療機関と協議し、日程の変更や実施会場の3密を回避するなどの感染防止策を実施いたしました。

これらの対策が功を奏し、現時点では町内においてクラスターは発生しておらず、感染拡大防止に一定の効果はあったものと考えております。

次に、地域経済対策であります。事業者への休業要請と、それに伴う感染拡大防止協力金の交付や、前年と比較して売上が激減した事業者に対し交付する経営支援緊急交付金の給付を実施をいたしました。実績につきましては、この後、経済産業部長から答弁をさせていただきます。

このほか、特別定額給付金の申請状況につきましては、7,515件の給付対象世帯に対して、5月1日から受付を開始、8月31日現在の申請受付件数は7,492件であり、申請率は99.7%であります。

次に、今後の対策の進め方ですが、新型コロナウイルス感染拡大の先行きは不透明であり、終息の目途はいまだ立っておりませんので、引き続き町内外の感染状況を注視し、従来の取組を継続する必要があると考えております。季節が夏から秋、そして冬へと移ると、季節性インフルエンザの流行の発生も危惧されます。感染症拡大防止のために、改めて町民の皆様に対しましては、マスクの着用、手洗い、3密の回避など、新しい生活様式の定着を図り、安心して生活していただけるように広報誌などを通じて呼びかけてまいります。

今年は特に雨が多く、豪雨災害を見越したコロナ禍における避難所運営の在り方についても心配されましたが、6月29日に議員の皆様にも御出席をいただき、避難所運営検証会を実施し、自主防災会と何度も協議し、分散避難などを盛り込んだ避難所運営ガイドラインを本年8月に策定をいたしました。今定例会で上程させていただきました新型コロナウイルス感染症対策基金の有効活用や、今後の地域経済対策としてプレミアム商品券事業も実施してまいります。

オール小山でこの難局を乗り切ってくださいよう、議員の皆様、そして町民の皆様の引き続きの御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 御質問のうち、初めに支援金などの申請状況等についてでございます。

休業要請に御協力いただいた事業者に対し、上限30万円を交付した新型コロナウイルス感染拡大防止協力金につきましては、交付件数は157件で、交付金額は3,677万9,000円でございます。この業種別申請件数内訳は、飲食業が98件、宿泊業が31件、遊技施設等が28件となっております。

次に、前年と比較して売上が激減した事業者に対しまして上限10万円を交付いたします経営支援緊急給付金につきましては、交付件数は251件で、交付金額は2,485万3,000円であります。この業種別申請件数の主な内訳は、飲食業が46件、小売業が43件、サービス業が71件となっております。

次に、9月1日現在の経済変動対策資金利子補給交付金につきましては、認定件数は103件で、融資希望額の合計は18億5,370万円であります。この業種別申請件数の主な内訳は、サービス業が26件、飲食業、小売業及び製造業が各16件となっております。

次に、コロナ禍における休業、廃業、倒産の例はあるかについてでございますが、町では具体的な事例は把握しておりません。また、商工会に確認したところ、現時点ではそのような情報はないとのことあります。

また、今後の事業者支援策として、商工会との連携により、10月、プレミアム付商品券の発行を予定しております。事業内容といたしましては、1万5,000円分の商品券を1万円で販売、発行部数は7,000部、町内での消費と経済循環を促し、深刻なダメージを受けている事業者を支援することを目的に実施するものであり、1億円余りの経済効果を見込んでいるところであります。

次に、雇用や雇用止めの個別事案につきましては、町、商工会ともに把握しておりませんが、厚生労働省静岡労働局が公表している静岡県内の有効求人倍率を見ますと、昨年12月の数値が1.47倍であったものに対し、今年の6月には0.96倍となり、0.51倍の低下率を示しております。全国の完全失業率を見ましても、昨年12月の2.2%に対し、今年の6月には2.8%と0.6%上昇しており、町内においても当然影響が出ているものと考えております。

今後の対策につきましては、先ほど答弁したとおり、まずは景気浮揚策として、プレミアム商品券事業を実施いたしますが、町内や近隣での感染状況、また、3密回避や感染拡大地域からの流入を防ぎつつ、どのような対策が有効なのかを見極めながら、商工会はじめ、各企業とも連携を密にし、具体策を検討してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 私からは、佐藤議員御質問の4点目、5点目、6点目についてお答えをいたします。

まず、生活保護の申請数が増加しているかについてであります。本町の生活保護者の状況は、この十数年間で大幅に増加しております。申請数を見ると、昨年度の相談件数が17件、申請件数が8件に対し、本年度は、8月31日現在で、相談件数が12件、申請件数が4件となっており、年度を半分以上残した状況の中、申請件数は増加傾向にあると考えております。

申請の内容につきましては、仕事に就けず収入がない、年金収入が少ない、預貯金がないなど、いわゆる生活困窮を理由とする申請が大半を占めております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を直接に受けての生活保護の申請、相談につきましては、現在のところ申出を受けておりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は多方面に及んでいる現状を鑑みますと、生活困窮の方々に対しても何らかの影響があると考えerことは自然であり、相談時及び申請受付時においては丁寧で真摯な対応を心がけてまいります。

次に、介護サービスへの影響についてであります。介護サービスは、高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠なものである一方、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴があります。このため、介護給付費という観点で見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと考えられる、今年3月から6月までの介護サービス利用状況について、昨年度と比較したところ、大きな変化はありませんでしたので、高齢者の介護サービス提供に関しては大きな影響は出ていないと考えております。しかしながら、議員御指摘のとおり、感染症対策として、入所施設では、3

月上旬から家族等の面会を制限することや、通所系サービスにおいては、ケアプランを変更することにより、利用者を新型コロナウイルス感染から守る対策に取り組んでおります。また、町としても、町内介護サービス事業者に対し、施設長会議や事業所連絡会を開催することにより、各事業者が最大限の感染防止対策を徹底し、必要なサービスを提供する体制を確保できるよう、国のガイドラインの説明や情報提供に取り組みました。さらに財政支援として、地方創生臨時交付金を活用しての交付金の支給や、町の備蓄マスク等の提供により、いわゆる介護崩壊状態に陥ることを回避するための支援をしてまいりました。

最後に、孤独死の把握についてであります。いわゆる孤独死につきましては、その定義が必ずしも明確ではありませんが、現在のところ、例えば独居の高齢者が新型コロナウイルス感染症に起因して自宅等で亡くなった事例の報告はありません。

次に、新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAの町内加入状況の把握についてお答えします。このアプリは、個人が特定される情報や、陽性者と接触者との関係についての情報は一切記録されず、プライバシーが確保されています。個人が特定される情報の記録がないため、厚生労働省から発表される情報はアプリのダウンロード数のみであり、地区別の分析等はできず、したがって本町での加入状況の把握はできておりません。

アプリのダウンロード数は、8月21日現在で約1,416万件と発表されています。近隣自治体においてクラスターの発生が報道されている中、より多くの方の登録が、アプリの有効性を高め、感染拡大防止につながることから、本町では、厚生労働省のチラシをホームページに掲載したほか、広報おやま8月分へのアプリのダウンロードについての記事を掲載しております。また、厚生労働省のチラシを町内店舗等で貼っていただくよう、商工会を通じて会員の方へ配付し、アプリの普及啓発について協力依頼をしております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 学校、園における対策についてのうち、初めに、再度休校、休園とする場合の目安についてであります。

文部科学省が定める新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインによれば、児童生徒や教職員の感染が確認された場合、感染者の在籍校を臨時休校、または状況によっては学級閉鎖とし、その他の学校は通常登校とします。ただし、クラスターの発生や濃厚接触者の範囲の特定などの状況により、ほかの学校も臨時休校等をする場合もあります。また、児童生徒や教職員の感染の場合でなくても、町内の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生した場合など、感染拡大の状況により判断し、臨時休校等を行う場合もあります。

なお、臨時休校する期間は1日から3日間程度となっておりますが、その時々状況によって判断したいと考えています。

また、こども園につきましても同様の対応を行います。

できる限り臨時休校、休園にならないよう、家庭や地域にも呼びかけ、学校の新しい生活様式に従い、学校運営を継続していきたいと考えております。

次に、授業日数、時間数の確保だけでなく、学びの質の確保のため、臨時教員や学習支援員、学級や学年事務などの補助のためのスクールサポーターなどの増員等についてであります。

県負担職員として、新型コロナ対策による補習等支援事業に係る学習支援員を、6月から12週間、週8時間勤務で、全小中学校に1人ずつ任用しています。また、年度当初から各小中学校に1人ずつ任用していますスクールサポートスタッフについて、今までは週10時間ないし12時間の勤務であったものを、夏休み明けから、1人当たり週5時間の上乗せ勤務としております。さらに、児童生徒への学習指導や支援、教員の事務支援、消毒や清掃など、週5日、25時間勤務の学習等支援員などを各校二人ずつ配置できることとなりました。まだ全ての学校に配置できておりませんので、引き続き募集を行い、任用していきたいと考えています。

次に、6月の学校再開後、オンライン授業の準備の現状についてであります。

中学校で使用しているタブレットに続き、小学校で使用しているタブレットにつきましても、自宅に持ち帰り使用できるように設定変更を行いました。また、御家庭に通信環境がない児童生徒でも通信ができるように、先月末までにモバイルルーターを整備したところであり、これにより、オンライン授業等を行う環境は整備されたものと考えています。今後タブレットを使用した授業の中で、通信ソフトを活用したグループワーク等を行うことにより、自宅に持ち帰ってもスムーズに使用できるように進めていきたいと考えています。

次に、小中学校の修学旅行はどうなるのか。Go Toトラベルの対象となるのか。中止の場合のキャンセル料が発生するのかについてであります。

修学旅行は、子ども達にとって心に残る大切な節目の行事です。日々状況が変化していく中、子ども達のために、何とか修学旅行を実施できるよう、臨時校長会を開き、検討を重ねてきています。

中学校は、当初の予定どおり、10月、11月に1泊か2泊で計画しています。目的地は、京都、奈良も含め検討していますが、今後の感染状況や保護者説明会等の状況により、行き先等を変更する可能性もあります。

小学校は、実施時期、目的地を変え、日帰りを実施するように今のところ検討しております。

いずれにしましても、子ども達の安全を第一として、様々な情報を入手したり、旅行会社と連携した上で、今後も検討を続けていきます。

また、修学旅行は、指導引率の先生が同行するなど、一定の規律に基づいて適切に実施されることから、Go Toトラベル事業の対象となります。キャンセル代につきましては、宿泊するホテル等により異なりますが、おおむね旅行日の1か月前から発生します。

なお、今後の感染症拡大の状況により、修学旅行を中止し、キャンセル料が発生することとなった場合は、地方創生臨時交付金を活用できるならばそれも対応していきたいと考えています。

次に、子ども達にストレスがたまり、悪口、いじめ、不登校などが現れているのか、子ども達の現状とその対策についてであります。

6月からの学校再開後、新型コロナウイルス感染症が原因となつてのいじめ、不登校、問題行動等の報告はありません。議員御心配のとおり、子どもによっては、コロナ禍での生活でストレスがたまり、分かりにくい形で現れてくるものがあるかもしれません。引き続き、子どもの小さな変化を見逃さず、寄り添った指導を行ってまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 4点ほど再質問させていただきます。

小山町新型コロナウイルス感染症対策基金の創設を5,000万円の規模で、また、条例では対策の対象が定められているようですが、この基金の規模で、支援の継続の一つとして十分な対策とすることができるとお考えでしょうか、伺います。

二つ目、新型コロナウイルス感染症による介護サービスへの影響は出ていないということで安心しましたが、今後、高齢者入所の施設等で、入所者、あるいは職員の感染者が出た場合、介護サービスへの影響は随分大きくなると思われまふ。どのような対策を考えておられるのか、伺います。

3点目、修学旅行について、10、11月の予定で目的地を検討中とのことですが、今からで間に合うのでしょうか。中学校の場合、行事が重なり、また学習への集中を図るためにも、実施時期が秋では大変心配されますが、いかがでしょうか。

4点目、新型コロナウイルス感染症対策について、感染症単独での対策、あるいは防災対策全体の一部として明文化していく必要はありませんか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 4点の再質問のうち、私からは1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

コロナ感染症対策に要する費用につきましては、どのぐらいになるかということとは分からないというのが正直なところであります。今回の基金につきましては、現在の財政状況等を総合的に勘案して積むものでありまして、コロナ対策として必要な施策は講じていかなければならないと考えております。その上で、基金に不足が生ずれば、他の財源を確保して実施していくものというふうに考えております。

今回基金が認められれば、5,000万円まではその基金を活用して対応していくということになります。

私からは以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 私からは、2点目と、それから4点目の再質問についてお答えをいたします。

まず、施設において感染者が発生した場合の対応についてです。介護サービス事業所は、感染者が出た場合、その感染者を契機としてクラスターを発生させないと、これがまず目的になります。介護サービス事業所におきましては、正確な情報を保健所や町にまずは報告をし、その後は保健所の指示に従うこととなりますが、例えば入所施設の場合、感染者が入所者であれば、すぐに別の個室での個別対応を取り、施設職員であれば自宅においての待機、こういった措置をとることになります。

個室が不足する事態も想定されます。この場合には、既に補助金等を活用しておりますが、国の補助金等により、簡易陰圧装置、こういったものの整備を計画しております。それから、通所や訪問などの居宅系のサービスを提供する事業者、こういった場合には、保健所や町に報告すると同時に、居宅介護支援事業所、こちらはいわゆるケアマネがいるところですが、担当のケアマネによって情報共有をしまして、必要に応じて利用者の代替サービスを検討するなど、こういったことを、利用者が困らないようにする対応を予定しております。

これらの対応につきましては、先日、町主催で介護事業所連絡会というものを開き、各施設の代表者に集まっていただき、いま一度、その情報の共有、それから徹底をお願いをしたところがあります。

それから、4点目、こちらですが、感染症対策の明文化についてですが、こちらにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が3月13日に改正され、改正法施行前に作成された市町の市町村の行動計画および業務計画に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含むというふうにされております。この改正により、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、平成26年3月に策定した小山町新型インフルエンザ等対策行動計画や、今年4月に改正をした小山町新型インフルエンザ等対策業務継続計画等により明文化されております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） それでは、私の方から、3点目の再質問についてお答えします。

中学校の修学旅行の実施する時期につきましては、議員御指摘のとおり、行事や高校入試に向けて、本来は春だったものを、10月、11月に計画し直したんですが、感染状況によりましては、もしかしたら中止をする場合だって起こります。もう、次の行事がありますので、中学校の場合はそんなふうに現在考えております。そうなった場合には、3月に、また、思い出に残る何か行事ができればいいなというふうに進めております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○6番（佐藤省三君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式にて質問いたします。

まず初めに、廃止された小山町出産祝い金支給再開並びに、コロナ禍における出産祝い金交付に関して伺います。

町は平成24年4月より、第2子以降の出産に対し出産祝い金を支給することにより、出生児の健やかな成長を願い、安心して子育てができるよう子育て世代と次代を担う子ども達を応援するとともに、子どもを産みやすい環境をつくり、もって町の人口増加と定住促進に寄与することを目的として出産祝い金を交付してまいりました。

しかしながら、令和2年3月定例会において当局側より説明があったとおり、国からの地方創生推進交付金及び県からのふじのくに地域少子化突破戦略応援事業補助金の時限補助制度に伴い、令和2年4月より、その支給が廃止されてしまいました。

少子高齢化が社会的にも問題とされ、町としても小山町人口ビジョンを策定し、人口の将来展望を2060年には1万7,000人程度を維持すると掲げる中で、子育て支援において要とも言える出産祝い金を廃止し、人口の自然減が進む中、今後どのように人口増加支援対策を町として考慮されるのか、数点伺わせていただきます。

まず、国、県からの交付金終了に伴い出産祝い金を廃止されておりますが、第4次小山町総合計画実施計画、平成31年から平成33年まで、定住促進の促進と結婚支援の具体的取組において、出産祝い金支給と明記され、それを実施してまいりました。

町はどのようないきさつで出産祝い金の交付を開始するに至り、またその9年間の費用対効果はいかほどであったのか、町がどのように分析し廃止を決めたのかお答えください。

次に、廃止されている令和2年4月1日から現在までの出産人数と、もしも支払われていたのであれば、支払い対象となられていた方々のそれぞれの人数、例えば2人目が何人、3人目何人などをお答えください。また、それら金額も併せてお答えください。

今後祝い金が再開された暁には、それまで支給されずじまいになってしまった対象の方々も含め、交付再開されるべきであると考えますが、町の考察をお伺いいたします。

最後に、給付が再開されるとするのであれば、従来支給されていた交付内容を継続し再開させるのか、もしくは1人目からの支給や3人目以降の祝い金増額、その他商品券を出すなど、どのような考察をお持ちなのかお答えください。

それでは次に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の特別定額給付金で、支給対象外となった4月28日以降に生まれた新生児や出産予定の胎児へ町独自の給付金を支給し、コロナ禍において様々な不安を抱える妊婦、出産された方々を支援する姿勢を町が見せることで、今後の子育てに対し安心を町民に与えることができるのではと考えております。町はこの件をどのように考察されているのかお伺いいたします。

まず初めに、4月28日以降に生まれた新生児の人数をお答えください。

次に、コロナ禍において様々な不安を抱えながらも、4月28日以降に出産したため国の特別定額給付金対象外となってしまった方々へ町独自の給付を行い、支援することが求められると考えますが、町はどのように考察されているのかお答えください。

2問目の質問をさせていただきます。

年間を通じて使用可能な屋内町民プールの開設検討に関して伺わせていただきます。

中島の金時公園内に開設されていた小山地区区民プール、金時プールですが、昭和45年に開設され、惜しまれながらも平成24年に老朽化のため廃止となりました。利用人数が集計され始めた平成10年以降にはなっていますが、平成12年度には40日間の開放期間中に最高6,196人も利用者が涼しさや夏の思い出を求め利用されていた記録が残っています。

42年の長きにわたり町民から親しまれた町営プールの閉鎖後、町民プールは町内各小学校が保有するプールを子ども向け町民プールとして指定され、運営されてまいりました。しかしながら、天候に左右され入れる日が制限されてしまう日や、子ども向け町民プールであるため入場できる年齢が20歳未満に限定されているなど、これは小学生3年生以下の付添いで入る方は含まれません、入るための制限が多いため、平成25年からの町民プール利用開始からは、その利用人数は減少の一途をたどっており、令和元年にはついに開放日数20日間、利用人数は319人と落ち込みました。

町民プールとして利用人数をただ減少させ、開放していることだけで終わらせるのではなく、今後は健康増進の観点からも他市町のように年間を通して利用が可能な屋内プールを建設し、町営プールとしてより多くの町民が使用できることにすることが好ましいのではないかと考えます。

また、従来であれば使用が可能だった他市町の屋内プールがコロナ禍の影響もあり、その使用制限がかけられている今、今後町として町営プールを運営させることも求められるのではないかと考えられます。

これらを踏まえ、数点お伺いさせていただきます。

まず初めに、全町民対象の町民プールではなく、年齢の制限をかけた子ども向け町民プールにした経緯をお知らせください。

また、子ども向け町民プールが開設された8年間において、実際にプールが使用できた日数と利用人数もお聞かせ願います。

健康増進の観点からも、町民が年間を通して健康や年齢を問わず利用できる屋内型の町民プール開設が求められると思いますが、町の考察をお答えください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員にお答えをさせていただきます。

初めに、廃止された小山町出産祝い金支給再開並びにコロナ禍における給付金に関してのうち、廃止した出産祝い金をどのように考えているのかについてであります。

まず、出産祝い金交付の経緯等についてお答えをいたします。

出産祝金は前町長マニフェストに、子育て世帯への支援策の一環として掲げられた政策として、平成23年度中に制定され、平成24年度より支給を開始したものであります。出産祝い金は、町による宅地開発、分譲販売や定住促進事業助成金、個人住宅取得利子補給金、宅地開発事業補助金といったような様々な施策と併せて、人口減少を抑制し子育て世代の移住、定住を促進する施策の一つとして進めてきたものであると承知をしております。

本年7月31日に厚生労働省が発表した合計特殊出生率において、小山町は1.55となり前回の1.50から0.05ポイント上昇し、これは県内でも上位の数値となっております。

このような状況から、これまで取り組んでまいりました様々な施策の成果として、町内人口の自然増に向けた一定の費用対効果があったものと捉えております。しかし、一方では依然として、町外への転出による社会人口の減少が続く状況に歯止めがかからないこと、また、分譲地を御購入いただく方が小山町を選んだ理由として、他市町に比べて分譲価格が安い、御夫婦のどちらかが小山町に縁があるなど、直接、本助成制度と関係ない要因を挙げる方の数が少なくはないことを考慮しますと、政策そのものの抜本的な見直しも含めた新たな制度の検討が必要ではないかと考え、一旦、従来のお産祝い金の廃止を決定したところであります。

次に、今年度の出生人数等についてであります。

本年4月1日から8月31日時点までの出生数は33人で、うち出産祝い金の対象となる人数は20人で、2人目が14人、3人目以降が6人となっており、祝い金を支給した場合には金額にして130万円となります。仮に、出産祝い金の交付を再開する場合の対象期間及び制度の内容等につきましても、再開を検討する際の議論であり、現時点では未定と言わざるを得ません。

ただし、小山町人口ビジョンを策定し、人口減少対策に対する取組を進めていくに当たり、出産祝い金単体に着目して、その仕組みをどう考えるかというよりも、包括的な人口減少の抑止力に資する施策は何かについて、従前の助成制度の踏襲に限らず、総合的に検討する必要があると考えております。

次に、国の特別定額給付金の対象外となった新生児や出産予定の胎児に対する町独自の給付金の支給についてであります。

この特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止と併せて迅速かつ的確に家計を支援することを目的とし、本年4月27日を基準日として住民基本台帳に記載されている者に対して給付したものであります。

初めに、本年4月28日以降に生まれた町内新生児の人数についてであります。8月31日現在で22人です。

次に、町独自の給付金の支給についてであります。本年4月28日以降に生まれた新生児に対し、給付金を支給する自治体として、近隣の富士市や御殿場市が独自の支援策として新生児1人に対して5万円から10万円の支給を行うことは、新聞報道等を通じて承知をいたしております。本町におきましても、国内はおろか、世界的に新型コロナウイルス感染症の収束がいつ頃になるのか全く見通すことができない状況の中で、新生児の出産、子育てに臨まれる御家庭の方々につきましては、日々生活を営まれる上で精神的、また経済的にも大きな不安を抱えられているということは十分に理解できる場所であり、また、安心・安全な子育て環境をしっかりと整えることは、住民幸福度日本一を掲げる本町の重要な施策の一つであると強く認識をしております。

今後の考え方といたしましては、引き続き県内外の自治体が行う新生児への給付金支援等に関する動向を見据えながら、新型コロナウイルス対策に対応した効果的かつ必要な施策について、子育て世代の目線に立った支援を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小林議員にお答えします。

初めに、子ども向け町民プールにした経緯であります。平成24年度の町民プール廃止につきましては、修繕等を行い利用を続けていりましたが、プール内壁や配管、機器等の老朽化が進み、利用できない状況となりました。当時、新たな町民プールの設置及び運営につきましても検討しましたが、当時の財政状況を勘案した結果、新設は困難であると判断いたしました。

地元の小山地区区長会へ説明をした際、何とか未就学児童だけでもプールが利用できないかとの御意見をいただきました。そこで、学校のプール開放以外で空いているときには、未就学児童に加え20歳未満の町民についても利用できるように調整し、成美小学校のプールを町民プールとして利用開始しました。

教育委員会において、その後の運用について検討し、学校施設内であることから、子ども向けの利用に制限させていただくことで現在に至っております。

次に、子ども向け町民プール開設後8年間のプール利用状況であります。

平成25年から30年度は成美小学校で実施しました。年度別の開放日数と利用人数ですが、平成25年度は21日間で1,719人、平成26年度は24日間で1,435人、平成27年度は23日間で1,266人、平成28年度は23日間で924人、平成29年度は20日間で539人、平成30年度は26日間で581人でありました。

令和元年度は利用人数が減少傾向にあることから、試行的に場所を変えて北郷小学校で実施し、22日で319人、令和2年度も試行的に明倫小学校で実施し、開放日数12日間、利用人数1,000人であります。

次に、二つ目の質問、屋内型の町民プール開設についてであります。

健康増進やスポーツ振興を推進していくためには、通年利用できる屋内型のプールの開設は大変有益であると考えております。一方で、開設に際して建設箇所の用地の確保や多額の建設費用がかかること、建設後にも多くの施設維持管理費用がかかってまいります。

今後は、屋内型プールに関しましては、建設費用や施設運営の体制、ランニングコスト、近隣市町の施設の運営状況、町民ニーズについて調査したいと考えております。

あわせて、現行の子ども向け町民プールを一般町民にも開放して、多くの方に利用いただけるよう検討し、一般町民が広くプールを利用できる環境について全体的に研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

まず、小山町出産祝い金に関してですが、小山町の特殊出生率は昭和58年の1.83をピークに、その後、平成15年には1.39まで減少いたしました。しかしながら、平成20年から24年までには1.5まで増加に転じております。増加の背景にあるもの、それは少子化対策であったり、女性推進対策であったり、働き方改革など国の政策がじわりじわりと効果を発揮し、社会的にも子育てのしやすい、出産しやすい環境をと改善してきているからこそだと考えられます。

小山町の増加もそんな社会的な改革並びに先ほどの御答弁で御回答いただいたとおり、これまで取り組んできた様々な施策の成果として、町内の人口の増があったと考えております。

では、なぜそのような一定の効果があったと評価する中で、その効果があったと評価される施策を完全に廃止してしまうのか、合点がいきません。

抜本的な見直しを含めた新たな政策の検証が必要とのことですが、先ほどもお伝えしたように、一定の効果が出ている以上、制度自体を廃止するのではなく、分析と評価をきちんと行い見直しをするのであれば修正を施すべきであり、何の得策もないまま制度を廃止してしまう姿勢はただやみくもであり、無計画であり、これからの小山町の人口増加に対してさじを投げているようにしか見えません。まずは御自身の新たな政策として、人口増加の施策をしっかりと打ち出した後、従来の制度を廃止するべきなのではないのでしょうか。

2問目に、また、町は出産祝い金のあるなしで移住を検討されている方が少ないと評価されているようですが、出産祝い金は移住定住促進のみならず、町の人口増加という観点からも評価されるべきで、その点においても出生率が前回の1.50から0.05ポイント上昇したという結果を打ち出してあります。

ここは、出産祝い金を移住定住促進の枠組みのみだけにとられるのではなく、人口増加並びに子育て支援の枠組みとして取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目に、町民プールに関してですが、用地の確保、建設費用、また建設後にかかる施設維持管理費用などを鑑みますと、町のみで建設から運営までに取り組むには財政的にも難しいこと、理解ができます。

ここは、PFI方式や民間の活用なども視野に入れ考察するべきかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 1点目の、まず、なぜやめたかという点につきましては、先ほどの答弁にもありましたけれども、人口の社会減に係る施策を主に打ち出していくべきという点がありまして、一旦は廃止をさせていただいたものであります。

2番目のその枠組みの問題でありますけれども、これにつきましてはコロナ禍等の状況等を見極めることも必要ではないかと考えておりますので、そういった総合的な枠の中で考えていくべきものと考えております。

私からは以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小林議員の再質問にお答えします。

公共事業を行う際に民間資金等を利用した施設整備及び運営については、多くの事例や方法がございます。このたび御提案いただいた町民プールの整備及び経営について、どのようなPFI等の民間活力を活用できるのか、事業として成り立つのかなど、もう少し研究が必要であると思います。

ただし、先ほどの答弁のとおり、まずはプール建設事業を今後の総合計画及び実施計画に盛り込めるか、それ自体が一番大きな今、課題であると思っております。それらを踏まえまして、運営資金調達の手法等について研究してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○3番（小林千江子君） すみません、出産祝い金に関して、あまり歯切れのよい回答をいただいておりますので、ちょっと再質問させていただきます。

9月1日に行われた決算質疑において、当局より今後は外からの移住促進を図るのではなく、既に住まわれている住民の定住施策により重点を置き、積極的に今いる人を大切にしたいといった回答がございました。町長御存じのとおり、出産祝い金は小山町に昨日、今日来た方を支援する施策ではございません。少なくとも該当する出生児の出生前3年以上町に住まわれている方、もしくは小山町に持家を持たれている方であれば出生児の出生1か月以上と定義づけられております。

つまり、まさに町長のおっしゃる今いる人を大切にする施策でございます。私自身3人目を出産した際には、町より10万円のお祝い金を頂きました。非常に助かりました。ありがたかったです。パンパースや粉ミルク、ベビーチェアやベビーカー、抱っこひもや着替えにベビーベッド、右を向いても左を向いても新生児にはどうしてもお金がかかります。

町が人口増加と定住促進を図るのであれば、出産祝い金の廃止などという考え自体を廃止し、しっかりとしたサポートを町はするんだと、その姿勢を町は見せるべきです。

町長にお伺いいたします。町として子育て世代に対し、町は新しい命の誕生を全面的にサポートし協力するんだと。だからこそ安心してここ小山町で産み、そして子育てをしてもらいたいという姿勢を出産祝い金を復活させることで御表明いただきたいと思います。

総合的に検討する必要があるなどという曖昧な回答ではなく、安心・安全な子育て環境を整えることで住民幸福度日本一を掲げる町長の姿勢をぜひ見せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 再質問にお答えをさせていただきます。

小山町の人口の現状につきましては、先ほど来、お話をさせていただいているとおおり、社会減がかなりひどいということであります。先ほど答弁させていただきましたけれども、やはり社会増、そして自然増とトータルで総合的にやっていかないと立ち行かないんじゃないかなというふうに思っております。先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、包括的な人口減少、総合的に考えていくという中で、この出産祝い金の復活も含めて、検討してまいります。

以上です。

○3番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（池谷洋子君） 次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 通告に基づきまして、定住促進事業の在り方について質問いたします。

少子高齢化が進む本町においては、人口減少も年々顕著となっております。平成24年度から定住促進事業を推進し、豊かな自然環境のもとで職住近接の魅力ある住環境整備のため、町が主体となって分譲地の創出、販売を行い、既に町内に6か所の分譲地が造成され販売も進んでいますが、購入者の多くは町内移転の方であり、人口増には寄与しないように聞いています。

現実には少子化が進み、若者は就学、就職で町外に出るとUターンする者は少なく、さらに町外からの移住も少ないのが現状です。

また、本町の昼夜間人口比を見ても昼間の人口は夜間よりも多く、県内の町の中では2番目に高い割合になっています。

そのため、優良な住宅を供給し町内に定住促進を行うことは、行政の責務と考えます。例えば、既に10数年も前に首都圏から本町に進出された企業であっても、従業員の方々は町内には住まず、

いまだに小田急線の新松田駅までバスによる送迎を継続し通勤されている企業も見受けられ、本町には定住されにくいように感じております。

都市計画税条例廃止時の意見においても、新規に分譲地を開発し販売するのではなく、現状の市街化区域に多く見受けられる空き地や未利用地の開発や建築基準法に基づく道路要件の不備な住宅地も町道を整備することにより、住宅建設ができる施策が必要との意見も多く聞いています。

また、急傾斜地の住宅地についても、個人の力では建設困難な防御壁なども行政の力で住宅が建てられるように、再開発可能な施策を考えてほしいとの声も多く聞いています。

定住促進には、現在居住している方は引き続き住み続けるような整備が必要であり、町外に居住の方は本町に移住したくなるような住環境の魅力が更に必要と考えます。

以上のことから、町長に今後の本町における住宅促進事業の在り方について、所見をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田治和議員にお答えをさせていただきます。

今後の本町における住宅促進事業についてであります。議員御承知のとおり町はこれまで6か所の宅地造成事業を実施してきており、昨年度から分譲販売を開始した落合宮ノ台地区については残り7区画となり、今年度新たに大胡田地区でおおむね9区画の整備を行い、全て完売すれば本事業については完了ということになります。

また、移住定住施策による助成金につきましては、要綱の有効期間が本年3月末と定められ、一定の成果が得られたことから現在は廃止しております。

このような中、建築基準法による道路要件の不備な住宅地の整備につきましては、開発行為により住宅地を整備する場合、道路要件の幅員不足から開発が難しい状況になっている箇所につきましては、現在、町独自の開発行為の技術基準を新たに設ける手続を進めているところでございます。

私が町長として、令和元年5月臨時会で所信表明をさせていただいた際、我が国は少子高齢化、人口減少は国難というべき危機に直面していると述べさせていただきました。これは全国的な問題であると考えておりますが、今後本町の住宅促進事業などの移住定住政策におきましては、現在本町において、湯船原地区で進められている工業団地の整備の進捗に合わせて多くの雇用も生まれる見込みのため、働く方々のニーズに合った住む場所が必要であると考えており、他市町への人口流出を抑制する施策を検討してまいります。

本施策が達成されれば、町民が愛情にあふれ、住んで楽しく、住んで幸せを感じる理想郷、住民幸福度日本一の町になることを信じ、引き続き施策の実現に向けて努力をしてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問ありませんか。

○9番（岩田治和君） 再質問いたします。

答弁の中で本事業については完了し、町独自の開発行為の技術基準を新たに設ける手続を進めているというようなお答えがありました。まず、新規の住宅事業についてもそれなりに大いに意味があることは私は思っていますけど、現在、町の市街化区域内の旧小山地区などでは、歯が抜けたような空き地が目立っているわけです。

現に住んでいる方が満足できる方策をいろいろ今後考えるというような町長の政治姿勢の方も示されておりますけど、私は三つちょっと提案したいといえますか、今後の検討課題にもしていただきたいんですが、現在住んでいる方が新築しようと思っても、接道要件が建築基準法の再建築できないというような要件に入った場合、どうしても道路を多少拡幅してでもやっていただかないと個人の方では全く建設不可ということになってしまいます。そのためには、行政の力がまず必要だということを十分考えて御検討いただければと思います。

2番目に、同様に明倫地区、成美地区は急傾斜地が多いものですから、やはり山側に防御壁がなければ再建築ができないという箇所が幾つもあります。そうしますと、今の現状で防御壁がなければ、谷川の方向に前進しなきゃならないわけです。それだけの用地が十分ある方にはそういう手だてができるわけですけど、個人の力で防御壁をつくるということがなかなか難しい場所が多いわけです。これも行政の力で防御壁を更につくっていただくようなことが必要になってきます。特に、生土から音湊、中島地区、また、南藤曲から奈良橋の方向にかけても、そういう場所ばかりですので、行政が防御壁をさらに進めてつくっていただけるような対策が必要だと思います。

三つ目には、さらに今の若い方は現状の旧小山地区のように、100平米程度の敷地では住みたがらない方が多いわけです。現在、100平米程度で歯が抜けたような状態になっているところで再建築するよりも、もっと200平米以上の宅地が必要なんですけど、でも今住んでいる場所に建てたいという場合には、例えば100平米ぐらいの土地を二つ合わせて200平米にするとか、行政の力でそのあっせんができるような対応がとれないかどうかということが私は要望したいと思っております。既に町長の政治方針でも示されておりますけど、具体的な開発行為の技術基準ということもどのようにするかということは伺っておりませんので、具体的な内容について答弁を求めたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 岩田議員に一つ申し上げます。要望ということは、やはり一般質問では、やはりこれはいけないと思います。

○9番（岩田治和君） 考え方だけで結構です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 岩田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、先ほど町長の答弁にありました道路要件につきましては、現在、小山町開発行為の許可権者ということで静岡県基準を全部適用していますけれども、それがあまりにも厳しいということから、今回、小山町独自の開発基準を設けるとともに、市街化区域内の道路整備というの

はある程度行政の義務でもありますので、そこら辺につきまして、今後、道路管理者としての行政が絡んでいくというような二つの目的を持って今定めているところです。

議員の申しあげました個人の接道要件というのは、私も具体的にはあまりそのような相談というのはなく、例えば、個人のお宅の道路要件というのは道路法だけではなくて他の建築基準法の中でもいろいろないわゆる緩和条件がありますので、特に個人の敷地の接道について非常に困っているという話はなかなか普段は聞いていないというのが実情であります。

2番目の急傾斜地の話でございますけれども、個人の敷地の造成につきまして行政がお金を出すというのは非常に難しいところなんですけど、やっぱりある一定の要件が整った場合には急傾斜地崩壊防止事業の箇所づけとして、行政として取り組んでいくということになると思います。

3番目の若い方が100平米では住みたがらないというようなお話ですけれども、個人の敷地のことについて行政が過剰に手を出すわけにはいきませんが、例えば開発行為その他小山町直営の宅地の造成事業等につきましては、必ず面積は200平米以上とするようにしております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 再々質問いたします。

まず、昨年の6月ですが、町長は都市計画税条例の廃止のとき、現在はまだ時期早尚だというようなことを言われまして、私もその意見について同意したわけなんですけど、今後やはり都市計画税条例の必要性がまた議論されてくるとは考えられます。私の考えでは、定住促進事業の在り方について、新規分譲地を開発されることだけではなく、現在本町の市街化区域内の再開発をもっと進めていただきたいということを考えているわけです。

特に、現在道路を1本通せば住宅供給を解決できるようなことが多いわけです。ですから、現在の市街化区域で道路1本を造るようなインフラの整備を今後進めていただきたいとまず思いますけど、これについての意見をまず伺います。

もう1点、先ほどから人口の減少ということが言われております。特に近隣の市町に比べてこの小山町は、人口の減少が特に多く感じます。長泉町と比較するのはちょっとおかしいかもしれませんが、減少傾向の中でも小山町の人口減というのが一番多いように感じます。これはやはり行政の責任が多いと思いますので、特に定住促進事業を今後進める上で何とか人口減が生じないような方向について町長の考えを再度伺いたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再々質問でございますけれども、市街化区域内で大規模開発をするという区画整理かなど。住居関係ではそういうことになるかと思っておりますけれども、ちょっと前にも明倫地区で計画をして進んだということですが、どうしてもこれは権利者の合意がありませんと、これ進まないものですから、それと同じように1本道路を通せばというのはも

もちろんそれは理論上そういうことになるわけですが、これにつきましても権利者がおられまして、例えば、市街化区域内で農業をずっと続けたいという方もおられるわけで、その方向を強引に進めるということはできません。

したがいまして、地元そして権利者の皆様、地域の皆様の合意が整うような状況になれば、道路あるいは区画整理もやっていくということを考えております。ただ現状は、まだ具体的なものはないと言わざるを得ません。

人口減少ということですが、御質問が住宅促進、定住促進ということでございますから、やはりこれと関連づけますとしっかりと良好な住宅地、環境整備をしていくことによって、町民の方が更に小山町に魅力を感じていただけるということだというふうに思います。

例えば、住宅地でも今、地区計画で富士山麓フロンティアパーク小山地区計画を始めておりますけれども、説明会がありますけれども、それと同じように住宅地においてもこういう地区計画が可能でございますから、皆様の御意見を聞きながら、もしそういうところで一体の宅地で皆さんでそういう地区計画、例えば、よくあるのは屋根の色を統一しようとか、敷地面積を200平米にしようとか、いろいろな地区計画があるわけでございますので、そういう魅力のある団地をつくることによって少子化対策にも対応していくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問は終わっております。

○9番（岩田治和君） ちょっと意見だけ。今の町長の答弁ですが、菅沼地区の一例を挙げて道路1本をとというような説明をされていましたが、かなりこれは菅沼地区に限らずほかの地区でも賛否はいろいろあるかもしれませんが、道路1本通してくれば何とかかなという意見は特に聞いております。私の方にもそういう要望が入ってきています。

それで、地権者の反対はどうしても、どんな事業でも反対はつきものだと思いますので、できれば行政主導でやればいい方向になるんだということを示していただければ、今後、都市計画法条例なんていうことも必要性が論議されてくる中で、町の方が一生懸命、都市計画のためにやるんだという姿勢を示してもらえれば反対する方も少ないと思いますので、今後こういうことを含めて総合的に考えていただければと思います。

以上、私の意見といたします。以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時59分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番 遠藤 豪君。

○5番（遠藤 豪君） 令和元年度一般会計決算について通告質問をいたします。

一般会計の決算額は、歳入総額 183 億 5,467 万 4,000 円で、前年度比 50%の減、歳出総額は 167 億 2,381 万 9,000 円で 52.4%の減となり、歳入歳出差引額は 16 億 3,085 万 5,000 円でした。

これは、ふるさと納税による寄附金の減が大きな要因として考えられます。令和元年度の歳入を見ると、前年度との比較で実に 183 億 4,000 万円余が減少しておりますが、このうちのほとんどがふるさと寄附金であります。逆に増加したものは、固定資産税の増による町税の 1 億 8,000 万円余が目につきました。

他方、令和元年度の繰り出しの歳出の増を見ますと、新産業集積エリア造成事業特別会計への繰り出しとしておよそ 22 億円、台風 19 号対策として災害復旧費が 2 億 6,000 万円、消防費が 1 億 9,000 万円、教育費が小中学校等空調設備等に 11 億 7,000 万円が主なものとして挙げられます。

また、一般会計では、歳入歳出の差引額から各繰越額の充当財源を差し引いた純繰越金に前年度の実質収支を差し引いた、いわゆる単年度収支では 2,042 万 4,000 円の黒字となっております。

また、財政状況は、財政力指数が今年度 0.902、ここ 3 か年では平成 29 年度が 0.910、平成 30 年度が 0.919 と、10 年連続して 1.0 を下回り国から普通交付税を受けておりますが、それなりに頑張っている状況が見受けられたと思います。

また、もう一つの財政構造の弾力性を示します経常収支比率は 85.2%で、平成 29 年度の 80.0%、平成 30 年度の 82.7%と少しずつ上昇しており、こちらについては硬直化の一手手前であるのが大変気がかりになっております。

そこで、令和元年度の決算について幾つかの質問をいたします。

まず 1 点目として、池谷町長は今回決算を迎えた小山町の財政状況についてどのように考えているのか。また、町の財政規模についてどのくらいの収支が適正だと思われているのかお伺いをいたします。

次に、町長の掲げている主要施策の成果についてですが、令和元年度、町長は次の四つの施策を重点とし推進を図ったとのことですが、(1) 便利で快適なまち (環境・都市基盤)、(2) 安心・安全なまち (健康・福祉・危機管理)、(3) いきいきとしたまち (教育・文化・産業)、(4) 計画の推進のために (広域連携・行財政運営・協働)、これらの成果について、決算から見て自己評価するとしたら項目ごとに何点をつけるのか。

次に、3 点目として、繰越事業についてお伺いをいたします。

ここで目につくのがあまりにも繰越事業が多い点です。確かに予算の執行上には、継続費の逡次繰越、繰越明許、事故繰越が認められていますが、今回、足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業ほか 2 件の 2,392 万円余の計 3 件の逡次繰越を除いても、駿河小山駅再開発まちづくり検討支援ほか合計 26 件で 10 億 56 万円余の繰越明許繰越し額が、また、町道上野大御神線舗装補修工事の合計 3 件で 6,676 万円余の事故繰越、明許繰越額の総合計 10 億 9,125 万円余が翌年度に繰越しされました。

私が述べるまでもなく、各事業については交渉ごとや予期せぬ出来事が起こり、事業の進捗を妨げることも想定されますが、本来ならば原則として年度内処理が予算執行の基本であると考えておりますが、いかがでしょうか。

そこで、明許と事故繰越の事業 29 件のうち、災害復旧費の 5 件と繰越額が 1 億円以下のものを除いた繰越事業について、その完了時期と繰越理由について説明をいただきたいと思います。

次に 4 点目として、起債（公債費）についてお伺いをいたします。

令和元年度の公債費は 8 億 7,325 万円余で、前年度より僅かに減っていますが、まだまだ大きな金額です。そこで、今後の年度ごとの償還について、向こう 5 年間の償還額をお伺いいたします。

現在の小山町を見ると、一時的なふるさと納税の寄附金により財政的には少し上向いてはいますが、台風による災害復旧や新産業集積エリアの特別会計による繰出、学校関係への設備投資など、決して安穩としてられない状況下にあると推察されます。

そこで 5 点目の質問ですが、開発中の湯船原工業団地が完成した暁には、固定資産税、償却資産、法人町民税など、合計でどのくらいの税収を見込んでいるのかお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員にお答えいたします。

令和元年度一般会計決算についてのうち、初めに令和元年度決算を踏まえた財政状況及び財政規模についてであります。

令和元年度一般会計の決算について、歳入の特徴といたしましては、ふるさと納税による寄附金 7 億 8,900 万円、基金繰入金 55 億 2,400 万円、繰越金 15 億 9,800 万円が挙げられます。ふるさと納税が増加する前の平成 26 年度決算と比較しますと、26 年度は歳入決算額 92 億 6,000 万円のうち、寄附金は 1 億 1,000 万円、繰入金 4 億 4,000 万円、繰越金 4 億 4,600 万円でしたので、ふるさと寄附を主な原資として、69 億円余の財源を賄ったこととなります。

歳出では、令和元年度は普通建設事業費が 48 億 8,700 万円、うち単独事業が 25 億 600 万円となり、平成 26 年度決算では普通建設事業費 17 億 3,200 万円、うち単独事業は 6 億 4,000 万円でありましたので、普通建設事業で 2.8 倍、単独事業では 3.9 倍となっております。

また、繰出金が 26 億 9,700 万円であることも大きな特徴であり、うち 17 億 6,100 万円は新産業集積エリア造成事業特別会計への繰出金であります。

ふるさと寄附を頂いたことにより懸案となっていた事業を推進し、また、新産業集積エリアにおけるごみ処理への対応など、不測の事態にも対応することができたことは事実であります。

適正な財政規模はということですが、小山町中期財政計画でもお示しをさせていただいたとおり、総合計画の実施計画に掲げた事業を実施するためには、おおむね 100 億円程度を基本とすることが適切と考えております。

企業立地により、町税の増加が期待できる一方、人件費、扶助費、物件費など経常経費は平成26年度と比べそれぞれ1億円程度増加しており、コロナの影響もあり景気後退の局面に入った中、大変厳しい状況にあると考えております。

次に、決算から見た主要な施策の成果に対する自己評価についてであります。

令和元年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書にも、四つの主要な施策と37の基本施策ごとに、令和元年度に実施した施策の成果を記載しており、それぞれ点数をつけることはできませんが、各分野における施設整備に係る施策は、大きく推進したものと考えております。

これらの施設整備を住民幸福度につなげるためには、その活用や今後の管理運営を工夫し、育てていく必要があります。

一方、老朽化施設への対応は十分とは言えないと考えており、今後、計画的な取組を進める必要があると考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 私からは、3点目から5点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、令和元年度一般会計決算についてのうち、繰越事業の進捗についてであります。

令和元年度から繰越事業について、繰越明許26件、事故繰越3件について、6月定例会において繰越計算書の報告をさせていただいたところであります。事故繰越いたしました町道上野大御神線舗装補修工事その3ほか2件につきましては、既に事業は完了しております。

繰越明許いたしました事業についてであります。繰越額が3億7,773万4,000円となった地域優良賃貸住宅整備事業につきましては、完了をいたしました。

合わせて8億309万円の農地災害復旧事業ほか4件の災害復旧事業につきましては、工程管理をしながら事業を進めており、7月の大雨による影響がありますが、おおむね順調に進捗しております。

また、道路整備事業につきましても、一部を除きおおむね工程どおり進捗しております。

次に、今後の起債償還額の見込みについてであります。健康福祉会館などの大型事業の償還が完了しつつあり、平成22年災害復旧にかかる償還も完了しつつあります。また、近年は新たな起債額を毎年度8億円前後に平準化しておりますので、おおむね同一水準で推移するものと考えております。今後も引き続き、起債の抑制、平準化に努めてまいります。

次に、現在、開発中の事業が収束したときの税収はについてであります。

三来拠点事業の湯船原地区の富士山麓フロンティアパークで、10区画中5区画の土地、1社の家屋と償却資産、新産業集積エリアの土地、その他既に操業を開始している太陽光発電エリア、アグリインダストリーエリア、林業エリアで、固定資産税が課税されており、令和2年度の固定資産税額は1億3,147万円です。

全体が完成したときの固定資産税等の税収の見込みは、以前にもお答えをさせていただいておりますが、現在、造成中の上野工業団地や造成済みの工業団地に今後建設される工場等の家屋や企業の償却資産をそれぞれ一般的な割合の土地の2倍、3倍として単純に試算すると、初年度1年間で約8億円を見込んでおります。

これに加え、資産は困難ですが、法人町民税も見込まれます。

ただ現在、コロナウイルス感染症等の影響により、新規投資のタイミングを見計らっている事業所もあることから、法人住民税や家屋、償却資産の課税年度は流動的であると考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○5番（遠藤 豪君） それでは、3点再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、2点目の自己評価についてで再質問させていただきます。

4点の主要施策について、明確な点数がいただけないようなので、全体を通して昨年1年間の町長の仕事、職務について、及第点は取っておるとは思いますけれども、及第点を取れたのか、自己採点をできれば総合的にしていただきたいと思います。

それから2点目でございますけれども、3点目の繰越事業についてでございます。

全体的な進捗は御回答いただきましたが、主なものについての詳細を再度教えていただきたいと思います。

次に3点目ですが、4点目の質問の中で決算時点での町民1人当たりの借金（負債）、これは幾らになるのか、また、前年度と比べて減ったのか増えたのか、この点をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、昨年1年間の私の職務、仕事について、どうだったのかという点でございます。

まず、令和元年度当初予算につきましては、前町長のもとで編成をされたものであります。私は、前町長の予算編成に沿って事務執行したということがまず言えると思います。そんな中、一般会計の決算額は歳入が183億円余、歳出が167億円余となり、一昨年度と比較すれば歳入歳出ともに183億円余の減少という形になったものの、いわゆる通常年、ここでは平成26年と比べればまだまだ決算規模は大きく、様々な投資的事業が執行できたというふうに考えております。

昨年10月の台風19号や本年に入ってから新型コロナウイルスへの対応、新産業集積エリアにおける廃棄物の処理、そして新たなふるさと納税制度から適用除外となるなど、マイナスのインパクトが多い難しい1年であったというふうに思うわけでございますが、職員の頑張りもあり、単年度収支額は黒字となり、おおむね及第点ではないかと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 再質問の2点目、3点目についてお答えをさせていただきます。

まず2点目ですが、繰越事業の進捗の主なものについての詳細についてであります。事故繰越をいたしました3件、先行事業の移転補償の遅延により工事着手が遅れておりました防衛施設道路整備事業、町道上野大御神線道路改良舗装工事とその附帯工事及び、上野大御神線舗装補修工事その3の3件につきましては、既に完了しております。

また、繰越明許いたしました1億円以上の事業のうち、創業支援、投資事業有限責任組合出資金につきましては、さきに池谷議員からの御質問に答弁をさせていただいたとおりであります。

次に、道路案件のうち、町道3975号線は台風19号により資材調達に不測の時間を要しておりましたが、その後、資材不足は解消されつつあり、おおむね80%の出来高で工程どおりに進んでおります。

次に、工業団地アクセス道路整備事業ですが、国道246号の視距改良工事との工程調整で、繰越しをいたしました。現在三つの工事を実施しており各工期内で順調に進んでおるところでございます。

次に、国庫補助が2か年の債務負担となり繰越しをいたしました防衛施設道路整備事業ですが、工事費等と補償費を繰越しをいたしました。物件移転について移転交渉の協議を重ねておるところでございます。現時点では合意が得られておりませんが、移転完了次第、工事の実施という運びになります。

次に、年度またがっての事業実施となっております湯船排水路河川改修工事であります。二つの工事を実施中ですが、7月の長雨により若干の工程に遅れが発生しております。しかしながら、令和3年3月の工期完了を目指しておるところでございます。

次に、足柄駅交流センター建設工事、都市計画道路整備事業、地域優良賃貸住宅事業につきましてはそれぞれ完了し、供用をしているところであります。

最後に防衛省の内示の時期に起因しまして、繰越しをいたしました同報系無線設備デジタル化整備事業につきましては、本年12月末の工期に実施をしているところでありますが、本体工事の親卓の製作にコロナウイルスの関係で資材調達に時間を要してございまして若干遅れている状況にあります。

それから、最後の1点になります3番目の御質問ですが、町民1人当たりの借金（負債）につきまして、令和元年度末の一般会計起債残高は、84億3,167万9,171円でありまして、4月1日の人口1万8,123人で除しますと、1人当たり46万5,247円ということになります。

これに対しまして、平成30年度起債残高は81億89万7,837円、人口1万8,472人で除しますと1人当たり43万8,550円となりまして、比較しますと2万6,697円の増となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、12番 渡辺悦郎君。

○12 番（渡辺悦郎君） 本日は、御殿場市・小山町広域行政組合負担割合の対応について質問させていただきます。

広域行政組合関連は、小山町長、御殿場市長の両首長が協議し、広域行政組合議会において審議・評決となり、町議会で取り上げることでないと思われませんが、いまだ当局から説明が町民になされていないことを踏まえ、経緯と結果について町長の考えを質すものであることを先に申し述べておきます。

本件は、昨年9月10日、御殿場市長から町の負担2億3,700万円余の増額の申し入れがあり、町は10月24日付けで、現時点での見直しは適当でない旨を通告されたと聞きます。

これを受け御殿場市長は11月8日付で2回目の申し入れを行い、11月末日までに両市町の副町長、副市長を交えた事務局協議の場を設定してほしいとの申し入れがあったようです。

11月27日に事務局協議を行ったと聞きます。その際、議会の承認が得られなければ負担割合の変更は厳しいと回答されたと聞きます。

首長間における協議案件であり、議会は新聞報道でお互いの主張を知るのみでありました。

町議会での採決案件ではないためか12月13日、議員懇談会において初めて負担割合協議について当局から説明を受けました。

負担金につきましては、平成29年に見直されており、社会的、経済的にも大きな変化はない中での申し入れであり、当然認められる内容でもなく、小山町として再度協議を求める意見が噴出しました。

議会も過去の経緯について勉強会を開催いたしました。1月14日、広域行政組合一般会計予算の管理者査定があり、御殿場市長は予算を認めるように求めたと聞きます。町長は、管理者査定の場合であり協議の場合ではないという認識であったと報道で知ることができました。

1月20日、広域行政組合一般会計予算の決裁を持ってきたが拒否されたと聞きます。本年2月4日の議員懇談会の席上、おおむね5,000万円の増額を伝えたとの報告がありました。3月23日の広域議会本会議で、小山町の負担金が1億2,900万円余の増額予算案が上程されました。到底納得がいくものではなく、広域議会での採決で町の選出議員全員が反対したが予算は成立、可決いたしました。

その後、協議が継続され、ようやく双方の妥協点を見いだし、予算の修正を上程し現在に至っているところであります。

繰り返しになりますが、広域行政組合関連においては両首長が協議して、広域行政組合議会において審議・評決となります。町議会における採決はございません。今までの負担割合でも、人口1人当たりの負担金が御殿場より多く、今回の負担見直しで1人当たりの負担額は増額しました。ある程度の負担増はやむを得ないとは思いますが、これ以上町民に負担をかけることは人口減少にもつながりかねない危機的状況であります。町長はリーダーとしてリーダーシップを発

揮してもらわなければなりません。日頃から町民に見える行政をうたっていることを踏まえ、町民に対して経緯と結果を明確に説明すべきと考え、次のことを質問いたします。

当初、申入れが9月10日であったと聞きますが、それに対する対応が1か月余を経過した10月24日であったこと。議会への説明が12月定例会最終日の12月13日、閉会後の議員懇談会席上であったことを踏まえ、御殿場市からの申入れに対しての対応は適切であったのか。また、議会への説明の時期は適切性があつたのか伺います。

次に、2月4日の議員懇談会での報告、約5,000万円の増額から更に上積みされた最終金額8,900万円の負担増になったことを踏まえ、いつの段階でこの額面を提示したのか、また、金額は納得し説明できる適正なものであつたのか伺います。

次に、平成29年から僅か3年で社会的、経済的にも大きな変化がない中、御殿場市の申入れに対し受けざるを得なかつた経緯を踏まえ、今般3年という短期において負担金の見直しが行われたが、今後の対応について町長の考えを伺います。

以上3点、町長の答弁を求めます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをさせていただきます。

初めに、御殿場市からの申入れに対しての対応は適切であつたか、また、議会への説明の時期は適切であつたかについてであります。

昨年9月、御殿場市より1回目の申入れがあり、このときの申入れをそのまま受け入れた場合、小山町の負担は2億3,700万円余の増額というとても受入れがたい内容であつたことに加えて、本町といたしましては、平成29年8月16日に締結された御殿場市・小山町広域行政組合の管理運営に関する合意書を重く受け止めていること、また、その合意書締結当時と状況が変わっていないことなどから、翌10月にこのタイミングでの負担割合の見直しは適当でないという旨を御殿場市に回答いたしました。

これを受けて、翌11月に御殿場市から、互いの見解に大きな相違があるので、11月末日までに両市町の副市長、副町長を交えた事務局協議の場を設定してもらいたい旨の申入れがあり、11月末日に両市町の副市長、副町長を交えた事務局協議を行いました。

このとき、本町としては、議会の承諾が得られなければ負担割合の変更は難しいと回答したことから、翌12月に議員懇談会及び議員勉強会を開催させていただき、議員の皆様これまでの経緯等について御説明をさせていただきました。

以上の経緯から、御殿場市からの申し入れに対する対応及び議会への説明の時期は適切であつたと考えております。

次に、いつの段階でこの額面を提示したのか、または金額は納得し説明できる適正なものであつたかについてであります。

まず、議員御質問のいつの段階でこの額面を提示したのかについてであります。これは小山町が提示した金額というわけではなく、負担金協議が本格化した本年2月以降、両市町の事務局が多くの協議を重ね、双方歩み寄った末にたどり着いた金額であり、どちらかの市町が一方向的に提示したというものではありません。

また、その決定時期についてですが、合意書案や詳細な資料を作成して議員の皆様にお示しできるようになったのは本年度の5月になってからであります。以後、5月末から複数回にわたって議員の皆様詳しく御説明申し上げる時間を頂き、6月19日の議員懇談会において最終報告を行い、7月14日の合意書締結式に至ったという経緯でございます。

御質問後段の金額は納得し、説明できる適正なものであったかについてであります。

5月末に議員の皆様御説明させていただきましたとおり、これを時系列で詳細にわたり説明することは膨大な資料と時間が必要となるため、本日その全てをこの場で申し上げることはできませんが、両市町が主張するところは主張し、歩み寄るところは歩み寄り、協議に協議を重ねた結果という点を踏まえれば、金額は納得し説明できる適正なものであると考えております。

そして、何よりも重要なことは、合意ができずに両市町民の生活に多大な支障をきたすという事態を回避し、今回の合意書締結により御殿場市民、小山町民それぞれが今後も滞りなく生活できるようになったことであります。

先人の大変な御労苦により、議会・斎場・塵芥・し尿・常備消防業務等について一部事務組合が設立され今日に至っておりますが、今後も重要なパートナーである御殿場市と連携を図り、小山町民の生活維持、向上のために努力してまいります。

次に、今般3年という短期において負担金の見直しが行われたが、今後の対応についてであります。1点目の質問の答弁でも申し上げましたとおり、私も議員の皆様と同様、合意書の締結というものを非常に重く受け止めております。

したがって、本合意書における附帯事項として、社会情勢の変化等がない限り、今回の合意後、最低でも5年は見直しを行わないことを御殿場市に提案し、協議の上、御殿場市からも応諾をいただいております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。まず最初、申入れの対応は適切であったか、議会への説明時期は適切であったかについてでございます。

9月に申入れを受け、10月24日に通告されております。1か月以上の期間で何がなされたのでしょうか。この間、御殿場市長と同席されたことはなかったのでしょうか。前言で申し上げますが、両首長の協議案件であります。報道を通しての主張は協議の場ではございません。

また、議会への説明は12月13日、本会議終了閉会後の議員懇談会で行われました。御殿場市長の申入れは、次年度の予算査定に入る時期、9月であります。12月は概算要求に基づいた次年

度予算の骨格が表れる時期でもあります。その時期に初めて説明をするなどをもってのほかであります。

また、11月に行われた事務局協議の場で、議会の承諾がなければ負担割合の変更は難しいと回答されたとのことですが、議会に説明もないままに議決権のない議会への責任転嫁されたことは、誠に残念です。この対応でよかったのでしょうか。

次の質問です。

いつの段階で最終金額を提示したのか、金額は納得し説明できる適正なものであったのかについてでございます。

先ほどの答弁で、事務局は協議を重ね、双方が歩み寄った金額であると答弁されました。繰り返しになりますが、両首長の協議によって決定するものであり、副町長、事務局は、町長の指揮監督の下、忠実に職務を遂行してまいります。決定権者は町長であります。

町長は報道によりますと、当初、御殿場市、小山町の住民1人当たりの負担金額は同じでなければならないと主張されていたと記憶しております。その主張は、直接、御殿場市長に伝えられたのでしょうか。

かねてより、小山町民と御殿場市民との格差は平等割があるために、小山町民は御殿場市民より高額を負担をしていたわけであります。

今回、最終的に決定した額は、平成29年に締結した金額に上乘せをした金額でありました。町としては8,900万円の増額です。町民1人当たりの負担額は幾らで、御殿場市民1人当たりの負担額は幾らでしょうか。町のリーダーとして適正である旨の説明をお願いいたします。

3番目の質問でございます。今般の合意書についてでございます。

本年6月19日に開催されました議員懇談会の席上、今回の負担割合の変更に際し、小山町が一貫して御殿場市にお願いしていた向こう5年間は合意の見直しを行わないこと。湯沢平の土地は御殿場市が早急に買い取ることに、二つの条件について合意書の締結と併せて、両市町間で正式な文書を取り交わすと説明されております。この二つの条件を明文化したものはあるのでしょうか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

個別の事項についての答弁については、この後させていただきますが、基本的な話をまず、させていただきますと思います。

広域行政組合でございますけれども、これは地方自治法に定めます一部事務組合でございます。地方自治体がその事務の一部を共同で処理する特別地方公共団体という位置づけであります。御殿場市、小山町広域行政につきましては、本来、御殿場市と小山町がそれぞれ独自に処理すべきし尿、塵芥、斎場、常備消防の業務につきましては共同で処理することにより、両市町の事務効

率を向上させるものであります。したがいまして、特別地方公共団体ですから、構成員は御殿場市、小山町の全ての住民、約 11 万人弱ということになります。

したがいまして、基本的には 1 人当たり負担額は同一の公共団体、特別地方公共団体の中でありますので、1 人当たりとすると同額が基本となるわけですが、実質の両市町の負担額につきましては、施設の立地状況、当組合の場合には全部の施設が御殿場市に立地しているということ、あるいは過去の経緯等が加味されて、負担額が増減をすることになるということであります。一般的には規模の小さい自治体は 1 人当たりの負担額とすると、換算すれば負担額が大きくなるという状況であります。

合意書の締結につきましては、広域行政組合議長のほか、両市町議会の議長が同席し、立会人として署名をしております。これは副議長もおられましたので、御存じだというふうに思いますが、これは両市町の事務の一部を共同して処理していくことについての合意という意味もあり、大変重要な行為であるというふうに思っております。

また、両議会の代表として、また両市、御殿場市、小山町民の代表として締結に立ち会い、合意書記載事項を確認するとともに、締結後の合意事項について、これは監視、チェックしていくという意味もあるというふうに考えられます。

これは両市町長が両者だけの協議で決定すべきものではなく、両市町民の代表である両市町議会議員の皆様の御理解を得て進めなくてはならない大変重要なことであると考えているところでございます。

では、個別具体的な回答をさせていただきます。

初めに、9 月から 10 月の 1 か月間で何がなされたのでしょうかについてであります。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、御殿場市からの 1 回目の申入れ内容及びその見直し時期等について、当町としてはとても受入れがたい内容であったことは事実でございますが、何よりも両市町で構成する広域行政組合の運営、そして、それに伴う両市町の市民、町民の生活に及ぼす影響等を鑑みれば、その対応には慎重にならざるを得なかったということであります。

次に、御殿場市長との同席についてであります。私が当初から一貫して双方の事務局協議において正当な議論、民主的なやり方、合理的な計算方法、こういったキーワードをベースに、しっかり話し合っ決めていくようにということで、当時の副町長以下担当職員に指示を出し、その協議を一任をしておりました。

その協議の中で、双方の事務局はお互いに主張するところは主張し、譲るべきところは譲り合っこの結果になったとの報告を受け、御殿場市長も私も了承したところであります。

これは、両首長がいきなりトップ会談を行って、その方向性を二人だけの考え方で決めるものではなく、双方の事務局が市及び町の考えをしっかりと話し合っ決めてべきと考えたからでもあり、これについては御殿場市からも首長同士の会談を求める旨の申入れ等は特になく、当町と同

じように担当者に委ねていたということであり、また、こういった方法が全国的にも一般的であるというふうに考えます。

次に、議会への説明時期についてですが、先ほどの答弁及びただいま申し上げました内容などから、12月になったということでございます。これにより、当然、次年度当初予算での対応ができず、本年7月14日の合意書締結式を経て、今回補正予算という形で上程させていただいた次第でございます。

次に、議会への責任転嫁という質問についてであります。やはり2元代表制の趣旨から、予算に関しては地方自治法にも規定されておりますとおり、普通地方公共団体の長の権限は予算を調製し及びこれを執行することであり、また、議会の権限は議決事項としてその予算を定めると規定されております。

今回の協議により、補正等が発生する場合には、当然、議会の議決が必要であり、何よりも町民の皆様から選ばれた議員の皆様は何の説明もせずに事を進められないということもあり、事務局としてはそのような発言をしたわけであり、決してその決定を議会に責任転嫁したということではないということをご理解いただきたいと思います。

次に、金額の決定についてでございますが、先ほども述べさせていただきましたとおり、これは首長同士の話し合いで決める政治的な話ということではなく、双方の事務局がしっかりと話し合っただけで積み重ねて合理的な金額を算出し、その上で双方の首長が了承し合意書の締結を行うと、私はこういったやり方が正しいというふうに思っております。

行政運営とは首長が一人で行うものではなく、執行機関がしっかりと機能し、議会の協力を得て実行できるものだと私はそのように考えております。

次に、御殿場市、小山町の住民1人当たりの金額についてであります。その旨を直接、御殿場市長に伝えたことはございません。その後、事務局協議によってこの金額になり、その経過、考え方などについて詳細な説明を受け、私も御殿場市長も了承したところでございます。

次に、それぞれの金額についてでございますが、今回の負担割合の改定により、御殿場市民1人当たりの負担金額は2万3,085円、小山町民1人当たりの負担金額が3万4,677円となり、その差は1万1,592円であり、議員御指摘のとおり、これまで以上に両市町の市民、町民1人当たりの負担額の差は広がったということになります。

しかし、この金額の妥当性について明確に算出することが可能な消防基準財政需要額をベースに調査研究をした結果、仮に御殿場市、小山町がそれぞれ単独で広域の業務を全て行った場合、町民1人当たりの負担金額は、今回の改定後の負担割合により算出される金額よりも多くなることから、仮に新しい負担割合を採用した場合でも、御殿場市と広域行政組合としてやっていくことには相応のメリットがあるということが確認できましたので、この金額を妥当としましたところでございます。

最後に、今後の見直しや湯沢平の土地の件についてですが、令和2年7月14日の合意書締結式終了後、令和2年7月20日に当町から御殿場市に依頼文を送付し、令和2年7月22日付で御殿場市から回答をもらうという形で、既に正式な文書を取り交わしてございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 限られた時間で答えが出ないかもしれませんが、どうも町長の答弁を聞いていますと、事務局、事務局という形で、最終決定権者というのは町長なんですよ、キャプテンなんですよ、船でいったら船長です。先ほど私の方も申しましたように、指揮監督のもとに事務局も動くわけです。事務局が出したから私が認めましたというのはおかしいと思います。到底納得できる内容ではないので、私はこれをまた引き続きやらせていただきたいと思います。

本日はこれで質問を終わらせます。

○議長（池谷洋子君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月18日金曜日 午前10時開議

議案第82号から議案第99号までの議案31議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに議員の派遣について採決を行います。

本日は、これで散会します。

午後4時02分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和2年第5回小山町議会9月定例会会議録

令和2年9月18日（第5日）

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君
欠席議員 なし
説明のために出席した者
町 長 池谷 晴一君 副 町 長 大森 康弘君
教 育 長 天野 文子君 企 画 総 務 部 長 野木 雄次君
危 機 管 理 局 長 遠藤 正樹君 住 民 福 祉 部 長 小野 一彦君
経 済 産 業 部 長 高村 良文君 都 市 基 盤 部 長 湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進局長 池谷 精市君 教 育 次 長 長田 忠典君
企 画 政 策 課 長 清水 良久君 総 務 課 長 池田 馨君
建 設 課 長 山口 幸治君 総務課課長補佐 渡邊 徹君
職務のために出席した者
議 会 事 務 局 長 後藤 喜昭君 議 会 事 務 局 書 記 池谷 孝幸君
会議録署名議員 5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
閉 会 午後0時00分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第 82 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 議案第 83 号 小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 84 号 小山町足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 85 号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 86 号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 87 号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 88 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 8 議案第 89 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 90 号 令和 2 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 91 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 92 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 93 号 令和 2 年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 94 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 95 号 令和 2 年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 96 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 議案第 97 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 98 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 18 認定第 1 号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 19 認定第 2 号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 20 認定第 3 号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 21 認定第 4 号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 22 認定第 5 号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 23 認定第 6 号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 24 認定第 7 号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 25 認定第 8 号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 26 認定第 9 号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 27 認定第 10 号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 28 認定第 11 号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 29 認定第 12 号 令和元年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 30 認定第 13 号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 31 議案第 99 号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第 32 議員の派遣について

(追加日程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 報告第19号 専決処分の報告について
- 追加日程第3 報告第20号 専決処分の報告について
- 追加日程第4 報告第21号 専決処分の報告について
- 追加日程第5 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで、御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第 1 議案第 82 号 町道路線の廃止について
日程第 2 議案第 83 号 小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
日程第 3 議案第 84 号 小山町足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 4 議案第 85 号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第 86 号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第 87 号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第 88 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 8 議案第 89 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9 議案第 90 号 令和 2 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 10 議案第 91 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 11 議案第 92 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 12 議案第 93 号 令和 2 年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 13 議案第 94 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14 議案第 95 号 令和 2 年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 15 議案第 96 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 16 議案第 97 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 17 議案第 98 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（池谷洋子君） 日程第 1 議案第 82 号から日程第 17 議案第 98 号までの議案 17 件を一括議題とします。

それでは、8 月 27 日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第 41 条第 1 項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 池谷 弘君。

○総務建設委員長（池谷 弘君） ただいまから、9月9日、総務建設委員会に付託された11議案について、審査の経過と結果を御報告します。

9月9日、午前10時から会議室において、当局から副町長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し審査を行いました。

初めに、議案第82号 町道路線の廃止についてを報告します。

委員から、道路敷の払い下げの希望者は何人いるのか。との質疑に。

希望者は1人です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第82号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 小山町足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第85号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第87号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第7号）を報告します。

委員から、新産業集積エリア造成事業特別会計繰入金が約7億2,000万円計上されているが、以前の説明では、余ったときは全て総合計画推進基金に積み立てるとしていたが、今回の補正では総合計画推進基金積立金は6億円となっている。その理由と残りの約1億2,000万円はどこに計上したのか。との質疑に。

新産業集積エリア造成事業特別会計予算の精算に伴い、その精算金を繰り入れるもので、全額を基金に積み立てるのがベターかと思いますが、一般財源にも不足がありますので、総合計画推進基金を充当できる事業に充てました。との答弁がありました。

委員から、土木費国庫補助金で、道路改築等の社会資本整備総合交付金と道路構造物点検・修繕等の防災安全交付金が併せて約1億4,000万円の大幅減額になっているが、その理由は。との質疑に。

それぞれの交付額の決定に合わせて減額するものです。社会資本整備総合交付金の道路改築事業分約1億3,000万円が主なものです。また、要望額に対する交付決定額の比率は、両交付金ともに約59%でした。との答弁がありました。

委員から、ハイキングコース維持・管理業務の720万円の内容は。との質疑に。

7月の長雨で、金時山の登山道が崩壊した関係で、その災害復旧業務を委託するものです。主な内容は、現地測量・現地踏査、基本設計・実施設計を行うものです。との答弁がありました。

委員から、町道整備事業費の道路改良舗装事業に4,160万円計上されているが、主な事業内容は。との質疑に。

小山3区内の県道駿河小山停車場線から滝沢方面に抜ける町道1626号線の道路改良舗装工事を計画しています。地元住民の多くが利用される生活道路であり、道幅が狭く見通しも悪く危険

な状況であるため、カーブ箇所を中心とした延長約 80 メートル区間の拡幅改良工事を行うものです。との答弁がありました。

委員から、新東名関連町道整備事業費の道路改良舗装事業費に 4,270 万円計上されているが、その内容は。との質疑に。

大御神のラウンドアバウト交差点の道路照明と道路標識の設置工事を計画しています。ラウンドアバウト交差点改良工事の発注を 10 月に予定していますが、公安委員会をはじめとする関係機関との調整が整ったことから、交差点改良工事と併せて道路照明と道路標識の設置工事を行うものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 88 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 92 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を報告します。

委員から、須走浄化センター長寿命化整備事業費が 571 万円余り減額補正されている。その理由を国からの交付金の交付決定によるものだという説明があったが、長寿命化整備事業を着実に進めていく上で支障はないのか。との質疑に。

今回の工事は 2 か年で実施を計画しており、交付金の審査についても 2 か年分を一括で承認を受けて実施しています。今年度減額された交付金額は、来年度に交付していただくよう国費の要望手続を行っているので、事業進捗には影響が出ないものと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 92 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 94 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 95 号 令和 2 年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 96 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 97 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 98 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第 1 号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された 11 議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、大胡田用沢線と一色中日向線の交差点部分、町道 3628 号線ラウンドアバウト周辺の道路照明・標識設置工事箇所、木質バイオマス発電所、町道 1027 号線の現地確認と視察を実施しましたことも併せて御報告します。

○議長（池谷洋子君） 次に、文教厚生委員長 佐藤省三君。

○文教厚生委員長（佐藤省三君） ただいまから、9 月 11 日、文教厚生委員会に付託された 8 議案について、審査の経過と結果を御報告します。

9月11日午前10時から会議室において、当局から、副町長、教育長、関係部課長等、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第83号 小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について、議案第85号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第86号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第7号）を報告します。

委員から、塵芥収集運搬費が500万円の増額ですが、当初予算と合わせると6,000万円になる。この500万円の補正の要因は。また、令和2年度よりペットボトルの収集は土曜日がなくなっている。これは収集運搬費の減額要因だと思うが、令和元年度決算と比較すると約1,000万円の増額になるが、その理由は。との質疑に。

500万円の増額の根拠ですが、4月から12月までの9か月分のごみ収集運搬委託料の契約額に基づき1年分の委託料を算定し、予算の不足額を計上したものです。ペットボトルの収集については、収集日が土曜日から水曜日になり、収集運搬業者では、従前から水曜日に行っていた他の収集業務に加え、更にペットボトルの収集が入ったことにより、車両の増加を考慮する必要が生じたことなどが影響したと想定しています。との答弁がありました。

委員から、環境基本計画調査100万円の減額について、このような調査は年間を通してやるべきだと思うが、なぜ年度途中で減額するのか。との質疑に。

この調査は、毎年、場所を変えながら夏休みに小学生等に参加してもらい、水生生物の調査を行っているものです。今回は新型コロナの感染症拡大の懸念があり、実施しないこととしました。との答弁がありました。

委員から、スクールバス運営事業費について、現行の運行ルートはどこか。との質疑に。

するがおやまこども園の園児の送迎用で、明倫地区の園児をするがおやまこども園舎に送迎するものと、旧生土保育園の園舎から旧駿河小山幼稚園の園舎への移動用の2種類で使っています。との答弁がありました。

委員から、高齢者福祉推進費の浴槽用リフト155万7,000円の内容は。との質疑に。

ハートデイサービスセンターに設置してある浴槽に使う要介護者用のリフトの更新費用です。現在使用しているリフトは設置してから8年経過しており、経年劣化も見られ、入浴サービスが提供出来なくなると利用者にも影響があるので交換をするものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第88号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第90号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）、議案第91号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第93号 令和2年度小山町介護保険特別会

計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された8議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、須走教育施設等駐車場整備場所、すばしりこども園購入用地についての現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告します。

○議長（池谷洋子君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第82号 町道路線の廃止について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第83号 小山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第84号 小山町足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第85号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第86号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第87号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第88号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第7号)について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第89号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 89 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 90 号 令和 2 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第 1 号)について。文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 90 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 91 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 91 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 92 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について。総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第93号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第94号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第95号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第96号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第97号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 97 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 98 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 98 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 認定第 1 号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第 19 認定第 2 号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第 20 認定第 3 号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第 21 認定第 4 号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第 22 認定第 5 号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第 23 認定第 6 号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第 24 認定第 7 号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第 25 認定第 8 号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第 26 認定第 9 号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第 27 認定第 10 号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第 28 認定第 11 号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算

日程第 29 認定第 12 号 令和元年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算

日程第 30 認定第 13 号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算

日程第 31 議案第 99 号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（池谷洋子君） 日程第 18 認定第 1 号から日程第 30 認定第 13 号までの令和元年度決算 13 件と、日程第 31 議案第 99 号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 1 件の、合計 14 件を一括議題とします。

それでは、9月1日、各常任委員会に付託した認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長、池谷 弘君。

○総務建設委員長（池谷 弘君） 9月9日、総務建設委員会に付託された令和元年度決算関係の委員会での審査の経過と結果を御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係10件の審査を行いました。

初めに、認定第1号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、足柄ふれあい公園使用料の詳細は。との質疑に。

パークゴルフ利用料が、利用者1,791人で55万9,800円、農園利用料が32万2,000円、バーベキューガーデン利用料が延べ2,892人、396卓で79万2,000円です。との答弁がありました。

委員から、繰越金の収入済額が前年度比較で約6億6,000万円余りの増額となった。これは複数年にわたる事業が増えていることや、その事業規模が大きくなっているためなのか。との質疑に。

繰越明許費による事業の一般財源分が大幅に増えています。主に道路事業において、その事業の工期が平成30年度から2か年にわたり事業を実施しなければならなかったものが多くありました。また、事業数も多かったこと、さらに小中学校等の空調設備については、補助採択が年度末になった要因などで、繰越しによる事業実施をする必要があったために多くなりました。との答弁がありました。

委員から、ゴルフ場利用税交付金が年々減ってきていて2億円を切るころまできているが、この交付金は今後も継続されていくのか、その見通しは。との質疑に。

オリンピックの絡みもあり、廃止の動きも出ていましたが、引き続き継続していただけるよう、国・県等に働きかけていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、ミニボートピア富士おやま環境整備協力金に関して、設立当初は反対など問題となったが、現在は問題なく毎年2,000万円以上が町に入ってきている。元年度に関して若干減少しているが、売上額と入場者数は。との質疑に。

前年度より約400万円減っています。この原因は、浜名湖競艇場で2か月間修繕工事があり、その間レースが行われなかったことと、新型コロナウイルスの影響で休館していたことで、開催日数が減ったことによるものです。売上額は21億76万5,500円、入場者数は10万1,034人です。との答弁がありました。

委員から、有害鳥獣対策費に関して最近その被害が増加しており、町の猟友会の会員も高齢化していると聞いているが、現在の会員数と平均年齢、取得している免許の種類、会員を増やすための対策を検討しているのか、それぞれ伺う。との質疑に。

会員数は4月1日現在で36人、うち1人が女性です。平均年齢は平成25年当時は66歳でしたが、20代から40代の方が8人増加したことにより61歳となりました。免許の種類は、銃と罟の

両方持っている方が14人、銃だけが6人、罌だけが16人です。猟友会の人数を増やすための対策は、銃、罌の狩猟免許の取得に関する費用等について、最大10万円までの補助を行っています。

との答弁がありました。

委員から、音淵地区リノベーションまちづくり検討支援に769万円支出しているが、今後もこの検討は継続されていくのか。更に検討後はどう具体化に結びつけていくのか。との質疑に。

リノベーションまちづくりは、単に空き家をリノベーションして活用するというものではなく、魅力が低下した地域を地元の人達が再生していくまちづくりの手法の一つです。昨年度は成美地区の街中を対象に新たな活性化の手法を学ぶ機会を提供し、プレーヤーの発掘・育成とネットワークづくり、また地域住民の意識醸成のきっかけづくりとして業務を実施しました。結果として、町を変えたいという意識を持った地域住民、特に若い方や女性を中心に、具体的に空き家や空き店舗の活用に向けて乗り出す動きも出て来ていますので、民間の積極的な活動への支援を今後も続けていきます。との答弁がありました。

委員から、観光地域づくり推進業務はどんなものに使用して出来た成果なのか。との質疑に。

DMOの立ち上げの部分で、観光協会を通じて委託で行いました。具体的な取り組みの例としては、町内で撮影した写真のフォトコンテスト等を行いました。その効果として、町外の方が小山町に来ていただいたのとの取り組みもできました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、わさび平と宮ノ台の分譲販売状況は。との質疑に。

わさび平は、全36区画中、売却済が33区画、契約済が3区画で、完売しました。宮ノ台は、全13区画中、売却済が4区画、契約済が1区画で、残りが8区画です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第8号は全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算、認定第10号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、実質収支額が1,000万円余りの赤字である。繰上充用は制度上認められているが、毎年これを続けていくことは好ましくないと思うが、どう考えるか。との質疑に。

2年連続の赤字収支となり、事業の抜本的な見直しが必要であると認識しています。今後、事業運営に当たり、財政面に精通した有識者を交えた検討会を開催し、政策理念に加えて、経営の観点からも事業収支の分析を行っていただき、施設の在り方を決めていきます。

公営企業会計は、基本的には採算が整うような形の経営が求められるのが理念です。しかし、採算が完全にとれるのであれば、民間に任せればよいことであり、公益的な部分がある場合は、一定程度の公金投入はやむを得ないということが一般的には言われています。その代表的なものは病院で、料金収入ではとても賄えないが、やめるわけにはいかないので、一定程度の税金による繰入れ等については認められています。この分野についても、そういった採算の問題と、公益性の問題等を総合的に勘案した上で、必要があれば税金の投入も一定程度御理解を得ながら、長期間にわたり入れることは好ましくありませんが、1円も入れてはならないということが本当に妥当なのかについては、十分検証していかなければならないと考えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第11号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第13号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、温泉使用料の歳入が約35万円に対して、温泉施設維持管理費が約40万円で、単年度では実質赤字となるが、前年度繰越金による帳簿上は実質収支額がプラス計上になっている。何年もこの傾向のままでは好ましくない。当該のホテルとはどんな話し合いがなされているのか。との質疑に。

平成30年5月31日に、供給量を1日当たり15立方メートルを上限に許可しているところです。ホテルに対しては、これまでも使用料を増やすようお願いをしており、ホテル側も入れ替えの頻度を増やしたり、湯船へのお湯はりの量を嵩上げするなど努力をいただいています。ホテル側も温泉を活用することを打ち出していることから、今後、ホテルと町でさらに細かい内容に関して話をしていきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第13号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第99号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定を報告します。

委員から、貸借対照表の資産の部、構築物が約7億1,500万円増加しているが、この内容は。との質疑に。

主な要因は、湯船原の配水場が完成し、固定資産に組み入れられたことによるものです。との答弁がありました。

委員から、貸借対照表の資本の部、剰余金の利益剰余金合計が約3億1,000万円となっているが、これは現在の積立額の金額と解釈してよいのか。との質疑に。

積立額の内訳は、減債積立金が約 2,700 万円、利益積立金が約 2,200 万円、建設改良積立金が約 7,200 万円と、当年度未処分利益剰余金約 3,000 万円について、今回の議決後に建設改良積立金に積立てを行い、その合計は約 1 億 5,100 万円になります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 99 号は、全員賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、令和元年度決算関係 10 議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで 10 分間休憩します。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 06 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、文教厚生委員長、佐藤省三君。

○文教厚生委員長（佐藤省三君） 9 月 11 日、文教厚生委員会に付託された、令和元年度決算関係の委員会での審査の経過と結果を御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係 5 件の審査を行いました。

初めに、認定第 1 号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、保育所保育料（滞納繰越分）について、滞納されていた家庭数や徴収方法は。との質疑に。

前年度未納となった 4 世帯 26 件分の繰越し分で、納付書により自主納付していただきました。との答弁がありました。

委員から、健康福祉会館の修繕料約 1,170 万円の内容は。との質疑に。

平成 12 年に健康福祉会館が開所以来、使用してきた防災監視盤について故障時の部品がないとの報告を受けたことから、その交換及び非常放送設備のリニューアル修繕を行った 990 万円が主なものです。との答弁がありました。

委員から、工業排水路水質測定について、現在、工業団地の造成等目白押しとなっている。須川や鮎沢川の下流域に影響を及ぼさないためにも、工業排水の水質は十分に注意する必要があると思うが。との質疑に。

今後、企業が立地することにより工業排水が排水路に流される予定ですので、その分の水質測定も実施することで検討していきます。との答弁がありました。

委員から、精神障害者医療費扶助約 326 万円について、対象者数と、これが増加傾向にあるのか。との質疑に。

人数は 16 人、延べ月数で 137 月分です。退院等により人数に変動がありますが、以前に比べて若干減少傾向にあります。との答弁がありました。

委員から、水防費の緊急業務、約1億3,000万円の内容は。との質疑に。

台風19号の復旧に係る緊急業務委託です。未来拠点事業に係る応急業務で6件、防災課関係応急業務で2件、観光施設復旧に1件、農業用施設復旧に28件、町道・河川復旧に63件の応急業務を実施したものです。との答弁がありました。

委員から、国庫支出金の防音事業関連維持事業補助金は、どこの学校が対象で、どのような事業か。との質疑に。

対象は須走中学校です。この補助金は、須走中学校の校舎を建築する際に防衛3条補助金により防音工事を実施しました。これに伴い、空調機器関係の電気代が補助の対象になっており、毎年、基本料金の3分の2と、電力量料金の10分の5.5を補助してもらっています。との答弁がありました。

委員から、交通指導員報酬について、人数と時間当たりの報酬は幾らか。との質疑に。

人数は25人です。報酬額は、年間で小山町は9万6,000円、御殿場市は13万2,000円、裾野市は7万5,000円、清水町は会員で7万8,000円、会長が9万円、沼津市は2万5,000円、長泉町は報酬がないとのこと。これを1回当たりの出勤回数に換算すると、小山町は1,600円、御殿場市は1,100円になります。との答弁がありました。

委員から、道の駅「ふじおやま」防災拠点用地立毛補償、約76万円はどのような内容か。との質疑に。

道の駅「ふじおやま」防災拠点用地取得に関して、用地取得に至らないために稲作を休耕していただいたことに対する地権者への補償で、対象者は2人です。との答弁がありました。

委員から、地域の中核医療機関である富士小山病院に公的病院等運営補助金を交付し、地域医療の確保を図ったとのことだが、コロナ禍において、非常に運営が厳しいと聞いているが、今後も継続してこの補助を行うのか。との質疑に。

補助金については、国の特別交付税の財源を充て平成27年度から継続しています。地域の中核病院である富士小山病院は、絶対に重要な病院であるため、今後も可能であれば続けていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、クアオルトに関して、今年の台風19号で、道路決壊等で足柄コースが出来なくなりました。思い起こすと肝煎りで始めた事業ですが、参加者が少ない状況です。それに関して、山形県上山市は民間と公共が一緒になって頑張っている。今後は、あのような展開を町が行っていく気持ちがあるのか。との質疑に。

この事業は、当初2コースで始めました。3年目ということで、力を入れてやっていた矢先に、台風災害、コロナがあり、厳しい状況になりました。上山市には視察に行き、すばらしい立地条件で、あのままを小山町に持ち込むのはかなり難しいのかなと実感して帰ってきました。地域を挙げてあのような運動を盛り上げているのはすばらしいことなので、町としても、あそこ

までは出来ませんが、そこを目指して町民が健康になるように頑張っていきたい。との答弁がありました。

委員から、駿豆学園管理組合に関して、概要と、どのような参画団体か。小山町から何人の方が入所しているのか。との質疑に。

駿東郡と富士郡の手をつなぐ育成会の強い要望があり、昭和46年頃に障害児の施設としてスタートしました。その後、障害者の施設になり、現在定員50人に対して49人の知的障害者が入所しています。駿豆学園の組合を組織しているのは、駿東郡の長泉町・清水町、裾野市、富士郡の旧富士川町、田方郡の伊豆市、伊豆の国市、旧戸田村の沼津市、これらで一部事務組合を組織しています。小山町からは2人の方が入所しています。との答弁がありました。

委員から、消防水利の設置について、消防水利が不足している地域に消火栓を整備し、水利の充足率の向上を図ったとのことだが、この内容は。との質疑に。

主に新産業集積エリア内に150パイの消火栓を8基と、民間の土地利用の関係で40トンの防火水槽を1件整備しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、居宅介護サービスと、地域密着型介護サービスとの線引きはどのようにしているのか。介護の度合いなのか、ケアマネの判断か。との質疑に。

地域密着型サービスは、町民が住み慣れた地域で生活できるように支援するためのサービスとして、町が指導監督の権限を持っています。原則、町民のみが利用できるサービスです。それ以外にサービス使用に係る線引きはありません。よって、両サービスとも要介護1から5の方が対象になりますので、要介護度の度合いによる違いはありません。サービスを利用するには、担当のケアマネージャーが作成するケアプランに基づいて利用します。本人の状態や希望、施設の空き状況によって、どのサービスを使うのかとなるので、線引きはありません。との答弁がありました。

委員から、町内には日帰りであることができる受入れ施設はどのくらいあるのか。との質疑に。

地域密着型は4か所、通常型は5か所あります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された、令和元年度決算関係5議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（池谷洋子君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第18 認定第1号 令和元年度小山町一般会計歳入歳出決算について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

○議長（池谷洋子君） お諮りします。日程第19 認定第2号から日程第30 認定第13号までの令和元年度特別会計決算12件、及び日程第31 議案第99号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計13件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第13号及び議案第99号を一括質疑とします。

それでは、認定第2号から議案第99号までについて、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19 認定第2号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第20 認定第3号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第21 認定第4号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

日程第22 認定第5号 令和元年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第23 認定第6号 令和元年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第24 認定第7号 令和元年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第25 認定第8号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

日程第26 認定第9号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

日程第27 認定第10号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第10号は認定することに決定しました。

日程第28 認定第11号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。8番 高畑博行君。

○8番(高畑博行君) 認定第11号 令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の認定に、反対の立場から討論いたします。

令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算は、歳入の売電収入2,694万4,034円に対して、歳出は発電事業費1,947万8,773円、償還金元金及び利子が996万5,596円、前年度繰上充用金792万1,612円であり、歳入歳出差引不足額が1,042万1,947円となりました。

この発電所建設の総事業費は約3億400万円で、うち7,500万円が県の補助金、御殿場農協からの起債額が約2億1,870万円で始めた事業です。繰上充用の見込みは、売電収入により約20年間かけて返していくという説明を、令和元年11月5日の「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会場で聞いて驚いたわけです。しかし、地元産ペレットとブルクハルト社のガス化ユニットとの相性の問題もあり、なかなか順調な稼働が出来なかった現実があります。更に260キロワットまで供給可能な売熱事業の有効性を事業開始まで当局は熱く語っていたのに、いざ事業が始まっても熱を売る相手企業がなく未だに売熱できない点も当初の事業設計の甘さを指摘されても仕方ないでしょう。

不幸にして起こった、本年7月の火災事故の検証と、今後の本発電事業そのものの検討は、今後の検討会に委ねるにしても、制度としては認められている繰上充用を20年余りの長期にわたって続ける手法をはじめ、売熱できない見通しの甘さやペレットとユニットの相性の問題、さらに行政アドバイザーによれば、定期的に部品交換は必要であるとか、大規模なメンテナンスもあり得るという話を聞けば、繰上充用の年数は20年どころか、更に大きく伸びる懸念も生じています。

今になって考えれば、オープニング前になぜもっと慎重な試運転や細かなチェックができなかったのか問われますし、木質バイオマス発電事業は開始当初から問題点だらけだったことは明らかであり、そんな準備不足の中で思うように稼働出来なかった本事業の決算に対して、私はそのまま素直に認定するわけにはいきません。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、認定第11号は、認定することに決定しました。

日程第29 認定第12号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、認定第12号は認定することに決定しました。

日程第30 認定第13号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 認定第13号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論いたします。

令和元年度の小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算を見ると、歳入の温泉使用料35万6,650円に対して、歳出は、温泉供給施設管理費40万4,525円で、実質的には赤字です。差引き4万7,875円の僅かな赤字額とはいうものの見過ごすわけにはいきません。辛うじて前年度繰越金310万2,097円が歳入として繰り越されているので実質収支は黒字ですが、歳入の温泉使用料より歳出の温泉供給施設管理費の方が高額であるという事実は、やはり問題です。何のための特別会計まで作って儲からない本事業をやるのかという、そもそも論になってしまうからです。

この事業は、あしがら温泉の地で汲み上げるお湯の量が、あしがら温泉で消費する量より豊富で温泉が余っているから近くに出来るホテルに温泉を供給しようという目的で始めた事業です。

せっかく温泉を送る管まで設置して始めた事業なのに、肝心のホテル側が温泉を使わないというのは問題です。実質赤字なら、この事業はやめてしまったらどうかという意見が出てきて当然です。町は、当該ホテルと今後十分に議論し、採算が合うように改善する必要があるのは当然で、今後数年の歳入歳出の推移を見ていく必要はありますが、実質上赤字を出した令和元年度の決算に対して、私はそのまま素直に認定するわけにはいきません。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、認定第13号は認定することに決定しました。

日程第31 議案第99号 令和元年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

これから討論を行います。

討論はありませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本案は委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第99号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第32 議員の派遣について

○議長（池谷洋子君） 日程第32 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、11月4日に清水町で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

○議長（池谷洋子君） お諮りします。ただいま決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

○議長（池谷洋子君） お諮りします。ただいま町長から報告第 19 号 専決処分の報告について、報告第 20 号 専決処分の報告について、報告第 21 号 専決処分の報告について。また議会から、発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の合計 4 件の追加議案が提出されました。

発議 1 件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告 19 号、報告第 20 号、報告第 21 号並びに議会提出の発議第 2 号の合計 4 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願ひします。

追加日程第 1

町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 追加日程第 1 町長提案説明を議題とします。

町長から、報告第 19 号から報告第 21 号について、提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 今回、追加提案いたしましたのは、報告 3 件であります。

初めに、報告第 19 号 専決処分の報告についてであります。

本案は、令和 2 年 7 月 12 日に、町道で発生した自動車損傷事故の損害賠償の額について、地方自治法の規定により決定し、専決処分をしましたので報告するものであります。

次に、報告第 20 号 専決処分の報告についてであります。

本案は、令和 2 年 7 月 27 日に、町道で発生した自動車損傷事故の損害賠償の額について、地方自治法の規定により決定し、専決処分をしましたので報告するものであります。

次に、報告第 21 号 専決処分の報告についてであります。

本案は、令和 2 年 7 月 27 日に、町道で発生した自動車損傷事故の損害賠償の額について、地方自治法の規定により決定し、専決処分をしましたので報告するものであります。

なお、詳細につきましては関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） お諮りします。追加日程第2 報告第19号から追加日程第4 報告第21号までの専決処分の報告についての3議案については一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第2 報告第19号から追加日程第4 報告第21号までを一括議題とします。

追加日程第2 報告第19号 専決処分の報告について

追加日程第3 報告第20号 専決処分の報告について

追加日程第4 報告第21号 専決処分の報告について

○議長（池谷洋子君） 追加日程第2 報告第19号から追加日程第4 報告第21号までの専決処分の報告について一括して報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第19号 専決処分の報告についてであります。

議案書は2ページであります。

本案は、町道において発生をいたしました自動車損傷事故につきまして損害賠償の額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

事故の概要は、令和2年7月12日午後5時頃、当該車両が桑木地内の町道桑木新柴線を足柄駅方向に走行中、断続的に降り続いた雨により生じた舗装の損壊による穴に車両左側の前輪後輪が落ち、タイヤを損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金1万4,025円を町が支払うことで示談が整い、8月28日に専決処分をしたものであります。

続きまして、報告第20号 専決処分の報告についてであります。

議案書は4ページになります。

本案は、町道において発生をいたしました自動車損傷事故につきまして損害賠償の額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

事故の概要は、令和2年7月27日午後7時10分頃、当該車両が大胡田地内の町道3883号線を御殿場方向に走行中、断続的に降り続いた雨により生じた舗装の損壊による穴に車両左側の前輪後輪が落ち、タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金1万5,169円を町が支払うことで示談が整い、9月7日に専決処分をしたものであります。

続きまして、報告第21号 専決処分の報告についてであります。

議案書は6ページになります。

本案は、町道におきまして発生した自動車損傷事故につきまして損害賠償の額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告をするものであります。

事故の概要は、令和2年7月27日午後9時30分頃、当該車両が大胡田地内の町道3883号線を御殿場方向に走行中、断続的に降り続いた雨により生じた舗装の損壊による穴に車両左側の前輪後輪が落ち、タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金1万5,708円を町が支払うことで示談が整い、9月8日に専決処分をしたものであります。

なお、報告案件3件とも賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、全額補填をされます。

ここ最近長雨が続いたとはいいまでも、道路管理の瑕疵による自動車損傷事故が多発したことについては、大変申し訳ないと思っております。

今後、町道の維持管理及び事故防止につきまして、さらに細心の注意を払い、管理をしてまいり所存でありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

報告は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので御了承願います。

追加日程第5 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（池谷洋子君） 追加日程第5 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） ただいま議題となりました、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、静岡県町村議会議長会会長から小山町議会へ意見書の採択を求める依頼が提出され、議会運営委員会において総務建設委員会へ付託され、9月9日の委員会で、慎重審議、協議していただき、本議会に提案することに全員の可決を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減がたかくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要の対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、当町の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられる特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日、静岡県駿東郡小山町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上のとおり提出するものです。

提出者、池谷 弘。

賛成者、室伏辰彦、鈴木 豊、菌田豊造、高畑博行、岩田治和。

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

池谷 弘君提出の発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和2年第5回小山町議会9月定例会を閉会します。

午後0時00分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

署 名 議 員 佐 藤 省 三